

宇部市地域防災計画

風水害対策編

風水害対策編 目次

第1部 総則

第1章 計画の基本方針	-----	1-1-1
第1節 計画の目的	-----	1-1-2
第2節 計画の性格	-----	1-1-2
第3節 計画の構成	-----	1-1-3
第4節 計画の内容	-----	1-1-3
第2章 計画の前提条件	-----	1-2-1
第1節 市の概況	-----	1-2-2
第2節 災害履歴	-----	1-2-3
第3節 災害特性	-----	1-2-5
第4節 災害想定	-----	1-2-6
第5節 大規模災害想定	-----	1-2-6
第3章 防災組織等の責務と役割	-----	1-3-1
第1節 市防災会議	-----	1-3-2
第2節 防災関係機関等の責務と役割	-----	1-3-3
第3節 防災関係機関の業務	-----	1-3-5

第2部 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発	2-1-1
第1節 自主防災思想の普及啓発	2-1-2
第2節 防災知識の普及啓発	2-1-2
第3節 災害教訓の伝承	2-1-5
第2章 防災活動の促進	2-2-1
第1節 消防団の育成強化	2-2-2
第2節 自主防災組織の育成	2-2-2
第3節 自主防犯組織の育成	2-2-4
第4節 企業防災活動の促進	2-2-4
第5節 地区防災計画	2-2-4
第3章 防災訓練の実施	2-3-1
第1節 市の訓練	2-3-2
第2節 防災関係機関の訓練	2-3-3
第3節 事業所、自主防災組織及び住民の訓練	2-3-3
第4章 自然災害に強い市土の形成	2-4-1
第1節 市土の現況と保全対策	2-4-2
第2節 災害危険区域の設定	2-4-4
第3節 土砂災害注意区域の設定	2-4-8
第4節 防災パトロールの実施	2-4-9
第5章 災害情報体制の整備	2-5-1
第1節 災害情報の収集連絡体制	2-5-2
第6章 災害応急体制の整備	2-6-1
第1節 市の防災体制	2-6-2
第2節 防災関係機関相互の連携体制	2-6-4
第3節 自衛隊との連絡体制	2-6-9
第4節 海上保安部・署との連携体制	2-6-10
第5節 防災中枢機能の確保、充実	2-6-11
第6節 防災資機材の整備	2-6-11
第7章 避難予防対策	2-7-1
第1節 避難計画	2-7-2
第2節 教育機関及び事業者等の避難及び帰宅困難者対策	2-7-7
第3節 学校その他防災上重要な施設の避難計画	2-7-7
第4節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供	2-7-8

第8章 救助・救急、医療活動	2-8-1
第1節 救助・救急活動	2-8-2
第2節 医療活動	2-8-2
第9章 要配慮者対策	2-9-1
第1節 社会福祉施設、病院等の対策	2-9-2
第2節 在宅要配慮者対策	2-9-3
第3節 防災知識等の普及啓発・訓練	2-9-6
第4節 避難所対策	2-9-7
第10章 緊急輸送活動	2-10-1
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	2-10-2
第2節 道路交通管理体制の整備	2-10-3
第3節 道路啓開	2-10-3
第4節 緊急輸送車両等の確保	2-10-3
第11章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画	2-11-1
第1節 災害救助物資確保計画	2-11-2
第2節 災害対策基金計画	2-11-3
第12章 ボランティア活動の環境整備	2-12-1
第1節 ボランティアの位置付け	2-12-2
第2節 ボランティアの育成	2-12-3
第3節 ボランティアの登録	2-12-3
第4節 ボランティア受援・支援体制の整備・強化	2-12-3
第13章 施設、設備等の応急復旧体制	2-13-1
第1節 公共施設等の応急復旧体制	2-13-2
第2節 ライフライン施設の応急復旧体制	2-13-2
第14章 危険家屋移転促進対策等	2-14-1
第1節 防災のための集団移転促進計画	2-14-2
第2節 がけ地近接等危険住宅の移転促進計画	2-14-3
第3節 土砂災害対策改修事業促進計画	2-14-3
第15章 営農災害予防対策	2-15-1
第1節 営農災害予防計画	2-15-2

第3部 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画	3-1-1
第1節 市の防災体制	3-1-2
第2節 県の防災体制	3-1-12
第3節 防災関係機関の防災体制	3-1-15
第4節 防災関係機関相互支援体制	3-1-16
第5節 災害対策総合連絡本部	3-1-16
第2章 災害情報の収集・伝達計画	3-2-1
第1節 災害情報計画	3-2-2
第2節 災害情報の収集・伝達計画	3-2-12
第3節 通信運用計画	3-2-15
第4節 災害時の放送	3-2-19
第5節 広報計画	3-2-20
第3章 事前措置及び応急公用負担計画	3-3-1
第1節 事前措置計画	3-3-2
第2節 応急公用負担計画	3-3-3
第4章 救助・救急、医療等活動計画	3-4-1
第1節 救助・救急計画	3-4-2
第2節 医療等活動計画	3-4-4
第3節 集団発生傷病者救急医療計画	3-4-12
第5章 避難計画	3-5-1
第1節 避難指示等	3-5-2
第2節 避難所の設置運営	3-5-7
第6章 応援要請計画	3-6-1
第1節 相互応援協力計画	3-6-2
第2節 自衛隊災害派遣要請計画	3-6-7
第7章 緊急輸送計画	3-7-1
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	3-7-2
第2節 緊急道路啓開	3-7-3
第3節 輸送車両等の確保	3-7-5
第4節 災害救助法による輸送基準	3-7-6
第5節 交通規制	3-7-7
第6節 臨時ヘリポート設定計画	3-7-13

第8章 災害救助法の適用計画	3-8-1
第1節 災害救助法の適用	3-8-2
第2節 賃金職員等の雇い上げ計画	3-8-9
第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	3-9-1
第1節 食料供給計画	3-9-2
第2節 飲料水供給計画	3-9-4
第3節 生活必需品等の供給計画	3-9-7
第10章 保健衛生計画	3-10-1
第1節 防疫及び食品衛生監視	3-10-2
第2節 遺体の処理計画	3-10-5
第3節 災害廃棄物等処理計画	3-10-8
第11章 応急住宅計画	3-11-1
第1節 応急仮設住宅の供与	3-11-2
第2節 被災住宅の応急修理	3-11-5
第3節 建設資機材等の調達	3-11-6
第4節 公営住宅の応急修理	3-11-6
第12章 水防計画	3-12-1
第1節 水防計画	3-12-2
第13章 災害警備計画	3-13-1
第1節 陸上警備対策	3-13-2
第2節 海上警備対策	3-13-4
第14章 要配慮者支援計画	3-14-1
第1節 避難誘導・避難所の管理等	3-14-2
第2節 保健・福祉対策	3-14-4
第15章 ボランティア活動支援計画	3-15-1
第1節 市災害ボランティアセンターの設置運営	3-15-2
第16章 応急教育計画	3-16-1
第1節 文教対策	3-16-2
第2節 災害応急活動	3-16-9

第17章	ライフライン施設の応急復旧計画	3-17-1
第1節	電力施設	3-17-2
第2節	ガス施設	3-17-4
第3節	水道施設	3-17-7
第4節	下水道施設	3-17-9
第5節	電気通信設備	3-17-10
第6節	工業用水道施設	3-17-14
第18章	公共施設等の応急復旧計画	3-18-1
第1節	公共土木施設	3-18-2
第2節	公共施設	3-18-6
第3節	鉄道施設	3-18-7
第19章	雪害対策計画	3-19-1
第1節	道路鉄道除雪計画	3-19-2
第2節	家屋の除雪計画	3-19-6
第3節	なだれ対策計画	3-19-7
第4節	孤立対策計画	3-19-8
第20章	産業災害対策	3-20-1
第1節	農産物対策計画	3-20-2
第2節	家畜管理計画	3-20-4
第3節	貯木対策計画	3-20-6

第4部 復旧・復興計画

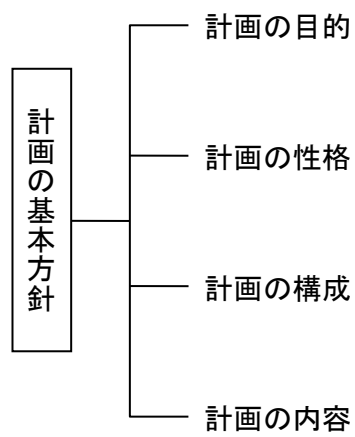
第1章 復旧・復興活動計画	4-1-1
第1節 市の復興計画	4-1-2
第2節 復興計画	4-1-2
第3節 計画的復興の進め方	4-1-2
第4節 他の地方公共団体に対する復旧及び復興支援	4-1-2
第2章 被災者の生活再建計画	4-2-1
第1節 被災者の生活確保	4-2-2
第2節 被災者生活再建支援法	4-2-14
第3節 義援金及び見舞品の受入れ・配分	4-2-17
第4節 生活必需品、復旧資材等の供給	4-2-19
第3章 公共施設の災害復旧・復興	4-3-1
第1節 公共施設災害復旧の基本方針	4-3-2
第2節 災害復旧事業の推進	4-3-2
第3節 計画的な復興	4-3-6
第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画	4-4-1
第1節 被災中小企業者の援助措置	4-4-2
第2節 被災農林漁業関係者の援助措置	4-4-2
第5章 金融計画	4-5-1
第1節 通貨の供給確保計画	4-5-2
第2節 災害復旧関係金融計画	4-5-3

第 1 部

総 則

第 1 部 総則

第 1 章 計画の基本方針



第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき、宇部市防災会議が作成する計画であり、市の地域における風水害に係る災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して宇部市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

- 1 この計画は、宇部市の地域に係る風水害対策に関する基本計画であり、各種の防災に関する計画はこの計画の一環として体系化されたものである。
- 2 この計画は、国の防災基本計画に基づいて作成したものであり、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画及び山口県地域防災計画に抵触するものではない。
- 3 この計画は、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。
したがって、防災関係機関は関係のある事項について、毎年宇部市防災会議が指定する期日までに計画の修正案を提出するものとする。
- 4 この計画は、市が実施する防災の事務及び業務を主体とし、他の防災関係機関の処理すべき防災の事務又は業務の大綱をも掲げて、これを総合化したものである。
- 5 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、市民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるよう努めるものとする。
- 6 計画の具体的実施にあつては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。
- 7 宇部市防災基本条例（平成 2 4 年 4 月 1 日宇部市条例第 7 号）第 4 条の規定に基づき、同条例第 3 条に掲げる基本理念をこの計画に反映しなければならない。
- 8 計画の用語
この計画における用語の意義は、次のとおりとする。
 - （1）災対法
災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）
 - （2）救助法
災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）

(3) 激甚法

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

(4) 県

山口県

(5) 市

宇部市

(6) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関

(7) 県防災計画

山口県地域防災計画

(8) 市防災計画

宇部市地域防災計画

(9) 防災業務計画

指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画

[資料] 1－1－1 防災基本条例

第3節 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。

第1部 総則

第2部 災害予防計画

第3部 災害応急対策計画

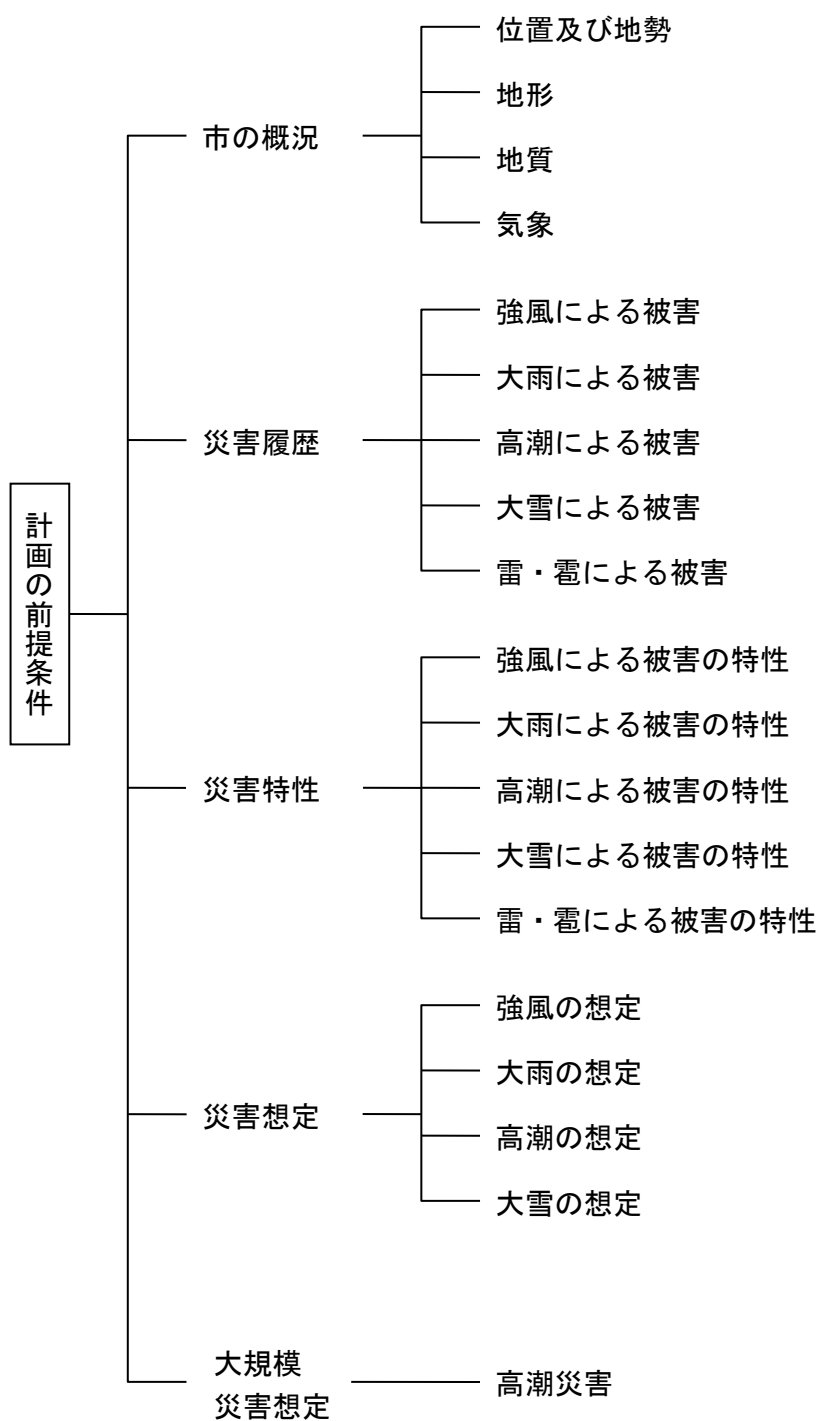
第4部 復旧・復興計画

第5部 資料

第4節 計画の内容

- 1 第1部総則は、計画の基本方針、前提条件、及び防災組織の責務を定める。
- 2 第2部災害予防計画は、平常時における災害の発生を未然に防止するため、または被害を最小限にするための計画を定める。
- 3 第3部災害応急対策計画は、災害が発生する恐れのある場合に、災害の発生を未然に防御するための計画または、災害が発生した場合に、災害の拡大を防止するためのまたは応急的に救助するための計画を定める。
- 4 第4部復旧・復興計画は、災害が発生したあとの災害復旧、復興計画の実施にあたっての基本的な方針を定める。

第2章 計画の前提条件



第 1 節 市の概況

第 1 項 位置及び地勢

本市は、山口県の南西部に位置し、東は山口市、北は美祢市、西は山陽小野田市に接している。

本市の位置は、次のとおりである。

方位	極限経緯度
東端	東経 131° 22′ 45″
西端	東経 131° 11′ 00″
南端	北緯 33° 55′ 23″
北端	北緯 34° 10′ 02″

市役所の位置は、北緯33° 56′ 54″ 東経131° 14′ 56″ である。

面積は、287.05km²である。（東西16.5km、南北27.4km）

また、標高は4.564mである。

第 2 項 地形

北部は、中国山脈の丘陵性山地をなし、南部は緩やかな丘陵となっており、河川は厚東川及び有帆川水系が南流し、周防灘に及んでいる。海岸は、主に人工海岸が広がっている。

東部は、隆起海岸が見られ、緩やかな起伏ある台地が広がっている。

一方西部は、厚東川河口域右岸に厚南平野が広がり、そこを流れる厚東川は天井川の様相を呈している。

第 3 項 地質

北部一帯は、中生代各種火成岩類が複雑な分布をし、中部地帯は中生代黒雲母花崗岩が分布している。

また、楠地域には、市の最高峰である標高459mの荒滝山をはじめ、標高458.6mの日ノ岳等比較的高い山が集中している。

東部地帯は、丘陵を広く覆う洪積層である吉南層群が主体で、宇部層群は各地区に分布している。

また、厚東川を中心に南部一帯は粘土、砂礫からなる新生代沖積層から成っている。

第 4 項 気象

瀬戸内気候であり温暖であるが、梅雨期の降水量が年間降水量の3割を占め、全国的に見ても雨季がはっきりしているのが特徴である。

年平均気温は17.0度（2025年）で、降水量は平年値1,527.2mmで県内では少雨地域である。

（平年値は、1991～2020年の観測値によるもの。）

第2節 災害履歴

第1項 強風による被害

1985（昭和60）年に、台風による強風により防潮扉が倒れ、その下敷きとなり1名の人命が失われた。

1991（平成3）年には、台風19号による強風により太陽熱温水器が落下し、1名の人命が失われた。また、塩害や電柱倒壊等により長時間停電が発生した。（宇部空港51.4m/s）

また1970（昭和45）年宇部市で竜巻が発生し負傷者2人、半壊家屋1棟、一部損壊家屋11棟の被害が発生した。

1999（平成11）年の台風18号は、最大瞬間風速58.9m/s（観測史上最大）を記録し、山陽小野田市では竜巻も発生した。

2004（平成16）年の台風18号では、最大風速32.0m/s（観測史上最大）を記録し、市内全域で停電が発生、最大4日間続いた。

第2項 大雨による被害

1930（昭和5）年に、台風による大雨で昭和開作堤防が決壊し、西沖ノ山炭鉱で21人の犠牲者が出た。

1950（昭和25）年、キジア台風による大雨で西沖堤防が決壊し、浸水家屋が3,000棟となる被害が発生した。

1953（昭和28）年、台風2号と前線の影響により真締川堤防が3ヵ所決壊し、死者1人、全半壊住宅29棟、浸水家屋が3,707棟となる被害が発生した。（総雨量下関528.9mm、日雨量下関265.7mm）

1955（昭和30）年、台風22号により死者2人、全壊住宅84棟、半壊住宅123棟、浸水家屋2,220棟の被害が発生した。

1972（昭和47）年、47年7月豪雨により、小野で山津波が発生し、家もろとも100m流され死亡1人、重傷者1人となる被害が発生した。その他市全域で、負傷者9人、全壊住宅8棟、半壊住宅2棟、一部損壊住宅86棟、床上浸水525棟、床下浸水2,906棟となる被害が発生した。

1993（平成5）年、台風5号による大雨で水嵩の増した水路に転落し死亡1人、床上浸水84棟、床下浸水1,272棟となる被害が発生した。

また同年は、停滞前線による大雨で東岐波日の山で山腹崩壊があり、負傷者2人、半壊住宅1棟、一部損壊住宅3棟となる被害が発生した。

1995（平成7）年、台風14号による大雨で琴芝を中心として床上浸水178棟、床下浸水1,063棟となる被害が発生した。（宇部空港81.0mm/h）

2009（平成21）年、平成21年7月中国・九州北部豪雨により、本市北部を中心に、半壊4棟、床上浸水42棟、床下浸水201棟となる被害が発生した。（最大1時間雨量90.0mm〔7月21日7:10～8:10小野〕、最大日雨量320.5mmで宇部市での過去最大雨量を記録）

第3項 高潮による被害

第二次世界大戦中の1942（昭和17）年8月27日には、台風の直撃と満潮時間が重なり、沿岸全域に未曾有の被害をもたらした。

とりわけ、厚東川河口の堤防の決壊で、厚南・藤山地区は297人の死者・行方不明者を出した。

高潮による最大潮位偏差は163cm、最高潮位はTP367cm=DL578cm（既往最高位）が記録された。

（人）

種別	死亡	行方不明	負傷	合計
人数	232	65	118	415

（棟）

種別	流失	倒壊	半壊	浸水	合計
住宅	472	71	643	5,082	6,268
その他	58	98	175	10,201	10,532
合計	530	169	818	15,283	16,800

1999（平成11）年9月24日には、台風18号が宇部市に上陸し、満潮時間と重なったため、特に東岐波・西岐波地区の沿岸部に甚大な被害をもたらした。

また、山口宇部空港が護岸の崩壊により水没し、5日間にわたり閉鎖された。

重傷者4名、軽傷者7名を出したが、幸いにも死者・行方不明者はいなかった。

高潮による最大潮位偏差は223cm、最高潮位はTP363cm=DL574cmが記録された。

（人）

種別	死亡・行方不明	重傷	軽傷	合計
人数	0	4	7	11

（棟）

種別	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	合計
住宅	13	536	5,769	241	3,408	9,967
その他	42	28	—	—	—	70
合計	55	564	5,769	241	3,408	10,037

第4項 大雪による被害

1963（昭和38）年、1968（昭和43）年に、大雪による電柱倒壊等により長時間停電が発生した。

第5項 雷・雹による被害

1987（昭和62）年、東岐波花園で落雷により死者1名を出した。

第3節 災害特性

第1項 強風による被害の特性

風による被害は、飛来物による被害、建物・樹木等の倒壊、火災の延焼、塩害等があり、中でも人的被害は、最大瞬間風速が 22 m/s を超えると急速に増大する傾向にある。

第2項 大雨による被害の特性

雨による被害は、水害と土砂災害に分けられる。近年は河川の改修が進んだため、大河川の氾濫は少なくなったが、開発の進展による保水・遊水機能の低下等により、中小河川の内水氾濫や土砂災害の発生が多くなっている。特に満潮が重なると低地での浸水害が発生しやすくなる。

本市における大雨の被害は、台風と梅雨によるものが多い。特に、梅雨末期における集中豪雨は、大きな被害をもたらすことが多い。

台風の場合は、勢力の強い台風が九州の西海上を衰弱することなく北上して、対馬海峡を通過したときや長崎県に上陸した後、北東に進んだ場合には、大きな被害が生じている。(昭和17年周防灘台風、平成3年台風19号等)

本市では、時間雨量 30 mm 以上、日雨量 100 mm 以上で被害が出始めることが多い。

第3項 高潮による被害の特性

高潮による被害は、台風による気圧の降下と強風により発生する。一般に、南向きに開いた湾の西側を台風が北上すると、南よりの強風が湾の奥に向かって吹きつづけることになり、高潮が起きやすい。

しかし、周防灘では、関門海峡が非常に狭くなっているため、強い東よりの風によって吹き寄せられる海水が玄界灘に流出する量より大きくなると、高潮が発生する。特に満潮時刻に近い時間に台風接近が重なると、異常に海面が上昇し、大きな被害をもたらす。(平成11年台風18号)

第4項 大雪による被害の特性

大雪は、冬に九州南岸を低気圧が通過するような場合にしばしば見られる。近年においてはあまり積雪がないので、わずかの積雪でも道路や鉄道で交通障害が発生する。

第5項 雷・雹による被害の特性

雷・雹は、ともに積乱雲がもたらす場合が多く、強さや発生間隔の変化が激しく、また非常に局地性が強い。

第4節 災害想定

第1項 強風の想定

台風による最大瞬間風速は、70 m/sとする。
(昭和40年台風23号、室戸岬69.8 m/s)
竜巻による最大瞬間風速は、90 m/sとする。
(平成2年茂原竜巻、約90 m/s)

第2項 大雨の想定

時間雨量は、150 mm/hとする。(昭和47年、潮岬145 mm/h)
日雨量は、600 mm/dayとする。(昭和14年、宮崎587 mm/day)

第3項 高潮の想定

最高潮位は、TP 3.89 mとする。(昭和17年防府富海3.89 m)

第4項 大雪の想定

積雪は、40 cmとする。(明治16年下関39 cm)

第5節 大規模災害想定

高潮災害

本県で起こりうる大規模災害として、広域的に多数の市町で被害が発生し、大量の人的・物的被害をもたらす災害類型は、大別すれば、地震及びそれに伴う津波災害と、周防高潮と呼ばれる本県の地勢的特性から大きな被害をもたらす高潮災害の2つであると考えられる。ここでは高潮災害について、述べる。

1 山口県の高潮ハザードマップ

本県の瀬戸内海(周防灘)沿岸は、対岸距離が長く、入り江、湾形の多い南向きの海岸であるため、台風時における高潮、高波の被害を受けやすい。また、周防灘西部では、南～南東の強風が吹くと、吹き寄せられた海水が関門海峡によってせき止められるため、高潮が大きくなる傾向がある。

現在想定では、山口南沿岸においては上陸時の気圧が我が国における既往最大規模の台風(室戸台風等)が、山口北沿岸においては本県を通過した既往最大規模の台風(枕崎台風等)が、最悪のコースを通過した場合を想定している。

2 想定される災害の姿等

(1) 高潮潮位

ア 堤防の整備

県が管理する護岸や堤防は、山口県高潮対策検討委員会の提言(平成12年7月)を受けた潮位により整備を進めており、現時点での堤防等の整備率は約60%である。従って、今後も県内沿岸部各地で高潮被害発生の可能性は十分考えておく必要がある。

イ 想定台風

近年、非常に強い台風の数が増えている。現在、室戸台風等をハザードマップの想定台風として考えているが、それ以上に強大な台風の襲来も将来的には考えておく必要がある。

ウ 内水はん濫への対応

豪雨と高潮の同時発生、またこれによる内水はん濫という最悪のシナリオも考えておく必要がある。水門の閉鎖により増水し、排水不良等による内水はん濫が発生するケースが多いことから、水門の開閉等のタイミングに配慮が必要である。

エ 防波堤の老朽化

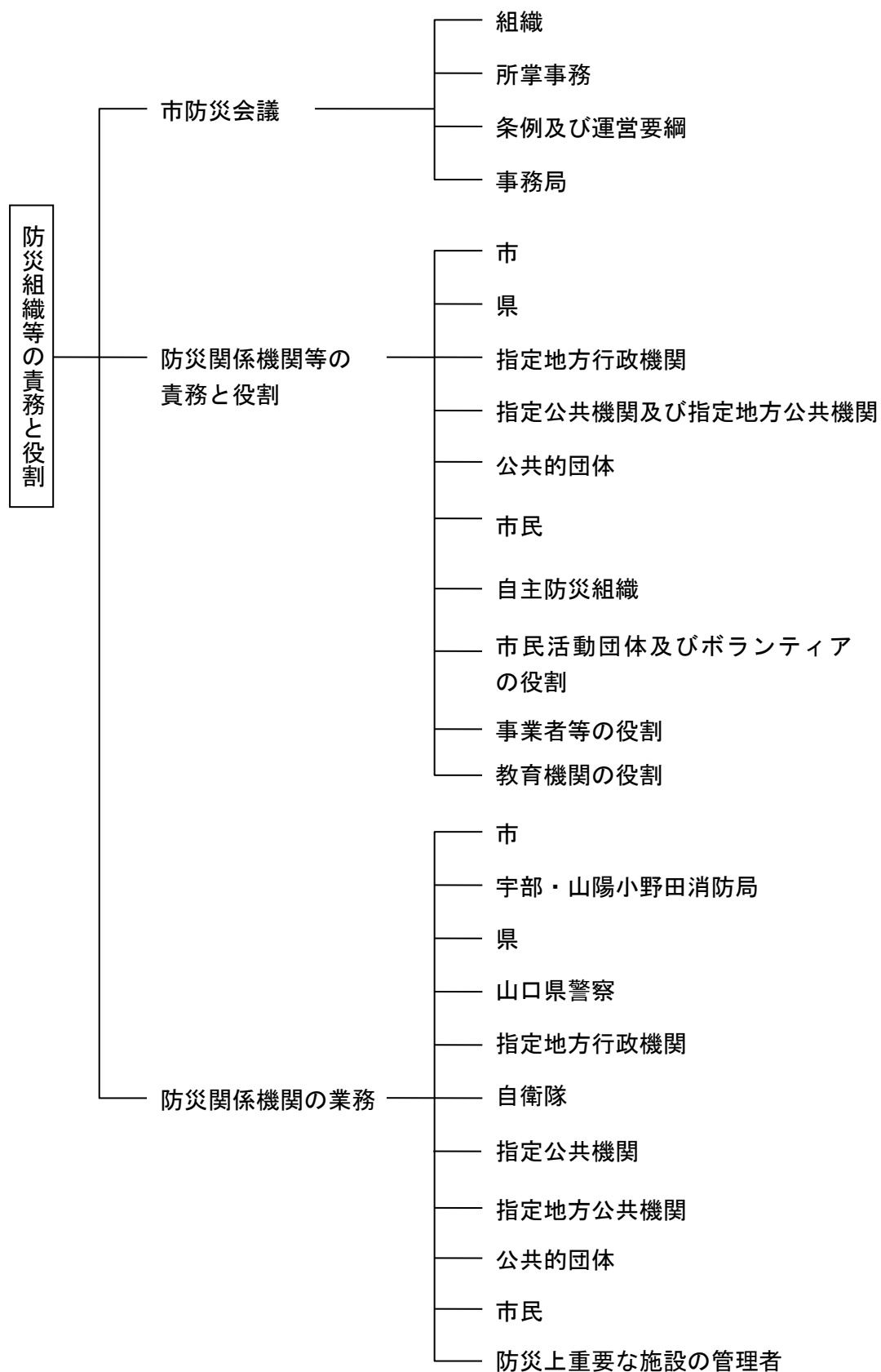
他県では堤防等が高潮で倒壊して死者が出た事例もあり、本県でも堤防等の老朽化が進んでいる可能性があるので高さだけでは安心できない。

(2) ハザードマップ

宇部市の高潮ハザードマップは、過去大きな被害を生じた平成11年台風第18号の潮位を上回る非常に高い潮位※を想定しているが、実際の高潮災害では、更にそれを超えることもあり得ることを住民に十分周知する必要がある。また、ハザードマップの表示にイメージが固定されないような、柔軟な対応ができるハザードマップ活用法の啓発が必要である。

※ 我が国における既往最大規模の台風が大潮の満潮時に襲来(概ね1,000年以上確率)し、それぞれの海岸で波高が最大となる条件

第3章 防災組織等の責務と役割



第1節 市防災会議

第1項 組織

災対法第16条及び宇部市防災会議条例（昭和38年条例第27号）に基づき設置された市の附属機関であって、組織の概略は次のとおりである。

1 会長

宇部市長

2 委員

- （1）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- （2）陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
- （3）山口県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- （4）山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- （5）市長がその部内の職員のうちから指名する者
- （6）教育長
- （7）宇部・山陽小野田消防組合の職員のうちから市長が任命する者
- （8）消防団長
- （9）指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- （10）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- （11）その他市長が特に必要があると認めて任命する者

3 専門委員

防災に関する専門事項を調査するために臨時的に置くことができる。

4 幹事

委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

[資料] 1－3－1 防災会議委員名簿

[資料] 1－3－2 防災会議幹事名簿

第2項 所掌事務

- 1 宇部市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- 2 市の地域に関わる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集する。
- 3 その他法律又はこれに基づく政令によりその権限の属する事務。
具体的には、次のとおりである。
 - （1）地域防災計画の作成
 - （2）毎年地域防災計画を検討し、必要があると認めるときは修正する。
 - （3）地域防災計画を作成又は修正したときは、速やかに山口県知事（防災危機管理課）に

報告するとともに、その要旨を公表する。

第3項 条例及び運営要綱

[資料] 1－3－3 防災会議条例

[資料] 1－3－4 防災会議運営要綱

第4項 事務局

宇部市総務部防災危機管理課

電話

0836－34－8139

携帯

090－8999－4901

090－8999－4902

090－8999－4905

090－3177－4904

080－8247－9066

080－8247－9067

080－8247－9068

090－7130－3772

090－3473－3230

FAX

0836－29－4266

第2節 防災関係機関等の責務と役割

第1項 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

第2項 県

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

第3項 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互

に協力して、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

第４項 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。

第５項 公共的団体

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

第６項 市民

市民は、防災及び減災に関する知識及び技術を習得するよう努めるとともに、自ら及び家族が被災しないよう平常時から備えるものとする。

また、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したとき又は災害が発生したときは、市又は防災関係機関に通報するものとする。

市民は、地域社会の一員として、自主防災組織が行う防災及び減災活動に積極的に参加するとともに、産官学民が各自で又は相互に連携して行う取組に参加するよう努めるものとする。

第７項 自主防災組織

自主防災組織は、組織力及び地域内のネットワークを活用し、地域における防災及び減災活動に取り組むものとする。

自主防災組織は、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に積極的に参加するものとする。

第８項 市民活動団体及びボランティアの役割

市民活動団体及びボランティアは、組織力及びネットワークを活用し、自らの活動の中で防災及び減災活動に取り組むよう努めるとともに、行政の活動を補完する活動に努めるものとする。

市民活動団体及びボランティアは、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に積極的に参加するものとする。

第９項 事業者等の役割

事業者等は、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、事業活動を行うに当たっては、従業員及び事業所に来所する者並びに事業所の周辺地域に居住する市民の安全の確保に努めるものとする。

事業者等は、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に協力するよう努めるものとする。

第10項 教育機関の役割

教育機関は、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、幼児、児童、生徒又は学生（以下、「児童等」という。）が災害時において自らの安全を確保するために適切に対応できるよう、それぞれの発達段階に応じた防災及び減災に関する教育の実施に努めるものとする。

教育機関は、その所属する教職員及び児童等に対し、地域における防災及び減災活動への積極的な参加を促すとともに、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に協力するよう努めるものとする。

大学、大学院、短期大学、高等専門学校その他の高等教育機関は、その教育的立場及び専門的見地から災害に強い安心で安全なまちづくりに向けての調査、研究及びこれらの成果を地域における防災及び減災活動に活用し、普及することができるよう努めるものとする。

第3節 防災関係機関の業務

第1項 市

- 1 宇部市防災会議に関すること
- 2 住民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関すること
- 3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること
- 4 防災に関する施設又は設備の整備に関すること
- 5 宇部市が管理する建築物、土木施設の災害予防に関すること
- 6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関すること
- 7 住民への気象情報、災害情報の伝達に関すること
- 8 被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関すること
- 9 消防、水防その他の応急措置に関すること
- 10 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること
- 11 被災者の救助及び救護措置に関すること
- 12 保健衛生、文教、治安対策に関すること

- 13 施設設備の応急復旧に関すること
- 14 緊急輸送の確保に関すること
- 15 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関すること
- 16 地域内の公共的団体及び住民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関すること
- 17 その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること
- 18 災害広報に関すること
- 19 ボランティアの活動支援に関すること
- 20 義援金品の受入れ・配分に関すること

第2項 宇部・山陽小野田消防局

- 1 防災に関する訓練の計画、立案の指導・助言に関すること
- 2 防災に関する施設設備の調査に関すること
- 3 災害に関する情報等の収集、伝達計画に関すること
- 4 被災者の救難・救助計画に関すること
- 5 避難・誘導活動に関すること

第3項 県

- 1 防災に関する組織の整備に関すること
- 2 防災に関する訓練の実施に関すること
- 3 防災に関する物資及び資材の備蓄に関すること
- 4 防災に関する施設及び設備の整備に関すること
- 5 防災行政無線（地上系・衛星系）の管理運営に関すること
- 6 災害情報等の収集・伝達及び被害調査報告に関すること

- 7 水防その他の応急措置に関する事
- 8 被災者の救助及び救護措置に関する事
- 9 災害を受けた児童・生徒の応急教育に関する事
- 10 清掃・防疫その他の保健衛生に関する事
- 11 施設及び設備の応急復旧に関する事
- 12 緊急輸送の確保に関する事
- 13 災害復旧の実施に関する事
- 14 災害広報に関する事
- 15 ボランティアの活動支援に関する事
- 16 市町が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整に関する事
- 17 防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての総合調整に関する事

第4項 山口県警察（宇部警察署）

- 1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関する事
- 2 被災者の救出・救護に関する事
- 3 避難の指示及び誘導に関する事
- 4 緊急交通路の確保に関する事
- 5 信号機等交通安全施設の保全に関する事
- 6 遺体の検視に関する事
- 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防、その他の社会秩序等に関する事
- 8 緊急車両通行証明書の発行に関する事

第5項 指定地方行政機関

- 1 中国四国農政局
 - (1) 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること
- 2 中国経済産業局
 - (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
 - (2) 災害時の物価安定対策に関すること
 - (3) 被災中小企業の支援に関すること
- 3 中国四国産業保安監督部
 - (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保に関すること
- 4 九州運輸局（下関海事事務所）、中国運輸局（山口運輸支局）
 - (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること
 - (2) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること
 - (3) 災害時における輸送用船舶・車両のあっせん、確保に関すること
 - (4) 船舶・港湾荷役施設等の安全確保に関すること
 - (5) 鉄道及び軌道の安全確保並びにこれらの施設及び車両の安全確保に関すること
- 5 中国地方整備局（宇部港湾・空港整備事務所、山口河川国道事務所宇部国道維持出張所）
 - (1) 港湾施設、海岸保全施設の整備に関すること
 - (2) 港湾施設、海岸保全施設等に係わる災害情報の収集及び応急対策に関すること
 - (3) 高潮、津波災害等に関する港湾海岸計画に関すること
 - (4) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること
- 6 大阪航空局（山口宇部空港出張所）
 - (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること
 - (2) 航空機事故の応急対策に関すること
 - (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知に関すること
- 7 第七管区海上保安本部（宇部海上保安署）
 - (1) 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関すること
 - (2) 航路標識の施設の保全に関すること
 - (3) 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関すること
 - (4) 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関すること
 - (5) 警報等の伝達、避難の指示及びその誘導に関すること
 - (6) 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること
 - (7) 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関すること
- 8 福岡管区气象台（下関地方气象台）
 - (1) 気象、地象（地震を除く）及び水象の予報及び特別警報、警報、注意報の発表及び通報

に關すること

- (2) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に關すること
- (3) 気象、地象及び水象に關する情報の収集及び発表に關すること
- (4) 災害發生時における気象観測資料の提供に關すること

9 中国綜合通信局

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に關すること
- (2) 電波の監理及び電気通信の確保に關すること
- (3) 災害時における非常通信の運用監督に關すること
- (4) 非常通信協議会の指導育成に關すること
- (5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に關すること

10 山口労働局（宇部労働基準監督署）

- (1) 工場等、事業場における安全衛生管理に關すること
- (2) 災害復旧事業実施に伴って發生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に關すること
- (3) 労働者災害補償保険の業務に關すること

11 中国四国地方環境事務所

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に關すること
- (2) 家庭動物の保護等に係る支援に關すること
- (3) 災害時における環境省本省との連絡調整に關すること

12 中国四国防衛局

- (1) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整に關すること
- (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整に關すること

13 中国地方測量部

- (1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に關すること。
- (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力に關すること。
- (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査に關すること。

第6項 自衛隊（陸上・海上・航空）

1 災害派遣の準備に關すること

- (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- (2) 災害派遣計画の作成
- (3) 防災に關する教育訓練の実施

2 災害派遣の実施

- (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施

(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

第7項 指定公共機関

1 西日本旅客鉄道株式会社（中国統括本部、宇部新川駅）

- (1) 旅客の避難、救護に関する事
- (2) 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事
- (3) 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事

2 西日本高速道路株式会社

- (1) 中国自動車道、山陽自動車道の防災対策及び災害応急対策に関する事
- (2) 緊急輸送道路の確保等防災関係機関が実施する応急対策への協力に関する事

3 西日本電信電話株式会社（山口支店）

- (1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事
- (2) 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関する事
- (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事

4 株式会社NTTドコモ（中国支社山口支店）

- (1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事
- (2) 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関する事
- (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事

5 KDDI株式会社（中国総支社）

- (1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事
- (2) 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関する事
- (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事

6 ソフトバンク株式会社（中国ネットワーク技術部）

- (1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事
- (2) 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関する事
- (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事

7 日本銀行（下関支店）

災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること

8 日本赤十字社山口県支部

- (1) 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関する事
- (2) 輸血用血液の確保、供給に関する事
- (3) 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関する事
- (4) 地方公共団体以外の団体又は個人が行う援助に関する自発的協力の連絡調整に関する事

(5) 義援金品の受入れ・配分に関する事

9 日本放送協会（山口放送局）

- (1) 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関する事
- (2) 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関する事
- (3) 放送施設、設備の整備保守管理に関する事

10 日本通運株式会社（宇部支店）

災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関する事

11 中国電力ネットワーク株式会社（宇部ネットワークセンター・山口ネットワークセンター）

- (1) 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関する事
- (2) 被災施設、設備の応急復旧に関する事

12 日本郵便株式会社（宇部郵便局）

- (1) 郵便物の送達確保及び郵便窓口業務の維持に関する事
- (2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除に関する事
- (3) かんぽ生命保険業務の非常取扱に関する事
- (4) 利用者の避難誘導に関する事

第8項 指定地方公共機関

1 一般社団法人 山口県バス協会、サンデン交通株式会社、防長交通株式会社

- (1) 旅客の安全確保に関する事
- (2) 避難者、救助物資の輸送の協力に関する事
- (3) 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関する事

2 山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社

- (1) 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関する事
- (2) 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関する事
- (3) 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関する事
- (4) 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関する事

3 一般社団法人 山口県医師会（一般社団法人 宇部市医師会）

- (1) 救急医療及び助産活動に関する事
- (2) 負傷者の収容並びに看護に関する事

4 公益社団法人 山口県看護協会

- (1) 救急救護活動
ア 救急医療及び助産活動に関する事

イ 負傷者の収容及び看護に関すること

(2) 健康管理活動

避難所地域等における保健指導その他健康管理に関する必要な業務

5 一般社団法人 山口県トラック協会

災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること

6 公益社団法人山口県歯科医師会（一般社団法人宇部歯科医師会）

(1) 災害時における救急歯科医療に関すること

(2) 災害時における歯科保健活動に関すること

(3) 身元確認活動に関すること

7 一般社団法人山口県薬剤師会（一般社団法人宇部薬剤師会）

(1) 災害時における調剤、医薬品等の提供に関すること

(2) 防疫・その他保健衛生活動に関すること

8 一般社団法人山口県建設業協会

(1) 災害時における被害情報の収集・伝達への協力に関すること

(2) 災害時における公共施設等からの障害物の除去および応急復旧への協力に関すること

9 山口合同ガス株式会社

(1) ガス設備の防災対策の実施及び管理に関すること

(2) 災害時におけるガスの供給確保に関すること

(3) 被災設備の応急対策及び復旧に関すること

第9項 公共的団体

宇部市社会福祉協議会

災害時におけるボランティア活動に関すること

第10項 市民

(1) 風水害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること

(2) 市及び県が行う防災事業に協力し、市民全体の生命、身体、財産の安全の確保に努めること

第11項 防災上重要な施設の管理者

1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者

(1) 所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること

(2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策の実施に関すること

2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者

- (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること
- (2) 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること

3 社会福祉施設、学校等の管理者

- (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の復旧に関すること
- (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること

4 その他の企業

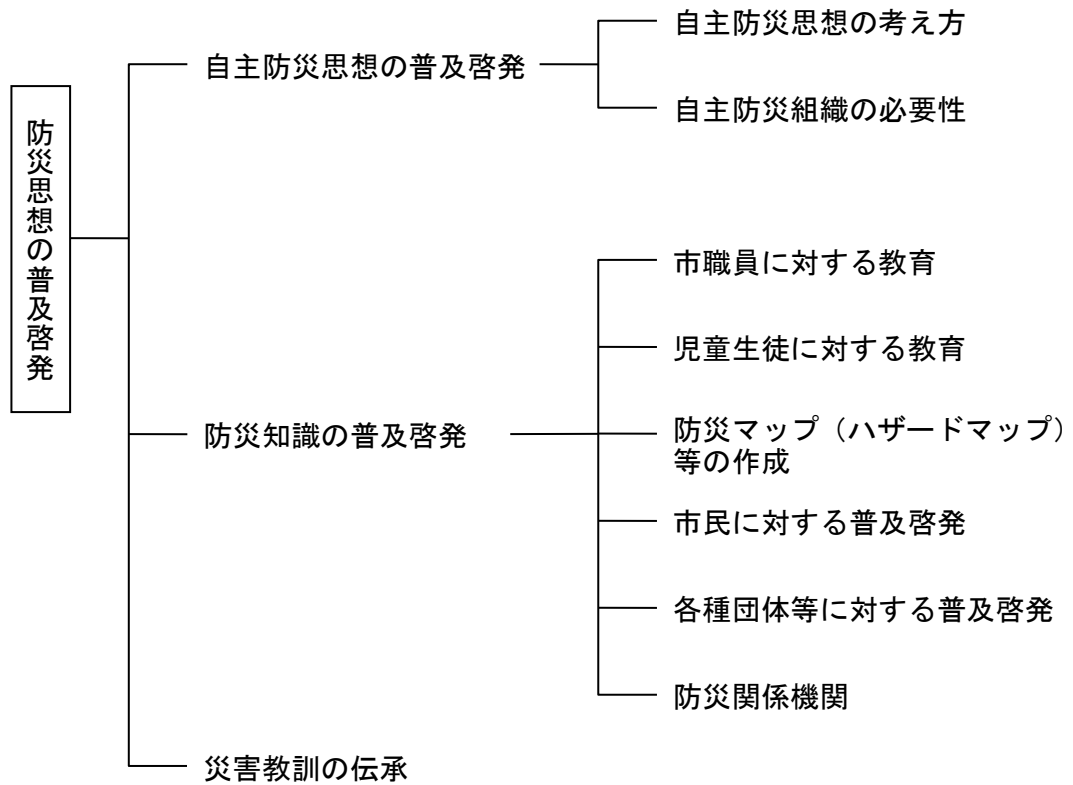
- (1) 従業員及び施設利用者に対する避難誘導、安全対策の実施
- (2) 従業員に対する防災教育訓練の実施
- (3) 防災組織体制の整備
- (4) 施設の防災対策及び応急対策の実施
- (5) 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄

第2部

災害予防計画

第2部 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発



第1節 自主防災思想の普及啓発

第1項 自主防災思想の考え方

「自らの身の安全は、自ら守る」という考え方が防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には、まず自分の身の安全を守るよう行動することが非常に重要である。

また、初期消火の実施、近隣の負傷者・要配慮者（高齢者・障害者等）の救助、避難施設での活動、あるいは防災関係機関が行う防災活動への自主的な協力も、被害や混乱の拡大を防ぐ意味で重要である。

このため、市は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するものとする。

第2項 自主防災組織の必要性

市は、地域並びに市民の生命、身体、財産を災害から保護するため、防災活動を実施するが、大災害時には道路が不通になり、ライフライン（電話・水道・電気）が止まり、防災活動に支障をきたすことがある。また、同時に多数の場所で被害が発生し、対応能力を超えることもあり得る。

このような大災害時には、「自らの地域は、自ら守る」という考え方に立ち、市民が協力し合い、地域の防災活動を自ら行う必要がある。

そのためには、日ごろから地域のコミュニティ活動が大切であり、平常時における災害予防活動が非常に重要となる。

第2節 防災知識の普及啓発

第1項 市職員に対する教育

市職員として、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、市（防災危機管理課）は、必要な知識や心構えについて「防災関係課ハンドブック」及び「市職員防災ポケットブック」を作成し、防災知識の普及啓発に努める。また、市（職員課）は、職員研修の中で防災知識の普及啓発に努める。

- 1 市職員防災心構え
- 2 市地域防災計画に示す風水害対策

第2項 児童生徒に対する教育

市教育委員会（学校教育課）は、県教育委員会の防災教育に関する指導計画に基づき、その実施を各校に指導する。

- 1 ホームルーム、学校行事等の教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び、災害発

生時の対策等の指導を行う。

第3項 防災マップ（ハザードマップ）等の作成

地域の防災的見地から、防災マップ（各種ハザードマップ）等を作成するなど、住民の安全確保に努めるものとする。

第4項 市民に対する普及啓発

発災時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、市（防災危機管理課、広報広聴課）は、市ウェブサイト等で普及啓発を図る。

また、市（防災危機管理課）は、地域における防災及び減災活動を促進するため、自主防災組織及び事業所等において中心的な役割を担う防災士を育成するものとする。

1 啓発期間

（1）防災とボランティアの日 1月17日

防災とボランティア週間 1月15日～21日

平成7年12月15日閣議了解により、広く国民が災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として設けられた。

（平成7年1月17日に阪神淡路大震災が発生した）

（2）水防月間 5月

（3）土砂災害防止月間 6月

がけ崩れ防災週間 6月1日～7日

（4）防災の日 9月1日

防災週間 8月30日～9月5日

道路防災週間 8月25日～8月31日

防災の日については、昭和35年6月17日の閣議了解により、台風、高潮、津波、地震等の災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備するために設けられた。

（大正12年9月1日に関東大震災が発生した）

（昭和34年9月26～27日伊勢湾台風による被害が発生した）

防災週間については、昭和57年5月11日の閣議了解により、台風、高潮、津波、地震等の災害について認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するために設けられた。

（5）救急の日 9月9日

救急医療週間 9月9日を含む1週間

救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るために設けられた。

（6）国際防災の日 10月13日

「国際防災の10年」の趣旨を広く周知するため、1989年12月、第44回国連総会において毎年10月第2水曜日（後に毎年10月13日となる）を「国際防災の日」とすることが決議された。

(7) 119番の日 11月9日

自治体消防発足40周年を機に、国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚を図ることを目的として設けられた。

2 啓発内容

(1) 自主防災思想及び自主防災組織

ア 住民自らによる災害への備え

各地方公共団体では、大規模災害に備えた様々な応急対策や他の地方公共団体との応援協定の締結等について検討・実施しているが、大規模災害の発生直後には、地域住民自らによる防災活動が大変重要であり、また効果的である。

このため、住民の自主的な防災活動についての理解を求め、積極的な防災訓練への参加など災害への備えを呼びかける。

イ 住民参加による防災まちづくりの推進

地域における防災機能を向上させるためには、住民が主体的に防災まちづくりに取り組む必要がある。

このため、住民の手による先進的な防災まちづくりの事例を紹介しながら、防災まちづくりへの参加について呼びかける。

ウ ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ

ふるさとを災害から守るために、地域における消防団活動の一層の充実を図る必要があることから、青年層等の消防団活動への積極的な参加を呼びかける。

(2) 災害に対する基礎知識

ア 注意報・警報等の気象情報について

イ 台風について

ウ 梅雨前線と豪雨について

(3) 災害予防・防災対策

ア 風水害への備え

近年、長雨や集中豪雨により、河川の氾濫等による浸水被害、がけ崩れや地すべり、土石流等の土砂災害が全国各地で多発しているため、これらの災害による被害を軽減するため、危険箇所の把握など日頃からの備えの大切さを呼びかけるとともに、報道機関等による気象予警報、防災情報等の情報収集に努め、自主的な防災活動や適切な避難を行うなど風水害に対する住民の心構えを呼びかける。

イ 防災訓練への参加の呼びかけ

災害が発生した場合の応急救護、安全避難、火の始末、初期消火等について災害時における心得をしっかりと身につけるため、防災訓練へ積極的に参加することを呼びかける。

(4) 住民に対する応急手当の普及啓発

傷病者の救命率の向上のためには、現場付近に居合わせた人が適切な応急手当を行うことが非常に効果的であるため、機会あるごとに応急手当の習得を心がけるよう呼びかける。

(5) 要配慮者対策の推進

家庭や地域における高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者及び社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設に係る防災体制については、全国各地で様々な取り組みがなされているが、災害時の被害の軽減を図るためには、関係団体、周辺住民等の理解と協力が不

可欠であることから、その重要性を広く住民に周知する。

(6) 災害記録と教訓

過去に経験した災害に関する写真や体験談などをさまざまな機会をとらえて紹介することにより、被災の実状を知り、防災意識を高めるとともに体験者の知恵や工夫を教訓として防災対策に役立てる。

ア 災害写真パネル展

イ 昭和17年宇部市風水害アーカイブス

ウ 浸水表示板

エ 内閣府 被害災害を軽減する国民運動「一日前プロジェクト」

オ 中央防災会議 災害教訓の継承に関する専門調査会

第5項 各種団体等に対する普及啓発

市（防災危機管理課）、消防局及び教育委員会は、自治会、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体等を対象とした各種研修会等を通じて、防災に関する知識と自主防災思想の普及啓発を図る。

第6項 防災関係機関

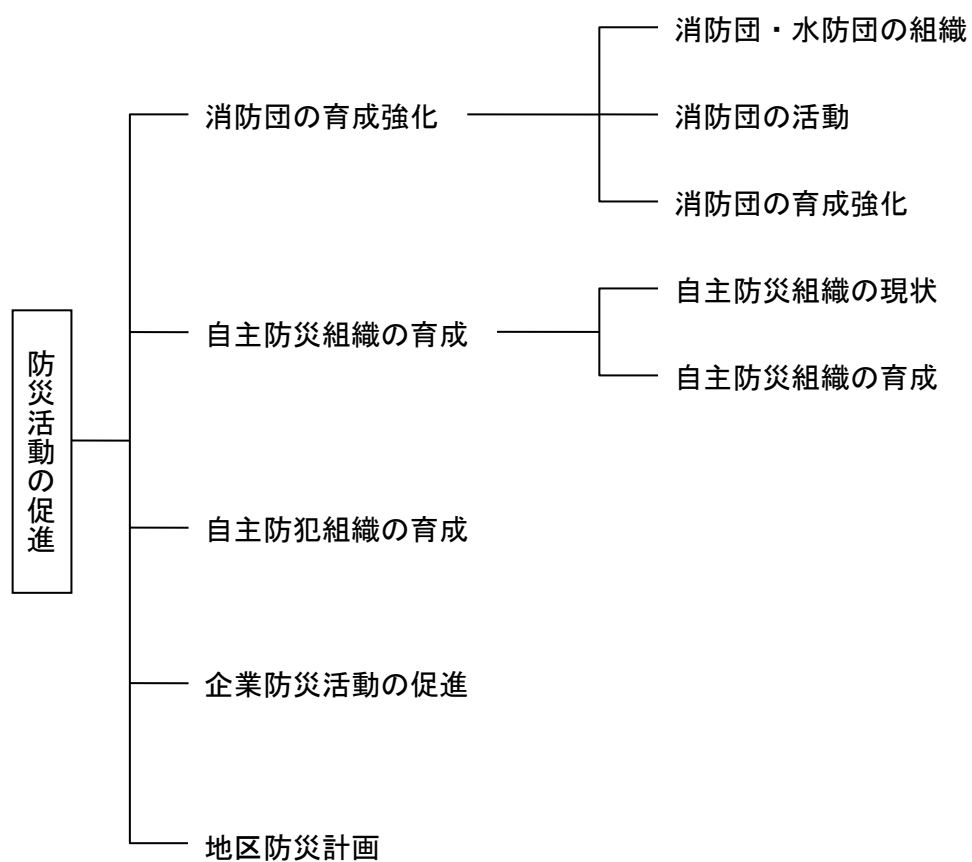
防災関係機関は、防災対策を積極的に推進するとともに地域における防災活動を率先して実施するため、職員等に対する防災教育を実施する。

[資料] 2-1-1 高潮ハザードマップ

第3節 災害教訓の伝承

県及び市は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市はその取組を支援するものとする。

第2章 防災活動の促進



第1節 消防団の育成強化

第1項 消防団・水防団の組織

消防団は、消防組織法の規定により設置された消防機関であり、地域社会の防災を担うという使命感に基づく住民により構成された組織である。

水防団は、水防法の規定に基づき、水防管理団体である市がその区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならないが、当市においては、消防機関で処理できるものとする。

[資料] 2－2－1 消防団組織

第2項 消防団の活動

消防団は、常備消防とともに地域の消防防災体制の中核として重要な役割を果たしており、常備消防と連携しながら消火活動、救助活動、水防活動等を行っている。

大災害時には、多くの消防団員が動員され、住民生活を守るために重要な役割を果たしている。

日常においても、各地域での防災訓練や防火防災啓発活動を通じ、住民生活に密着した防災活動を行っており、地域の消防防災の要となっている。

第3項 消防団の育成強化

近年の都市化による住民の連帯意識の希薄化、また地域によっては若年層の減少等により、団員数の減少、団員の高齢化等の課題を抱えている。

防災危機管理課は、青年層等の積極的な入団促進を図るとともに、安心安全で災害に強いコミュニティの形成に消防団が中心的な役割を果たすよう充実強化に努める。

また、消防団の施設、装備の充実強化を推進する。

第2節 自主防災組織の育成

災害に対処するためには、市を中心とした防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが重要である。

このため、市民の相互助け合いの精神に基づく、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

第1項 自主防災組織の現状

広い意味での自主防災組織は、施設の自主防災組織と地域の自主防災組織に分けられる。そして、施設の自主防災組織は、さらに自衛消防組織、自衛防災組織、消防クラブ等に分けられる。

1 施設の自主防災組織

(1) 自衛消防組織

自衛消防組織は消防法第14条の4に基づき、所有者、管理者又は占有者が一定規模以上の危険物事業所や防火対象物に設置しなければならない。市内には約1,400の自衛消防組織がある。

(2) 自衛防災組織

自衛防災組織は石油コンビナート等災害防止法第16条に基づき、特定事業者が設置しなければならない。

[資料] 2-2-2 自衛防災組織

(3) 消防クラブ等

幼年期、少年期から防火・防災意識の高揚を図るため、保育園や幼稚園、地域等で結成される消防クラブがある。

[資料] 2-2-3 幼年消防クラブ

[資料] 2-2-4 少年消防クラブ

[資料] 2-2-5 女性防火クラブ

2 地域の自主防災組織

地域の自主防災組織は、地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織であり、地域で防災に関する活動を行っている自治会等とする。

具体的には、以下の事項のいずれかを行っている場合、防災に関する活動を行っているものとする。

(1) 自主防災組織として規約を制定している。

(2) 自治会規約に防災に関する組織等を規定している。

(3) 自ら消防防災活動を行っている。

(事例)

- ・防災訓練、避難訓練、消防防災に関するビデオ上映等の実施
- ・会合などで消防防災に関する呼びかけ、注意を実施
- ・消防防災に関する勉強会を実施
- ・夜回り等の実施
- ・防災巡視、防災点検の実施
- ・防災マップ、防災新聞等の作成・配布
- ・緊急連絡網や情報伝達網の整備
- ・消防防災用の資機材を保有
- ・炊き出し等、災害発生時の体制の整備

(4) 消防防災活動に参加している。

(事例)

- ・県、市町、消防機関等の行う防災研修会や防災訓練等への参加
- ・消防機関の行う予防活動（署員による個別訪問など）や福祉活動（民生委員等による個別訪問）などへの同行

第2項 自主防災組織の育成

消防局は、自衛消防組織と自衛防災組織については、法に基づき指導育成を行う。

また、地域の自主防災組織等については、消防局と市（防災危機管理課）が協力して、自主防災思想の考え方や自主防災組織の必要性を広報紙等で啓発し、市民の自主的な結成を推し進める。

なお、結成についての相談があった場合には、積極的に指導・助言を行う。

第3節 自主防犯組織の育成

警察署と市（市民活動課・防災危機管理課）は、災害時に被災地のパトロールや生活安全情報の提供等を行い、速やかな安全確保ができるよう自主防犯組織の育成を図る。

第4節 企業防災活動の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

1 県及び市の役割

県及び市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

また、災害時においては、県及び市、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対応を行う必要がある。

2 意識啓発

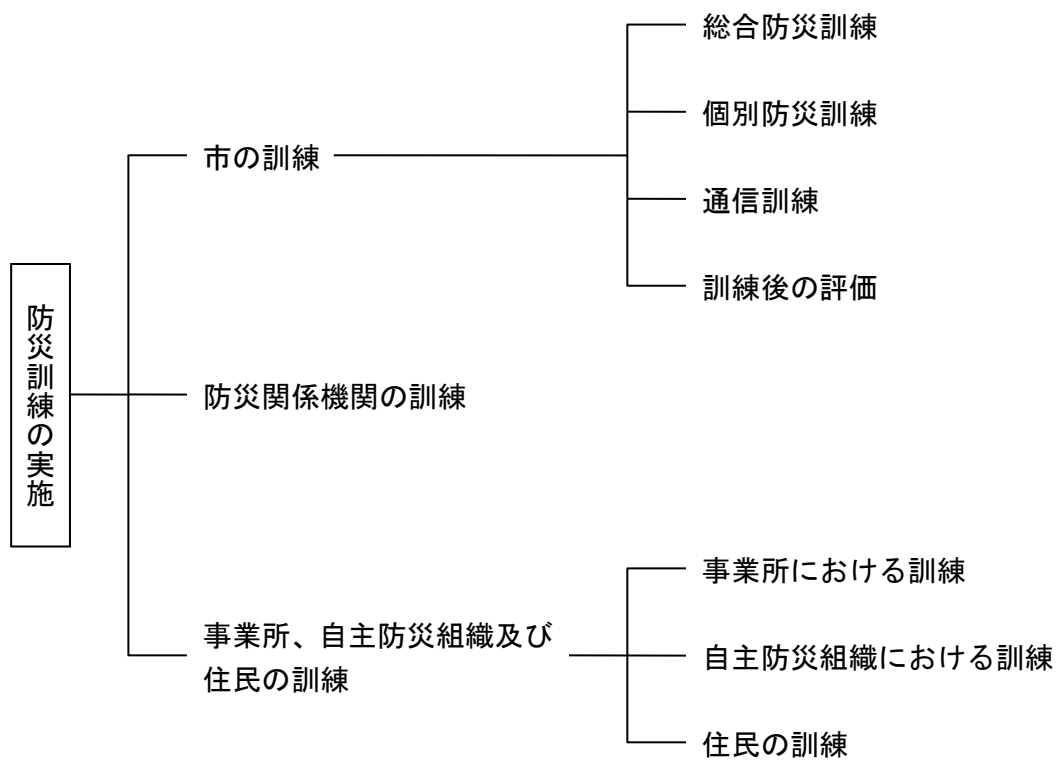
優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。

第5節 地区防災計画

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市防災会議は、

地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3章 防災訓練の実施



第1節 市の訓練

第1項 総合防災訓練

- 1 大規模災害の発生を想定し、市及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。
- 2 訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とし、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定することに努めるものとする。

市	防災関係機関	自主防災組織・住民
・災害対策本部設置運営 ・情報の収集伝達・広報 ・避難誘導 ・避難所・救護所設置運営 ・応急受入 ・緊急交通路の確保 （道路啓開、交通規制） ・自主防災組織等の活動支援	・消火活動 ・救助・救急 ・医療救護 ・ライフライン施設応急復旧 ・救援物資輸送 ・情報伝達・広報等	・初期消火 ・応急援護 ・炊き出し ・避難・避難誘導 ・要配慮者安全確保等

第2項 個別防災訓練

- 1 情報収集、伝達訓練
大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、市は県及び防災関係機関等と協力して実施する。
- 2 職員参集訓練
大規模災害を想定した徒歩、自転車及びバイクによる参集訓練を実施する。
- 3 避難誘導訓練
- 4 救急救助訓練
- 5 給食給水訓練
- 6 応急物資輸送訓練
- 7 その他の訓練

第3項 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線（地上系・衛星系）等を使用して気象予警報の伝達を主体とした通信訓練を定期的実施する。

第4項 訓練後の評価

訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

第2節 防災関係機関の訓練

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

第3節 事業所、自主防災組織及び住民の訓練

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。

このため、市民に対し災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施する。

第1項 事業所における訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、興行場、デパート等消防法で定められた防火管理者の選任義務のある事業所はその定める消防計画に基づき、避難訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防局及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

第2項 自主防災組織における訓練

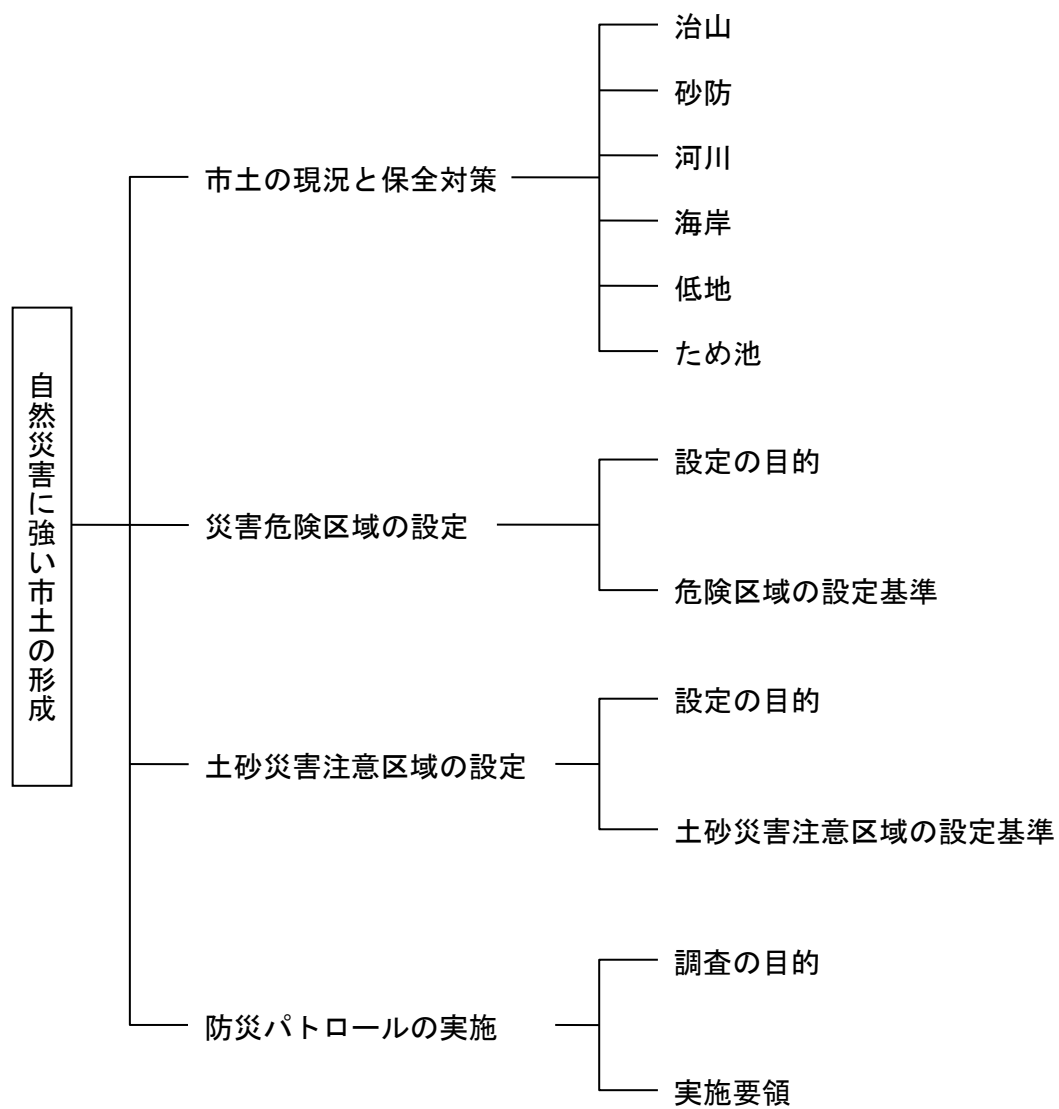
各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市（防災危機管理課）及び消防局の指導を受け、自主的に訓練を実施する。

訓練内容は、初期消火、応急救護、避難、要配慮者の安全確保等について実施する。

第3項 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市、県、及び各防災関係機関が実施する防災訓練への参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

第4章 自然災害に強い市土の形成



第1節 市土の現況と保全対策

第1項 治山

1 現況

山口県の森林面積は438千haで、総土地面積611千haの72%を占めており、山地災害の未然防止を図るためには、森林の防災機能を高めることが重要である。

117千haを保安林に指定している。宇部市における保安林の面積は約2,809ha（土砂流出防備林87%、水源かん養林5%）で、市の森林面積の約19%にあたっている。

県は、治山施設の設置や森林の整備を進めるとともに、山口森林づくり県民税による荒廃した私有林の整備を行うなど、山地災害の未然防止に努めている。

2 対策

県は、山地災害を防止するとともに、これによる被害を最小限にとどめるため、治山事業による治山施設の設置と機能が低下した保安林の整備などを計画的に推進する。

また、防災機能に優れた災害に強い森林を整備する防災の視点からの森林づくりを進めるため、間伐等森林整備の推進や、森林の現況を把握する地理情報システム（森林GIS）の整備、土砂災害警戒区域等の指定に当たっての必要に応じた上流域の森林の保安林指定や治山施設設置の検討、地域住民自らが森林整備に参加する仕組みづくりなどの取り組みを、県・市町・地域住民等の連携を図りながら、それぞれの役割に応じて推進する。

第2項 砂防

本市は山地面積が多く、その地質は風化しやすく浸食に弱い花崗岩が多い。

その上、近年の都市化の進展や各種開発に伴い、山地の保水能力が低下し、住宅と山地とが近接した地域が増加している。

そのため、土石流発生、地すべり、急傾斜地崩壊の危険性が高い。

砂防事業については、県及び市（土木河川課）が土石流の発生により、甚大な被害のおそれのある危険区域を重点的に取り上げ、えん提工等の整備を推進する。

また、土石流が発生した箇所は、その直後に緊急点検を行い、危険度の高い箇所については、早急に対策工事を実施する。

なお、最近のような局地的集中豪雨による被害傾向は、えん提工の有無により大きな違いをみせており、その効果から見ても、予防事業の強化が望まれる。

地すべり防止事業については、県が緊要度の高い地区から重点的に実施する。特に、地すべりは一旦発生すると被害規模が大きいとため、特に事業の推進強化を図る。

急傾斜地崩壊対策事業及び自然災害防止事業については県が、小規模急傾斜地崩壊対策事業については市（土木河川課）が崩壊の危険度の高いものから逐次、区域指定（県）を行い、被害対象規模の大きいものから緊要度に応じて防止工事を重点的に実施する。

また砂防事業、地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊対策事業のすべてにおいて、要配慮者利用施設が関係する箇所については、特に重点的に事業を推進する。

第3項 河川

本市の主要河川は、２級河川が２９河川、準用河川が６２河川あり、市域における流路延長は、約２１４kmである。

近年の都市化の進展や、各種開発に伴い、土地の保水能力が悪化しており、また土砂流入等の増加により、河川環境が悪化しており、豪雨時には流域低地帯に浸水害をもたらしている。

河川・治水事業については、県が２級河川を、市（土木河川課・下水道整備課・農林整備課）が準用河川等のその他河川を改修、整備を行う。

河川事業は、災害の原因を除去し洪水の安全な流下を図るために、水系の一貫を基調とし、河川の安全と開発を一本化した計画に基づいて推進する。

治水事業は、危険度が高く氾濫による損失の大きい地域の被害防除に重点をおいて推進するものとし、洪水の調整を図り流域の安全を確保するため、治水ダムの建設、河川の改修、河川高潮対策事業などを促進し、あわせて、急速に発達する市街地およびその周辺地域における河川の整備を図る。また、水利用の高度化に伴う水利の安定、河川の浄化、河川敷の適正利用、骨材採取の規制など、河川管理の適正を図り、水害に備え水防体制の強化を図る。

〔資料〕 ２－４－１ 主要河川

第４項 海岸

本市の海岸総延長は、５８．７kmであり、このうち海岸保全区域に指定されているのは、１９ヵ所、約３７．７kmで、総延長の約６４．２％にあたる。

海岸保全区域の海岸は、港湾海岸、漁港海岸、一般海岸に分けられる。港湾海岸については、国土交通省が所管で、県が管理等を行う。漁港海岸については、農林水産省が所管で、市（水産振興課）が管理等を行う。一般海岸については、国土交通省が所管で、管理区分により県（宇部土木建築事務所）または市（土木河川課）が管理等を行う。

これら海岸保全区域については、高潮対策事業等により、既存施設の維持並びに改良に努めるとともに、地域開発の進展に伴う背後地の重要性に対応した保全施設の整備を図る。

第５項 低地

本市は、近年の都市化の進展や各種開発に伴い、土地の保水能力が低下したため、雨水の流出量が増大し、低地において浸水が度々発生している。

市街地の浸水防除を図るために、河川の整備をするとともに、公共下水道事業等を推進し、あわせてポンプ場の整備を図る。

また、流域から一挙に大量の雨水が低地に流入することを抑制する対策が必要であり、今後、総合的な低地対策を検討するため、集中豪雨時における浸水状況を調査し、慢性的な排水不良地域の総合的な防災対策を検討することとする。

第６項 ため池

本市のため池は、江戸時代に推進された開墾・干拓地の用水源として数多く作られ、その数は約６５０ヵ所となっている。

これらのため池は、今日も重要な農業用水源として、また洪水調節や自然環境保全に寄与しているが、一方そのほとんどが、造られてから100年以上を経て老朽化が進んでいるため、危険ため池の改修・整備等が望まれる。

ため池の決壊は、農地の流出はもとより、人命・財産に重大な被害をもたらすことから、ため池災害を未然に防止することは、民生の安定と国土保全の上から極めて重要である。

このため、県及び市（農林整備課）は、老朽ため池の実態把握に努め、ため池等整備事業等により、下流への影響度や老朽度に応じて計画的に整備を推進する。また、ため池管理者の適切な維持管理とあいまって、水防管理関係機関との連携による適確な防災体制の確立及びため池ハザードマップの効果的な利活用を図り、ため池災害の未然防止に努める。

第2節 災害危険区域の設定

第1項 設定の目的

河川、海岸その他土地の状況により、洪水、高潮、地すべり、山崩れ、火災その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、あらかじめ調査をし、その実態を把握するものである。

第2項 危険区域の設定基準

1 河川海岸関係

河川及び海岸について、洪水による災害予防に重点をおくべき区域として、次のいずれか1つの基準以上のものを設定した。

- (1) 河川または海岸の堤防の決壊または溢水箇所の延長が100m以上
- (2) 人的被害のあるもの
- (3) 耕地被害が10ha以上のもの

[資料] 2-4-2 水防警報区域と重要水防箇所

2 漁港区域関係

背後に人家または耕地等を有する海岸について、波浪・高潮・洪水等による災害防止のため、次のいずれかに該当するものを設定の基準とする。

- (1) 天然海岸の地盤高または護岸天端高が必要高さ以下のところ
- (2) 護岸が老朽または損耗等で崩壊のおそれがあるところ

[資料] 2-4-3 海岸保全区域

3 地すべり危険箇所（地すべり防止区域を含む）

地すべり区域（地すべりしている区域または地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、もしくは誘発しまたは助長し、もしくは誘発するおそれの極めて大きい地域の面積が5ha（市街化区域〔市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画区域が定められていない都市計画区域にあつ

ては用途地域] にあつては2 h a) 以上で、次の各号の1に該当するもの。

- (1) 多量の崩土が、溪流または河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 鉄道、県道以上の道路または迂回路のない市道、その他公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 官公署、学校、病院等の公共施設のうち、重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 貯水量30,000 m³以上のため池、関係面積100 h a以上の用排水施設もしくは農道または利用区域面積500 h a以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
- (5) 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
- (6) 農地10 h a以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
- (7) 前項の基準に該当しないが、地すべりにより人家等に被害を及ぼすおそれのあるもの

[資料] 2-4-4 地すべり危険箇所(地すべり防止区域を含む)

4 危険ため池

防災重点農業用ため池のうち、老朽化したため池であつて、次のいずれか1つ以上に該当し、早期に補強等を必要とするもので、ため池が決壊した場合人家1戸以上又は重要な公共施設に直接被害が及ぶおそれのあるもの

- (1) 堤体の老朽化及び断面の不足(堤体からの漏水、余裕高不足、天端幅不足、法面勾配不安定、法面浸食)
- (2) 取水施設の老朽化(斜樋及び底樋の破損又は漏水)
- (3) 余水吐の老朽化及び断面不足(破損又は断面不足)

[資料] 2-4-5 危険ため池

5 山地災害危険地区

山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区から流出する土石による危害が人家1戸以上又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区で危険度によりA、B、Cに区分する。

- (1) 山腹崩壊危険地区
崩壊が発生し、又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区
- (2) 崩壊土砂流出危険地区
溪流において、山腹崩壊又は地すべりにより発生した土砂が土石流等となって流出するおそれがある地区
- (3) 地すべり危険地区
地すべり防止区域に指定された箇所又はそれ以外の箇所で指定基準に相当し、現に下流に被害を与え又は与えるおそれのある地区

[資料] 2-4-6 山地災害危険地区

6 宅地造成工事規制区域

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出により人家等に被害を及ぼしうる土地の区域を管轄する市町村長の意見を聴いて知事が指定し、規制区域内で

行われる盛土、土捨て行為等による災害を防止するための必要な規制を行う。

7 砂防指定地

砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地で国土交通大臣が指定したもの。

[資料] 2-4-8 砂防指定地

8 急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の目的を達成するために、同法第3条の規定に基づき都道府県知事が指定する区域

<指定基準>

- ①急傾斜地の高さが5m以上のもの。
- ②急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、または5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に被害が生じるおそれのあるもの。

[資料] 2-4-9 急傾斜地崩壊危険区域

9 道路橋梁危険予想箇所

主に大雨、強雨により地すべり、土崩れ、沢崩れ、落石、崩土、河川の増水等が発生し、道路に危険な状態を及ぼすと予想される区間を想定した。

なお、時間雨量及び連続雨量により、区間ごとに通行規制を行っている。

[資料] 2-4-10 道路橋梁危険予想箇所

10 災害による孤立危険地区

中山間地域、沿岸地域、島嶼部等の地区及び集落のうち、道路交通または海上交通による外部からのアクセスが、次により、人の移動・物資の流通が困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となる状態を想定した。

- ・地震・風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- ・津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
- ・地震または津波による船舶の停泊施設の被災

具体的には、以下の条件を想定した。

- (1) 地区または集落へのすべてのアクセス道路が土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区に隣接しており、道路・橋梁が決壊すると迂回路がない。
- (2) 船舶の停泊施設がある場合は、地震または津波により当該施設が使用不能となるおそれがある。

[資料] 2-4-13 災害による孤立危険地区

11 土砂災害警戒区域

設定の基準

知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として定める次の基準に該当するもの。

(1) 急傾斜地の崩壊

- ア 傾斜度が 30° 以上で高さが5 m以上の区域（急傾斜地）
- イ 急傾斜地の上端から水平距離が10 m以内の区域
- ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50 mを超える場合は50 m）以内の区域

(2) 土石流

土石流の発生のおそれがある溪流において、扇頂部から下流の部分及びこれに隣接する部分で勾配が 2° 以上の区域

(3) 地すべり

- ア 地すべり区域（地滑りしている区域又は地すべりするおそれのある区域）
- イ 地すべり区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250 mを超える場合は250 m）の範囲内の区域

1.2 土砂災害特別警戒区域

設定の基準

知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき区域として定める次の基準に該当するもの。

- (1) 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域。
- (2) 土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域。
- (3) 地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が建築物に作用した時から30分間が経過したときにおいて建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域等。

[資料] 2-4-1.4 宇部市 土砂災害警戒区域等 地区別指定箇所数一覧

[資料] 2-4-1.5 土砂災害警戒区域等の指定箇所一覧表

第3節 土砂災害注意区域の設定

第1項 設定の目的

土地の状況により、土砂災害の発生するおそれがあり、かつ要配慮者利用施設が存在する地域について、災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、あらかじめ調査をし、その実態を把握するものである。

第2項 土砂災害注意区域の設定基準

要配慮者利用施設のうち、災害危険区域（土砂災害警戒区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）に設定されている施設を除いた要配慮者利用施設のうち、斜面上部（斜面の肩から概ね10m以内）、斜面（勾配10度以上の斜面）及び斜面下部（斜面下端から概ね50m以内）の区域。

1 要配慮者利用施設

（1）児童福祉施設（障害福祉課、保育幼稚園課、こども支援課）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

（2）老人福祉施設（高齢福祉課）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する施設及び有料老人ホーム（同法第29条に規定する施設）並びに老人居宅生活支援事業を行う施設等（同法第5条の2第3項から第6項までに規定する事業を行うものに限る。）

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター

（3）介護保険施設（介護保険課）

介護保険法（平成12年法律第123号）第8条第24項に規定する施設及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する施設

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設

（4）障害者支援施設（障害福祉課）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する施設

（5）障害福祉サービス事業所（障害福祉課）

障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援、同条第15項に規定する就労継続支援及び同条第18項に規定する共同生活援助を行うものに限る。

（6）身体障害者社会参加支援施設（障害福祉課）

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する施設

身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設

（7）福祉ホーム（障害福祉課）

障害者総合支援法第5条第29項に規定する施設
福祉ホーム

- (8) 精神障害者退院支援施設（障害福祉課）
平成18年9月2日厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」に基づく施設
- (9) 地域活動支援センター（障害福祉課）
障害者総合支援法第5条第28項に規定する施設
- (10) 医療提供施設（地域医療対策室、介護保険課）
医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する施設
病院、診療所及び介護老人保健施設
- (11) 幼稚園（保育幼稚園課）
学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条に規定する学校施設
- (12) その他
 - ア 救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿泊提供施設（地域福祉課）
生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する施設
 - イ 特別支援学校（教育支援課）
学校教育法第72条に規定する学校施設
 - ウ その他要配慮者に関連する施設

[資料] 2-4-11 土砂災害注意区域及び危険区域内の要配慮者利用施設

第4節 防災パトロールの実施

第1項 調査の目的

災害に対する地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止対策及び応急措置の適切な実施を図るため、防災関係機関が合同して総合的な現地調査を行うものとする。

第2項 実施要領

- 1 調査時期
毎年、必要に応じて計画的に実施する。
- 2 調査区域
主に、災害危険区域等とする。
- 3 参加機関
 - (1) 市（防災関係課、消防団）
 - (2) 消防局
 - (3) 警察（宇部警察署）
 - (4) 県（宇部土木建築事務所）
 - (5) 防災関係機関
 - (6) ボランティア団体
- 4 調査の方法

関係機関及び市が把握している危険区域及び新たな危険が予想される区域を調査する。

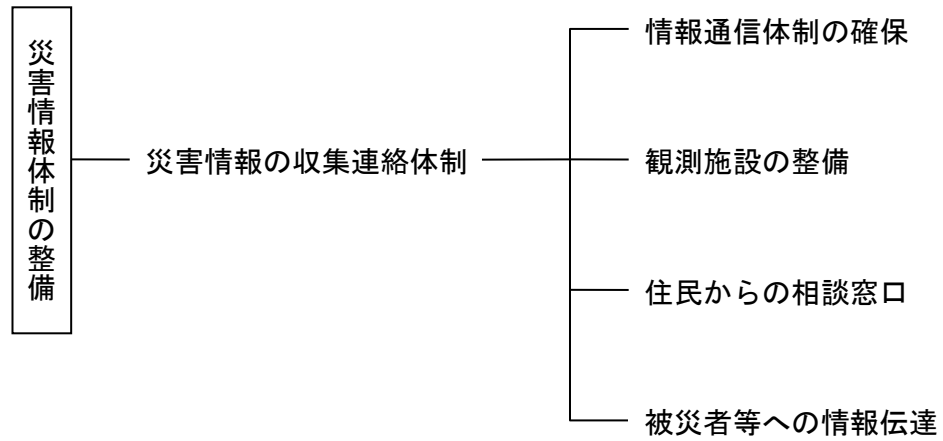
5 調査内容

- (1) 災害危険区域等の現況及び災害予防事業またはその予防計画
- (2) ヘリポート適地の確認
- (3) 緊急避難場所、避難経路等の確認
- (4) 応急対策資機材の確認
- (5) 局地気象
危険事態発生要件となる基準事項の調査、確認
例えば、降雨量、通報水位、警戒水位等
- (6) 各種観測施設設備の状況
- (7) 過去の災害発生状況

6 結果の公表

市（防災危機管理課）は、調査結果をとりまとめ、各防災関係機関に対し公表するとともに危険区域内の関係住民に発表する。

第5章 災害情報体制の整備



第1節 災害情報の収集連絡体制

第1項 情報通信体制の確保

1 市（防災危機管理課）及び消防局の対策

（1）通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

（2）非常用電源の確保

自家用発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。

（3）非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

2 通信網の拡充整備

（1）市（防災危機管理課）及び消防局は、当該地域の被害状況等の把握、被災住民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、更に整備充実を図る観点から、次のような対策を講じるものとする。

ア 管内防災関係機関、応急対策実施機関等との間に防災用移動系無線（デジタルMC A無線）を整備し移動系防災行政無線を減局

イ 同報系無線網の整備促進

ウ 災害担当職員参集のための連絡手段として職員参集メール（携帯電話）の整備促進

エ 防災相互通信用無線及び消防無線統制波の整備促進

オ 衛星携帯電話の整備

（2）多様な情報収集ルートを確保する観点から、民間企業等（タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用）、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても、整備を進める。

（3）インターネット等による通信手段の整備を進める。

3 情報収集・伝達体制の整備

市（防災危機管理課）、消防局及び防災関係機関は、災害発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障を来さないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるようにするものとする。

（1）情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者の指定

（2）被災現場での情報収集担当地域及び担当者の指定、情報収集資機材の確保対策等

（3）通信機器の運用計画

（4）災害時に使用する災害応急対策用無線等の効果的活用、運用方法等の習熟

（5）航空機、車両等による機動的な収集活動ができるよう関係防災機関で事前に調整するなど、体制の整備

[資料] 2－5－2 宇部市災害情報体制

4 情報処理分析体制等の整備

（1）災害情報データベースシステムの整備

市（防災危機管理課）は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

（２）情報の分析整理

市（防災関係課）は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努めるものとする。

５ 電気通信事業者（ＮＴＴ西日本）の対策

（１）電気通信設備の防災計画

ア 被災地に対する通信の途絶防止対策

（ア）伝送路のループ化を推進する。

（イ）孤立防止対策用衛星電話を設置する。

（ウ）特設公衆電話の設置を行う。

イ 異常輻輳対策

（ア）災害時優先電話の通信確保を行う。

（イ）ネットワークの効率的なコントロールを行う。

（２）災害応急対策を円滑に実施するため、特に、緊急を要する応急復旧資機材、救急用物資及び設営用物資の備蓄状況を常に把握し、定期的に点検する。

（３）社員等の動員体制

１次動員体制、２次動員体制を定め、迅速的確な対応が実施できる体制を講じる。

（４）部外機関に対する応援又は協力の要請方法等

災害が発生した場合に、応援の要請若しくは協力を求める必要があることを想定し、必要な体制を整備しておく。

（５）防災に関する訓練

ア 防災を安全にして円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備等の災害応急復旧及び通信疎通訓練を総括支店内の各事業所と協力して、定期又は随時に実施する。

イ 市防災計画に基づく訓練については、積極的に参加する。

６ 自主防災組織の情報体制

自主防災組織は、災害の発生に備え、あらかじめ地域内における防災及び災害に関する情報の伝達及び収集の体制を整備するものとする。

７ 市民の情報体制

市民は、災害の発生に備え、あらかじめ気象情報及び防災情報の内容及び入手経路、緊急避難場所、異常発生時の通報先その他必要な事項を把握しておくよう努めるものとする。

第２項 観測施設の整備

１ 観測施設

市内に、雨量計、水位計、検潮計、風向風速計等の観測施設を置く。

[資料] 2-5-1 観測施設等

2 施設の整備

(1) 市（防災危機管理課）

予報の精度を高め、局地予報を的確に行うために、観測施設の整備促進を図る。

また、ネットワーク化による気象情報システムをさらに発展させ、総合防災情報システムの構築を図り、インターネットを通じて防災情報を提供し、自主防災意識の高揚を図る。

(2) 県

県は、迅速かつ的確に河川情報を収集する「土木防災情報システム」、道路情報を収集する「道路情報システム」、県内各地の震度情報を収集する「震度情報システム」等の各種の災害に関する情報システムを整備し、運用しているところであるが、今後は「やまぐち情報スーパーネットワーク」・インターネットの情報網を活用し、地図情報・画像情報を取り入れた総合的な防災情報システムの充実・強化を図っていく。

また、これらの情報を県民に提供し、自主防災意識の高揚を図る等、災害の未然防止に努め、災害に強い県土づくりを実現する。

第3項 住民からの相談窓口

1 防災に関する総合窓口は、防災危機管理課が行う。

2 「土砂災害110番」県土砂災害情報ネットワーク

土砂災害の発生状況とあわせ、災害発生前の住民からの相談等の窓口を下記のとおりとする。

相談窓口	TEL	FAX
県砂防課砂防保全班	083-933-3754	083-933-3769
県宇部土木建築事務所	21-7125	22-5231
市土木河川課	34-8407	22-6050

第4項 被災者等への情報伝達

発災時において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

1 情報伝達手段の整備

避難場所等への防災屋外スピーカー、防災用移動系無線（デジタルMCA無線）の整備を推進する。

2 情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズに対応するには、行政の対応だけではなく、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

3 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報について市（防災危機管理課）は、あらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておくものとする。

また大災害時には、N T Tが災害時の声の伝言板としての機能が期待される「災害用伝言ダイヤル」を提供するため、被災者の安否確認に対しては、この災害用伝言ダイヤルの利用をすすめるものとする。

（１）災害用伝言ダイヤル

ア 提供開始

大災害時に、N T Tが提供開始、録音件数等について決定し、テレビ、ラジオ等で提供開始や利用方法について発表する。

イ 利用方法

- ① 1 7 1 にダイヤルする。
- ② ガイダンスが流れる。
- ③ 録音する場合「１」をダイヤルする。
再生する場合「２」をダイヤルする。
- ④ ガイダンスが流れる。
- ⑤ 被災地の安否確認したい人の電話番号をダイヤルする。
- ⑥ 録音又は再生する。

ウ 問い合わせ

局番なしの 1 1 6 番又はN T T支店・営業所。

（２）宇部市防災メール

ア 目的

平成 1 1 年台風 1 8 号の教訓から、防災情報の伝達・交換や災害情報などの収集・伝達手段の一つとして、平成 1 2 年から宇部市防災メーリングリストを開設。平成 1 7 年 1 月 1 5 日から、防災情報を配信する「宇部市防災メール」に変更し、平成 1 9 年 9 月から新システムに移行し配信速度の迅速化を図る。

イ 利用手段

電子メール（携帯電話による利用可）

登録・解除は「無料」

ウ 運用

① 情報提供

- ・ 気象注意報・警報等
- ・ 雨量等の観測情報
- ・ 災害発生情報
- ・ 被災者支援情報
- ・ ボランティアの募集
- ・ 訓練等の防災啓発行事

② 情報収集

- ・ 地域の被災状況
- ・ 避難場所の状況
- ・ ボランティアの要請

③ 情報交換

- ・ 気象用語や災害用語の解説
- ・ 防災情報、防災知識の共有
- ・ 防災に関する話題

エ 登録・解除方法

市ウェブサイトへアクセスし登録及び解除を行う

(<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/bousai/bousai/1001208/1001211.html>)

(3) エリアメール (NTT ドコモ)、緊急速報メール (au、ソフトバンク、楽天モバイル)

「エリアメール、緊急速報メール」とは、気象庁が配信する「緊急地震速報・津波警報」と、国・地方公共団体からの災害時の情報を、対象エリアに同報配信する「災害・避難情報」を合わせたメールサービスの総称である。

「エリアメール、緊急速報メール」を受信した携帯電話は、自動でメッセージが表示され、回線混雑の影響を受けずに受信することができる。(スマートフォンを含む。一部未対応機種あり。)

ア 気象庁から配信されるもの

- ・ 緊急地震速報
- ・ 津波警報

イ 避難指示等の災害・避難情報

市から、NTT ドコモのエリアメールサービス、au、ソフトバンク、楽天モバイルの緊急速報メールサービスにより配信する。

① 配信対象

宇部市域の電波エリア内の NTT ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル携帯電話 (スマートフォンを含む。一部未対応機種あり。)

② 配信項目

- ・ 高齢者等避難
- ・ 避難指示
- ・ 緊急安全確保
- ・ 警戒区域情報
- ・ 津波注意報
- ・ 津波警報 (上記 ア 参照)
- ・ 大津波警報 (上記 ア 参照)
- ・ 噴火情報
- ・ 指定河川洪水警報
- ・ 土砂災害警戒情報
- ・ 東海地震予知情報
- ・ 弾道ミサイル情報
- ・ 航空攻撃情報
- ・ ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- ・ 大規模テロ情報

③ 配信方法

職員が情報を入力し、該当エリア内の NTT ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル携帯電話 (スマートフォンを含む。一部未対応機種あり。) に一斉配信

(4) Lアラート

Lアラートとは、避難指示等の防災情報を集約し、多様なメディアを通じて住民に情報配信する全国的な共通基盤システムで、TV・ラジオ・インターネット等を通じて防災情報を発信することが可能。

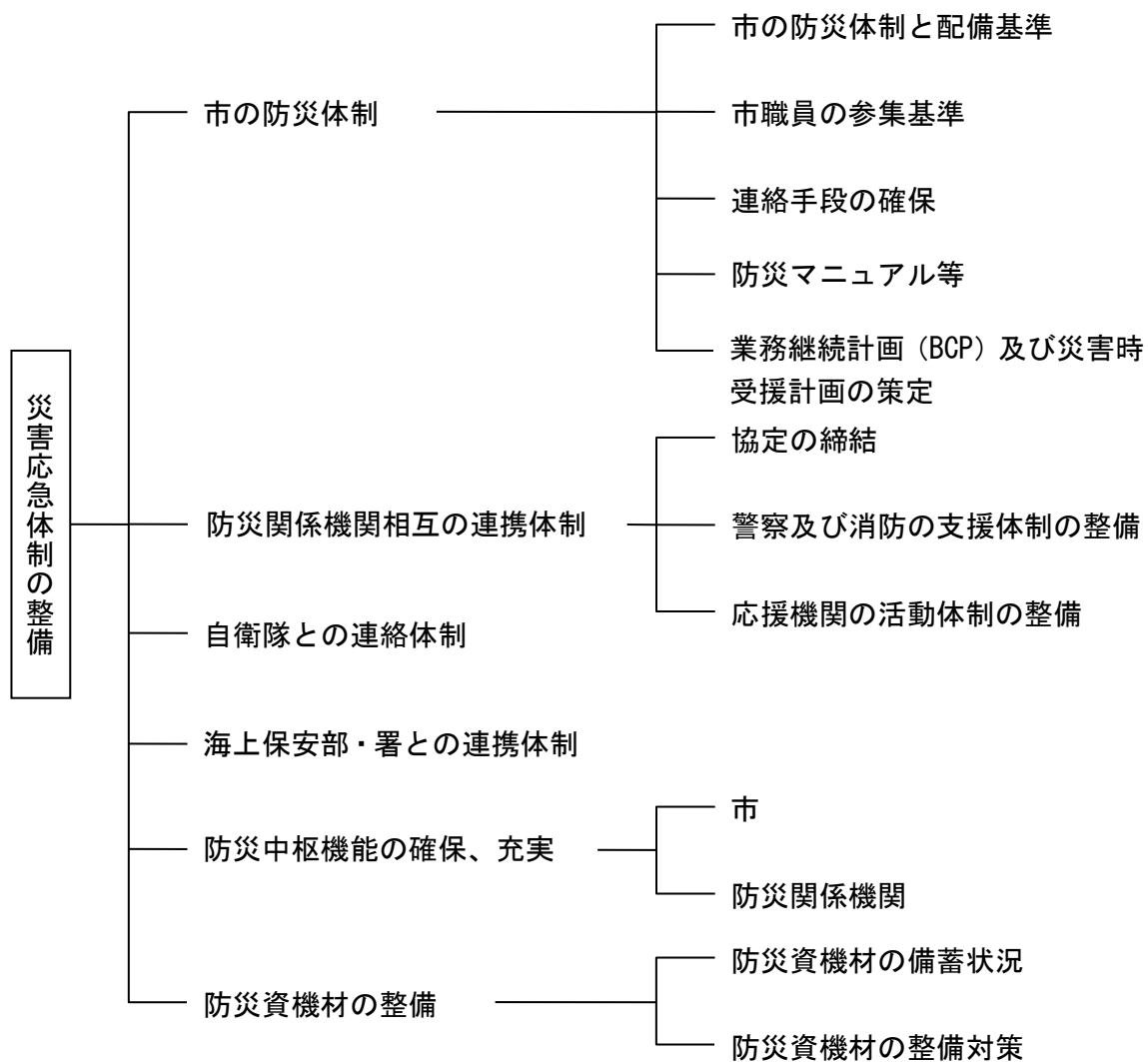
ア 発信する主な防災情報

- ・避難指示等の情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令等）
- ・避難所の情報（開設・閉鎖した避難所の名称、住所等）
- ・お知らせ情報（災害に関する県民向け情報（罹災証明発行手続、被災者支援等））

イ 配信方法

職員が、県総合防災情報システム経由で情報を入力し、県内の参加メディアに一斉配信

第6章 災害応急体制の整備



第 1 節 市の防災体制

第 1 項 市の防災体制と配備基準

災害発生時の対応を迅速・的確に実施するため、防災担当部局への専任職員の配置や、消防局との人事交流等による連携など、組織の防災対応力の強化に努める。

市の防災体制と配備基準を次のように定める。

防災体制	配備基準	配備課
第 1 警戒体制 防災危機管理課による情報収集活動または、防災危機管理課の指示により防災関係課職員の自宅待機等を行う体制	大雨・洪水注意報、暴風雪・暴風・大雪・波浪警報のうち一つ以上が発表されたとき	防災危機管理課
第 2 警戒体制 防災危機管理課の指示により、防災関係課による災害予防対策または、災害応急対策を行う体制	大雨・洪水・高潮警報のうち一つ以上が発表されたとき	防災危機管理課 農林整備課 土木河川課 道路整備課 下水道整備課 下水道施設課
	状況に応じて防災危機管理課が判断し、配備する課	総務課 職員課 広報広聴課 市民活動課 24センター 地域福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 介護保険課 健康増進課 地域医療対策室 水産振興課 都市計画課 住宅政策課 公園緑地課 建築指導課 北部地域振興課

第3 非常体制 (水防本部体制) 副市長を水防本部長として、防災関係課が中心となり災害応急対策を行う体制	相当規模の災害が発生したとき、または発生するおそれのあるとき (例えば、災害の種類が複数発生した場合等)	防災危機管理課 広報広聴課 市民活動課 地域福祉課 農林整備課 土木河川課 道路整備課 下水道整備課 下水道施設課 北部地域振興課
	状況に応じて防災危機管理課が判断し、配備する課	総務課 職員課 24センター 障害福祉課 高齢福祉課 介護保険課 健康増進課 地域医療対策室 水産振興課 都市計画課 住宅政策課 公園緑地課 建築指導課
第4 非常体制 (災害対策本部体制) 市長を災害対策本部長として、全庁をあげて災害応急対策、または災害復旧対策を行う体制	大規模な災害が発生したとき、または発生するおそれのあるとき (例えば、防災関係課だけでは対応が困難な場合等)	全課等

第2項 市職員の参集基準

- (1) 第1・2警戒体制については、輪番等によりあらかじめ所属長が指名した職員をもって配備にあたる。
- (2) 第3・4非常体制については、所属長等からの連絡により配備にあたる。
- (3) 交通機関等の途絶のため所定の職場に参集できない場合は、所属長にその旨を連絡するとともに最寄りの市民・ふれあいセンター等に参集する。

第3項 連絡手段の確保

職員の連絡手段については防災危機管理課が行うが、夜間・休日等は消防局通信指令課から防災危機管理課等に連絡することにより24時間体制とする。

また、防災関係課職員の連絡手段については携帯電話等を逐次整備を進める。

第4項 防災マニュアル等

各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底するものとする。

第5項 業務継続計画（BCP）及び災害時受援計画の策定

市は、大規模災害が発生し、本庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、平成26年4月業務継続計画（BCP）を策定した。

また、他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れられるよう、平成29年5月に災害時受援計画を策定した。

〔資料〕 2-6-49 宇部市業務継続計画

〔資料〕 2-6-50 宇部市災害時受援計画

第2節 防災関係機関相互の連携体制

第1項 協定の締結

1 市における協定の締結

市長（防災危機管理課）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、他の市町村の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。（災対法第67条）

また、市長（防災危機管理課）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は県知事（防災危機管理課）に対し、職員の派遣についてあつせんを求めることができる。（災対法第30条）

その他、指定地方行政機関に対しても、職員の派遣を要請することができる。（災対法第29条）

しかし、大規模な災害が発生した場合は、他の地方公共団体、公共的団体又は事業者等に対し、迅速かつ的確に協力を要請する又は支援する必要があるため、あらかじめ協定を締結するものとする。また、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。

（1）県外及び県内各市町による災害時相互応援協定（5協定）

ア 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（51市町）

イ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（78市町村）

ウ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定（20県市町）

エ 宇部市・宇治市災害時相互応援協定（2市）

オ いわき市・宇部市災害時相互応援協定（2市）

（2）県内各市町による広域消防相互応援協定（4協定）

- ア 山口県内広域消防相互応援協定（19 市町 4 消防組合）
- イ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定（19 市町 4 消防組合）
- ウ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定（10 市 3 消防組合）
- エ 県道山口宇部線における消防相互応援協定（2 市 1 消防組合）
- （3）災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定（36 協定）
 - ア 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定（宇部市医師会）
 - イ 被災者への医療救護、健康管理及び薬剤の提供に関する包括協定（宇部市医師会・宇部薬剤師会・山口県宇部健康福祉センター）
 - ウ 災害時の相互協力に関する覚書（宇部市内郵便局）
 - エ 災害時等における緊急放送に関する協定（FMきらら）
 - オ ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定（山口県厚東川ダム管理事務所、山口県宇部土木建築事務所）
 - カ 災害時の福祉避難所の運営に関する協定（宇部市内社会福祉法人等）
 - キ 災害時における倒木処理に関する協定（宇部小野田造園業組合）
 - ク 災害時における燃料油の供給に関する協定（富士商リテールサービス株式会社）
 - ケ 船舶による災害時等の協力に関する協定（西部マリン・サービス株式会社）
 - コ 災害時における救援物資の調達及び供給に関する協定（西中国国分株式会社）
 - サ 災害対応型自動販売機の運用に関する協定（コカ・コーラウエスト株式会社、サントリーフーズ株式会社、アサヒカルピスビバレッジ株式会社、ダイドードリンコ株式会社）
 - シ 災害時における情報交換に関する協定（国土交通省中国地方整備局）
 - ス 災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書（中国電力ネットワーク株式会社）
 - セ 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）
 - ソ 特設公衆電話の設置・利用に関する協定（NTT 西日本株式会社）
 - タ 災害時における協力体制に関する協定（株式会社COCOLAND、有限会社坂井電工社、有限会社アクアテクニカル、宇部鴻城高等学校、宇部フロンティア大学短期大学部、宇部フロンティア大学付属香川高等学校・付属中学校、慶進中学校・高等学校、宇部工業高等専門学校、株式会社野村工電社）
 - チ 災害時における地下水供給に関する協定（株式会社COCOLAND）
 - ツ 災害時避難支援の協力等に関する協定（地区自主防災会）
 - テ 災害時における支援協力に関する協定（山口県行政書士会）
 - ト 災害時における救助物資確保に関する協定（生活協同組合コープやまぐち）
 - ナ 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定（山口県LPガス協会宇部・小野田支部、厚狭支部）
 - ニ 災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）
 - ヌ 小野きずなトークを利用した災害情報等の伝達に関する協定（小野地区コミュニティ推進協議会）
 - ネ 災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定（山口県産業ドローン協会）
 - ノ 災害時における物資の調達及び供給に関する協定（株式会社グッデイ）
 - ハ 災害時における物資供給に関する協定（株式会社ジュンテンドー）
 - ヒ 災害時における協力体制に関する協定（伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会

- 社)
- フ 災害時における電気自動車による電力供給に関する協定（日産自動車株式会社）
 - へ 災害時等における宿泊施設等の提供に係る協定（宇部市旅館ホテル生活衛生同業組合）
 - ホ 災害時における物資の調達及び供給に関する協定（株式会社ミスターマックス・ホールディングス）
 - マ 災害時の歯科医療救護活動に関する協定（宇部歯科医師会）
 - ミ 災害時における医薬品等調達に関する協定（ティーエスアルフレッサ株式会社）
 - ム 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定（株式会社デベロッパ）
 - メ 災害時における物資供給に関する協定（NPO 法人コメリ災害対策センター）
 - モ 災害時における応急対資機材の供給等に関する協定（光東株式会社）

(1)

- [資料] 2-6-16 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定
- [資料] 2-6-17 瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- [資料] 2-6-18 山口県及び市町相互間の災害時応援協定
- [資料] 2-6-19 宇部市・宇治市災害時相互応援協定
- [資料] 2-6-32 いわき市・宇部市災害時相互応援協定

(2)

- [資料] 2-6-1 山口県内広域消防相互応援協定
- [資料] 2-6-20 山口県消防防災ヘリコプター応援協定
- [資料] 2-6-21 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定
- [資料] 2-6-22 県道山口宇部線における消防相互応援協定

(3)

- [資料] 2-6-2 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定
- [資料] 2-6-3 被災者への医療救護、健康管理及び薬剤の提供に関する包括協定
- [資料] 2-6-4 災害時における宇部市、宇部市内郵便局間の相互協力に関する覚書
- [資料] 2-6-5 災害時等における緊急放送に関する協定
- [資料] 2-6-8 厚東川ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定
- [資料] 2-6-9 今富ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定
- [資料] 2-6-10 災害時の福祉避難所の運営に関する協定
- [資料] 2-6-11 災害時における倒木処理に関する協定
- [資料] 2-6-12 災害時における燃料油の供給に関する協定
- [資料] 2-6-13 船舶による災害時等の協力に関する協定
- [資料] 2-6-14 災害時における救援物資の調達及び供給に関する協定
- [資料] 2-6-15 災害対応型自動販売機の運用に関する協定
- [資料] 2-6-23 災害時における情報交換に関する協定
- [資料] 2-6-24 災害発生時の連絡体制及び協力体制に関する覚書
- [資料] 2-6-26 災害に係る情報発信等に関する協定
- [資料] 2-6-27 特設公衆電話の設置・利用に関する協定
- [資料] 2-6-28 災害時における協力体制に関する協定
- [資料] 2-6-29 災害時における地下水供給に関する協定

- [資料] 2-6-30 災害時避難支援の協力等に関する協定
- [資料] 2-6-31 災害時における支援協力に関する協定
- [資料] 2-6-33 災害時における救助物資確保に関する協定
- [資料] 2-6-34 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定
- [資料] 2-6-35 災害時における物資供給に関する協定
- [資料] 2-6-36 小野きずなトークを利用した災害情報等の伝達に関する協定
- [資料] 2-6-37 災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定
- [資料] 2-6-38 災害時における物資の調達及び供給に関する協定
- [資料] 2-6-39 災害時における物資供給に関する協定
- [資料] 2-6-40 災害時における協力体制に関する協定
- [資料] 2-6-41 災害時における電気自動車による電力供給に関する協定
- [資料] 2-6-42 災害時等における宿泊施設等の提供に係る協定
- [資料] 2-6-43 災害時における物資の調達及び供給に関する協定
- [資料] 2-6-45 災害時の歯科医療救護活動に関する協定
- [資料] 2-6-46 災害時における医薬品等調達に関する協定
- [資料] 2-6-47 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定
- [資料] 2-6-48 災害時における物資供給に関する協定
- [資料] 2-6-55 災害時における応急対資機材の供給等に関する協定

2 県における協定の締結

- (1) 他都道府県との相互応援協定
- (2) 医療救護活動に関する協定
 - ア 県医師会、県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会及び日本赤十字社山口県支部との協定
 - イ 災害派遣医療チーム(DMAT)指定病院との協定
- (3) 要配慮者支援に関する協定
 - ア 関係福祉団体との協定
 - イ 県旅館生活衛生同業組合との協定
 - ウ (公財)山口県国際交流協会との協定
- (4) 報道機関との協定
- (5) 災害応急対策用車両の確保に関する協定
 - ア 県トラック協会との協定(車両の確保、物流の専門家派遣等)
 - イ 県バス協会との協定
 - ウ 県乗用自動車協会との協定
 - エ 県レンタカー協会との協定
- (6) 災害応急対策用船舶の確保に関する協定
 - ア 県旅客船協会との協定
 - イ 県内航海運組合との協定
- (7) 緊急支援物資等保管先の確保に関する協定
 - ア 県倉庫協会との協定
 - イ 県冷蔵庫協会との協定
- (8) 物資配送等に関する協定

大手運送業者との協定

(9) 応急対策業務に関する協定

- ア (一社) 山口県建設業協会及び同協会支部との協定
- イ (一社) 山口県測量設計業協会との協定
- ウ (一社) プレハブ建築協会との協定
- エ (一社) 全国木造建設事業協会との協定
- オ 警備業者との協定
- カ 山口県衛生仮設資材事業協同組合との協定
- キ (一社) 山口県L P ガス協会との協定
- ク (一社) 山口県産業廃棄物協会との協定
- ケ 中国地方整備局及び海洋土木関係団体との協定
- コ (一社) 日本建設業連合会中国支部との協定
- サ (一社) 全国クレーン建設業協会山口支部との協定
- シ 県電気工事工業組合との協定
- ス (一社) 山口県電業協会との協定
- セ 県管工事工業協同組合との協定
- ソ (一社) 山口県ビルダーズネットワークとの協定
- タ 山口県建設労働組合との協定
- チ 西瀬戸ビルダーズサロンとの協定
- ツ (一社) 山口県建築協会との協定
- テ (一社) J B N ・全国工務店協会との協定
- ト 全国建設労働組合総連合との協定
- ナ 山口県瓦工事業協同組合との協定
- ニ 山口県鳶工業連合会との協定
- ヌ (一社) 日本鳶工業連合会との協定
- ネ (一社) 災害復旧職人派遣協会との協定

(10) 通信設備の利用に関する協定

- ア 警察通信設備の使用に関する協定
- イ J R 西日本通信設備の使用に関する協定
- ウ (一社) 日本アマチュア無線連盟山口県支部との協定

(11) 食料・飲料水及び生活必需品の供給に関する協定

大手流通業者等との協定

[資料] 2-6-7 災害救助に必要な物資の調達に関する協定締結団体

(12) 医薬品、血液製剤等の供給に関する協定

- ア 山口県薬業卸協会との協定
- イ 山口県製薬工業協会との協定
- ウ 山口県医療機器販売業協会との協定
- エ 日本産業・医療ガス協会中国地域本部との協定

(13) 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定

独立行政法人住宅金融支援機構との協定

(14) 災害情報の収集に関する協定

- ア 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）・国立大学法人山口大学との協定
- イ 国土地理院との協定
- ウ 山口県産業ドローン協会との協定
- (15) 災害時における避難者支援に関する協定
公益社団法人隊友会 山口県隊友会との協定
- (16) その他災害応急対策上必要な事項に関する協定

第2項 警察及び消防の支援体制の整備

警察及び消防は、全国的に組織された警察災害派遣隊及び緊急消防援助隊の県内援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図るものとする。

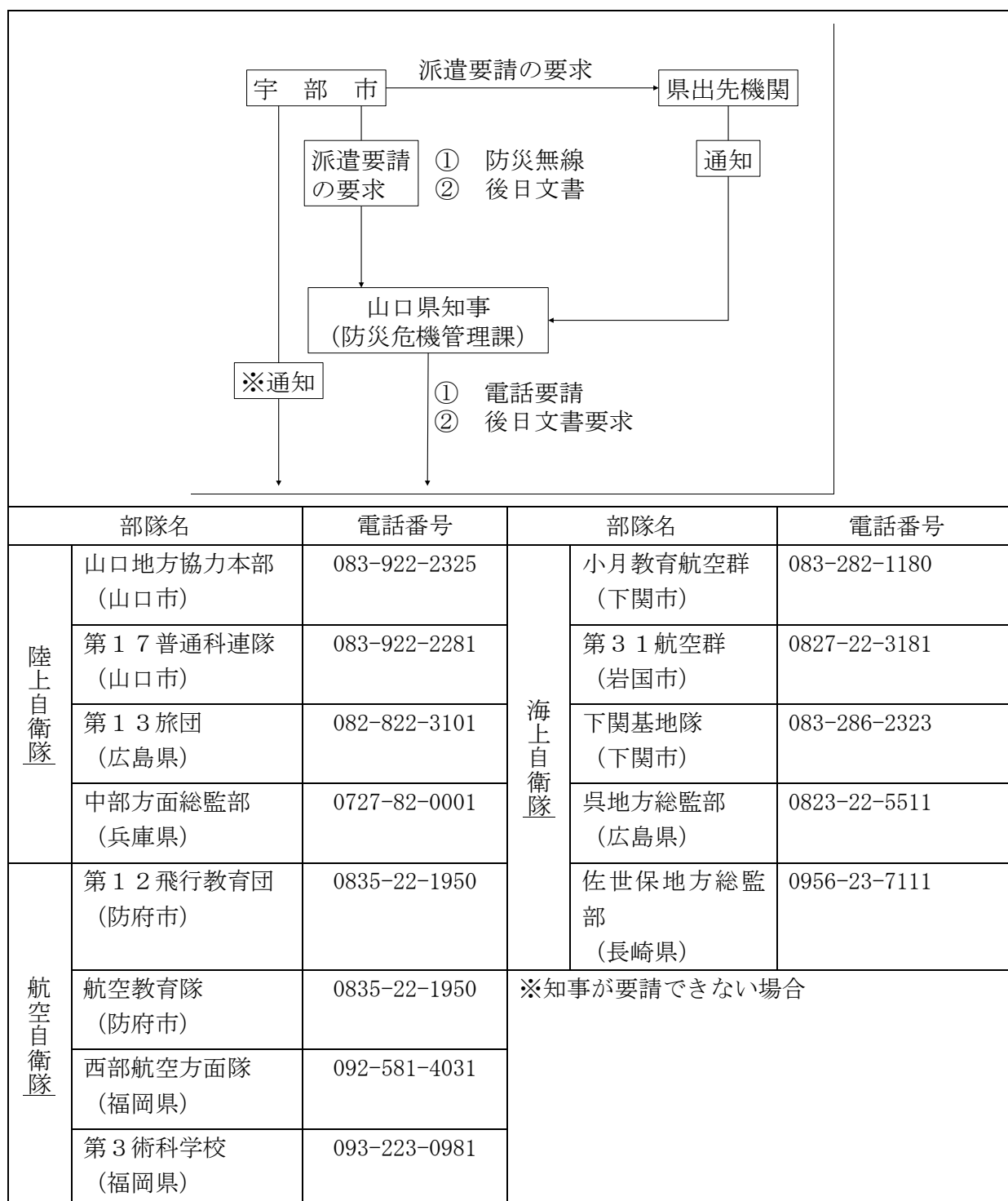
第3項 応援機関の活動体制の整備

- 1 市は、近隣市町（消防本部等）、隣接県等からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ定めておく。また、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。
- 2 市及び県は、大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点の整理を行うとともに、高潮や津波被害を想定し、新たに内陸部に活動拠点を確保する。

第3節 自衛隊との連絡体制

災害緊急時の自衛隊の派遣要請は、県知事に要求する。市長は、自衛隊の派遣要請をするよう県知事に求めた場合、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。また、県知事が要請出来ない場合においては、市長は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

県の派遣要請にかかる手順及び市長が直接通知を行う場合の連絡先は、以下のとおりとなる。



第4節 海上保安部・署との連携体制

県及び市町は、海上保安庁が洋上で救助した傷病者を迅速に医療機関まで搬送できるよう、消防等とヘリコプター離着陸場等を確保しておくとともに、大型巡視船からの救急搬送も想定し、消防防災ヘリ等による着船訓練の実施に努める。

第5節 防災中枢機能の確保、充実

災害発生時において市、県及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実に努めることが望まれる。

このため、次の対策を講じるものとする。

第1項 市

- 1 既存の施設設備にあっては、安全点検を計画的に実施する。
- 2 市庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。
なお、代替機能施設は、ときわ湖水ホールとする。
- 3 庁舎等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 4 資料の被災を回避するため、免震性及び非常用電源等の確保された市内施設において、各種データの整備保全、バックアップ体制を推進する。

第2項 防災関係機関

各防災関係機関は、防災中枢機能の確保、充実に努める。

第6節 防災資機材の整備

第1項 防災資機材の備蓄状況

- 1 防災資機材は、地域防災拠点となる市民・ふれあいセンターから年次的に整備を進める必要があり、その後、各避難予定場所にも整備が必要である。
- 2 水防用の防災資機材は、市の水防倉庫及び山口県宇部土木建築事務所に備蓄されている。
- 3 市（道路整備課）は、危険箇所付近における土砂、竹木等の採取について、それらの所有者と事前に協議あるいは契約を締結する等により確保し、災害の発生に備えるものとする。

[資料] 2-6-6 水防倉庫と資機材

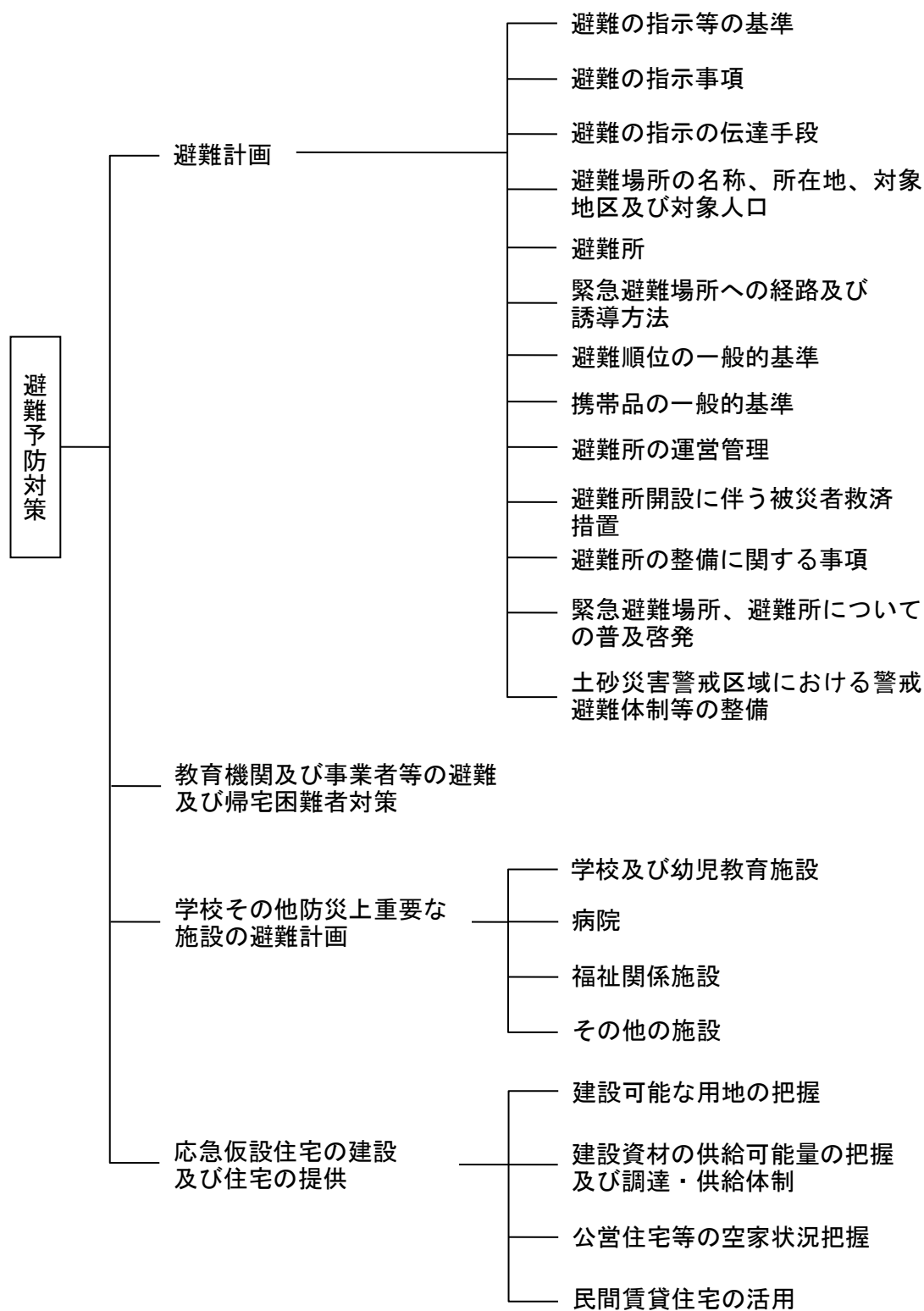
第2項 防災資機材の整備対策

1 備蓄資機材は、次の資機材を基準とする。

ただし、水防用資機材は、[資料] 2-6-6「水防倉庫と資機材」に定める。宇部市は指定水防管理団体であるので、おおむね重要水防箇所内の堤防の延長2kmについて1箇所の水防倉庫又は資機材備蓄場所を設置しなければならない。

救助用機器	ジャッキ、パール、ハンマー、シャベル、カッター、鋸、斧、掛け矢、発電機、投光機
救助用品	担架、リヤカー、毛布、救助ロープ、標識ロープ、消火器、防水シート、メガホン、ラジオ、懐中電灯、非常用トイレ
救急・衛生用品	災害用救急箱、紙おむつ、生理用品、哺乳ビン、消臭スプレー、ドライシャンプー、マスク、非接触型体温計、使い捨て手袋
調理器具	煮炊きレンジ、カセットコンロ、調理セット、食器セット、ポリタンク
非常用食料	ミネラルウォーター、非常食セット
避難生活用品	テント、パーティション、段ボールベッド、折り畳みベッド、毛布、ブランケット

第7章 避難予防対策



第 1 節 避難計画

第 1 項 避難の指示等の基準

土砂災害（山崩れ、斜面崩壊、地すべり、土石流）、浸水害の発生またはそのおそれがあるとき。

具体的な基準については、第 3 部第 5 章「避難計画」にあらかじめ定めておく。

第 2 項 避難の指示事項

避難の指示にあたって、混乱を招かないように必要な事項をあらかじめ定めておく。

- 1 避難の指示の発令者
- 2 指示等の理由
- 3 対象地域の範囲
- 4 誘導者
- 5 緊急避難場所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他
災害の状況により必要となる事項

第 3 項 避難の指示の伝達手段

避難の指示等を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定めておく。伝達にあたっては、地域住民に周知徹底するため、市による対応だけでなく、警察、消防機関、報道機関等の協力による伝達体制を整備しておく。要配慮者については、その円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

- 1 メール、無線、電話及び公共放送等による伝達
防災メール、防災屋外スピーカー、電話、FAX 等、テレビ、ラジオ
- 2 広報車、伝達員による直接伝達（警察、消防局、消防団、市防災関係課）

第 4 項 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

- 1 緊急避難場所の指定
あらかじめ、避難の予定となる施設を避難場所として設定しておく。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難を図るため、政令で定められた基準に適合する施設又は場所を、地震、津波、土砂災害、洪水、高潮等災害種類ごとに、緊急避難場所として指定する。

緊急避難場所を指定しようとするときは、当該緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。

緊急避難場所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに、公示するものとする。

2 緊急避難場所の指定基準

(1) 地震以外の災害を対象とする緊急避難場所の指定基準

ア 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ 立地条件

災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に緊急避難場所が立地していること。

ウ 構造条件

緊急避難場所が安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち洪水、高潮、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペース等があること。

(2) 地震を対象とする緊急避難場所の指定基準

上記管理条件に加えて、

ア 当該施設が地震に対して安全な構造であること。

又は

イ 当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

3 緊急避難場所に関する届出

緊急避難場所の管理者は、当該緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市長に届け出るものとする。

4 指定の取消し

市長は、当該緊急避難場所が廃止され、又は指定基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。

緊急避難場所を取り消したときは、その旨を県知事に通知するとともに、公示するものとする。

[資料] 2－7－1 緊急避難場所及び避難所一覧

第5項 避難所

1 避難所の指定

市長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合

における適切な避難所の確保を図るため、政令で定められた基準に適合する施設を、避難所として指定する。

また、指定避難所が使用できなくなる場合も想定し、あらかじめ避難所として利用可能な施設を把握し、協定を締結しておく。

なお、避難所を指定しようとするときの管理者の同意、指定時の県知事への通知、公示、避難所に関する届出、指定の取り消し等、緊急避難場所と同様に行う。

2 避難所の指定基準

(1) 規模条件

被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること

(2) 構造条件

速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること

(3) 立地条件

想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること

(4) 交通条件

車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること

3 福祉避難所

要配慮者で一般の避難所での生活に支障をきたすなど、何らかの特別の配慮を必要な対象者に対し、その対応が可能な福祉避難所を指定するものとする。

[資料] 2-7-1 緊急避難場所及び避難所一覧

第6項 緊急避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障害者等の要配慮者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努めることとする。

1 避難誘導體制

(1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、市職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、市職員以外に地域の誘導責任者を定め、誘導協力者を選ぶこと。

(2) 避難指示者（市長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は異なる場合があり、その場合は全機関が一致協力して誘導する必要があるため、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。

第7項 避難順位の一般的基準

避難は要配慮者を優先するものとする。

第8項 携帯品の一般的基準

- 1 携帯品として認められるもの
貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ
- 2 余裕がある場合は、上記の他若干の食料品、日用品等も認められる。
ただし、災害の状況によっては、その他の携帯品を制限することができる。

第9項 避難所の運営管理

市は、災害時に避難所の運営が円滑に行われるよう、自主防災組織、教育機関及び事業者等と連携し、あらかじめ避難所の運営に係る協力体制を整備するとともに、福祉避難所の拡充及びその運営に係る協力体制の整備に努めるものとする。

市、自主防災組織、教育機関及び事業者等は、避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、要配慮者に配慮するものとする。

また、避難所における活動を円滑に実施するために必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。

感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

- 1 管理運営体制の確立
管理責任者、従事者等についてあらかじめ定めておくものとする。
- 2 避難者名簿
- 3 避難収容中の秩序保持（管理要領）
- 4 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）
- 5 各種相談業務

第10項 避難所開設に伴う被災者救済措置

- 1 給水措置
- 2 給食措置
- 3 毛布、寝具等の支給
- 4 衣料、日用品の支給
- 5 負傷者に対する応急救護

第 1 1 項 避難所の整備に関する事項

市（地域福祉課）は、防災関係機関その他関係団体と連携し、避難所で必要となる物資の確保及び備蓄を行うものとする。

- 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等）
- 2 避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等）
- 3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）
- 4 避難所での備蓄
食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊出し用具、毛布、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源等避難生活に必要な物資

第 1 2 項 緊急避難場所、避難所等についての普及啓発

- 1 平常時における広報
 - （1）広報紙、掲示板、パンフレット、ハザードマップ等の作成及び配布
 - （2）住民に対する巡回指導
 - （3）防災訓練等の実施
- 2 災害時における広報
 - （1）広報車による周知
 - （2）避難誘導員による現地広報
 - （3）自治会等自主防災組織を通じた広報

第 1 3 項 土砂災害警戒区域における警戒避難体制等の整備

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、次のとおり整備しておく。

- 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助等
- 2 高齢者、障害者、乳幼児等、要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法
- 3 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 4 要配慮者利用施設の名称及び所在地
- 5 救助に関する事項
- 6 土砂災害に関する情報の伝達、緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な情報を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布

第 2 節 教育機関及び事業者等の避難及び帰宅困難者対策

教育機関及び事業者等は、災害時にその管理する施設のうち緊急避難場所・避難所に指定されていない施設について、災害の規模その他の状況により当該施設を臨時的な緊急避難場所・避難所として開設する必要があるときは、市及び自主防災組織と連携し、当該施設を緊急避難場所・避難所として開設するよう努めるものとする。

また教育機関及び事業者等は、児童等、従業員その他の関係者が帰宅困難者（勤務先、外出先等において、災害時に交通機関の停止、道路の寸断等により帰宅することが困難な者をいう。）となるときに備え、市及び防災関係機関と連携し、必要な物資の確保及び備蓄を行うよう努めるものとする。

第３節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、関係機関と協議のうえ、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど避難について万全を期するものとする。

第１項 学校及び幼児教育施設

学校及び幼児教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項

第２項 病院

病院については、患者を他の医療機関又は、安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項

第３項 福祉関係施設

福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項

第４項 その他の施設

その他防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項

第４節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

市（住宅政策課、営繕課）及び県は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

第１項 建設可能な用地の把握

あらかじめ応急仮設住宅の建設可能な用地を把握するなど、供給体制の整備をしておく。

第2項 建設資材の供給可能量の把握及び調達・供給体制

応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。

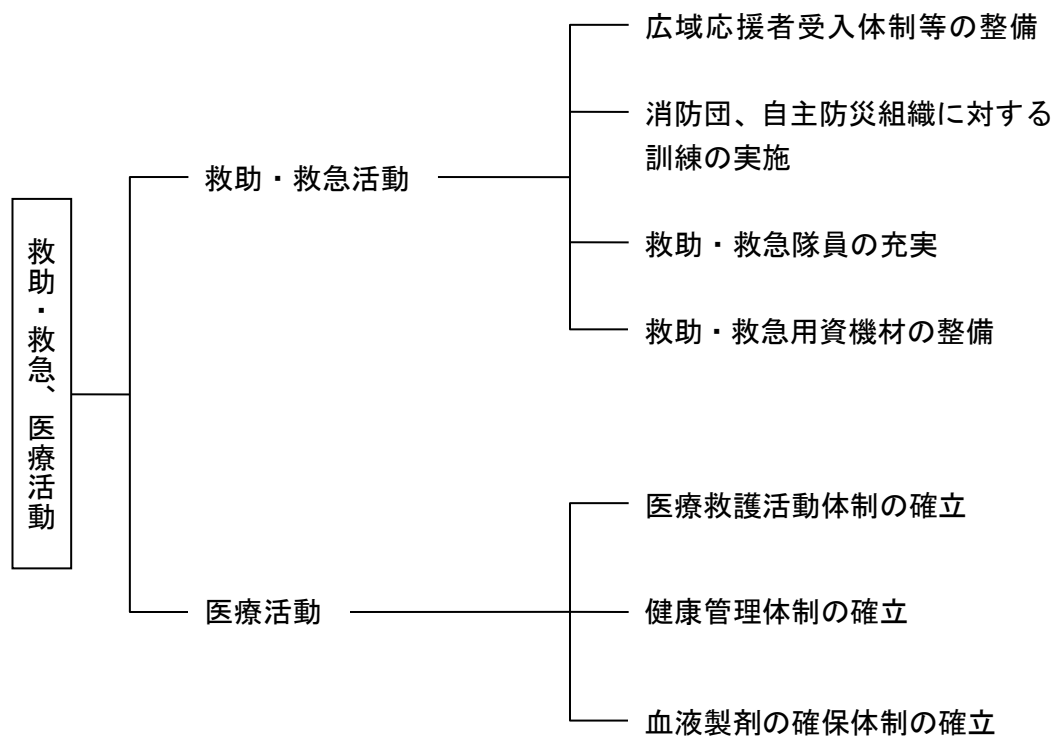
第3項 公営住宅等の空家状況把握

公営住宅及び民間賃貸住宅等の空家状況を常に把握し、災害時における被災者への迅速な提供、入居に当たっての選考基準、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。

第4項 民間賃貸住宅の活用

民間賃貸住宅の災害時の活用については、業界団体との協定の締結に努める。

第8章 救助・救急、医療活動



第1節 救助・救急活動

第1項 広域応援者受入体制等の整備

県内広域消防相互応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう活動体制の確立を図る。

消防の広域化による、救助や救急専門職員の増強や高度資機材の計画的整備に努める。

第2項 消防団、自主防災組織に対する訓練の実施

消防局は、消防団、自主防災組織に対する普通救命講習等を実施する。

第3項 救助・救急隊員の充実

救助隊員については、複雑化する救助事象に対応できるように、消防大学校、消防学校への派遣及び研修会を実施するほか、機会あるごとに教育・訓練を実施し、高度な知識、技術の習得に努める。

救急隊員については、応急処置の範囲拡大に対応した高度救急業務の推進を図るため、救急救命士の免許取得等、新たな教育訓練を実施し、専門的知識の習得に努める。

大規模災害時に的確に救助や救急に対応するため、救助・救急隊員の増強を図ると共に、都市型救助等の高度救助技術の導入や救急業務の高度化の推進に努める。

第4項 救助・救急用資機材の整備

救助工作車、救急自動車、救助・救急用資機材等の整備充実に努める。

第2節 医療活動

効率的に医療活動を行うために、「宇部市災害時保健活動マニュアル」に基づき、必要に応じ、保健福祉専門職が一元化し、部局横断的な体制を確立する。

第1項 医療救護活動体制の確立

1 市の対策（地域医療対策室、地域福祉課）

- （1）救護所の指定をするとともに、住民へ周知する。設置場所は、原則として避難場所、災害現場とする。
- （2）救護所として宇部市休日・夜間救急診療所を整備する。
- （3）県、医療機関と連携して救急法、家庭看護知識の普及につとめる。

2 指定地方公共機関

市医師会は、市からの応援要請に備えて医療救護班の編成、出動体制の整備に努める。

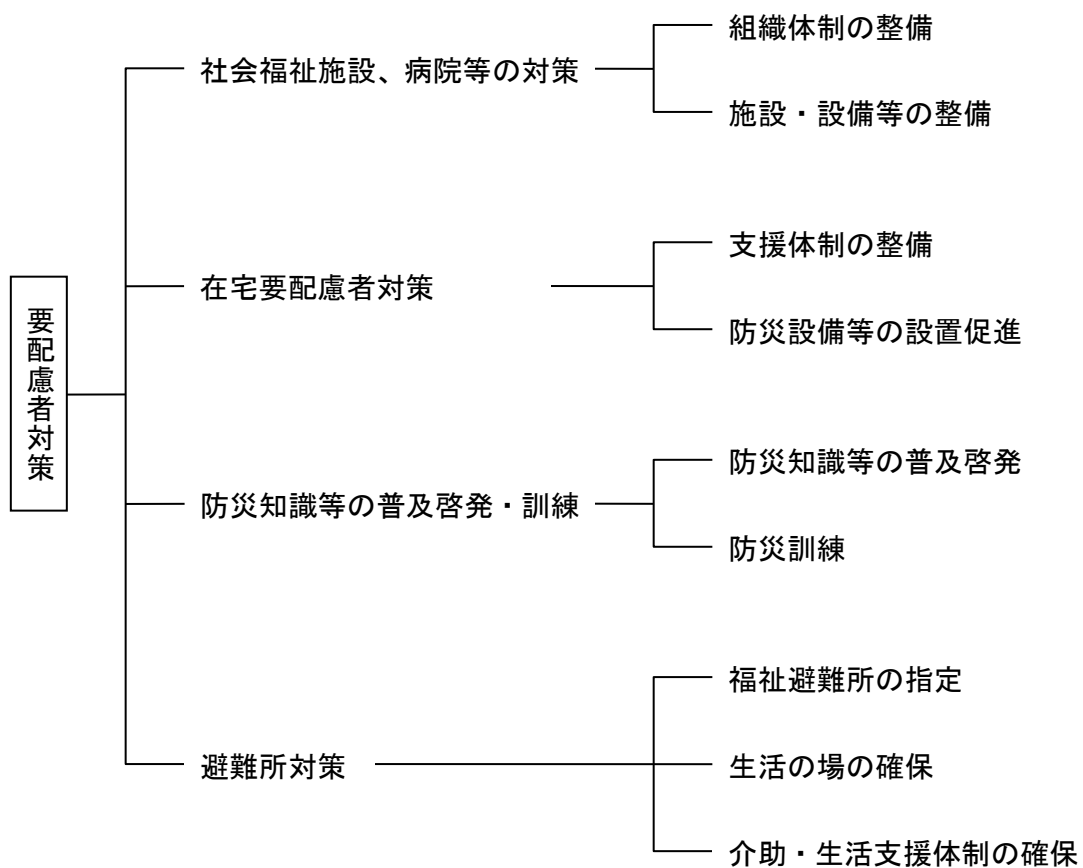
第2項 健康管理体制の確立

市及び県の保健師、栄養士は、被災者に対して巡回指導により被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。

第3項 血液製剤の確保体制の確立

- 1 県赤十字血液センターは、災害時における医療機関からの血液の要請に応えられるよう常時血液製剤を備蓄しておくとともに、他県血液センターからの支援が受けられるようあらかじめ体制の整備を図る。
- 2 医療機関は、災害時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。
- 3 市は、災害時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。

第9章 要配慮者対策



第1節 社会福祉施設、病院等の対策

第1項 組織体制の整備（地域福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、介護保険課、地域医療対策室）

- 1 市及び県は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
 - （1）社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。
また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。
 - （2）宇部市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 2 市は、社会福祉施設、病院等の災害共助マップの作成を通じた災害時の地域の協力体制の整備を支援するため、近隣施設や地域住民の協力の呼びかけや連絡協議会の設置など各種調整を行うものとする。
- 3 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を促進する。
 - （1）災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制を整備する。
特に夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。
また、職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的実施する。
 - （2）宇部市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の災害時等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、災害時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告しなければならない。
 - （3）市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。
 - （4）洪水、高潮、土砂災害等による被害のおそれのある地域にある施設の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期するものとする。

第2項 施設・設備等の整備

- 1 市及び県は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。
- 2 市は、社会福祉施設、病院のうち土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設を把握するとともに、防災情報が確実に伝達できるよう、防災メールの一斉配信などの防災情報伝達手段の整備を進める。また、施設の避難状況などを把握するため、施設との交信手段の取り決め等、連絡体制の整備を図るものとする。

3 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努めるものとする。

- (1) 入所・入院者等に対し、継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。
- (2) 消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

第2節 在宅要配慮者対策

第1項 支援体制の整備（地域福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、介護保険課）

1 要配慮者避難支援体制の確立

市は、避難行動要支援者への情報提供及び避難支援が円滑に行われるよう、自主防災組織、事業者等その他関係団体と連携し、援護体制を整備しなければならない。

市は、避難行動要支援者の支援を的確に行うため、必要に応じ、その保有する避難行動要支援者に係る個人情報自主防災組織又は事業者等に提供することができるものとする。ただし、自主防災組織及び事業者等は、個人情報の取扱いに十分配慮しなければならない。

2 災害時避難支援制度

市は、災害時避難支援制度に基づき、民生委員・児童委員、福祉専門職等の協力を得て、避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）を作成するよう努めるものとする。

また、その実施に当たっては、消防、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織（以下、避難支援等関係者）と事前に協議しておくものとする。

3 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方で、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に家族以外の支援を要する者とする。

ハザードマップの危険区域に居住する者のうち、

- (1) 要介護認定 1から5
- (2) 障害者支援区分 1から6
- (3) 本制度の支援が必要と認められる者

4 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

また、個別避難計画には、次に掲げる事項に加え、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 避難行動要支援者情報

ア 氏名

イ 生年月日

- ウ 性別
- エ 住所
- オ 自宅電話番号
- カ 携帯電話番号
- キ 携帯メールアドレス
- ク 支援対象種別
- ケ 支援の種類

(2) 避難支援者情報

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所
- オ 自宅電話番号
- カ 携帯電話番号
- キ 携帯メールアドレス

5 情報の集約

市においては、避難行動要支援者名簿・個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。

6 都道府県等からの情報の取得

例えば難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成のため必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができる。(法49条の10第4項、法49条の14第5項)。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にするものとする。

7 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の利用及び提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿情報・個別避難計画情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織に対し、名簿情報・個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、名簿情報・個別避難計画情報を提供することについて本人の同意が得られない場合はこの限りでない。

市は、災害が発生し、又は発生するとおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報・個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報・個別避難計画情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

8 名簿情報・個別避難計画情報を提供する場合における配慮及び秘密保持義務

市は、名簿情報・個別避難計画情報を提供するときは、名簿情報・個別避難計画情報の提供を受ける者に対して名簿情報・個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

名簿情報・個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）もしくはその他の当該名簿情報・個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報・個別避難計画情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 避難支援関係者の対応原則

避難支援関係者は、平常時から名簿情報・個別避難計画情報を避難支援関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報・個別避難計画情報に基づいて避難支援を行うものとする。

また、避難支援関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市は、避難支援関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

10 避難支援関係者の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿・個別避難計画の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援関係者の安全確保の措置を決めておくものとする。避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。避難支援関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿・個別避難計画制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうものとする。

11 避難行動要支援者名簿・個別避難計画のバックアップ

災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿・個別避難計画のバックアップ体制を築いておくものとする。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

12 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報・個別避難計画情報を最新の状態に保つこと。

13 市及び県は、災害時における高齢者、障害者等に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。

14 市は、災害救助関係業務に加え、高齢者、障害者等に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、福祉事務所、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。

[資料] 2-6-30 災害時避難支援の協力等に関する協定

第2項 防災設備等の設置促進（障害福祉課、高齢福祉課、消防局）

市及び県は、在宅の一人暮らし老人、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡ができ、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、住宅用火災警報器、過熱防止装置付コンロ等の設置促進に努める。

また、聴覚障害者への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及にも努める。

第3節 防災知識等の普及啓発・訓練

第1項 防災知識等の普及啓発（障害福祉課、高齢福祉課、消防局）

- 1 市及び県は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家具の転倒防止措置等の家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。
- 2 外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。（市民課、観光交流課）
- 3 市及び県は、地域における避難行動要支援者支援の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、避難行動要支援者の支援方法等の普及啓発に努める。

第2項 防災訓練（地域福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、介護保険課）

市及び県は、防災訓練を実施する際、高齢者、障害者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導が行えるようその支援体制の整備に努める。また、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第4節 避難所対策

市（地域福祉課、障害福祉課、高齢福祉課）及び県は、高齢者、障害者等にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

また、被災時の男女ニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第1項 福祉避難所の指定

市は、避難行動要支援者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活でき

る体制を整備した福祉避難所の指定に努める。

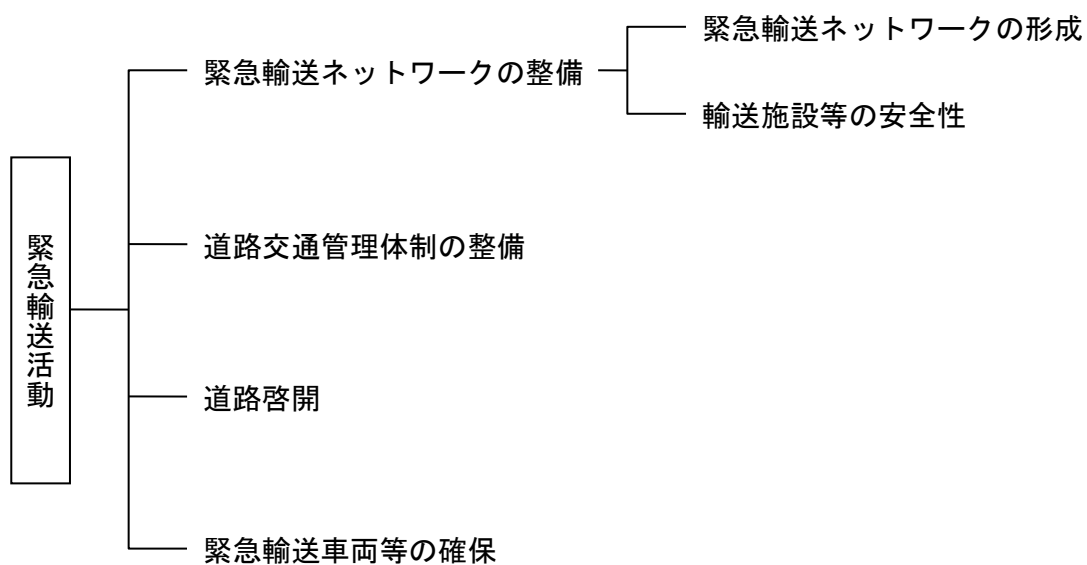
第２項 生活の場の確保

避難所における高齢者、障害者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から生活の場の確保対策として、公的宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町、近隣県等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。

第３項 介助・生活支援体制の確保

避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。

第 10 章 緊急輸送活動



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定（県）

（1）道路

ア 緊急輸送道路として主要となる幹線的な道路の指定

イ 幹線的な道路が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定

（2）港湾

ア 海上緊急輸送基地となる主要な港湾の指定

イ 海上緊急輸送基地を補完する港湾の指定

（3）漁港

ア 海上緊急輸送基地となる主要な漁港の指定

イ 海上緊急輸送基地を補完する漁港の指定

（4）飛行場等

ア 航空輸送の拠点となる飛行場等の指定

イ 臨時ヘリポートの指定

2 輸送拠点の指定（県）

他県等からの緊急物資の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための拠点施設の指定

3 活動（進出）拠点の指定（県）

他県等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点施設や移動する際の目標となる拠点施設を指定しておく。

4 市における輸送施設、拠点の指定

市（防災危機管理課）は、各地域の実情に応じた輸送施設、拠点の指定を図る。拠点施設が使用できない場合を想定し、あらかじめ利用可能な施設を把握しておく。また、協定締結し民間事業者の活用も図っていく。

5 市（防災危機管理課）及び県は、上記により指定した施設については、広報紙等を活用するなどして関係機関・住民等への周知を図る。

＜第3部第7章「緊急輸送計画」参照＞

第2項 輸送施設等の安全性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、災害に対する安全性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

- 1 県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害に対する安全性の確保を図る。
- 2 県警察は、災害時の情報収集、交通規制及び誘導等を円滑に行うため、警備業者等との間に応急対策業務に関する協定等の締結をする。
- 3 県警察は、交通規制を実施した場合における車両運転者の義務等について、普及啓発を図る。
- 4 県警察は、広域的な交通管理体制を整備するものとする。

第3節 道路啓開

道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建築業協会、高速道路株式会社等との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

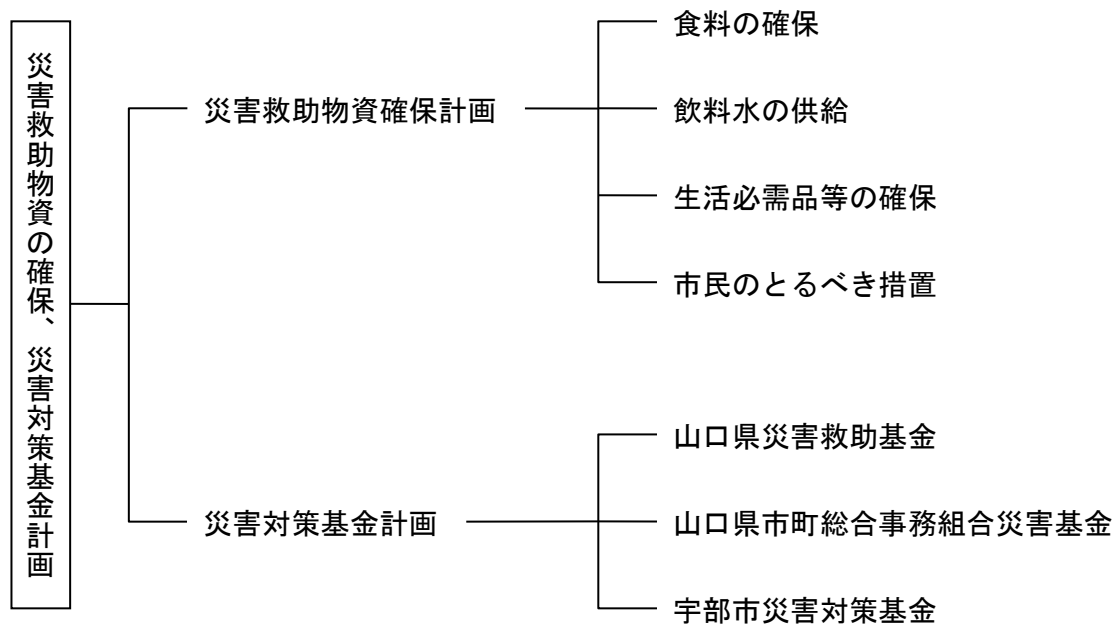
なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第4節 緊急輸送車両等の確保

市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。

＜第3部第6章「応援要請計画」参照＞

第 1 1 章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画



第1節 災害救助物資確保計画

第1項 食料の確保

市及び県は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

災害時における応急用食料の調達・供給については、次により、市及び県がそれぞれの立場から、不測の事態に備えた体制を図るものとする。

(1) 県

県は、複数の市町にまたがる広範囲な災害が発生した場合、市町が想定していないような極めて甚大な被害が生じた場合等において、市町が行う応急用食料の調達・供給活動を支援することを基本とし、そのために必要な体制を整備するものとする。

(2) 市（地域福祉課）

市は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものでありその備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図るものとする。

この場合、市町相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても、十分留意するものとする。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

市（地域福祉課）及び県は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備するものとする。

(1) 主食系として、米について、農林水産省等と連携し、災害が発生した場合直ちに供給できるよう体制を整備するものとする。

(2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫又は、製造能力）の把握に努めるものとする。

・精米、パン、おにぎり、弁当、即席メン、育児用調整粉乳、缶詰、食物アレルギー対応食品等

＜第3部第6章「応援要請計画」参照＞

第2項 飲料水の供給

1 応急給水活動計画

水道局は応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるよう体制を整備しておく。

3 飲料水の確保

(1) 必要量の確保

水道局は、被害想定を参考に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。

(2) 井戸水の活用

市（環境政策課）は、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導する。

4 応急給水資機材の整備

水道局は、給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、給水袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

5 応急復旧体制の整備

水道局は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、市町相互、民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 生活必需品等の確保

市（地域福祉課）及び県は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ等の生活必需品について、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう備蓄に努めるものとする。

第4項 市民のとりべき措置

市民は、防災の基本である「自らの身は自らが守る」という考えに基づき、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるものとする。

＜第3部第9章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」参照＞

第2節 災害対策基金計画

市（防災危機管理課）及び県は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金等の積立をおこなう。

第1項 山口県災害救助基金

1 基金の積立

災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行う。

2 基金の運用

災害対策基金の運用は、次の方法による。

- (1) 資金運用部への預託又は確実な銀行への預金
- (2) 確実な債券の応募又は買入
- (3) 救助に必要な給与品の事前購入

第2項 山口県市町総合事務組合災害基金

1 災害基金組合

県内の全市町をもって、山口県市町総合事務組合が設立されている。

2 基金設置の目的

この基金は、組合市町の災害による減収補填、災害対策事業費その他災害にともなう費用に充て、もって組合市町の財政運営の健全化に資するため設置する。

3 基金組合への積立

平成3年度における基準財政需要額により算定された組合市町の納付額に達するまで、組合市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が組合市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。）を組合に納付するものであること。

[資料] 2-11-2 山口県市町総合事務組合災害基金現在高

4 基金の処分

(1) 基金の処分と対象となる災害は、次に掲げるものであること。

- ア 風害
- イ 水害
- ウ 雪害
- エ 地震
- オ 干害
- カ 火災
- キ その他議会の承認を経て定める災害

(2) 次に掲げる事項に該当する場合にあっては、市町納付金の3倍以内の額で処分することができるものであること。

- ア 災害による減収補填を要するとき
- イ 災害対策事業費の支出を要するとき
- ウ その他災害に伴う費用の支出を要するとき

(3) 上記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うときは、市町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができるものであること。

- ア 道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業
- イ 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業
- ウ その他組合長が必要と認めた事業

第3項 宇部市災害対策基金

1 基金設置の目的

災害対策基本法第101条及び国、県の防災計画に基づき、災害非常時の応急対策に要する経費の財源として積み立てるとともに、その財源を活用し即時に災害対策に着手することを目的として設置する。

2 積立目標額

目標額は設定しない。

3 適用基準

災害救助法の適用はないが、それに近い大規模災害に適用し、次の適用事例に掲げる災害対策を必要とする事態の発生を伴う概ね次のような被害件数を目安とし、以下の3種類のうち1つ以上に該当した場合、また該当すると見込まれる場合の災害経費に充当する。

また、災害対応の強化及び地域住民の自発的な活動を推進するために充当する。

- (1) 全壊（全流失・全埋没・全焼失）家屋 10世帯以上
- (2) 半壊（半流失・半埋没・半焼失）家屋 20世帯以上
- (3) 床上浸水（住家が床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯） 30世帯以上

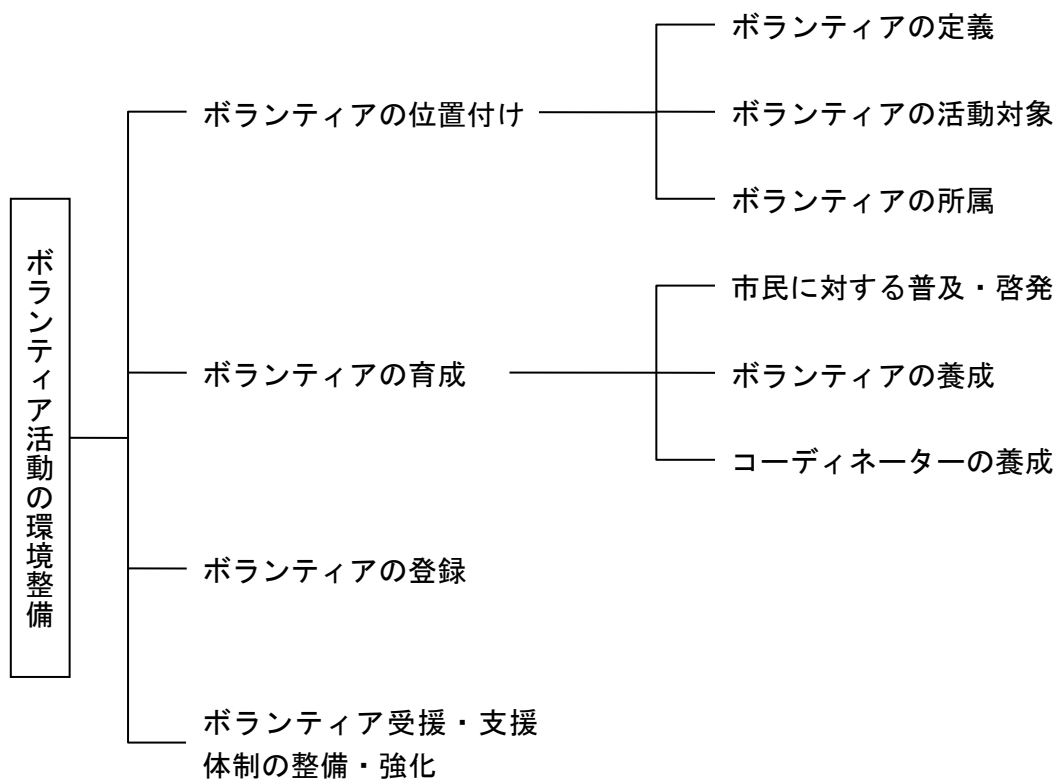
※被害を受けた世帯の数の算定は、半壊世帯は2世帯をもって、床上浸水は3世帯をもって1つの全壊世帯とみなす。

4 適用事例

- (1) 応急仮設住宅など収容施設の建設
- (2) 炊き出し等による食品の支給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の支給
- (4) 学用品の支給
- (5) 災害で日常生活に著しい支障を及ぼしている土石、竹木等の除去費用
- (6) 自主防災組織の活動助成として支給
- (7) その他市長が必要と認めるもの

[資料] 2－11－3 宇部市災害対策基金現在高

第 1 2 章 ボランティア活動の環境整備



第1節 ボランティアの位置付け

第1項 ボランティアの定義

市防災計画におけるボランティアとは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものをいう。

第2項 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを、専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区分	活動内容	担当課
専門ボランティア	・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） ・建築物危険度判定（応急危険度判定士） ・土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士） ・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等） ・福祉（手話通訳、介護等） ・無線（アマチュア無線技士） ・特殊車両操作（大型重機等） ・通訳（語学） ・災害救援（初期消火活動、救助活動等及びその支援等） ・その他特殊な技術を要する者	住宅政策課 建築指導課 土木河川課 健康増進課 地域医療対策室 こども支援課 障害福祉課 防災危機管理課 観光交流課 消防局 防災危機管理課等
一般ボランティア	・救援物資の整理、仕分け、配分 ・避難所の運営補助 ・炊き出し、配送 ・清掃、防疫 ・要配慮者等への生活支援 ・その他危険のない軽作業	職員課 地域福祉課

第3項 ボランティアの所属

（1）組織や団体に所属するボランティア

NGO（非政府組織）やNPO（特定非営利活動）法人、企業及び宗教団体等の組織や団体に所属するボランティアで、自らの行動規範で活動する。

（2）個人ボランティア

学生や勤労者等の中で、組織や団体に属さず、個人の意志で参加するボランティアで、個人の能力差が大きく、経験の少ない者が比較的多い。

(3) 後方支援や資金の提供をするボランティア

直接被災地で活動するのではなく、被災地外で行う支援活動や資金・物資等の支援を行うボランティアで、多くの者が参加できる。

第2節 ボランティアの育成

第1項 市民に対する普及・啓発

市（地域福祉課）及び市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会、県共同募金会、日本赤十字社山口県支部、並びに地域の関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

また、学校や地域等において、福祉や社会貢献について関心を持ち、理解を深めるよう社会福祉行事等を行う。

第2項 ボランティアの養成

市（各課）、市社会福祉協議会及び日赤山口県支部は、関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう、必要な研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

第3項 コーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、一般ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、市社会福祉協議会は関係団体と連携してその養成を図る。

第3節 ボランティアの登録

市社会福祉協議会（宇部ボランティアセンター）及び関係団体は、災害時におけるボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

第4節 ボランティア受援・支援体制の整備・強化

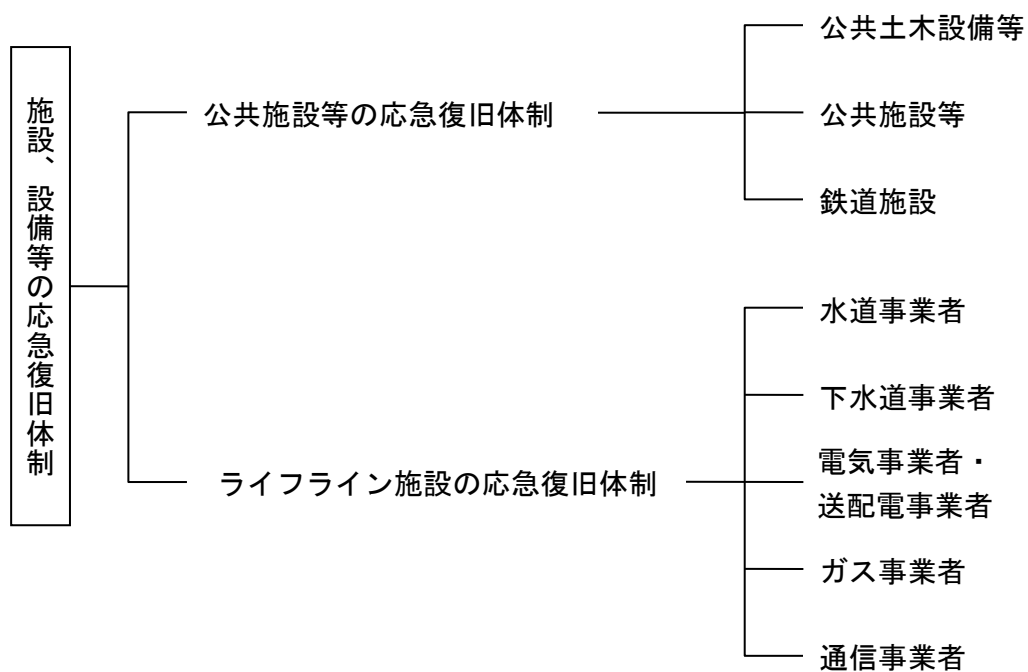
市（地域福祉課）及び市社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）及び県社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図り、受援体制及び支援体制を整備する。

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動及び市災害ボランティアセンターの設置運営等を円滑に行うため、マニュアルを整備するとともに研修訓練を行う。市は、これらの活動に対して必要な指導助言及び財政支援を行う。

JVOD	080-5961-9213
------	---------------

山口県社会福祉協議会	083－924－2777
宇部市社会福祉協議会	0836－33－3131

第 1 3 章 施設、設備等の応急復旧体制



第1節 公共施設等の応急復旧体制

第1項 公共土木設備等

- 1 被災施設設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。
また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講ずるものとする。
- 2 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第2項 公共施設等

災害発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は、平常時から施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等にかかる体制の整備をしておく。

第3項 鉄道施設

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努めるものとする。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

第1項 水道事業者

災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第2項 下水道事業者

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者間相互、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 電気事業者・送配電事業者

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機

能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第4項 ガス事業者

二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

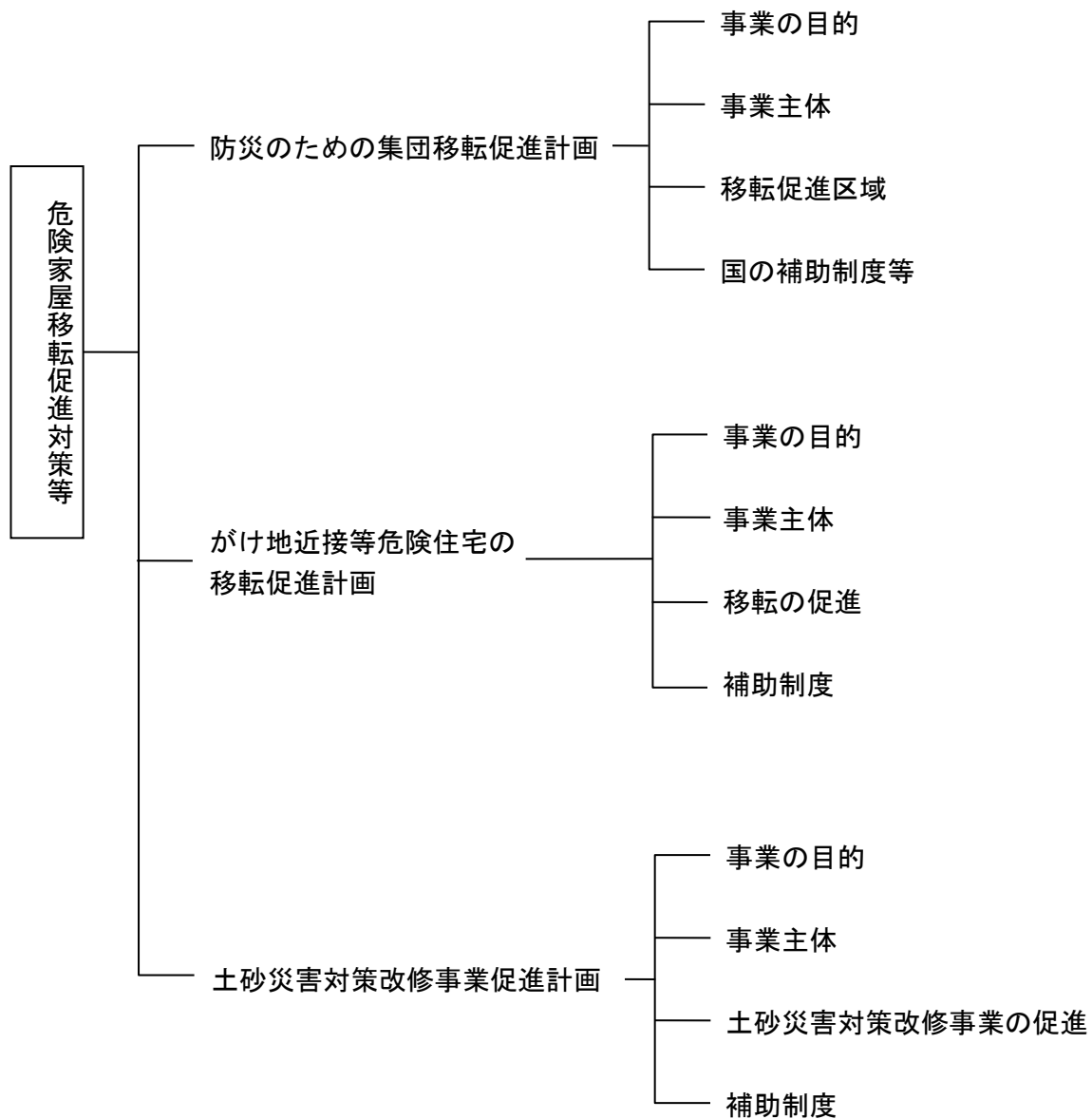
第5項 通信事業者

- 1 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱をひきおこすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

- 2 通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔中国総合通信局〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

第 1 4 章 危険家屋移転促進対策等



第1節 防災のための集団移転促進計画

第1項 事業の目的

住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、災害による被災地域又は被災する危険の著しい地域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあるすべての住居を他の安全な場所に移転をさせることを目的として、一定規模の住宅団地を整備する等の集団移転事業を推進する。

第2項 事業主体

市（住宅政策課）が行う。例外として、市の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。

第3項 移転促進区域

1 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（豪雨、洪水、高潮、その他の異常な自然現象）にかかるもの

2 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

第4項 国の補助制度等

1 国の補助

次の各号に掲げる経費について政令で定めるところにより、それぞれ4分の3を下らない割合により、その一部を補助する。

- （1）住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。）
- （2）移転者の住宅団地における住宅の建設もしくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費
- （3）住宅団地に係る道路、飲料水供給施設、その他政令で定める公共施設の整備に要する経費
- （4）移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費
- （5）移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令で定めるものに要する経費
- （6）移転者の住居の移転に対する補助に要する経費

2 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第2節 かけ地近接等危険住宅の移転促進計画

第1項 事業の目的

かけ地の崩壊、土石流及び地すべり等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域（山口県建築基準条例第7条に規定する建築を制限している区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域）において、危険住宅（既存不適格住宅又はこれらの区域にある住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、宇部市が是正勧告等を行ったもの）の移転を行う者に対して補助金を交付し、急傾斜地崩壊防止対策とあいまって住民の生命の安全を確保することを目的とする。

第2項 事業主体

市（建築指導課）が行う。

第3項 移転の促進

市は、危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助、指導を行い、移転の促進を図る。

第4項 補助制度

危険住宅移転事業に要する次の各号に掲げる費用について補助する。

- 1 危険住宅の除去等に要する経費
- 2 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む）、及び改修に要する経費

第3節 土砂災害対策改修事業促進計画

第1項 事業の目的

土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格建築物の土砂災害対策改修を行う者に対して補助金を交付し、かけ地の崩壊等から市民の生命を守り、市民の安心・安全を確保することを目的とする。

第2項 事業主体

市（建築指導課）が行う。

第3項 土砂災害対策改修事業の促進

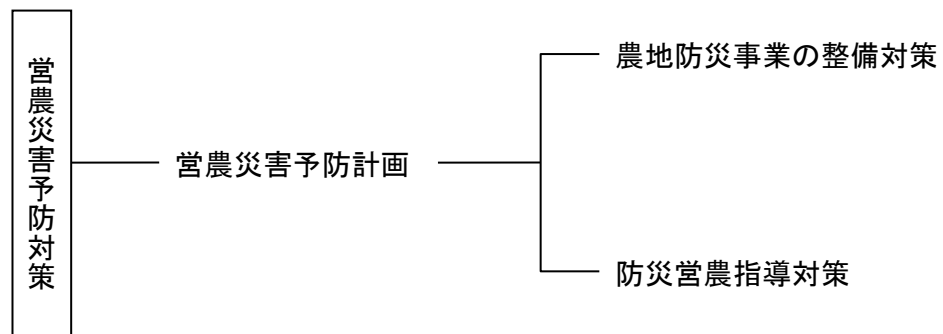
市は、既存不適格建築物の土砂災害対策改修工事を行う者に対して必要な援助、指導を行

い、改修工事の促進を図る。

第4項 補助制度

土砂災害対策改修工事に要する経費の一部を補助する。

第 1 5 章 営農災害予防対策



第1節 営農災害予防計画

第1項 農地防災事業の整備対策

洪水、高潮、土砂崩壊、溢水等に対して、農地、農業用施設等を防護するため、湛水防除、ため池補強、農地保全、海岸保全、地すべり防止、防災ダム、土砂崩壊防止等の対策を防災事業長期計画に基づいて実施するものとする。

1 湛水防除事業の促進

豪雨時の湛水のため、農地、農業用施設、農作物等の被害の発生を防除するため、湛水地域に対し湛水防除の調査計画をし、施設整備事業の実施を図る。

2 ため池等整備事業

農業用ため池の堤体、樋管等が老朽化し、すみやかに施設の補強を要するもの及び立地条件等からみて適切な維持管理を行う必要のあるため池についてため池等整備事業を進める。

3 農地保全事業

豪雨等の災害による農地の被害を防止するため、特殊土壌地帯、急傾斜地帯の農用地を対象に災害防止と共に農地の流亡防止のため農地保全事業の実施を進める。

4 海岸保全事業

高潮及び浸蝕による被害から海岸を防護し、国土保全に資するため、農林水産省所管海岸保全区域について海岸堤防の整備を図る。

5 地すべり対策事業

地すべり現象を防止し、国土保全に資するため、農林水産省所管地すべり防止区域について地すべり防止施設の整備を図る。

6 防災ダム事業

洪水による被害を未然に防止するため、洪水調節用ダム及び関連施設整備事業の実施を図る。

7 土砂崩壊防止事業

風水害等による土砂崩壊の危険の生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するための事業を進める。

8 農業用河川工作物応急対策事業

洪水、高潮等による災害発生を未然に防止するため、治水機能の劣っている施設の整備補強を図る。

第2項 防災営農指導対策（県農業振興課・市農業振興課）

1 指導組織

各種の気象災害による農作物等の被害を防止するため、専門技術員、改良普及員等が中心になって、必要な技術指導を行う。

2 指導対策

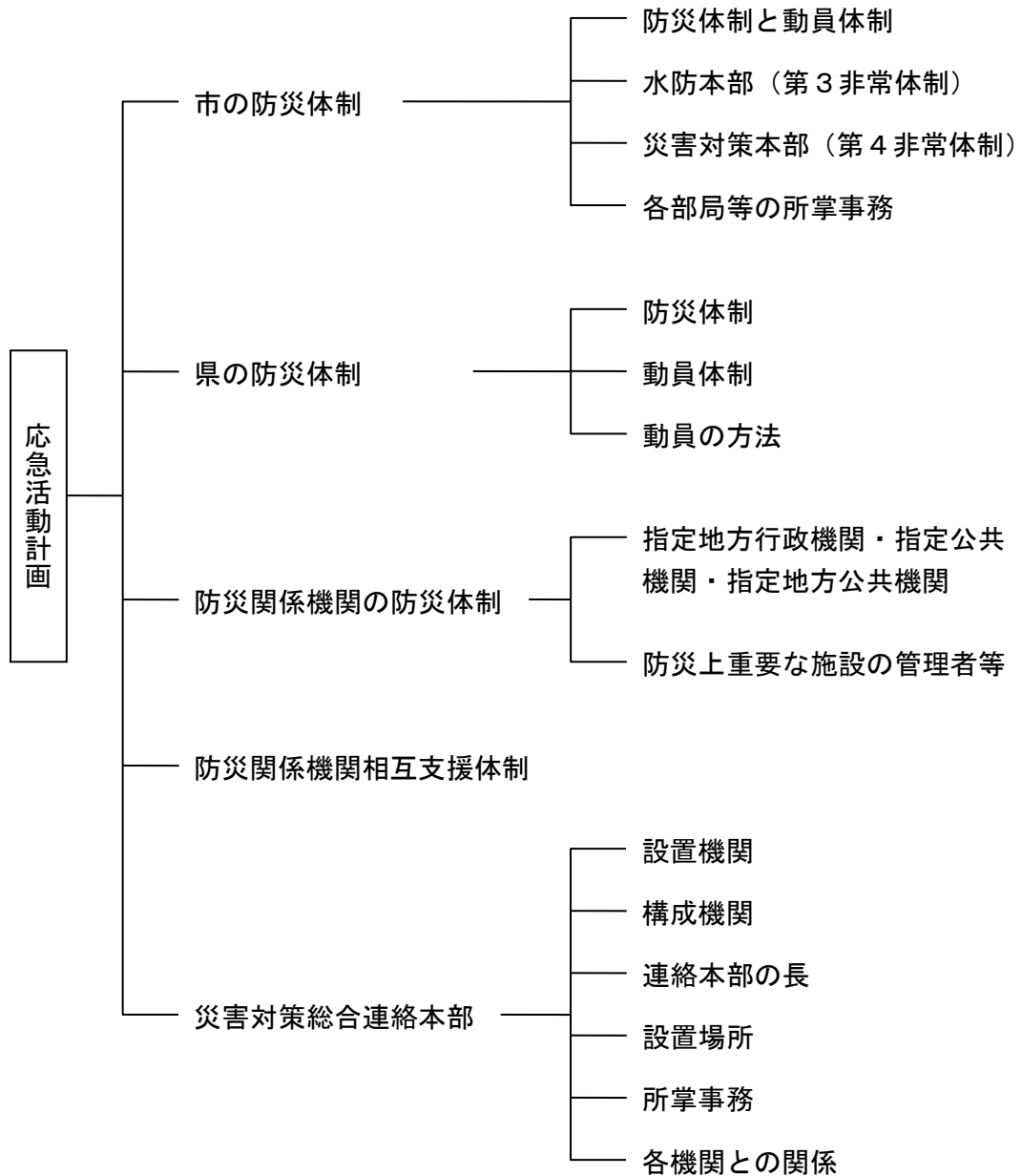
- (1) 専門技術員は普通作物、野菜、果樹、畜産、病害虫、土壌肥料並びに農業経営・生活など専門項目について、試験研究機関等の災害別による研究成果を把握し、農林水産事務所に對し周知徹底を図る。
- (2) 気象庁の行う長期、短期予報、災害警報等を農林水産事務所に通知し、予想される防災技術について指導を行う。
- (3) 各種の災害が発生した場合には、技術的防御対策を早期に樹立し関係農林水産事務所に指示を行うとともに、重要事項については直接専門技術員を現地に派遣して指導する。

第 3 部

災害応急対策計画

第3部 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画



第1節 市の防災体制

第1項 防災体制と動員体制

1 防災体制

基本的な考え方

市の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、国、地方公共団体、防災関係機関及び住民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。

防災体制	設置基準	体制の概要
第1警戒体制	大雨・洪水注意報、暴風雪・暴風・大雪・波浪警報のうち1つ以上が発表されたとき	災害の発生を防止するため、必要な準備の開始及び気象情報の収集活動を主とする体制
第2警戒体制	大雨・洪水・高潮警報のうち1つ以上が発表されたとき	災害の発生を防止するため、災害予防対策を実施する体制、または小規模な災害が発生し、災害応急対策を実施する体制
第3非常体制 (水防本部体制)	相当規模の災害が発生したとき、または発生するおそれのあるとき	災害が発生し、または災害が予想される場合で、防災関係課を中心とし、災害予防・応急対策を実施する体制
第4非常体制 (災対本部体制)	大規模な災害が発生したとき、または発生するおそれのあるとき	大規模な災害が発生し、または大規模な災害が予想される場合で、全庁体制による災害・予防応急対策を実施する体制

※すべての体制について、市長（防災危機管理課）は上記の基準に関わらず、体制の設置、廃止を命ずることができる。

※配備課については、第2部第6章「災害応急体制の整備」を参照

2 職員の動員体制

(1) 動員体制の確立

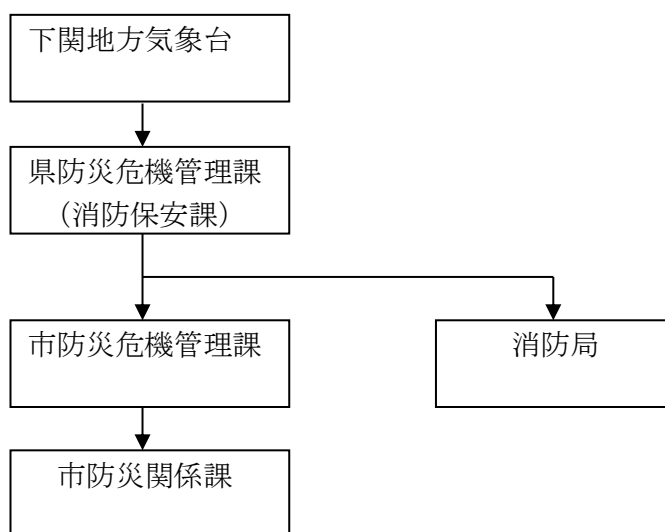
ア 災害対策本部設置時の本部員は、それぞれの部内の動員計画を作成し、職員に周知しておく。

イ 各所属長は、発災初期の情報収集、本部設置時の活動に従事する職員について出勤時間を勘案しあらかじめ指名しておく。

ウ 勤務時間内に気象注意報・警報等が発表された場合には、県から市（防災危機管理課）と消防局に連絡される。

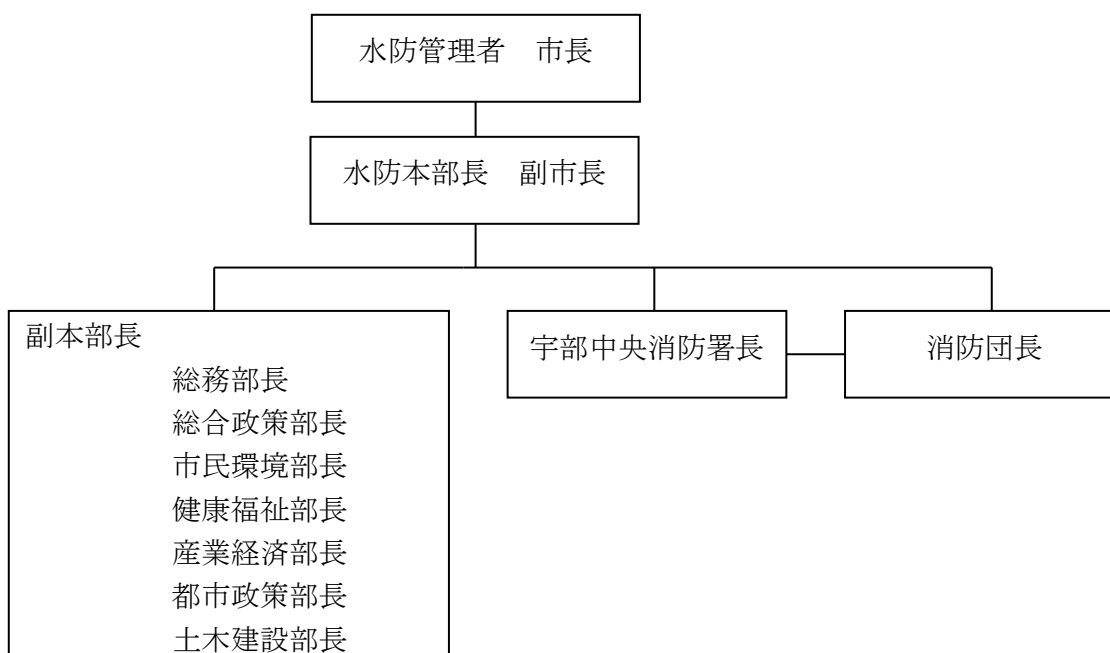
※気象注・警報については、第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」を参照

(2) 動員系統図



第2項 水防本部（第3非常体制）

1 水防本部の組織



庶務係	防災危機管理課、総務課
情報係	防災危機管理課、総務課、職員課、市民活動課、地域福祉課
広報係	広報広聴課、市民活動課
資材係	土木河川課、道路整備課
輸送係	土木河川課、道路整備課
下水道施設係	下水道施設課
パトロール係	市民活動課、農林整備課、水産振興課

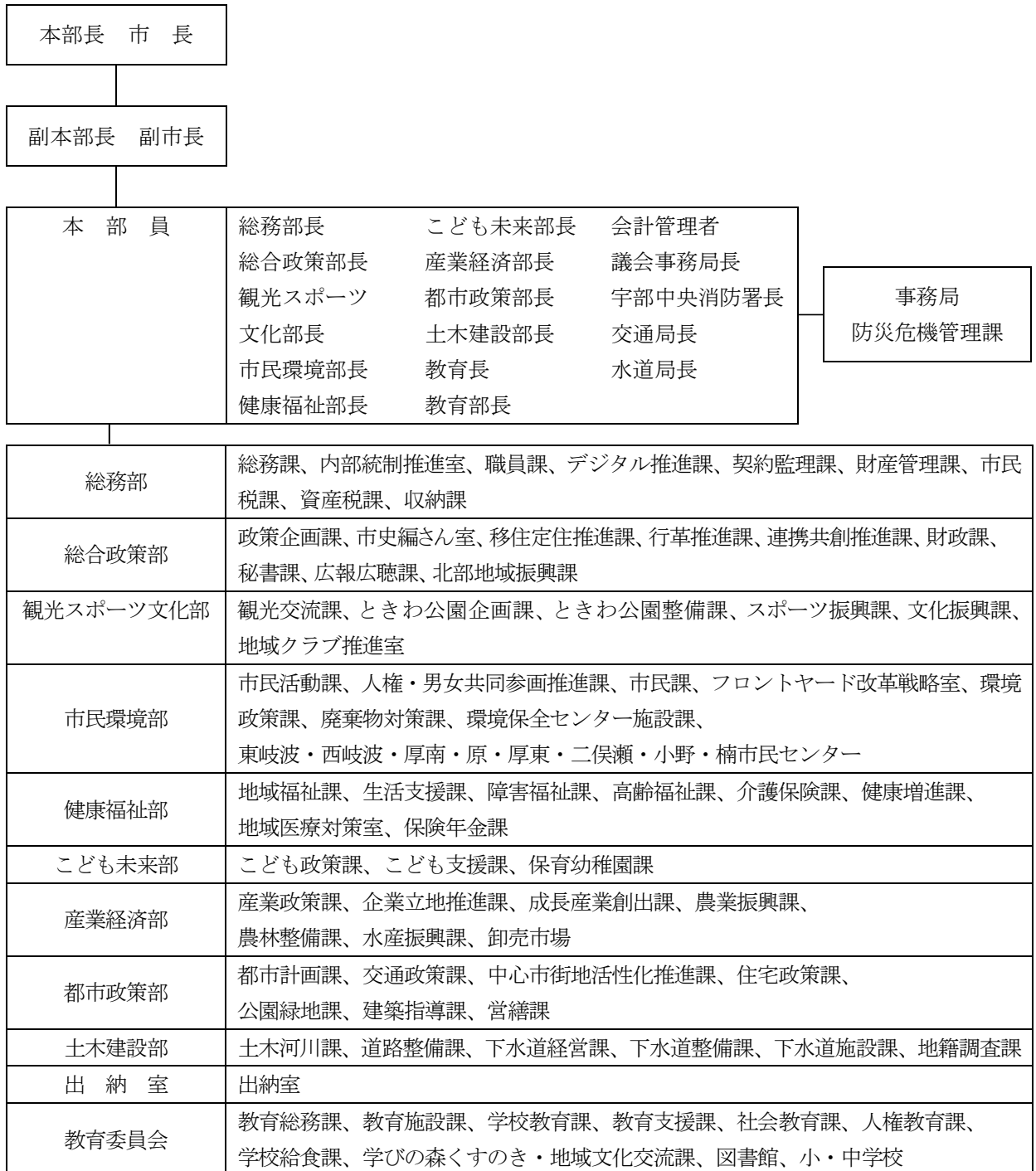
	都市計画課、住宅政策課、公園緑地課、建築指導課、 土木河川課、道路整備課、下水道整備課
--	--

※水防活動については、第3部第12章「水防計画」に定める。

第3項 災害対策本部（第4非常体制）

1 災对本部の組織

災对本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）及びその下に設置される各部局等をもって構成する。



議 会	議事総務課
選挙管理委員会	選挙課
監 査 委 員	監査課
農業委員会	事務局
消 防 局	総務課、情報財政課、警防課、通信指令課、予防課、宇部中央消防署、宇部西消防署
水 道 局	総務企画課、財務課、営業課、上水道整備課、浄水課
交 通 局	交通事業課

2 現地災害対策本部

本部長が必要と判断したときは、災害対策本部の事務の一部を行う組織として、被災地に現地対策本部を設置する。

3 市本部設置の報告及び周知

市本部を設置し、又は廃止した場合には直ちに、知事（防災危機管理課）にその旨を報告し、警察署、防災関係機関等に通報するとともに、報道機関、防災無線、広報車等可能な限りの手段を用いて市民に対して周知をはかるものとする。

4 市本部設置時の関係機関との連携

市本部を設置した場合には直ちに、警察署及び自衛隊に連絡して連絡員の派遣要請を行い、連絡員を通じて各機関と密接な連携を図るものとする。

第4項 各部局等の所掌事務

部局等	担当課	所掌事務
総務部	防災危機管理課	1 防災体制に関すること 2 通信機器・観測機器に関すること 3 気象情報に関すること 4 災害情報に関すること 5 被害報告に関すること 6 自衛隊の災害派遣要請の要求に関すること 7 厚東川ダム放流の通報連絡に関すること 8 防災関係機関に関すること 9 消防団の災害活動等に関すること
	総務課	1 災害時の情報収集の協力に関すること 2 自衛隊の派遣部隊との連絡に関すること 3 部内及び他部等への協力に関すること
	内部統制推進室	1 部内への協力に関すること

部局等	担当課	所掌事務
	職員課	1 情報収集の協力に関すること 2 被災職員の救済に関すること 3 職員の応援動員に関すること 4 職員の派遣要請及び派遣職員等の受入れに関すること 5 職員の食料等の確保等に関すること 6 職員の公務災害補償等に関すること 7 市災害ボランティアセンターとの連絡等地域福祉課への協力に関すること
	デジタル推進課	1 部内への協力に関すること
	契約監理課	1 部内への協力に関すること
	財産管理課	1 市有普通財産の被害調査等に関すること 2 来庁者の避難誘導、安全管理に関すること 3 市庁舎管理及び庁内電話に関すること 4 部内への協力に関すること
	市民税課 資産税課 収納課	1 家屋被害の被害調査に関すること 2 被災者に対する税の減免、猶予に関すること
総合政策部	政策企画課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2 部内及び他部等への協力に関すること
	市史編さん室	1 部内への協力に関すること
	移住定住推進課	1 部内への協力に関すること
	行革推進課	1 部内への協力に関すること
	連携共創推進課	1 部内への協力に関すること
	財政課	1 災害対策に必要な財政措置に関すること 2 部内への協力に関すること
	秘書課	1 本部長、副本部長の秘書に関すること 2 市長の対外事務（電報等）に関すること 3 市長会との連絡に関すること 4 災害視察者、見舞者の接遇に関すること
	広報広聴課	1 報道機関との連絡調整に関すること 2 災害に関する広報及び広聴活動に関すること
	北部地域振興課	1 防災危機管理課との連絡調整に関すること 2 災害情報に関すること 3 今富ダム放流の通報連絡に関すること
観光スポーツ 文化部	観光交流課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2 要配慮者（外国人）に関すること 3 山口宇部空港との連絡調整に関すること
	ときわ公園企画課 ときわ公園整備課	1 ときわ公園の被害調査等に関すること

部局等	担当課	所掌事務
		2 ときわ公園の安全対策に関する事
	スポーツ振興課	1 体育施設の被害調査等に関する事 2 陸上輸送拠点に関する事
	文化振興課	1 文化施設の被害調査等に関する事 2 被害彫刻の保護、修復に関する事
	地域クラブ推進室	1 部内への協力に関する事
市民環境部	市民活動課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 市民・ふれあいセンターの動員に関する事 3 各ふれあいセンター（船木、万倉及び吉部を除く）管内の災害情報に関する事 4 厚東川ダム放流の通報連絡に関する事 5 災害に関する市民相談に関する事 6 部内及び他部等への協力に関する事
	人権・男女共同参画推進課	1 環境改善施設の被害調査等に関する事 2 部内への協力に関する事
	市民課	1 市民の安否情報に関する事 2 埋火葬に係る諸手続きに関する事
	フロントヤード改革戦略室	1 部内への協力に関する事
	環境政策課	1 油濁等による公害の防止対策に関する事 2 遺体収容、埋火葬に関する事 3 仮設トイレ対策の応援に関する事
	廃棄物対策課	1 一般廃棄物の収集・運搬に関する事
	環境保全センター施設課	1 清掃施設の被害調査等に関する事
	東岐波・西岐波・小野市民センター	1 各センター管内の災害情報に関する事 2 罹災届出証明書に関する事
	厚南・原・厚東・二俣瀬市民センター	1 各センター管内の災害情報に関する事 2 厚東川ダム放流の通報連絡に関する事 3 罹災届出証明書に関する事
	楠市民センター	1 船木、万倉及び吉部の各ふれあいセンター管内の災害情報に関する事 2 罹災届出証明書に関する事
健康福祉部	地域福祉課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 災害救助法の適用（罹災証明含む）に関する事 3 救助事務に関する事 4 義援物資に関する事

部局等	担当課	所掌事務
		5 緊急避難場所及び避難所に関すること 6 日本赤十字社との連絡に関すること 7 市災害ボランティアセンターとの連絡に関すること 8 被災地における民生安定に関すること 9 社会福祉施設の被害調査等に関すること 10 避難行動要支援者（災害時避難支援制度）に関すること
	生活支援課	1 被災した生活保護者等の保護に関すること 2 部内への協力に関すること
	障害福祉課	1 障害者世帯等の保護に関すること 2 障害福祉施設の被害調査等に関すること 3 要配慮者（障害者）に関すること 4 部内への協力に関すること
	高齢福祉課	1 高齢者世帯等の保護に関すること 2 老人福祉施設の被害調査等に関すること 3 要配慮者（高齢者）に関すること 4 部内への協力に関すること
	介護保険課	1 介護保険施設の被害調査等に関すること 2 部内への協力に関すること
	健康増進課	1 保健福祉専門職の活動調整に関すること 2 宇部健康福祉センターとの連絡調整に関すること 3 防疫に関すること 4 要配慮者に関すること 5 部内への協力に関すること
	地域医療対策室	1 救護所・応急医療に関すること 2 災害救助法による医療・助産に関すること 3 医療機関との連絡に関すること 4 部内への協力に関すること
	保険年金課	1 罹災者に対する保険料の減免等に関すること 2 部内への協力に関すること
こども未来部	こども政策課	1 部内及び防災危機管理課への協力に関すること
	こども支援課	1 要配慮者（乳幼児、妊婦等）に関すること 2 部内への協力に関すること
	保育幼稚園課	1 保育園、幼稚園との連絡調整に関すること 2 要配慮者（乳幼児）に関すること 3 部内への協力に関すること
産業経済部	産業政策課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること

部局等	担当課	所掌事務
		2 商業施設の被害調査等に関する事 3 工業施設の被害調査に関する事 4 罹災商工業者に対する金融相談に関する事 5 中小企業の被害調査等に関する事 6 勤労者福祉施設に関する事
	企業立地推進課	1 産業団地の被害調査及び応急復旧に関する事 2 部内への協力に関する事
	成長産業創出課	1 部内への協力に関する事
	農業振興課	1 農業の被害調査に関する事 2 農業の災害融資に関する事 3 部内への協力に関する事
	農林整備課	1 農林関係の被害調査等に関する事 2 山地災害危険地区の調査等に関する事 3 応急農林業対策に関する事 4 林業の災害融資に関する事 5 危険ため池等の調査等に関する事 6 地すべり防止区域の調査等に関する事 7 部内への協力に関する事
	水産振興課	1 水産関係の被害調査等に関する事 2 漁港施設及び漁港海岸保全施設の被害調査等に関する事 3 応急水産業対策に関する事 4 水産業の災害融資に関する事 5 部内への協力に関する事
	卸売市場	1 生鮮食料品の確保及び集荷対策に関する事 2 市場施設等の被害調査に関する事
都市政策部	都市計画課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 被災地の復興計画の作成に関する事
	交通政策課	1 公共交通の被害情報等に関する事 2 部内への協力に関する事
	中心市街地活性化推進課	1 部内への協力に関する事
	住宅政策課	1 被災者への公営住宅の提供等に関する事 2 市営住宅の被害調査等に関する事 3 危険家屋移転促進に関する事 4 応急仮設住宅の建設に関する事
	公園緑地課	1 公園（ときわ公園を除く）、街路樹等の被害調査等に関する事 2 都市公園等（ときわ公園を除く）の安全対策に関する事
	建築指導課	1 開発行為に伴う防災に関する事

部局等	担当課	所掌事務
		2 住宅政策課への協力に関する事
	営繕課	1 応急仮設住宅の建設の協力に関する事 2 市有施設の点検及び支援に関する事
土木建設部	土木河川課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 防災関係機関との連絡調整に関する事 3 地すべり防止区域の調査等に関する事 4 急傾斜地崩壊危険区域の調査等に関する事 5 土砂災害の応急対策等に関する事 6 砂防、土石流等に係る被害調査等に関する事 7 河川の被害情報等に関する事 8 浸水状況の把握及び報告に関する事 9 河川に係る応急対策等に関する事 10 港湾及び海岸の被害調査等に関する事 11 港湾施設の斡旋等に関する事
	道路整備課	1 道路、橋梁等の被害情報等に関する事 2 通行止めの措置及び報告に関する事 3 緊急輸送道路の確保に関する事
	下水道経営課	1 下水道の被害情報等に関する事 2 部内への協力に関する事
	下水道整備課	1 浸水状況の把握及び報告に関する事 2 下水道施設等の被害調査等に関する事
	下水道施設課	1 下水道施設及びポンプ場に関する事 2 終末処理等の被害調査等に関する事
	地籍調査課	1 部内への協力に関する事
出納室	出納室	1 災害関係経費の出納に関する事 2 災害義援金の募集、受付に関する事 3 他部等への協力に関する事
教育委員会	教育総務課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 教育関係義援金品の受付、配布に関する事 3 教育関係の被害調査等に関する事 4 その他応急教育対策に関する事
	教育施設課	1 教育関係施設の被害調査に関する事 2 教育関係施設の安全対策に関する事
	学校教育課 教育支援課	1 児童、生徒の避難対策に関する事 2 災害時の応急教育対策に関する事 3 罹災児童等への学用品の配布に関する事 4 県費支弁職員の公務災害等に関する事 5 学校の衛生管理等に関する事 6 学校における避難者への協力に関する事

部局等	担当課	所掌事務
		7 私立学校との連絡調整に関する事 8 要配慮者（児童、生徒）に関する事
	社会教育課 人権教育課 図書館 小・中学校	1 当該課等の災害対策に関する事 2 部内への協力に関する事
	学校給食課	1 学校給食施設の被害調査等に関する事 2 学校給食施設及び機器の使用協力に関する事
	学びの森くすのき・地域文化交流課	1 被災文化財の保護、修復に関する事 2 部内への協力に関する事
議会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会	議事総務課 選挙課 監査課 事務局	1 災害時における特命事項に関する事 2 他部等への協力に関する事
水道局	総務企画課 財務課	1 局内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 水道関係の被害状況のとりまとめに関する事 3 水道災害の広報活動に関する事
	営業課	1 応急の水道対策に関する事 2 緊急給水及び給水方法に関する事
	上水道整備課	1 水道の被害防止及び復旧に関する事
	浄水課	1 災害時の給水の確保に関する事 2 浄水場、配水池等の被害調査等に関する事
交通局	交通事業課	1 局内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 市営バス関係の被害調査等に関する事 3 交通災害の広報活動に関する事 4 災害時における交通及び輸送に関する事 5 避難者及び罹災者の輸送に関する事

第2節 県の防災体制

第1項 防災体制

1 災害対策本部未設置

種別		体制の時期の基準	体制の内容
第1警戒体制	情報班体制	1 県内に大雨、洪水の各注意報の1つ以上が発表されたとき。 2 その他状況により知事が命じたとき。	1 特に関係のある本庁部課職員のみで配備し、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。 2 降雨状況等により警戒配備体制への設置指示を行う。
	警戒配備体制	1 先行雨量状況等から情報班が本体制の設置を指示した場合。 2 県内に大雪警報が発表されたとき。 3 その他状況により知事が命じたとき。	情報班体制に加え、関係出先機関職員の少数人数で配備し、情報収集及び連絡活動を主として、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。 (情報班体制からの移行方法) 1 関係出先機関の配備は管轄する市町単位とし、管轄する市町が基準に達した場合に配備する。 2 局地的な降雨時は情報班が特定の出先機関のみに配備を指示することができるものとする。 3 左記の基準に達しない場合において、先行降雨等の気象現象から情報班が必要と判断した場合は特定の出先機関に配備を指示することができるものとし、また特定出先機関の長は独自に関係職員に配備を命ずることができるものとする。
第2警戒体制		1 県内に、暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪又は波浪の各警報の1つ以上が発表されたとき。 2 その他状況により、知事が命じたとき。 例えば、局地的豪雨又は豪	災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第1非常体制に移行する体制とする。

	雪の場合。	
特別警戒体制	1 県内に次の気象情報のいずれかが発表されたとき。 (1) 土砂災害警戒情報 (2) 記録的短時間大雨情報 2 本県への台風の接近又は上陸が予想されるとき。 3 その他状況により、知事が命じたとき。	災害応急対策に係るのある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第1非常体制に移行する体制とする。

2 災害対策本部設置

種別	体制の時期の基準	体制の内容
第1非常体制	1 大雨、洪水、高潮、大津波警報のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 県内に、気象等に関する特別警報が発表されたとき。 3 気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。	山口県災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制。
第2非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、または局地的災害であっても被害が甚大であるとき。または大規模の災害発生を免れないと予想されるとき。	同要綱の第2非常体制の配備による体制。
緊急非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、または局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき。または大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、県の全組織をあげて災害対応が必要なとき。	1 同要綱の緊急非常体制の配備による体制。 2 県の総力を挙げて災害対策に取り組む体制。 3 全職員による体制。

第2項 動員体制

1 動員体制の確立

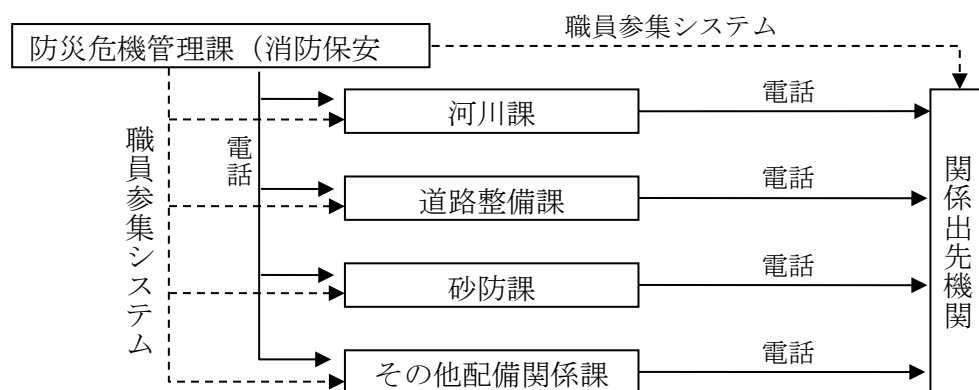
- (1) 災害対策本部設置時の本部員にあてられる者及び地方本部長にあてられる者は、それぞれの部(班)の動員計画を作成し、職員に周知しておく。
- (2) 各所属長は発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について出勤

時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。

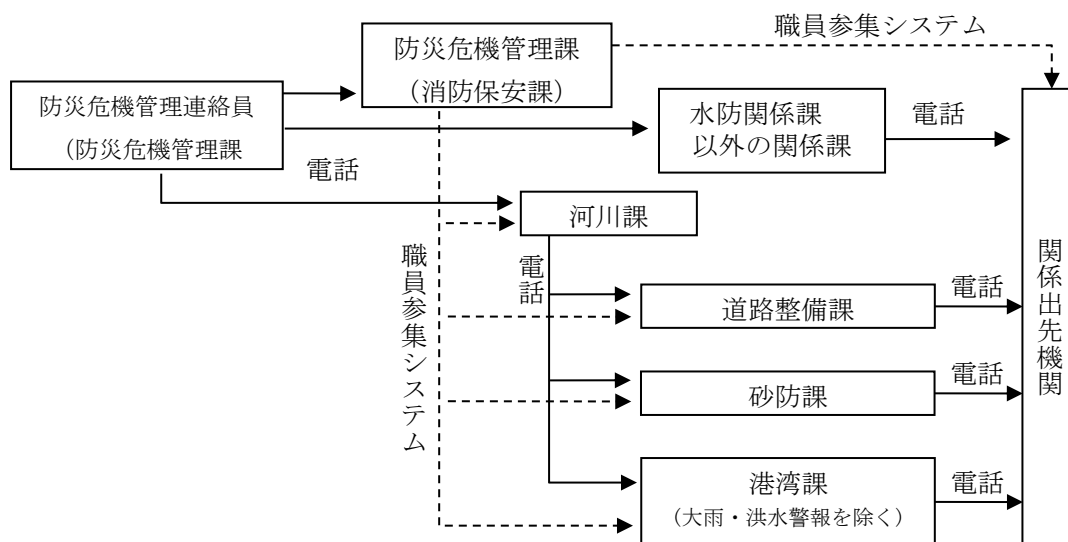
- (3) 夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、職員参集システムによる初動体制、情報連絡体制を整備しておく。

2 配備課への連絡系統図

(1) 勤務時間内



(2) 勤務時間外



第3項 動員の方法

- 1 勤務時間内にあっては、庁内放送、防災行政無線、電話で行う。
- 2 勤務時間外

第1・第2・特別警戒体制では、配備当番に対して非常連絡網による携帯電話等により行う。

3 非常参集

災害による交通途絶のため所定の配備につくことができないときは、本庁又は最寄りの出先機関に参集し、各部長又は所属出先機関の長の指示に従うものとする。

4 部相互間の応援動員

(1) 動員要請

県本部の各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務部長（職員班）に要請するものとする。

- ・ 応援を要する時間
- ・ 応援を要する職種等
- ・ 勤務場所
- ・ 集合日時、場所、携行品
- ・ 勤務内容
- ・ その他参考事項

(2) 動員の措置

ア 総務部長（職員班）は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の措置を講じるものとする。

イ 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて協力班を編成し、所要の応援を行うものとする。

5 地方機関相互の応援措置

(1) 管轄区域内の全部又は一部を同じくする地方機関は、災害応急対策の実施にあたり相互に協力するものとする。

(2) 地方機関は、他の部に所属する地方機関の応援を受けようとするときは、県本部の所属部長にその旨要請するものとし、この場合の応援動員は、上記4により処理するものとする。

[資料] 3-1-1 山口県宇部災害対策地方本部

第3節 防災関係機関の防災体制

第1項 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

1 市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県の地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市町の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

2 上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等を定めておくものとする。

第2項 防災上重要な施設の管理者等

市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等に

よる防災に関する責任を有する者は、市の地域に災害が発生し、又発生するおそれがある場合は法令、県・市の防災計画並びに自ら定める防災計画等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

このため必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、サービスの基準を定めておくものとする。

第4節 防災関係機関相互支援体制

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策を実施する。

＜第3部第6章「応援要請計画」参照＞

第5節 災害対策総合連絡本部

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、次のとおり災害対策総合連絡本部（以下、「連絡本部」という。）を設置するものとする。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めたときは、設置すべき機関にその旨を申し出るものとする。

第1項 設置機関

- 1 市長
主として陸上災害の場合
- 2 知事
2以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合
- 3 海上保安本部長
主として海上災害の場合
- 4 空港事務所長
主として航空事故の場合
- 5 西日本旅客鉄道（株）広島支社長又はその指名する者
JRの事故の場合
- 6 その他
主として、上記以外の機関の管理に属する施設等にかかる災害又は事故

第2項 構成機関

災害応急対策の実施にあたる機関の長又は災害現地に出動した部隊等の指揮者をもって構成するものとし、各機関は積極的に参加するものとする。

第3項 連絡本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となるものとする。

本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統括するものとする。

第4項 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

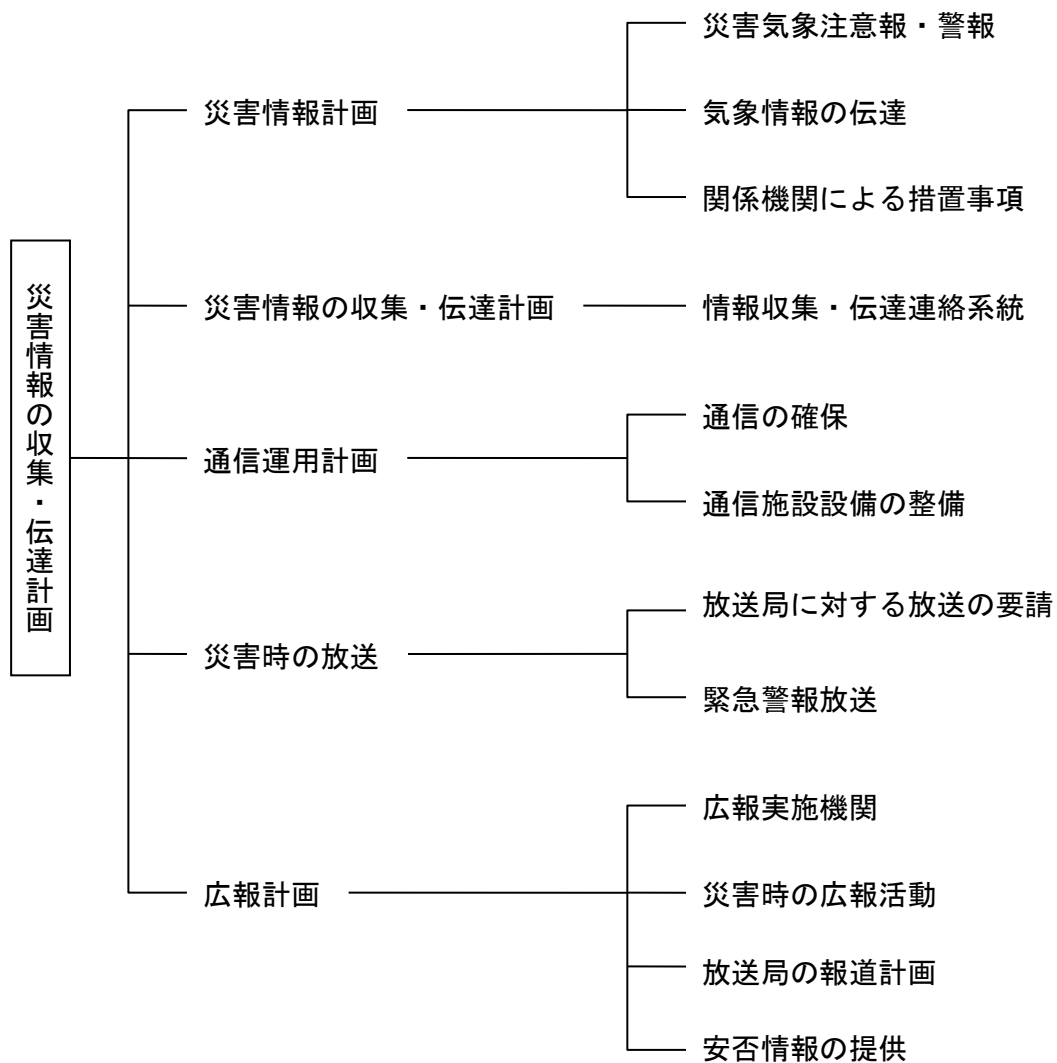
第5項 所掌事務

- 1 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- 2 災害情報の収集、分析、検討
- 3 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
- 4 各機関の活動の連絡調整
- 5 その他災害応急対策実施についての必要な事項

第6項 各機関との関係

連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから、連絡本部の各構成員はそれぞれ所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑なる実施の推進に努めるものとする。

第2章 災害情報の収集・伝達計画



第 1 節 災害情報計画

第 1 項 災害気象注意報・警報

1 気象注意報・警報及び特別警報の種類、発表基準

種類	発表基準
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想され下記の基準値に達した場合 ・表面雨量指数基準 13 ・土壌雨量指数基準 106
大雨警報（浸水害）	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想され下記の基準値に達した場合 ・浸水害～表面雨量指数基準 27
大雨警報（土砂災害）	大雨による重大な土砂災害が発生するおそれがあると予想され下記の基準値に達した場合 ・土砂災害～土壌雨量指数基準 136
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想され下記の基準値に達した場合 ・流域雨量指数基準（梅田川流域=4.8, 善和川流域=7.6, 甲山川流域=8.8, 雑佐川流域=5.6, 大田川流域=17.0, 沢波川流域=4.8, 真締川流域=6.9, 有帆川流域=13.7） ・複合基準※（梅田川流域=（10, 4.8）, 厚東川流域=（9, 24）, 善和川流域=（10, 6.1）, 甲山川流域=（10, 7）, 雑佐川流域=（10, 4.5）, 大田川流域=（12, 17）, 沢波川流域=（6, 4.6）, 真締川流域=（10, 6.9）, 有帆川流域=（6, 12.5）） ・指定河川洪水予報による基準（厚東川水系厚東川〔持世寺〕） ※（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値
洪水警報	上流域での大雨や融雪によって下流で生じる河川の増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想され下記の基準値に達した場合 ・流域雨量指数基準（梅田川流域=6.0, 善和川流域=9.5, 甲山川流域=11, 雑佐川流域=7.0, 大田川流域=21.3, 沢波川流域=6.1, 真締川流域=8.7, 有帆川流域=17.2） ・複合基準（梅田川流域=（10, 5.4）, 雑佐川流域=（10, 6.3）, 大田川流域=（14, 19.1）, 沢波川流域=（10, 5.4）, 真締川流域=（10, 8.4）, 有帆川流域=（20, 13.9）） ・指定河川洪水予報による基準（厚東川水系厚東川〔持世寺〕） ※（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が 10 m/s をこえると予想される場合
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が 20 m/s をこえると予想される場合

種類	発表基準
波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が1.5mをこえると予想される場合
波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が3mをこえると予想される場合
風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 降雪を伴い平均風速が10m/sをこえると予想される場合
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が20m/sをこえると予想される場合（雪を伴う）
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇が予想されたときについて、一般の注意を喚起する必要がある場合 宇部港の潮位が東京湾海面（T.P）上、2.2mに到達することが予想される場合
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 宇部港の潮位が東京湾海面（T.P）上、2.7mに到達することが予想される場合
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 12時間の降雪の深さが平地で5cm、山地で15cmをこえると予想される場合
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 12時間の降雪の深さが平地で10cm、山地で30cmをこえると予想される場合
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
融雪注意報	融雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 最小湿度が40%以下で、かつ、実効湿度が65%以下になると予想される場合
霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合 11月20日までの早霜及び3月20日以降の晩霜に最低気温+3℃以下と予想される場合
なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合 積雪の深さ80cm以上で、 ・降雪の深さ40cm以上 ・気温3℃以上の好天 ・低気圧等による降雨 のいずれかが予想される場合
低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期… 最低気温が-5℃以下になると予想される場合 夏期… 日平均気温が平年よりも3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合

種類	発表基準
濃霧注意報	濃霧によって、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合 濃霧によって視程が ・陸上で100m以下 ・海上で500m以下 のいずれかになると予想される場合
着氷（雪）注意報	着氷（雪）が著しく通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合 大雪注意報・警報の発表条件下で、気温が－2℃～＋2℃、湿度が90%以上と予想される場合
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、山口県と下関地方気象台が共同で発表する。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西武・北部・中部・東部の地域単位で発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

気象特別警報の種類と概要

種類	概要
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表警報される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

種類		概要
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

特別警報発表基準

種類	基準	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風 や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮特別警報		高潮になると予想される場合
波浪特別警報		高波になると予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	

「キーワードを用いた警報の切替」

大雨警報が発表されている状況で、土砂災害が発生する危険性が極めて高まったときは、「重要変更」や「〇〇市付近では、過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっています。」等のキーワードを用い、大雨警報を切り替えて土砂災害に対する一層の警戒が呼びかけられる。

「記録的短時間大雨情報」

大雨警報が発表されている状況で、1 時間に 100mm 以上の記録的な大雨を観測、もしくはレーダー・アメダス解析雨量で解析したときは、重大な災害の発生する危険性が極めて高い状況であることを伝えるため、記録的短時間大雨情報が発表される。

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、山口県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を下関地方気象台で調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
- 3 発表基準欄に記載した数値は常に検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

「表面雨量指数・土壌雨量指数・流域雨量指数」

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指数で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

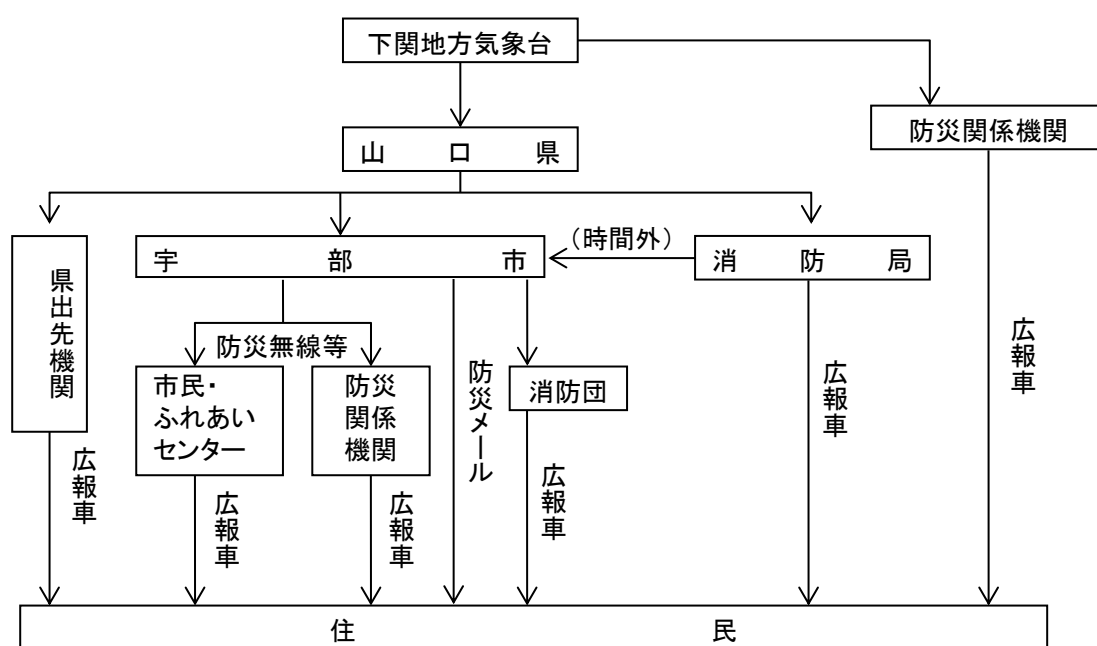
土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指数で、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指数で、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を数値化したもの。

2 気象予報区分

1次細分区域	2次細分区域	市町名
山口県西部	下関	下関市
	宇部・山陽小野田	宇部市、山陽小野田市
山口県中部	周南・下松	周南市、下松市
	山口・防府	山口市、防府市
山口県東部	岩国	岩国市、玖珂郡
	柳井・光	柳井市、光市、大島郡、熊毛郡
山口県北部	萩・美祢	萩市、美祢市、阿武郡
	長門	長門市

第2項 気象情報の伝達



第3項 関係機関による措置事項

1 気象注意報・警報及び気象情報の伝達

(1) 気象台

気象情報等を防災関係機関（N T T西日本山口支店、NHK山口放送局、NHK北九州放送局、山口県警察本部、山口県、門司海上保安部、中国地方整備局、国土交通省山口河川国道事務所、西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部、中国電力山口支店、山口放送株式会社、サンデン交通株式会社）に伝達する。

(2) 県

ア 気象注意報及び警報について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）により市町及び消防局に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。

この場合において、緊急を要するときは通信統制を行い、他の通信に先立った取扱いを行うものとする。

イ 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防局に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。

通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。

(3) 警察本部

ア 警察本部は、気象台、中国四国管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署・駐在所に通知するとともに、県（防災危機管理課（消防保安課））に連絡する。

イ 警察署長は、異常現象を認知したとき又は住民からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。

(4) 市（防災危機管理課）

ア 気象注意報及び警報について、県、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報する。

この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。

イ 住民等への避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。

また、伝達先等に漏れないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。

ウ 特別警報が発表された場合は、あらゆる情報伝達手段を講じて、住民等に対し迅速に周知する。

(5) 消防局

ア 災害のおそれのある注意報及び警報について、県、市防災危機管理課等から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、特に危険性が高い場合には消防団と協力して警戒パトロール・広報活動を行い、住民への周知を図る。

イ 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課（消防保安課））及び関係機関に通報するとともに、消防団と協力し住民に周知する。

(6) 海上保安部

災害のおそれのある注意報及び警報等について、気象庁から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに船舶及び海上作業関係者等へ周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。

(7) 西日本電信電話株式会社

気象業務法に基づいて、下関地方気象台からNTT西日本山口支店に伝達された警報は、市防災危機管理課に連絡する。

(8) 報道機関

本章第4節に記述。

(9) その他の防災関係機関

気象台、県、警察、市、海上保安部等から通報を受けた災害に関する重要な情報については、所属機関に対して、直ちに、通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。

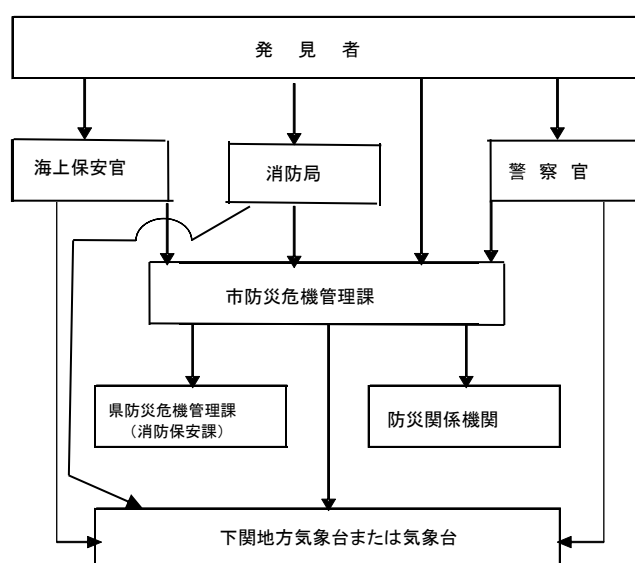
2 異常現象発見時の措置

(1) 異常現象の種別等

次の異常気象に関する気象予警報が発表されていないときに、当該異常気象現象を発見した場合、下関地方気象台に通報する。

異常現象	通報する基準
竜巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
強い降雹	農作物等に被害を与える程度以上のもの
異常潮位	天文潮から著しくずれ、異常に変動した場合
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
なだれ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの

(2) 通報系統



(3) 通報項目

ア 現象名又は状況

- イ 発生場所
- ウ 発現日時分
- エ その他参考となる事項

3 異常気象時の気象観測資料収集協力体制

各関係機関が観測している気象データについては、必要に応じて関係機関に伝達するとともに、関係機関から照会があった場合はその提供に協力するものとする。

(1) 雨量通報（雪を含む）の基準

ア 降水量が次の基準に達した場合

(ア) 1時間降水量が30mmに達した場合

(イ) 3時間降水量が50mmに達した場合

(ウ) 24時間降水量が100mmに達した場合

(エ) 降雪の深さが20cmに達した場合

(オ) (ア)、(イ)、(ウ)以外で降雨が非常に激しく、かつ後続雨量が予想されるとき

(カ) 対象区域において土壌雨量指数、流域雨量指数が基準に達した場合

イ 下関地方気象台から照会があった場合

(2) 通報の内容

ア 観測所名

イ 観測日時

ウ 雨雪の量

エ その他特に必要と認める事項

(3) 通報の方法

ア 各関係機関は、観測結果を電話等により下関地方気象台に通報する。

イ 市防災危機管理課は、県防災危機管理課（消防保安課）に対しても通報する。

ウ 県出先機関は、河川課に対しても通報する。

4 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難の判断を支援することを目的とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第40条、第55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。

県は、市町の円滑な避難指示等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。

(3) 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。

(4) 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

ア 警戒基準

大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。

イ 警戒解除基準

降雨指標が基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

(5) 地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、山口県と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

ア 対象となる事象

- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

イ 暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県と下関地方気象台が協議し、被害状況等から暫定基準を設定する。

〔通常の基準に乗じる割合〕

状況 要素	地 震	
	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
土壌雨量指数	8割	7割

(6) 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

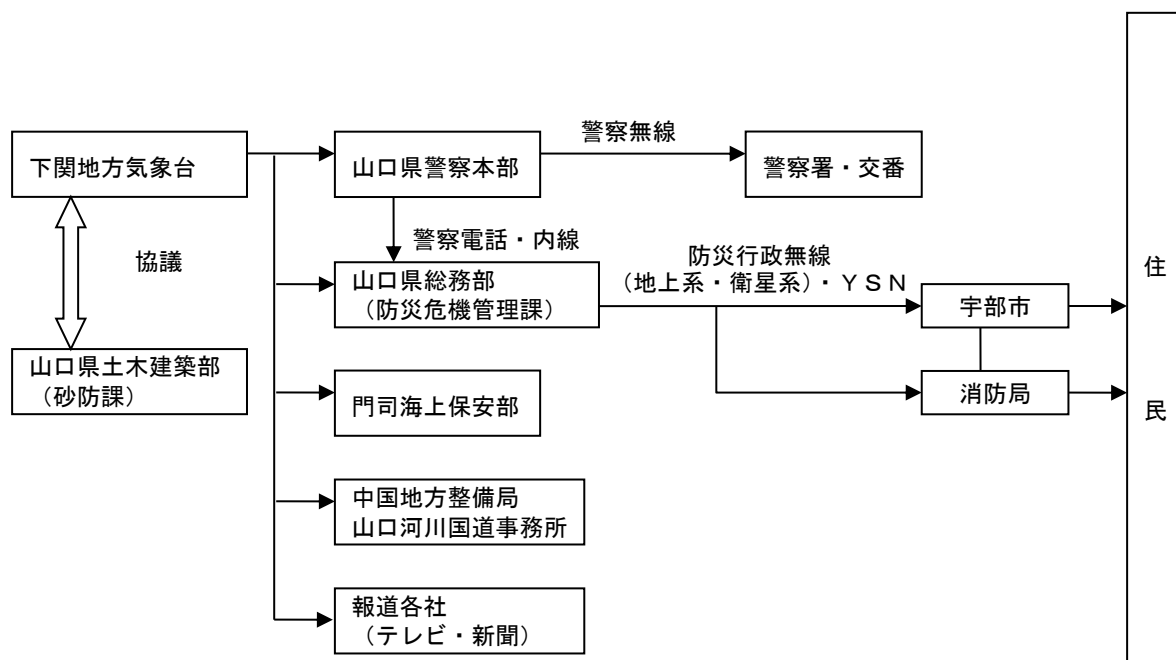
(7) 土砂災害警戒情報に係る市の対応

市長は、直ちに避難指示等を発令することを基本とする。

なお、避難指示等の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対する確に発令するよう努めるものとする。

(8) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。

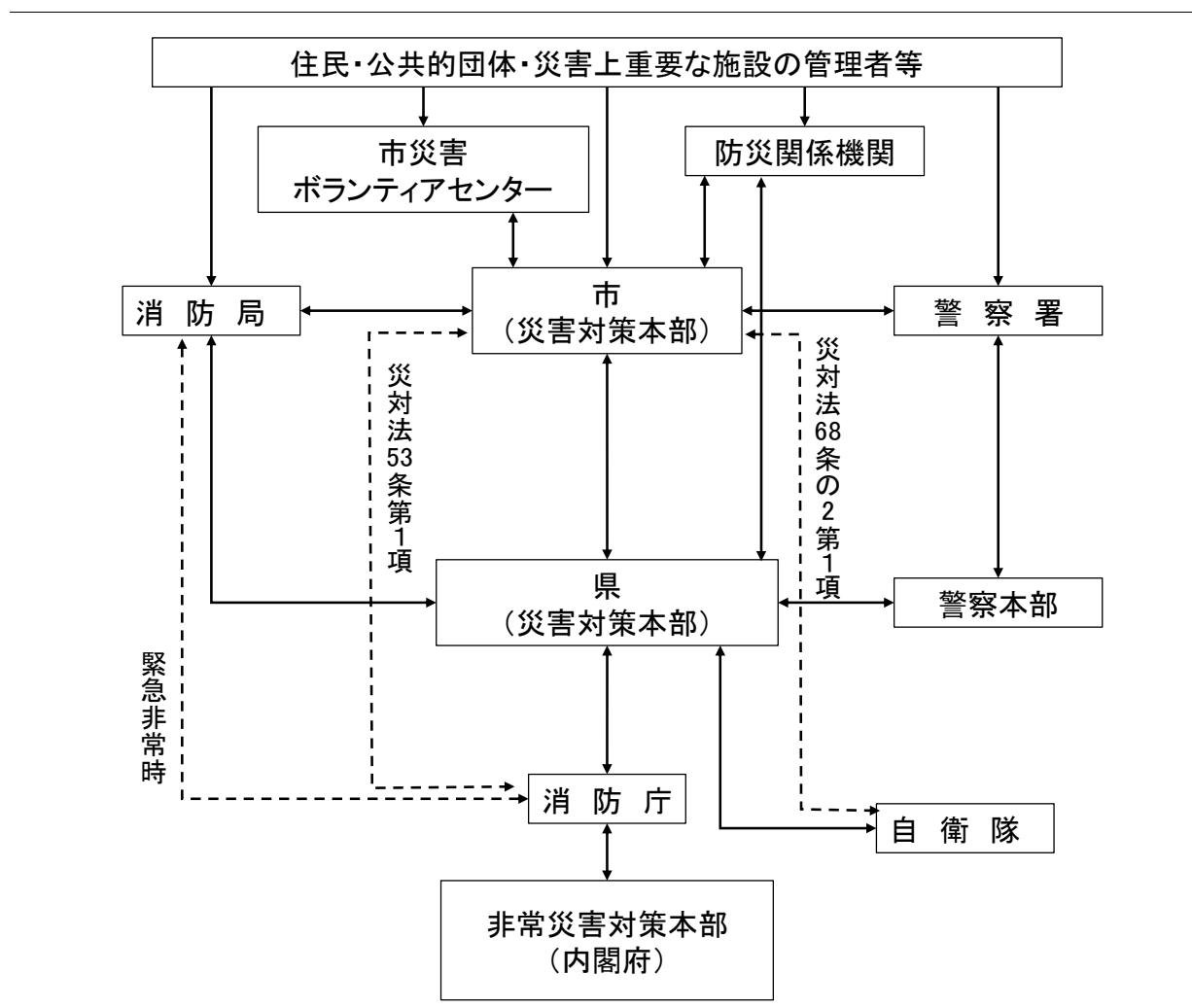


第2節 災害情報の収集・伝達計画

第1項 情報収集・伝達連絡系統

1 情報収集連絡系統

(1) 連絡系統図



(2) 市から県への災害情報の報告

市災害対策本部		県災害対策本部
総務部	人的被害・物的被害速報・統括被害報告	総務部
健康福祉部	人的被害・物的被害速報 一般罹災・救助関係各種被害報告 社会福祉施設関係被害報告、医療機関被害報告	災害救助部
産業経済部	商工業、中小企業関係各種被害報告	産業労働対策部
	農林業関係各種被害報告 農林水産事務所	農林水産対策部
	水産業関係各種被害報告 農林水産事務所・水産振興局	
都市政策部 土木建設部	公共土木施設・住宅関係各種被害報告 宇部土木建築事務所	土木建築対策部
	下水道・河川関係各種被害報告	
教育委員会	児童生徒・教育施設関係被害報告	文教対策部
市民環境部	環境衛生施設被害等各種被害報告 健康福祉センター	環境生活対策部
水道局	水道施設関係被害報告	

2 市の措置

(1) 情報収集体制

災害情報体制により、情報の収集・集約を行う。また、以下の点について留意し、実施する。

ア 防災関係課は職員のパトロール等積極的な情報収集を行う。特に、災害危険区域（危険ため池等）や過去に災害が発生した箇所等については、重点的な警戒を実施する。

具体的には、防災関係課ハンドブックに記載する。

イ 情報収集の実施については、住民等からの通報のほか、消防局への出動指示（要請）、消防団の活動、警察署への協力要請・情報交換等関係機関との連携を図る。

ウ 被害規模を早期に把握するため、災害出動情報を災害情報体制「情報処理班構成員」の消防局員から積極的に収集するものとする。

エ 宇部市総合気象システム（UWS）及び山口県土木防災情報システムを活用して、気象情報等を収集し、迅速かつ的確な災害発生の予測等を行う。

〔資料〕 2－5－2 宇部市災害情報体制

(2) 情報伝達体制

災害情報体制により、情報の共有・発信を行う。また、以下の点について留意し、実施する。

ア 気象情報、災害発生の予想、避難に関する情報等は、住民その他関係機関に伝達し

てはじめて効果が現れるものであり、その伝達については、防災メールをはじめ防災行政無線、電話、広報車、連絡員等状況に応じた方法により伝達を行うとともに、必要に応じ、その伝達について関係機関の協力を要請する。

イ 市が収集した情報は、県、警察署その他の関係機関に対して報告・伝達を行う。特に、人命に関わる場合や堤防の決壊等大規模な被害が予想される場合は、応援体制等の準備が必要であるため、未確認であっても早期に伝達を行う。

[資料] 2-5-2 宇部市災害情報体制

(3) 被害報告

各被害状況調査担当課は、災害情報体制により、災害対策本部事務局（防災危機管理課）へ被害報告するとともに、県の所管部局へ報告する。

被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では、国、県が実施する市への応援活動に支障をきたすため、災害が発生した場合は、直ちに判明した範囲内の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。

ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁に直接連絡するものとする。（災対法53条）

・総務省消防庁電話03-5253-5111

また、被害程度の認定基準については第5部資料に定める。

[資料] 3-2-1 被害程度の認定基準

[資料] 2-5-2 宇部市災害情報体制

ア 発生速報

次の重要被害については、発生の都度、発生後直ちに「被害の概要」、「市町村等がとった措置」等を電話又はファクシミリにより報告する。

特に、死傷者、住家被害を優先的に取り扱う。様式は「被害発生報告書」を用いる。

人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者
家屋被害	住家……全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、広範囲な床下浸水 非住家…全壊、半壊
その他被害	ため池、河川、がけ崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害
避難措置	市が立退きを指示した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合
災対本部設置状況	災害対策本部を設置又は廃止した場合

イ 中間報告

被害状況調査の進展に伴い、「被害発生報告書」により順次報告する。

ウ 被害状況報告

災害に対する応急措置完了後20日以内に「被害発生報告書」により最終報告する。

〔資料〕 3－2－2 被害発生報告

(4) その他の報告

被害報告以外の報告は、関係法令、通達等に基づき取り扱う。救助法に基づく報告については、第3部第8章「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

〔資料〕 3－2－3 被害報告一覧

第3節 通信運用計画

第1項 通信の確保

1 通信連絡責任者・事務連絡従事者の選任

市（防災危機管理課）及び防災関係機関は、災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、通信連絡責任者（防災危機管理課長）及び通信担当者（防災危機管理課職員）をあらかじめ選任しておくものとする。

通信連絡責任者は、通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努める。

2 通信の確保

市（防災危機管理課）は、情報連絡手段として防災屋外スピーカー、防災用移動系無線（デジタルMCA無線）の確保に努める。また重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、次の措置をとる。

(1) 回線統制

全回線又は任意の回線について、その発着信を統制する。

(2) 割り込み及び強制切断

任意の話中回線に、割り込みを行うほか、その回線の強制切断を行う。

(3) 上記(1)及び(2)の措置をとる場合は、制限の内容その他必要事項について関係端末局の無線管理者に事前に通知し、混乱を回避するものとする。

3 通信手段の確保が困難な場合

災害により通信の確保が困難になったときは、他の機関の専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図る。

(1) 電話・電報施設の優先利用

市（各課）及び防災関係機関は、災害時における予警報の伝達等を迅速に行なうため、電話もしくは電報施設を優先利用する。それらが使用できない場合は、他機関が設置する専用電話を使用する。

ア 一般電話及び電報

災害時における非常通話の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話の一部を「災害時優先電話」として、西日本電信電話株式会社山口支店に申請し、あらかじめ承認を受けている。

非常電話については、災害等の非常事態が発生した場合、すべての通話に優先して

接続される。

使い方は、100番をダイヤルして「非常電話」又は「緊急電話」であること及び必要とする理由を伝える。ただし、やむをえない特別の理由がある場合を除き、災害時優先電話から申し込むものとする。

非常電話及び緊急電話の通話内容については、次による。

非常電話	洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生のあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項
非常電報	災害の予防又は救援のため緊急を要する事項 災害の予防又は救援のため必要な事項
緊急電話	火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他人命の安全にかかわる事態が発生し、又は発生する恐れがある場合においてその予防、救援、復旧に関し緊急を要する事項
緊急電報	水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

非常電報については、すべての電報に優先して取り扱われる。

115番をダイヤルして「非常電報」又は「緊急電報」を申し込むか又は、NTT西日本山口支店に電報発信紙の欄外余白に「非常」又は「緊急」と朱書きして申し込むものとする。内容については上記のとおり。

イ 専用電話

防災関係機関が設置している専用電話には、警察電話等がある。緊急かつ特別の必要があるときは、災対法第57条により市長は防災関係機関及び市民に対し必要な通知及び警告をすることができる。

ウ 携帯電話

災害時等における非常通話の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、つぎの携帯電話をあらかじめ「優先群収容回線」として、株式会社NTTドコモ中国支社山口支店に申請し、承認を受けている。

防災危機管理課	
〃（課長）	090-8999-4901
〃	090-3177-4904
〃	090-8999-4902
〃	090-8999-4905
〃	080-8247-9066
〃	080-8247-9067
〃	080-8247-9068
〃	090-7130-3772
〃	090-3437-3230

携帯電話の「優先群収容回線」の使い方は、通常と同じ操作でよく、特別な操作は必要ない。

(2) 防災関係機関の無線通信の利用

防災関係機関は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときには、代替無線設備の配備を県に要請し、あるいは他の機関が設置している無線通信を使用するなどして必要な通信を確保する。

宇部市には、県防災行政無線局が市役所、消防局、宇部県民局、県税事務所、宇部土木建築事務所、山口宇部空港、宇部港湾管理事務所、厚東川ダム管理事務所、真締川ダム管理事務所、山口大学医学部附属病院にある。

ア 非常無線通信の発受

非常無線通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。

また、免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危機又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信実施の是非について判断の上発信する。

イ 非常通信協議会

非常通信の利用を円滑、的確に実施するため、「非常通信協議会」が設置されている。

名称	機関	会長
中央非常通信協議会	3 8	総務省総合通信基盤局長
中国地方非常通信協議会	2 8 0	中国総合通信局長

ウ 非常無線通信利用に係る依頼文等

電報頼信用紙又は適宜の用紙に、宛先の住所、氏名、電話番号、本文、及び発信者の住所、氏名を記載し、最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。本文は、できる限り簡略化し、なるべく200字以内にまとめる。

エ 非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等

(ア) 非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。

(イ) 陸上移動無線局の派遣

有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、中国地方非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置するものとする。

(ウ) 船舶無線局の利用

陸上無線局による非常通信の確保が困難な場合等には、入港中の漁船、商船等の船舶無線局に対して発信を依頼することができる。

オ 非常無線・有線に共通する事項

(ア) 非常通信の電送に要する料金

- ・NTT以外の無線局に依頼するときは、原則として有料である。
- ・伝送途上において、発信局、着信局のうち1局でもNTT所属の取扱局が関係すると、「料金免除扱いの電報」を除いて、全て有料となる。

(イ) 非常通信として取扱う通信の内容

非常通信（無線・有線）として取扱える通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよい。

- ・人命の救助に関するもの
- ・天災の予警報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害に関するもの
- ・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- ・電波法（昭和25年法律第131号）第74条実施の指令及びその他の指令
- ・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

- ・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ・遭難者救護に関するもの
- ・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- ・鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破損又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- ・中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ・救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

カ 防災相互通信用無線

(ア) 大規模災害時に、円滑かつ的確な応急対策を関係機関が実施するため、県、関係市町、消防、警察、海上保安庁等相互間の通信連絡手段として「防災相互通信用無線」をそれぞれが整備しなければならない。

この防災相互通信用無線は、150MHz帯と400MHz帯とがあり、どちらも整備する必要がある。

(イ) この無線は、陸上移動局及び携帯局で構成され、移動範囲は当該無線局の目的を達成するために必要な陸上、海上又は空域となっていることから、当該地域の災害応急対策に必要な情報収集、連絡は、これを使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

(3) 民間団体等の通信施設の活用

大規模な災害等が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、発災初期における被害概況の情報提供、また、応急対策活動時においてはその機動力を活用しての情報収集・伝達活動等に威力を発揮することができる。このため、市（防災危機管理課）は通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとしてこれらの円滑な協力が得られるよう検討する。

＜第3部第6章「応援要請計画」参照＞

第2項 通信施設設備の整備

1 市の対策

市（防災危機管理課）では、楠地域との非常時の無線手段を確保するため新たに防災用移動系無線（デジタルMCA無線）システムを導入し、次の2系統の通信網となる。今後は、防災行政無線（同報系）について、整備促進に努める。

(1) 防災用移動系無線800MHz（デジタルMCA無線）

ア 親局1局、半固定局1局

イ 携帯局100局

※令和4年4月1日現在の状況

(2) 携帯電話（防災関係課連絡系統で運用）

第4節 災害時の放送

第1項 放送局に対する放送の要請

1 市の措置

災害時において、市（防災危機管理課）は災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し（災対法第57条）、市民等へ必要な情報を提供する。

2 放送要請取扱要領

（1）放送要請ができる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象等による災害発生時。

（2）放送手続

市（防災危機管理課）が、放送要請書により県に対して放送要請を行なう。

ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は放送機関に対して直接要請を行なうことができる。この場合、市長は事後速やかに県に報告するものとする。

また、株式会社エフエムきららに対しては、協定に基づき市が直接放送要請を行うものとする。

[資料] 3-2-6 放送要請書

放送機関	連絡責任者	連絡先
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3737
山口放送株式会社	報道部長	0834-32-1110
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113
株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535
山口朝日放送株式会社	報道制作部長	083-933-1111
株式会社エフエムきらら	防災担当ディレクター	0836-35-1231

第2項 緊急警報放送

大災害の危機が迫っているときに、事前に市民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により市民に知らせるものである。

1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次のいずれかに該当するときで災害情報の伝達に特に緊急を要しかつ広域伝達に適した場合に使用される。

- （1）大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合。
- （2）気象業務法の規定により、津波・大津波警報が発せられたことを放送する場合。
- （3）災対法第57条に基づく、知事からの要請により放送する場合。

2 放送機関

緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関は、日本放送協会（NHK山口放送局）である。

3 利用方法

市長（防災危機管理課）は、知事を通じて放送局に対し、緊急警報信号の放送を行うことを求める。

4 緊急警報受信機等の普及

緊急警報放送を受信するためには、専用の受信機又は内蔵したラジオ・テレビ等が必要であるが、その普及はまだ十分でなく、今後市及び防災関係機関は、災害予防の観点からこれの普及に努めるものとする。

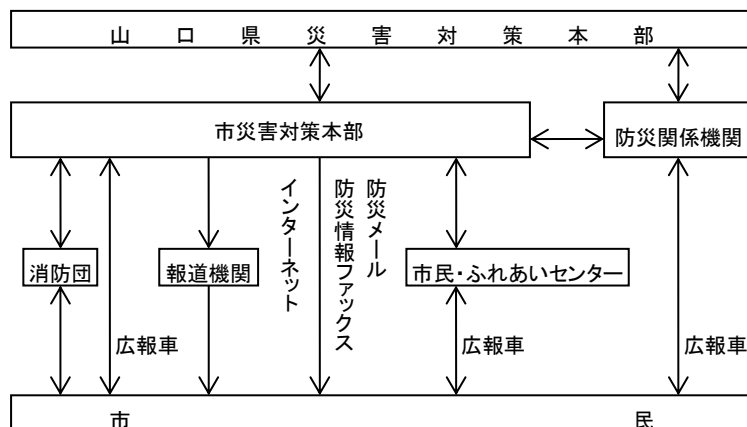
第5節 広報計画

第1項 広報実施機関

担当課	広報広聴課	市民活動課
対象	報道機関・市民	市民

第2項 災害時の広報活動

1 災害広報連絡系統図



2 情報の収集及び広報資料の作成

(1) 収集事項、収集内容及び収集対象機関

収集事項	収集の内容	収集対象機関
気象情報	情報の出所 情報発表の日時 情報の内容 住民の心構え及び対策	防災危機管理課
災害情報及び資料	情報の出所 災害発生の日時場所 災害の対象、範囲、程度	防災危機管理課 各防災関係課 防災関係機関

	災害発生経過	
避難等の措置の状況	情報の出所 避難措置の実施者 避難した地域、世帯、人数 緊急避難場所・避難所、避難日時 理由及び経過	地域福祉課
消防団、水防団、自衛隊等の出動状況	情報の出所 出動機関又は出動要請者 出動日時、出動対象、目的 出動人員、指揮者、携行機械器具等経過	消防局 防災危機管理課
応急対策の情報及び資料	情報の出所 応急対策実施日時 応急対策の内容 実施経過及び効果	防災危機管理課 各防災関係課 防災関係機関
商業施設や金融機関の営業状況、医療機関の診療情報	営業店舗の所在地・営業時間 診療を実施している医療機関の診療科目・所在地・診療時間	産業政策課 出納室 地域医療対策室
その他災害に関する各種措置の状況	情報の出所 措置の実施者 措置の内容、対象、実施機関 実施理由、経過、効果	防災危機管理課 各防災関係課 防災関係機関
美談などの災害関連情報	情報の出所、日時、場所 内容、経過、連絡先	防災危機管理課 各防災関係課 防災関係機関

(2) 災害広報の実施方法

広報対象	広報事項	実施担当	広報手段
市民	気象情報等の周知 防災上の注意事項 応急対策状況の周知 避難指示等の周知 商業施設や金融機関の営業状況 医療機関の診療情報	市民活動課 広報広聴課 産業政策課 出納室 地域医療対策室 消防機関 防災危機管理課	広報車巡回 報道機関へ依頼 防災関係機関へ依頼 防災メール・防災屋外スピーカー・エリアメール・緊急速報メールなど
防災関係機関	気象情報等の周知 防災上の注意事項 応急対策状況の周知 避難指示等の周知	防災危機管理課	防災用移動系無線
報道機関	気象情報等の周知 防災上の注意事項 応急対策状況の周知	広報広聴課 防災危機管理課	Lアラート配信、FAX送信

	避難指示等の周知 商業施設や金融機関 の営業状況 医療機関の診療情報		
--	---	--	--

第3項 放送局の報道計画

1 法令に基づく放送送出

(災対法第57条、気象業務法第15条、日本赤十字社法第34条)

要請者	放送機関	要請受理窓口	措 置
知事 市長 日本赤十字社 等	NHK 日本放送協会山口放送局 KRY 山口放送株式会社 TYS テレビ山口株式会社 FMY 株式会社エフエム山口 YAB 山口朝日放送株式会社	放送部長 報道部長 報道制作局長 編成制作部長 報道制作部長	NHK、KRY、TYS、 FMY、YABは、緊急 放送の要請を受けたと きは、検討の上、次の事 項等に留意して、その都 度決定し、放送を実施す る ・放送送出内容 ・要請側の連絡責任者 ・優先順位 ・その他必要な事項

2 各放送局の対応

(1) NHK山口放送局

種 類	放送要領
臨時ニュース	(1) チャイムを鳴らす。 (2) 番組を中断して送出。定時放送終了後も臨時に送出。
ニュース速報	番組を中断又はステーションブレイクを利用して送出。 テレビ画面は、スーパーで送出する場合もあり。
気象警報等	気象警報、津波警報・注意報、地震情報、台風情報等は、「臨時ニュース」又は「ニュース速報」に準じて送出。

(2) 山口放送

- ア 定時ニュースの時間で放送
- イ 定時の天気予報の時間で放送
- ウ 番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- エ 報道特別番組の制作、放送

(3) テレビ山口

- ア JNNニュース、TYSニュースによる定時のニュース報道
- イ 天気予報の利用による報道
- ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時報道
- エ 緊急事態発生の際は、ローカル番組を変更し、報道特別番組等を組み放送

(4) エフエム山口

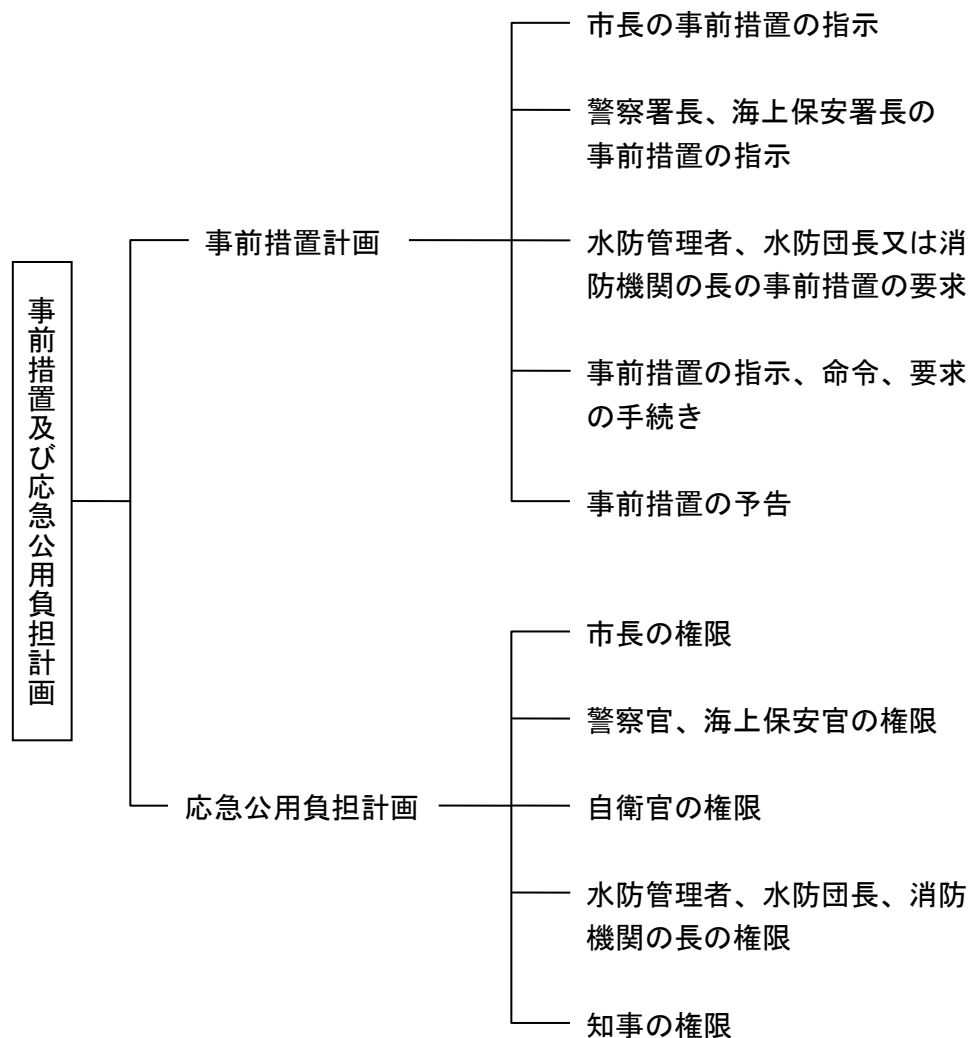
- ア JFNニュース
 - イ 天気予報の利用による放送
 - ウ 自社制作の番組の途中又はステーションブレイクにニュース速報として放送
 - エ 緊急事態の際は特別報道番組を制作、放送
- (5) 山口朝日放送
- ア ANNニュース、YABニュースによる定時のニュース報道
 - イ 天気予報の利用による報道
 - ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時ニュースを放送
 - エ 緊急事態の際は、自社制作番組を変更し、報道特別番組等を制作、放送
- (6) エフエムきらら
- ア 災害発生時又は災害の恐れがある場合に災害情報を放送
- (7) 山口ケーブルテレビジョン
- ア L字画面に切替え、文字放送による放送

第4項 安否情報の提供 【県（防災危機管理課（消防保安課））・市】

県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第3章 事前措置及び応急公用負担計画



第1節 事前措置計画

第1項 市長の事前措置の指示（災対法第59条1項）

1 指示権発動の条件

災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

この措置は、災害の発生するおそれのあるとき以外の平常時において、とることはできない。

(1) 予警報が発せられたとき（災対法第59条1項）

(2) 警告をしたとき（災対法第56条）

(3) 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき（水防法第12条）

(4) 水防上危険であると認められる所があるとき（水防法第9条）

(5) 台風、水害等の非常事態における知事の指示があった場合
（消防組織法第43条）

2 指示の対象

危険物の製造所・貯蔵所・高圧線・高い煙突・ネオン看板・材木・危険物等災害が発生した場合にその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者、占有者又は管理者

3 指示の内容

災害が発生した場合に災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

4 代執行

指示事項を履行しない場合は、行政代執行法に基づいて市長が代執行できる。（第2節 応急公用負担関連）

第2項 警察署長、海上保安署長の事前措置の指示（災対法第59条2項）

警察署長、海上保安署長は、市長から要求があったときは、第1項の市長の指示を行うことができる。

ただし、指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第3項 水防管理者、水防団長又は消防機関の長の事前措置の要求（水防法第9条）

1 事前措置要求の条件

随時、（梅雨期、台風期、融雪期の前その他水害の予測されるとき。）区域内河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所があるとき。

2 要求の対象

- (1) 準用河川については、市長
- (2) 2級河川、砂防指定地に係る河川については、知事
- (3) 1級河川については、国土交通大臣又は知事
- (4) 普通河川については、条例の定めるところにより、知事又は市長
- (5) 港湾施設たる海岸堤防については、港湾管理者
- (6) 漁港施設たる海岸堤防については、漁港管理者
- (7) その他の海岸については、県又は市が管理条例を制定している場合は、条例を制定した団体の長、その他の場合は、その海岸の改良、維持、災害復旧等の工事を施行している者

第4項 事前措置の指示、命令、要求の手続き

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により、事後文書を交付する。

第5項 事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は緊急事態が切迫した場合に即時に管理者等に対して行うことができるが、その時になって初めて指示等を行ったのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されるので、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測できるものについては、あらかじめ管理者等に対して次の様式により予告を行うものとする。

[資料] 3－3－1 事前措置予告通知書

第2節 応急公用負担計画

第1項 市長の権限（災対法第64条、65条）

1 権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

2 公用負担の内容

(1) 物的公用負担（災対法第64条）

- ア 土地建物その他の工作物の一時使用
- イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用
- ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等

(2) 人的公用負担（災対法第65条）

住民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。

3 公用負担の手続き等

(1) 物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要す。(災対法第64条、同法施行令第24条～27条、行政代執行法第5条、6条)

(2) 人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

4 損失補償及び損害補償

災対法第82条1項、84条1項の規定による。

第2項 警察官、海上保安官の権限（災対法第64条7項、65条2項、63条2項）

市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの要求があったときは、市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第3項 自衛官の権限（災対法第64条8項、65条3項、63条3項）

市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第4項 水防管理者、水防団長、消防機関の長の権限（水防法第24条、28条、45条）

1 物的公用負担（水防法第28条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

(1) 必要な土地の一時使用

(2) 土石、竹木、その他の資材の使用、収用

(3) 車両その他の運搬機器の使用

(4) 工作物その他の障害物の処分

2 人的公用負担（水防法第24条）

水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

3 損失補償及び損害補償

水防法第28条、45条の規定による。

第5項 知事の権限（救助法第7条、8条、災対法第71条、81条）

1 救助法を適用した場合（救助法第7条、8条、災対法第71条、81条）

(1) 従事命令

ア 権限行使の要件

救助を行うため、特に必要があると認めるとき。

イ 命令の対象（救助法施行令第4条）

（ア）医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師

（イ）土木建築工事関係者

土木技術者又は建築技術者、大工、左官、とび職、土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者

（ウ）輸送関係者

地方鉄道業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送事業者、港湾運送事業者及びこれらの者の従事者

ただし、内閣総理大臣より他の都道府県の救助の応援を命ぜられた場合は、医療又は土木建築関係者のみが対象となる。

ウ 命令の内容

救助に関する業務に従事させる。

エ 命令の手続き（救助法第7条第4項）

オ 実費弁償

災害救助法7条5項の規定による。

カ 扶助金の支給

災害救助法第12条の規定による（協力命令についても同様）。

(2) 協力命令（救助法第8条）

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 物的公用負担（救助法第9条）

ア 権限行使の要件

救助を行うため特に必要があると認めるとき、又は内閣総理大臣の命令を実施するとき

イ 権限の内容と対象（救助法施行令第6条）

（ア）病院、診療所、旅館又は飲食店の施設の管理

（イ）土地、家屋、もしくは物資の使用

（ウ）物資の生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を業とする者に対して、その取扱う物資の保管又は物資を収用

ウ 公用負担の手続き

公用令書により命じる。（救助法第9条第2項）

エ 損害補償

救助法第9条第2項の規定による。

2 災対法に基づく知事の命令権（災対法第71条）

(1) 権限行使の要件

災害が発生した場合において、次の事項について応急措置を実施するため、特に必要があると認められるとき。

ア 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

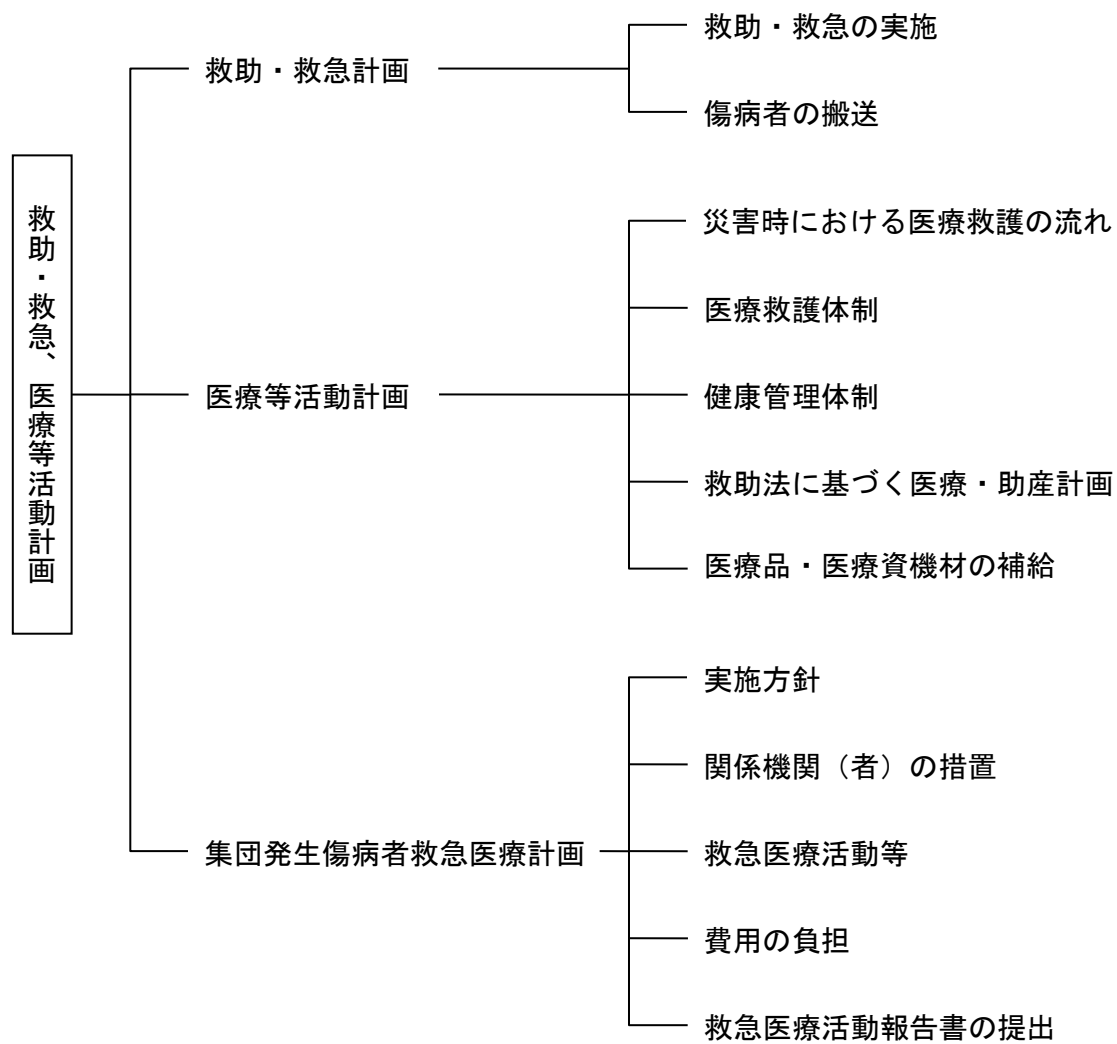
イ 施設及び設備の復旧に関する事項

ウ 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項

- エ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - オ 緊急輸送の確保に関する事項
 - カ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (2) 権限の対象と内容
救助法を適用した場合の例による。(従事命令、協力命令、物的公用負担)
- (3) 命令の手続き
公用令書により命じる。(災対法第81条)
- (4) 損失補償及び損害補償
災対法第82条、84条の規定による。

[資料] 3-3-2 公用令書

第4章 救助・救急、医療等活動計画



第1節 救助・救急計画

第1項 救助・救急の実施

1 実施機関

(1) 消防局

- ア 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。
- イ 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、状況に応じて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。
- ウ 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請のための判断を行い、時期を失することなく救助活動に必要な体制を確保する。
- エ 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ迅速に調達する。
- オ 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。
- カ 救急活動にあたっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関・消防団・ボランティア等と連携し、負傷者の救護にあたる。
- キ 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

(2) 市（地域医療対策室）

- ア 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。
- イ 救急活動にあたっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関・消防団・ボランティア等と連携し、負傷者の救護にあたる。

(3) 警察

- ア 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。
- イ 市、消防局・消防団、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し負傷者の救出・救助に万全を期する。
- ウ 関係機関と協力して、行方不明者の捜索にあたる。

(4) 海上保安署

- ア 船舶の海難、海上における人身事故（行方不明者を含む。）等が発生した場合は、所属巡視船艇、航空機を集中的かつ効率的に運用し、救助活動を実施する。
- イ 必要に応じ、本部に対し船艇、航空機及び特殊救難隊等の派遣を要請する。
- ウ 負傷者の搬送・救護にあたっては、県、市、日赤山口県支部、消防関係機関等と協力して、救助活動の実効を期する。
- エ 救出・救助に自衛隊の応援が必要と認めるときは、派遣要請を行い、救出・救助に万全を期する。
- オ 海上における救難・救出活動等の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

(5) 自衛隊

- 県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救

出、行方不明者の捜索にあたる。

2 救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出して、その者を保護することを目的とする。

この場合の実施機関は、市長に委任されており、消防局が行う。

(1) 救出を受ける者

- ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者又は、生死不明の状態にある者
 - ・ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
 - ・ 地すべり、がけ崩れ等により生き埋めになったような場合
 - ・ 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
 - ・ 行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

(2) 救出の実施期間

- ア 災害発生の日から3日以内。
- イ 災害の状況により内閣総理大臣の承認を得て救出期間を延長することができる。

(3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

- ア 借上費… 船艇その他救出に必要な機械器具の直接搜索及び救出に使用した期間中の借上費
- イ 修繕費… 救出のため使用（借上使用含む。）した機械器具の修繕費
- ウ 燃料費… 機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、搜索、救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

(4) 整備保存帳簿

消防局は下記の書類を防災危機管理課に提出し、防災危機管理課は内容を確認した後、地域福祉課に提出し、地域福祉課は県（厚政課）に報告、保存するものとする。

- ア 救助実施記録日計票（様式5-2）
- イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- ウ 被災者救出状況記録簿
- エ 被災者救出関係支払証拠書類

3 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

第2項 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送手順

(1) 傷病者搬送手順の判定

医療救護責任者及び救急隊は、救助隊等から運び込まれた傷病者に救命処置等を行ったのち、医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

- ア 消防局又は医療機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、市又は関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

- イ 傷病者搬送の要請を受けた県又は関係機関は、救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。
- ウ 重傷者等の場合は、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリを活用し、必要に応じて山口大学、自衛隊、海上保安署等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要となる。

このため、県（健康福祉センター）は、広域災害救急医療情報システムを活用し、災害発生と同時に管内医療機関の把握に努め、医療救護所との連絡調整を図る。

(2) 搬送順位

あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

[資料] 3-4-5 病院

(3) 搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る県対策部（道路整備課、交通規制課）との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。（道路整備課、警察署）

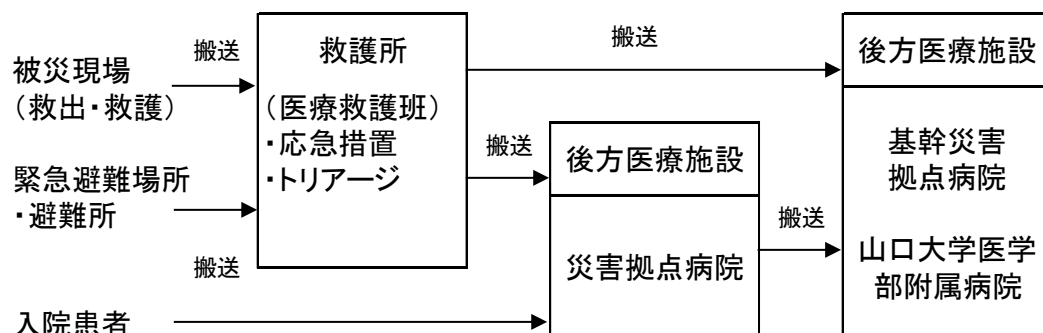
(4) トリアージ・タッグの整備

大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関（地域医療対策室、消防局）は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タッグの整備を図る。

[資料] 3-4-6 標準トリアージ・タッグ

第2節 医療等活動計画

第1項 災害時における医療救護の流れ



第2項 医療救護体制

1 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

ア 市（地域医療対策室）は、状況に応じ、県（健康福祉センター）の広域災害救急医療情報システムと連携を図り必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、医師会等の協力を得て、災害時の医療救護班（歯科医療救護部隊を含む。）

イ 医療救護班の編成基準

医師・歯科医師	2～3名	
薬剤師	1名	必要に応じて編入
看護師・歯科衛生士	4～6名	うち1名は師長
事務職員	1名	
診療車等の車両を有するとき運転手1名		

※医療救護班はおおむね1救護所1班を目安に編成する。

(2) 市（地域医療対策室）の活動内容

ア 宇部市医師会等の協力を得て、医療救護班を設置する。

イ 市のみでは十分でないと判断した場合は、県（健康福祉センター）に応援要請を行う。要請は電話等でよいが後日正式に文書をもって行う。

この場合、次の事項を示して応援要請を行う。

- ・医療救護班の派遣要請場所及び派遣期間
- ・必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材
- ・応援必要班数
- ・現地への進入経路、交通状況
- ・その他参考になる事項

ウ 緊急を要する場合は、隣接の市町等に応援の要請を行い、事後県（健康福祉センター）にその状況を報告するものとする。

(3) 救護所の設置

ア 医療救護班は、市があらかじめ定めた救護所又は被害の状況に応じ県が設置する救護所において、救護活動を実施する。救護所の設置場所は、原則として、緊急避難場所、避難所、災害現場とするが、災害の状況により必要と認めるときは、関係機関の協力を得て、発災地周辺の医療施設を救護所とする。

イ 医療救護班の業務内容は、病院その他の医療施設で本格的な治療を開始するまでの応急的処置で概ね次のとおりとする。

(ア) 傷病者に対する応急措置

(イ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定

(ウ) 輸送困難な患者、軽傷患者等に対する医療

(エ) 助産救護

(オ) 死亡の確認、死体の検案・処理

(4) 避難所救護センターの設置

ア 避難生活が長期にわたる場合、避難所救護センターを設置することとなるが、その設置、運営は、医療機関の稼動状況を勘案して県が行う。この場合、市（地域医療対策

室)、市医師会と協議して設置する。

イ 避難所救護センターの医師については、初期においては内科系を中心とした編成に努め、その後、精神科医等を含めた編成に切替える。

2 後方医療体制

(1) 災害拠点病院

県（医務班）は、2次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。

(2) 基幹災害拠点病院

県（医務班）は、基幹災害拠点病院を定め、救護所又は災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について、必要な医療救護活動を行う。

(3) 災害拠点病院、基幹災害拠点病院は、災害時の後方医療機関として迅速かつ的確な医療措置を実施するために、防災能力の向上を図る。また、担当者の訓練、医薬品、医療資機材の確保をしておくものとする。

(4) 現場救護班及び避難所救護センターと後方医療機関との間の連絡調整、情報提供は県（医務班）が実施する。

(5) 後方医療機関への傷病者の搬送について、県は必要に応じ、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）に対し、輸送手段の優先的確保を要請する。

3 個別疾病対策

(1) 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じる挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）による急性患者に対して実施することが必要となる。

このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

ア 発災時には、日本透析医会が被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県（災害救助部）へ伝達する。

イ 救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を県、市、消防局に提供する。

ウ これらの情報をもとに、県（医務班）及び市（地域医療対策室）は、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への的確な情報を提供し、診療の確保を図る。

エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。

オ 県（医務班）は、直ちに関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

(2) 難病

県（健康福祉センター）は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じる。

ア 医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。

イ 難病治療に必要な医療機器及び医薬品（例：A L S等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等）の把握に努め、薬品の確保を図る。

第3項 健康管理体制

災害時における健康管理は、一次的には市（健康増進課）が実施する。

保健福祉専門職活動の一元化が必要な場合、「宇部市災害時保健活動マニュアル」に基づき、健康増進課長の指示により、市の保健福祉専門職で構成された「健康管理班」が行う。

県（健康福祉センター）は、これを応援・補完する立場から直轄健康管理班を編成し、市からの応援要請、また、自ら出動し、健康管理活動を実施するとともに、関係機関に支援を要請する。

1 健康管理活動

医療救護班との連携のもと、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。）を行う。

（1）健康管理班の編成

1班あたりの構成は「宇部市災害時保健活動マニュアル」に基づき、保健師・栄養士を中心とした、保健福祉専門職2名程度とし、状況に応じて、医師・看護職員等を編入する。

（2）市（保健福祉専門職）の活動

ア 医療救護班との連携のもと、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導・栄養指導）を行う。

イ 市のみでは十分対応できないと判断した場合は、県（健康福祉センター）に応援要請を行う。

ウ 緊急を要する場合は、直接近隣の市町に応援要請を行い、事後県（健康福祉センター）にその状況を報告するものとする。

（3）健康管理活動の内容

ア 避難所等における保健指導（健康・栄養相談・健康教育等）及び家庭訪問指導

イ 要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導

ウ メンタルヘルスケアの実施

エ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言

オ 肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、熱中症の予防対策

カ 関係機関との連絡調整

第4項 救助法に基づく医療・助産計画

1 実施機関

（1）市

災害時において、平常時の医療及び助産が不可能又は困難になったときは、市長（地域医療対策室）が医師会長等の協力を得てその対策を実施する。

（2）県

救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事がその職権を市長に委任したとき又は緊急に医療救護を実施する必要がある時は、救助法施行細則第2条第1項の規定により、市長が着手することができる。

（3）日赤山口県支部

救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

(4) 宇部市医師会

救助法が適用されたときは、市長の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

2 医療救護・助産の対象

(1) 医療を受ける者

ア 応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者。

イ 経済的能力の有無は問わない。また、障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。

ウ 被災者のみに限定されない。

(2) 助産を受ける者

ア 災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩（死産及び流産含む）した者で助産の途を失った者

イ 経済的能力の有無は問わない。また、被災者であるかどうかとも問わない。

3 医療救護・助産対象の範囲

(1) 医療の範囲

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術、その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(2) 助産の範囲

ア 分娩の介助

イ 分娩前及び分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

4 医療救護・助産の実施方法

(1) 医療の実施方法

ア 原則として、救護班により実施する。

イ 重傷患者等で、救護班では、人的、物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し、治療できるものとする。

ウ 次の場合、最寄りの一般診療所機関に入院又は通院の措置をとることができるものとする。

(ア) 災害の範囲が広範で救護班の派遣能力又は活動能力の限界を超える場合。

(イ) 救護班の到着を待ついとまがないとき。

(2) 助産の実施方法

ア 医療の場合と同様に救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施できる。

イ 救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院又は一般の医療機関で実施することができるものとする。

5 措置手続等

(1) 救護班による場合

救護班が直接対象者を受け付け、診療記録により処理する。

次の帳簿等を整備し、市（地域医療対策室）に提出しなければならない。

ア 救助実施記録日計票（様式５－２）

イ 医療品衛生材料受払簿

ウ 救護班活動状況（様式１２）

(2) 医療機関による場合

ア 市（地域福祉課）は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。

イ 市（地域福祉課）は、医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定するものとする。

ウ 市（地域医療対策室）は、次の帳簿等を整備し防災危機管理課に提出しなければならない。防災危機管理課は確認の上、地域福祉課に提出する。地域福祉課は県（厚政課）に提出し、保存する。

（ア）救助実施記録日計票（様式５－２）

（イ）医療衛生材料受払簿

（ウ）救護班活動状況（様式１２）

（エ）病院、診療医療実施状況（様式１３）

（オ）助産台帳（様式１４）

（カ）診療報酬に関する証拠書類

（キ）医療品衛生材料等購入関係支払証拠書類

6 費用の範囲

(1) 医療のために支出できる費用の基準

ア 救護班の費用

（ア）使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費

（イ）事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当）

日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第３４条の定めによる補償費の中に含まれる。

（ウ）救護班が使用し、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費（別途輸送費として取り扱うものとする）

イ 一般の病院又は診療所で措置した場合の費用

医療保険制度の診察報酬の額以内（救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先するものとする。）

ウ 施術者で措置した場合の費用

厚生労働大臣が定める協定料金の額以内

(2) 助産のため支出できる費用の基準

ア 救護班、産院その他の医療機関で措置した場合

使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合は除く）等の実費

イ 助産師により措置した場合

当該地域における慣行料金の 8 割以内の額

7 費用の請求

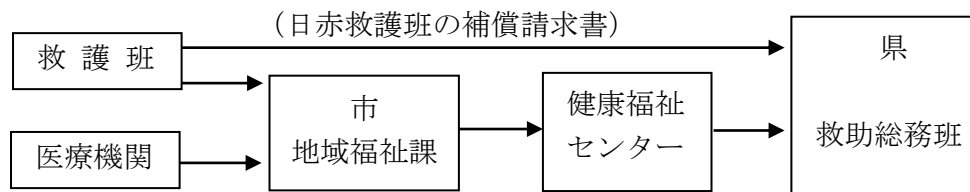
(1) 救護班の費用の請求

救護班又は医療、助産に要した経費請求書を健康福祉センターを通じて知事（県救助総務班）に提出する。

(2) 医療機関（助産を含む）による場合の費用請求

措置対象者が提出した医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの）に所要事項を記載して、健康福祉センターを通じて知事（県救助総務班）に提出する。

(3) 提出経路



(4) 日赤救護班又は従事命令による救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。

8 実施期間

(1) 医療の期間

ア 災害発生の日から 14 日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、市（地域医療対策室）は県（医務班）に特別基準（期間の延長）を行う。

(2) 助産の期間

ア 災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した者に対し、分娩の日から 7 日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、市（地域医療対策室）は県（医務班）に特別基準（期間の延長）を行う。

第5項 医薬品・医療資機材の補給

1 医薬品等の供給体制

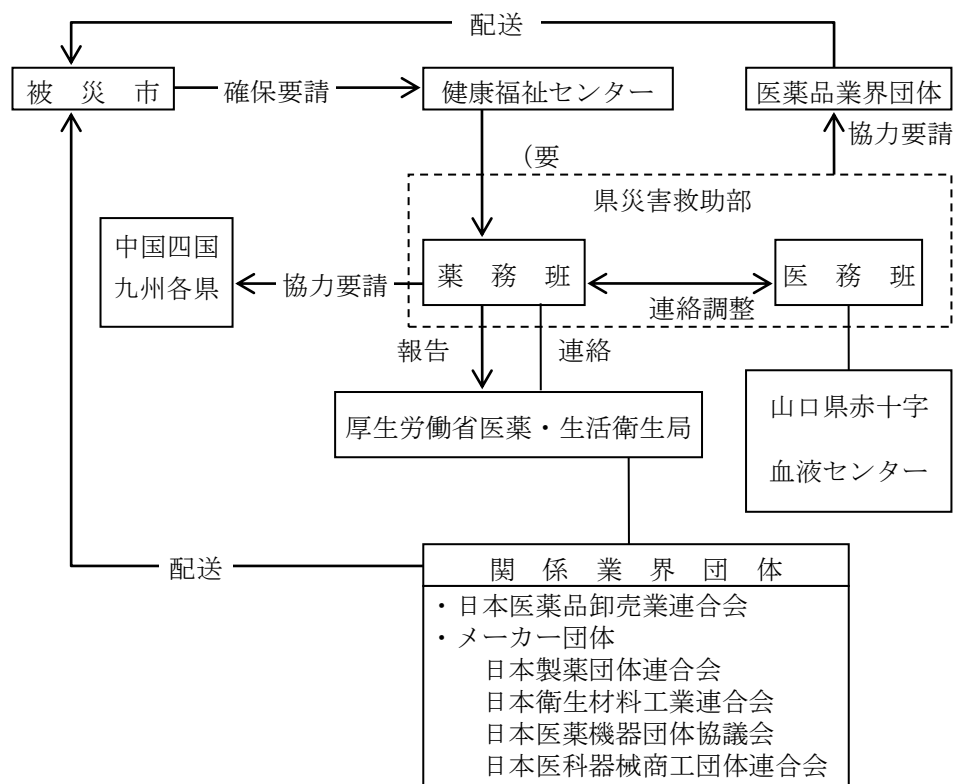
(1) 薬剤師の派遣要請

必要に応じ、県薬剤師会に対し、災害薬事コーディネーター及び薬剤管理班の派遣を要請する。

(2) 医薬品等の使用及び補給経路

ア 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該業務に従事する医療機関の手持品を繰替使用する。

イ 補給体制



[資料] 3-4-1 1 医薬品、防疫剤主要調達先

2 血液製剤等の確保

(1) 県

災害救助部長は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、山口県赤十字血液センター（以下、「血液センター」という）に供給を要請する。

(2) 血液センター

血液センターは、自センターの被災状況を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。

ア 血液センターは、輸血用製剤の備蓄場所である3施設（県中央部：血液センター、県西部：西部供給出張所、県東部：東部供給出張所）の備蓄量を調査するとともに、被災のない地域へ移動採血車を配備し、県民からの献血を受ける。

イ 血液センターは、血液製剤が不足する場合は、中四国ブロック血液センターに需給調整を要請し、県外からの血液製剤の確保を図る。

ウ 血液センターは、医療機関、救護所等への血液製剤の供給は、県（災害救助部）及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。

なお、原則として血液製剤の輸送は、血液センターが行うが、陸送不可能な場合には、県警本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。

[資料] 3－4－1 2 輸血用血液

3 医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医薬品・器材等の輸送にあたっては、被災状況に応じ防災関係機関の協力を得ながら、迅速な輸送手段の確保を図る。

第3節 集団発生傷病者救急医療計画

第1項 実施方針

1 目的

天災、地変、交通・産業災害等により、集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救急医療体制を実施するために必要な事項について定める。

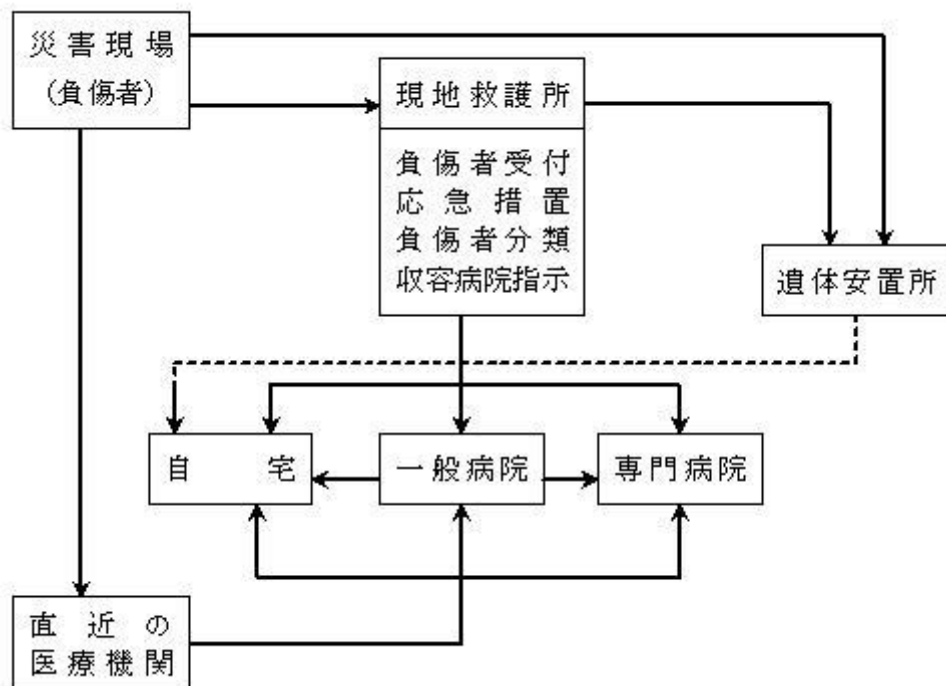
2 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象等で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態（以下本節においては「災害」という。）を対象とする。

3 救急医療の範囲

本対策における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的措置とし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 災害現場での救出
- (2) 現場付近での応急手当
- (3) 負傷者の分類
- (4) 収容医療施設の指示
- (5) 医療施設への輸送
- (6) 遺体の処理
- (7) 関係機関への連絡通報その他の応急的措置
- (8) 救急医療活動の範囲図



- 4 この対策に定める事項以外の救急医療対策に必要な事項は、関連法令及び県又は市の防災計画に定めるところによるものとする。

第2項 関係機関（者）の措置

1 災害発生責任者の措置

災害発生責任者は、災害が発生したことを知ったときは、直ちに消防及び警察機関並びに状況に応じて海上保安署又は空港事務所に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。

2 消防及び警察機関、海上保安署又は空港事務所の措置

消防及び警察機関、海上保安署又は空港事務所の長は、災害の当事者又は発見者等からの通報その他により本対策による措置が必要と認めたときは、直ちに市長及び知事に通報するとともにその事態に応じて救出、救護、輸送、警備、緊急輸送道路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出動させるほか適切な措置を講じるものとする。

3 市の措置（災対法第62条等）

市長は、前項の通報を受けたとき又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに医師会その他の関係機関に通報するとともに、必要に応じて、市医師会又は日本赤十字社山口県支部その他の関係機関に出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。

市と市医師会は、集団発生傷病者救急医療対策に関する協定を結んでいる。

[資料] 2-6-2 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定

4 県の措置（災対法第70条等）

知事は、災害の状況等から当該市のみでは、適切な措置を実施することが困難と認めるとき又は市長から応援の要請があったときは、必要に応じて県立病院救護班の出動を命じ、自衛隊及び日本赤十字社山口県支部救護班の派遣を要請し、県医師会に出動を要請し、他の市町に応援を指示し、その他の関係機関に応援を要求するほか連絡調整その他必要な措置を講じるものとする。

5 日本赤十字社山口県支部の措置（日本赤十字社法第27条2項、28条、33条）

日本赤十字社山口県支部長は、知事等から派遣の要請があったとき又は自らその必要を認めたときは、救護班の派遣に必要な措置を講じるものとする。

6 医師会等の措置

県及び市医師会等は、知事又は市等からの出動要請があったとき又は自らその必要を認めたときは、直ちに管下の医師及び看護職員その他の医療関係者（以下、「医師等」という。）に対して出動を指示し、連絡調整その他の措置を講じるものとする。

7 自衛隊の措置（自衛隊法第83条）

自衛隊の部隊又は機関の長は、知事、海上保安署長又は空港事務所長から派遣の要請があったとき、又は自らその必要を認めたときは、救出、救護に必要な部隊の派遣に必要な措置を講じるものとする。

8 その他の協力（災対法第65条、災害救助法第7条、8条、9条、消防法第29条第5項、警察官職務執行法第4条第1項、海上保安庁法第16条）

その他の関係機関、団体、企業、住民は、知事、市長、消防職員、警察官、海上保安官の求めに応じて救急医療活動に協力するものとする。

第3項 救急医療活動等

1 災害対策等の総合調整

地域防災計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加し、又は連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密な連携を保つよう努めるものとする。

災害対策総合連絡本部が設置されない場合は、設置された場合の措置に準じて関係機関が相互に連絡をとり効果的な活動ができるよう努めるものとする。

2 現地救護所

災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係機関と協議の上、現地救護所を設置する。現地救護所においては、傷病者を秩序と統制の下に受け付け、応急措置及び救命初療を行い、症状程度の分類、傷票の作成交付、搬送順位の決定、収容病院の指示その他の措置を行う。

3 災害現場における救急医療活動

(1) 総括活動

- ア 情報収集
- イ 連絡通報
- ウ 全般計画
- エ 人員把握
- オ 各部隊活動指示調整
- カ 救護所設置
- キ 人員、物資の配分、補給計画
- ク 報道

(2) 防災活動

- ア 現場危険排除
- イ 続発傷病者の防止

(3) 治安活動

- ア 現場治安、秩序の維持
- イ 交通規制

(4) 救出活動

- ア 被災者の救出
- イ 傷病者の担架搬送

(5) 医療活動

- ア 現場傷病者の応急処置
- イ 傷病者の分類
- ウ 収容病院指示
- エ 救護所における応急医療

(6) 輸送活動

- ア 傷病者の病院搬送
- イ 搬送間の傷病者管理
- ウ 医薬品、医療器具の輸送

(7) 遺体処理活動

- ア 搜索
- イ 検案
- ウ 洗浄、縫合、消毒
- エ 仮安置所の設営
- オ 身元確認、通報、引渡し
- カ 埋葬

4 事前対策

救急医療活動の関係機関の長は、あらかじめ救急医療活動に出動できる部隊の編成、資機材の確保又は所在の確認、医療施設の収容能力の把握、関係機関との連絡調整、通報、連絡方法の検討等に努めるとともに、随時関係機関が合同して又は単独で訓練を実施するものとする。

第4項 費用の負担

1 実費弁償等の負担区分

災害に出動した医師等に対する実費弁償及び損害賠償は、次の区分により負担するものとする。

- (1) 市が対策を実施する責務を有する災害で(2)及び(3)以外の場合は、市(地域医療対策室)
- (2) 救助法が適用された災害の場合は、その適用の範囲内において県(県が支弁し、国が負担)
- (3) 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主又は災害発生責任者
- (4) 特別の事情がある場合は、関係機関(者)が相互に協議の上定めるものとする。

2 実費弁償

知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等に対する手当ては、救助法施行令第11条の規定に基づき知事が認めた額(救助法施行細則第11条)とする。

医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償するものとする。

3 損害補償

知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し、負傷し、疾病にかかり又は廃疾となったときは、救助法施行令中扶助にかかる規定の例により、補償するものとする。

知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等にかかる物件が、そのために損害を受けたときは、その程度に応じてこれを補償するものとする。

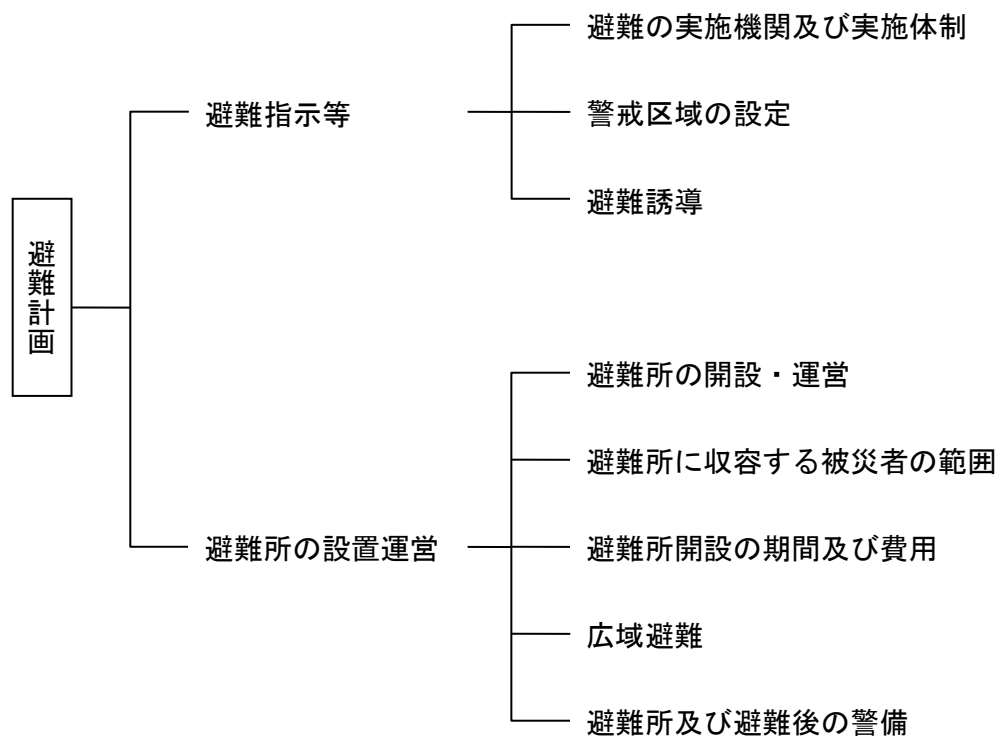
第5項 救急医療活動報告書の提出

医師会長等は、知事又は市長の要請により医師等を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次の各号に掲げる内容を示した報告書を知事又は市長(地域医療対策室)に提出するものとする。

- 1 出動場所
- 2 出動者の種別、人員(出動者の出動時間及び期間別に記載)
- 3 受診者数(重傷、軽傷、死亡別)
- 4 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- 5 損害補償を受けるべき者及び物件の程度
- 6 救急医療活動の概要
- 7 その他必要な事項

[資料] 2-6-2 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定

第5章 避難計画



第 1 節 避難指示等

第 1 項 避難の実施機関及び実施体制

1 高齢者等避難

市長は、人的被害の発生する可能性が高まり、一般住民に対して避難準備を呼びかける必要があるとき、又は特に避難行動に時間を要する高齢者等の要配慮者が避難行動を開始する必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

2 避難の指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市長 （委任を受けた職員、または消防職員）	災対法 第 6 0 条 第 1 項 第 3 項	全災害 ・災害が発生し、又は発生の恐れがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者、その他の者	立退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置	県知事に報告（県防災危機管理課）
知事（委任を受けた職員）	災対法 第 6 0 条 第 6 項	全災害 ・災害が発生した場合において当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法 第 6 1 条 警察官職務執行法	全災害 ・市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を	同上	立退きの指示 緊急安全確保措置 警告を発すること	災対法第 6 1 条による場合は市長に通知（市長は知事に報告）

	第4条	要する場合において危害を受けるおそれのある場合		必要な限度で避難の指示 (特に急を要する場合)	
海上保安官	災対法第61条 海上保安庁法第18条	全災害 ・市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・天災事変等危険な事態がある場合にあって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	必要と認める地域の必要と認める居住者滞在者その他の者 船舶、船舶の乗組員、旅客その他の船内にある者	立退きの指示 緊急安全確保措置 船舶の進行、停止、指定場所への移動 乗組員、旅客等の下船、下船の禁止 その他必要な措置	同上
自衛官	自衛隊法第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	必要と認める地域の必要と認める居住者滞在者その他の者	避難について必要な措置 (警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知事(その命を受けた県職員)	地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	立退きの指示	その区域を管轄する警察署長に報告
水防管理者	水防法第29条	洪水、津波又は高潮による災害 ・洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	同上

3 避難指示等の基準

市長（防災危機管理課等）の行う避難の指示の基準は、一般的には次の事態をあげることができる。ただし、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

- (1) 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき
- (2) 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき
- (3) 河川が氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、洪水のおそれがあるとき
- (4) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき
- (5) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
- (6) 雪崩による著しい危険が切迫していると認められるとき
- (7) 現に災害が発生しているとき
- (8) その他危険が切迫していると認められるとき

また、具体的な基準については、水害、高潮災害、土砂災害毎に別に定める。

[資料] 3-5-1 水害避難指示等の判断基準

[資料] 3-5-2 高潮災害避難指示等の判断基準

[資料] 3-5-3 土砂災害避難指示等の判断基準

4 避難の指示等の区分

避難指示等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速な収集とその情報に基づく判断にある。

また、指示等のタイミングは要配慮者に十分配慮するものとする。

種別	事前避難 【高齢者等避難】 【避難指示】	緊急避難 【緊急安全確保】	収容避難
概要	被害が発生し始めた場合等で、被害を受ける前に、避難準備又は安全な場所に避難させる必要があり、時間的に余裕がある場合	事前避難の余裕がなく現に災害が発生し、又は危険が切迫していると判断される場合	通常、居住の場所を失った場合、又は比較的長年にわたり避難の必要がある場合
予想される事態	(1) 気象警報が発表され避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき (2) 河川が氾濫注意水位（警戒水位）を突	緊急安全確保等を突発的に行うケースが多いので、速やかな伝達手段、避難場所の周知、避難方法等平常時に確立しておく	(1) 収容にあたっては、輸送用車両、船舶等あらゆる手段を講じて迅速かつ安全に収容避難を行う。 (2) 居住地の問題、保

	破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき (3) あらかじめ災害形態別に危険が日頃から予想されるとき (4) その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させる必要がある場合		健衛生等の面について特に考慮する。 (3) 応急住宅の建設等について総合的に配慮する。
--	--	--	--

5 避難の指示等の伝達

- (1) 避難の指示を行った市長（防災危機管理課等）は、速やかにその内容を防災メール、防災屋外スピーカー、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達には、その円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

また、利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等に対しては、特に当該施設とあらかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。

- (2) 避難の伝達に当たっては、市のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防団、放送局等の協力支援を得るものとする。
- (3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、伝達の徹底を図るものとする。
- (4) 避難指示等の伝達に当たっては、それに対応する警戒レベルを明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるようにする。

警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動
警戒レベル 5	緊急安全確保	既に災害が発生している又は、災害がまさに発生するおそれがある状況であり、命を守るために直ちに安全を確保する。
警戒レベル 4	避難指示	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる
警戒レベル 3	高齢者等避難	高齢者等は立退き避難する。その他の者は、立退き避難の準備をし、自主的に避難する。
警戒レベル 2	大雨注意報、洪水注意報 等 ※気象庁発表	避難に備え、自らの避難行動を確認する。
警戒レベル 1	「早期注意情報」 ※気象庁発表	災害への心構えを高める。

6 避難指示等の解除

避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2項 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長（防災危機管理課等）は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災対法第63条）

警戒区域の設定は、住民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

また、市長（防災危機管理課）からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が市長の職権を行った場合、その旨を市長（防災危機管理課）に通知するものとする。

なお、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長に代わって警戒区域を設定する。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入を許可するか）を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておくものとする。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達するものとする。

第3項 避難誘導

避難の指示が出された場合、市は警察署、消防局及び消防団の協力を得て一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとにより避難させる。

1 避難誘導にあたっては、緊急避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

2 被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある緊急避難場所等に誘導する。

この場合、高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者を優先して避難誘導する。

3 避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

4 危険な地点には、標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。

5 浸水地帯では、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

6 高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。

7 誘導中は、事故防止に努める。

- 8 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ他機関に応援を要請し、実施するものとする。

第2節 避難所の設置運営

第1項 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

- (1) 避難所は、先に指定した施設のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、市（地域福祉課）が開設する。

また、地域福祉課から連絡を受けた場合又は自ら必要と認めた場合には、あらかじめ任命された避難拠点要員は、避難所を開設することができる。

また必要に応じ、あらかじめ協定締結した施設やそれ以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者等の同意を得て避難所として開設する。

なお、開設にあたっては、建築物の安全を確認した上で開設する。

- (2) 避難所を開設した場合には、付近住民に対して周知徹底を図るとともに、関係機関（健康福祉センター、警察署、消防局等）に連絡する。

2 避難所の管理・運営

- (1) 市（地域福祉課）は、管理責任者を任命するとともに、連絡員を配置する。この場合、避難者の自活能力を高める観点等から避難者の中から協力者を選任する。

また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努めるものとする。

- (2) 管理責任者は、負傷者、高齢者、障害者、妊産婦、遺児等に留意し、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。避難者の中に障害者や難病患者がいるときは、定期的な治療の有無、必要な配慮についても確認する。この名簿は安否情報、物資の配分等に活用されるものであるので、正確かつ迅速な対応を行う。

また、救助法が適用された場合、次の帳簿類を整備し、防災危機管理課に提出しなければならない。防災危機管理課は内容確認の上地域福祉課に提出し、地域福祉課は県厚政課に提出し、保存する。

ア 救助実施記録日計票（様式5-2）

イ 避難所用物資受払簿

ウ 避難所設置及び収容状況（様式7）

エ 避難所設置に要した支払証拠書類

オ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

- (3) 避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。

- (4) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

- (5) 生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。
- (6) 避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。

特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
- (7) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 管理責任者は、地域福祉課又は防災危機管理課と連絡不能の場合は、市民の生命の安全を第一に考え行動する。
- (9) 感染症対策について、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第2項 避難所に収容する被災者の範囲

- 1 災害によって現に被害を受けた者
 - (1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者
 - (2) 現実に災害を受けた者
 - 自己の住家の直接被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
 - 例えば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等
- 2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - (1) 避難指示が発せられた場合
 - (2) 避難指示は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

第3項 避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりとする。

- 1 期間
 - 災害の発生から7日間以内。災害の状況により、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。
- 2 費用
 - (1) 賃金職員等雇用費
 - (2) 消耗機材費
 - (3) 建物器物等使用謝金
 - (4) 燃料費
 - (5) 仮設炊事場及び便所の設置費等

救助法対象経費については、100人1日当たり34,000円以内。ただし、冬季(1

0月～3月)については別に定められた加算額がある。

第4項 広域避難

1 県内広域避難

市長は、市の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、災対法第60条第1項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を市の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、県内の他の市町の市町長に協議するものとする。

なお、他の市町長に協議をするときは、あらかじめ、その旨を県知事に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。

協議を受けた市町長(以下、「協議先市町長」という。)は、居住者等(以下「要避難者」という。)を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町長は、滞在(以下「広域避難」という。)の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供するものとする。

協議先市町長は、要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知し、速やかに、その内容を協議した市長に通知するものとする。

市長は、その通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、県知事に報告するものとする。

市長は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町長及び内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、県知事に報告するものとする。

協議先市町長は、その通知を受けたときは、速やかに、その旨を内閣府令で定める者に通知するものとする。

2 県外広域避難

市長は、県知事と協議を行い、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞在(以下、「都道府県外広域避難」という。)させる必要があると認めるときは、県知事に対し、他の都道府県知事と要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。

この要求があつたときは、県知事は、要避難者の受入れについて、他の都道府県知事に協議するものとする。

なお、市長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村長に協議するものとする。市長は協議をするときは、あらかじめ、その旨を県知事に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。

3 県知事による広域避難の代行

県知事は、災害が発生し、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつ

た場合であって、要避難者の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該要避難者について広域避難の必要があると認めるときは、その全部又は一部を当該市町長に代わって実施するものとする。

県知事は、前項の規定により市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するものとする。

県知事は、災害が発生し、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、要避難者について都道府県外広域避難の必要があると認めるときは、要求がない場合であっても、他の都道府県知事による協議をすることができるものとする。

4 広域避難の受入

- (1) 県知事等から要避難者の受入について協議を受けた場合、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。
- (2) 県から要避難者の受け入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。
- (3) 移送された要避難者の避難所の運営は、移送要請をした市町が行い、要避難者を受け入れた市町は、避難所の運営に協力するものとする。

5 要避難者の他地区等への移送について、市が行う事項

- (1) 市（地域福祉課）は、市内の避難所に要避難者を収容できないときは、県内の他の市町への移送について県に要請する。
- (2) 他市町への移送を要請した場合は、市（職員課）は避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。
- (3) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

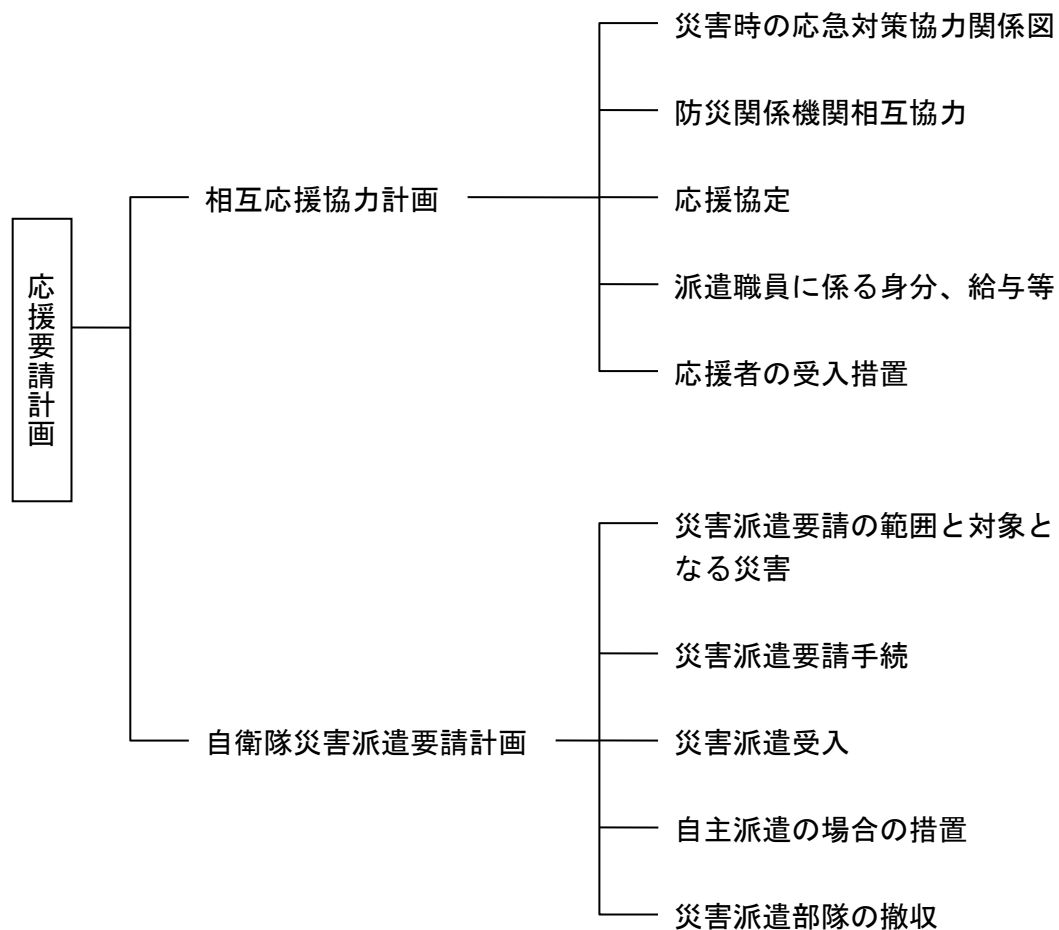
6 移送方法

要避難者の移送方法は、県が当該市町の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

第5項 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

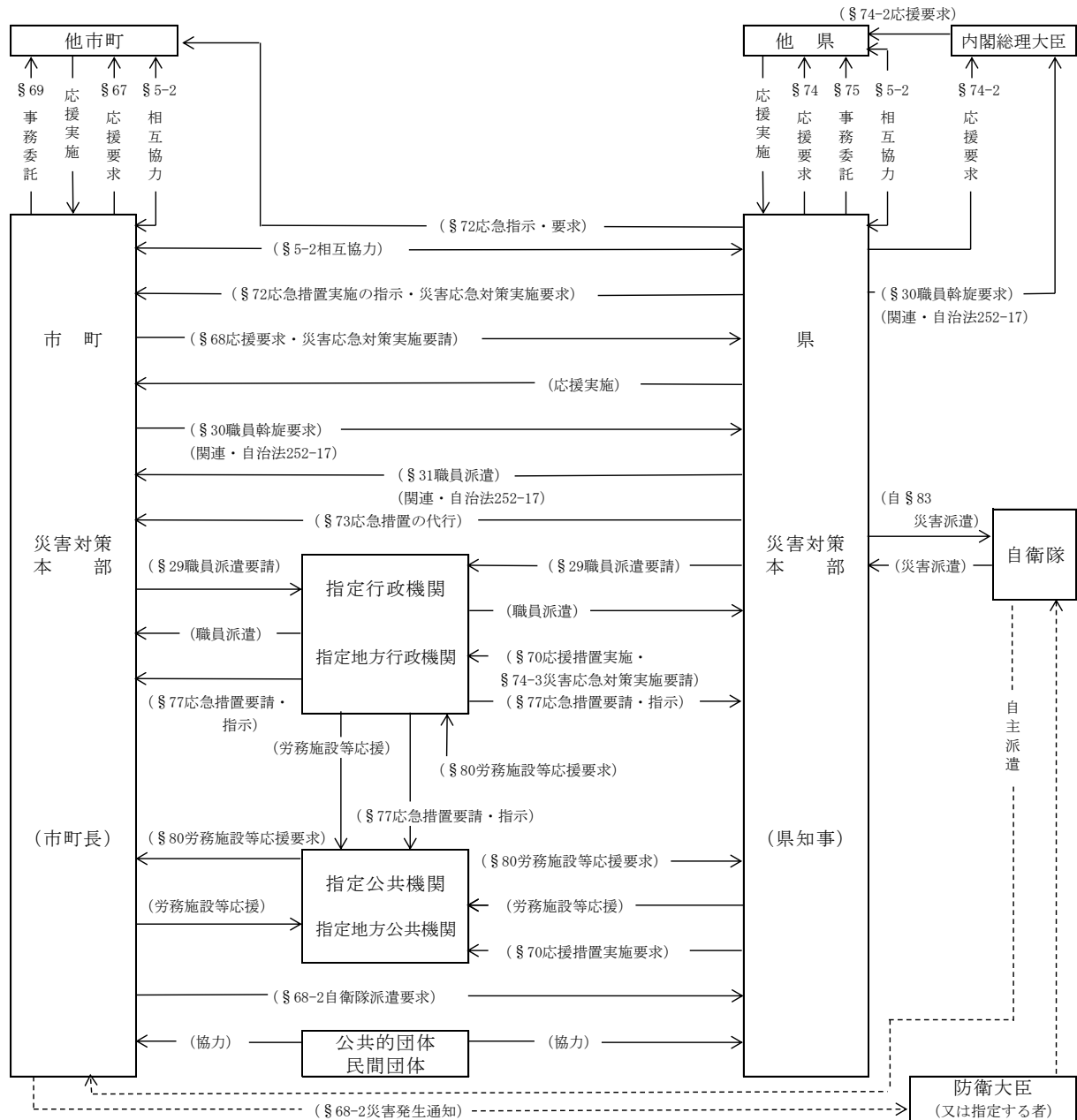
第6章 応援要請計画



第1節 相互応援協力計画

第1項 災害時の応急対策協力関係図

災害対策基本法による場合



第2項 防災関係機関相互協力

1 相互協力体制

(1) 他の市町村への応援要請（災対法第67条）

市長（防災危機管理課、職員課）は、災害応急対策を実施するにあたり必要があると思われるときは、他の市町村長に対し応援要請を行うものとする。

(2) 県への応援要請又はあっせんの要請（災対法第68条、29条、30条）

ア 市長（防災危機管理課、職員課）は、災害応急対策を実施するにあたり必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。

イ 市長（防災危機管理課、職員課）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

相手方	他市町	県	指定地方行政機関
派遣要請	自治法 第252条の17	自治法 第252条の17	災対法 第29条第2項
応援要請	災対法 第67条	災対法 第68条	—
派遣あっせん要求	災対法 第30条第2項	災対法 第30条第2項	災対法 第30条第1項
あっせん要請先	知事 (防災危機管理課)	知事 (防災危機管理課)	知事 (防災危機管理課)

ウ 県への要請は、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

要請の内容	要請に必要な事項	備考
1 他市町に対する応援要請 2 県への応援要請又は応急措置の実施要請	1 災害の状況 2 応援を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材等の品目及び数量 4 応援を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容 6 その他必要な事項	災対法 第67条 災対法 第68条
自衛隊災害派遣要請 ＜本章第2節参照＞	1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由 2 派遣を必要とする期間 3 派遣を希望する勢力 4 派遣を希望する区域及び活動内容 5 その他参考となるべき事項	自衛隊法 第83条
指定地方行政機関又は都道府県職員の派遣のあっせんを求める場合	1 派遣のあっせんを求める理由 2 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法 第30条 自治法 第252条の17
他県消防の応援のあっせんを求める場合	1 災害の状況及び応援を要する理由 2 要請する人員、車両等の種類、	消防組織法 第44条

	資機材の数量 3 応援隊の活動内容 4 応援隊の到着希望日時及び集結場所 5 その他必要な事項	
放送機関への災害時放送要請 <第3部第2章参照>	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 放送日時 4 放送系統 5 その他	災対法 第57条

エ 自主防災組織との協力体制の確立

市（防災危機管理課・市民活動課）は、避難誘導、緊急避難場所・避難所での救助・介護業務等への協力、被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力、被災地域内の社会秩序への協力等の協力が得られるよう自主防災組織との連携に努める。

2 相互協力の実施

（1）基本的事項

ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与するものとする。

イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、協議、協定等を締結しておくものとする。

（2）応援を受けた場合の費用の負担

ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第92条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

イ 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

（ア）派遣職員の旅費相当額

（イ）応急措置に要した資材の経費

（ウ）応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

（エ）救援物資の調達、輸送に要した経費

（オ）車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

1 地方公共団体の応援協定

（1）県の相互応援協定

県は、大規模な災害が発生し、県独自では十分な応急措置が実施できない場合に、他県に応援要請するための相互応援協定を締結している。（中国、九州・山口、中国・四国、関西広域連合、全国）

（2）市の相互応援協定

ア 消防相互応援

県内各市町及び消防局は、山口県内広域消防相互応援協定を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。

〔資料〕 2－6－1 山口県内広域消防相互応援協定

イ 自動車専用道における消防相互応援

関係市町は、中国自動車道及び山陽自動車道において火災、救急及び救助事故等が発生した場合に災害による被害を最小限に防止することを目的とした消防に関する相互応援協定を締結している。

〔資料〕 3－6－1 中国自動車道及び山陽自動車道消防相互応援協定締結状況

(3) 県及び市町相互応援協定

県内で災害が発生した場合、被災した市町のみでは十分な応急措置等ができない場合に備え、県及び県内市町が迅速かつ円滑な応援を行えるよう、山口県及び県内市町相互間の災害時応援協定を締結している。

2 防災関係機関との協定

(1) 県

協定の目的	協定の相手先
災害時の医療、助産、遺体の処理	日本赤十字社山口県支部
災害時の医療、救護	山口県医師会 山口県歯科医師会 山口県薬剤師会
災害時の放送	日本放送協会山口放送局 山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 株式会社エフエム山口 山口朝日放送株式会社
災害時の通信施設利用	山口県警察本部長 西日本旅客鉄道株式会社
海上における捜索活動	北九州救助調整本部 (管区警察局、海上保安本部他地方機関) 広島救助調整本部 (管区警察局、海上保安本部他地方機関)

(2) 市

協定の目的	協定の相手先
災害時の医療救護活動の協力	宇部市医師会、宇部歯科医師会
災害時における被災者への医療救護、健康管理及び薬剤の提供	宇部市医師会 宇部薬剤師会 山口県宇部健康福祉センター
物資の集積場所の提供等	宇部市内郵便局
緊急放送	株式会社エフエムきらら
災害時の通信施設利用	山口県厚東川ダム管理事務所 山口県宇部土木建築事務所

3 民間団体との協定

(1) 県

協定の目的	協定の相手先
山口宇部空港消防救難活動	空港に所在する民間団体の長
応急仮設住宅の建設	一般社団法人プレハブ建築協会
災害救助に必要な物資の調達	食料等関係団体 消費生活協同組合 日本百貨店協会 日本チェーンストア協会
災害時における報道要請	新聞社
緊急輸送車両の誘導、避難場所等の警備等	山口県警備業協会
人命救助、障害物の除去等	山口県建設業協会
仮設トイレの供給	山口県衛生仮設資材事業協同組合
災害時の情報収集等	(一社)日本アマチュア無線連盟山口県支部 山口県赤十字アマチュア無線奉仕団
災害廃棄物の処理等の協力要請	(一社)山口県産業廃棄物協会
物資等の緊急・救援輸送	(一社)山口県トラック協会
石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者支援	山口県石油商業組合

(2) 市

協定の目的	協定の相手先
災害時の福祉避難所運営	宇部市内社会福祉法人等
災害時における倒木処理	宇部・小野田植木造園業組合宇部市造園研究会の各会員
災害時における燃料油の供給	富士商株式会社
船舶による災害時等の協力	西部マリン・サービス株式会社
災害時における救援物資の調達及び供給	西中国国分株式会社 生活協同組合コープやまぐち 山口県LPガス協会宇部・山陽小野田支部、厚狭支部
災害対応型自動販売機の運用	コカ・コーラウエスト株式会社 サントリーフーズ株式会社 アサヒカルピスビバレッジ株式会社

第4項 派遣職員に係る身分、給与等

災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員の身分については、災対法第32条、同施行令第19条に規定されている。

派遣職員に係る災害派遣手当については、「宇部市災害派遣手当に関する条例」に定める。

第5項 応援者の受入措置

1 応援者の受入先

他の市町からの応援者の受け入れについては、応援を求めた市において受け入れに必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 到着場所の指定
- (2) 連絡場所の指定
- (3) 連絡責任者の氏名
- (4) 指揮系統の確認及び徹底
- (5) 使用資機材の確保、供給に必要な措置

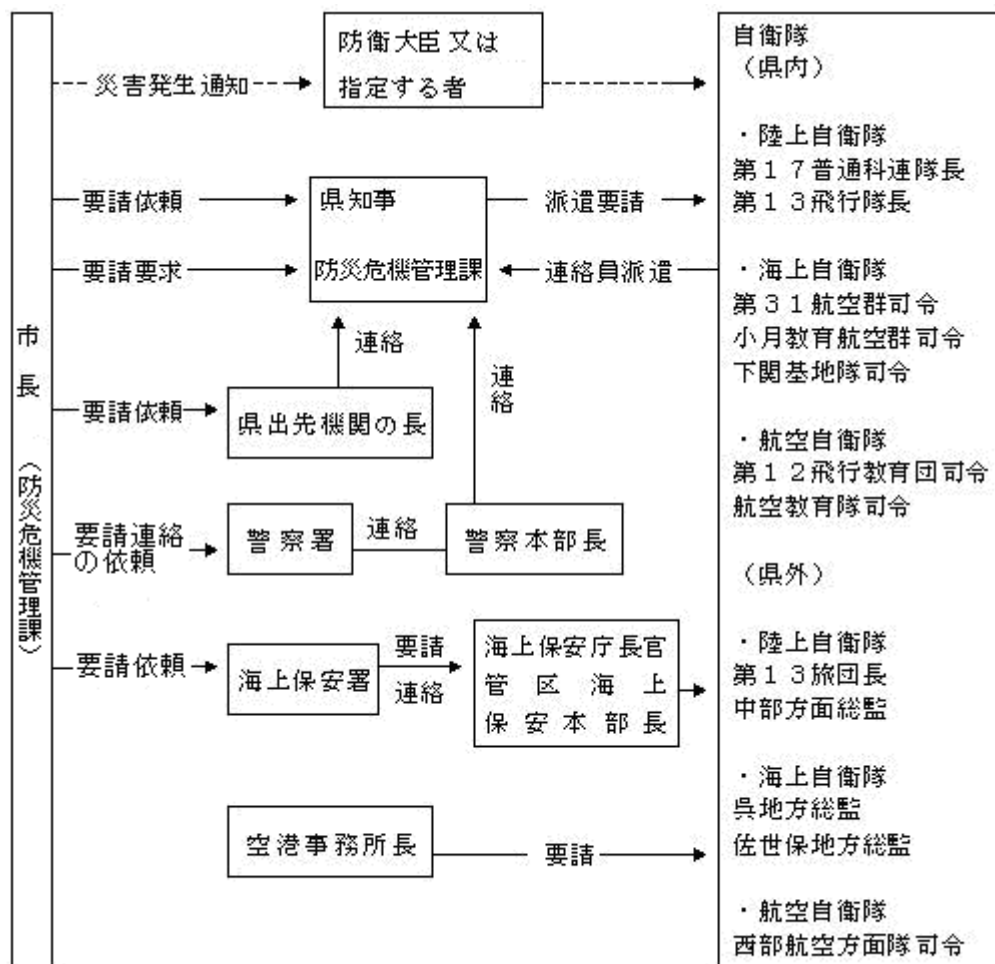
2 応援者の帰属

要請に応じ派遣された者は、応援を求めた市長、又は知事の下に活動するものとする。

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

1 災害派遣要請（要求）系統図



2 災害派遣の範囲

（1）派遣方法

- ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて要請した場合。
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため要請をし、やむをえない事情と認めた場合。
- ウ 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めて自主的に派遣する場合。
この場合の判断基準は、次のとおりである。
- （ア）災害に際し、関係機関に対して当該災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- （イ）災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- （ウ）海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
- （エ）その他の災害に際し、上記の（ア）～（ウ）に準じ、特に緊急を要し、知事等から

の要請を待ついとまがないと認められること。

この場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

(2) 災害派遣時に実施する活動内容

活動区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握
避難の援助	避難指示が発令され、避難・立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導・輸送等を行い、避難を援助
遭難者等の搜索救助	行方不明者・負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を実施
水防活動	堤防・護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づく被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

(3) 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請にあたっての統一見解としておおむね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。

なお、派遣を要請しない場合、その旨を連絡すること。

ア 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要であること。

イ 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。

(ア) 救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められるさし迫った必要性（緊急性）があること。

(イ) 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。

(ウ) 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。

ウ 救援活動の内容が、自衛隊の活動にとって適切であること。

第2項 災害派遣要請手続

1 要請権者

(1) 要請権者（自衛隊法第83条第1項、自衛隊法施行令第105条）

- ア 知事 … 主として陸上災害の場合
 イ 管区海上保安本部長 … 主として海上災害の場合
 ウ 空港事務所長 … 主として航空機遭難の場合

(2) 市長の措置

- ア 市長（防災危機管理課）は、災害の状況を踏まえ、要請権者に派遣要請の要求をするものとする。
 イ 市長（防災危機管理課）は、事態が切迫し、速やかに派遣を要すると認めたときは、もよりの部隊等に直接通知することができる。

2 要請手続

市（防災危機管理課）は、自衛隊災害派遣要請依頼書により県本部（防災危機管理課）へ要求する。緊急を要する場合は、電話等による要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出するものとする。

なお、市長（防災危機管理課）は知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣に通知することができる。この場合において、事後速やかにその旨を知事に通知すること。

[資料] 3－6－2 自衛隊災害派遣要請依頼書

区分	要請先	所在地	活動内容
陸上自衛隊	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市 083-922-2281 広島県安芸郡海田町 082-822-3101 兵庫県伊丹市 0727-82-0001	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
海上自衛隊	第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令 呉地方総監 佐世保地方総監	岩国市 0827-22-3181 下関市 083-282-1180 下関市 083-286-2323 広島県呉市 0823-22-5511 長崎県佐世保市 0956-23-7111	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等
航空自衛隊	第12飛行教育団司令 航空教育隊司令 西部航空方面隊司令 第3術科学学校長	防府市 0835-22-1950 防府市 0835-22-1950 福岡県春日市 092-581-4031 福岡県遠賀郡芦屋町 093-223-0981	主として航空機による偵察、人員・物資輸送、急患搬送等
防衛省		東京都 03-3408-5211	

3 自衛隊との連絡

(1) 情報連絡

自衛隊の派遣を要請した者は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適時連絡するものとする。

また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等にかかる情報収集に努めるものとする。

(2) 集結地

東部体育広場

第3項 災害派遣受入

1 部隊の受入準備

派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、市（総務課）から連絡担当員を指名する。連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法、資機材等について計画しておく。部隊が集結した後、直ちに指揮官と作業計画について協議し、調整の上必要な措置をとる。

2 自衛隊活動等に関する報告

市（防災危機管理課）は、派遣部隊の指揮官から当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の申告を受け、また、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、県本部室（防災危機管理課）に報告するものとする。

3 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の措置

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の措置における災害派遣部隊の受入措置は、市の場合に準じて行うものとする。

4 経費の負担区分

(1) 自衛隊が負担する経費

ア 部隊の輸送費

イ 隊員の給与

ウ 隊員の食料費

エ その他部隊の直接必要な経費

(2) 派遣を受けた市が負担する経費

(1) に掲げる経費以外の経費

第4項 自主派遣の場合の措置

1 市長（防災危機管理課）は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第3項に定める措置に準じた措置をとるものとする。

2 自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、市（防災危機管理課・総務課）は前記第3項に定める措置をとるものとする。

第5項 災害派遣部隊の撤収

1 撤収要請の時期

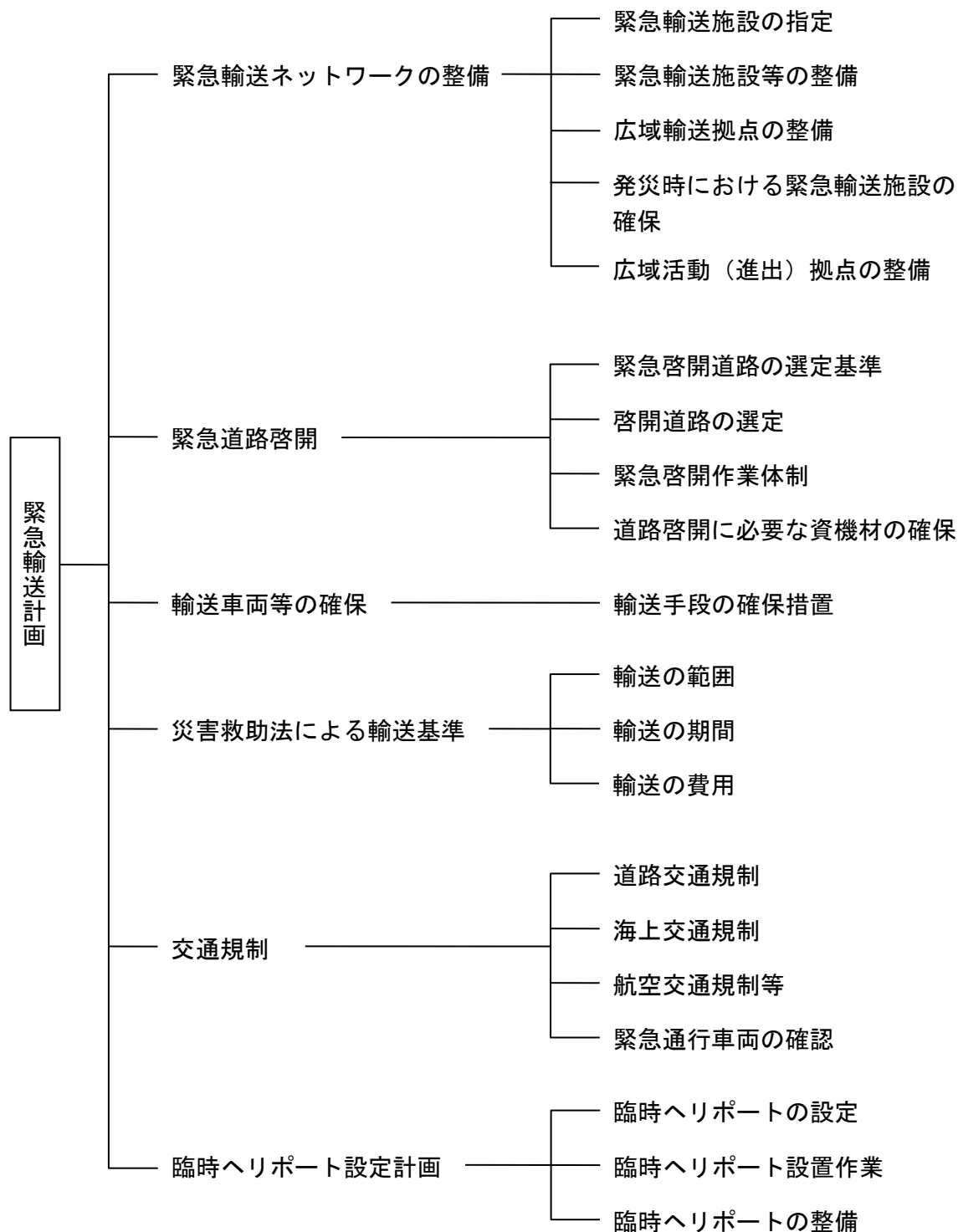
- (1) 要請権者が、災害派遣の目的が達成され、その必要が無くなったと認めるとき。
- (2) 市長（防災危機管理課）から災害派遣撤収依頼があったとき。
- (3) 知事は、市長から撤収の依頼を受け又は自ら撤収の必要を認めた場合にあって、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して撤収要請を行うものとする。

2 撤収要請の手続き

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書によるものとする。

[資料] 3－6－3 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

第7章 緊急輸送計画



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送施設の指定

1 道路

県は、県庁、広域輸送拠点、市町村庁舎及び隣接県並びに災害拠点病院等とを接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定する。

[資料] 3-7-1 緊急輸送道路路線

2 港湾

海路による救援物資等の受け入れ港として、またそれを補完する港として港湾（漁港）を指定している。

3 空港等

空路による救援物資等の受け入れ並びに負傷者の緊急輸送のための臨時航空基地として、また臨時ヘリポートとして山口宇部空港等を指定する。

また、大規模災害時の災害応急対策活動を支援するために、必要に応じて県内自衛隊基地を活用する。

第2項 緊急輸送施設等の整備

緊急輸送施設として指定された施設の管理者は施設の災害に対する安全性の確保等防災対策に努めるものとする。

第3項 広域輸送拠点の整備

市（防災危機管理課）は、県等からの緊急物資等の受け入れ、一時保管並びに各地避難所等への配分等の拠点としての輸送基地を次のように定める。また県は、高潮や液状化等による沿岸地域の輸送基地の被災等に備え、バックアップのための施設・用地を県内内陸部を中心に確保し、拠点ヤードとして活用する。

区 分	施 設 名 称	管理者
陸上輸送拠点	恩田運動公園 (物資集積場所は宇部市野球場)	宇部市
海上輸送拠点	宇部港芝中西岸壁	山口県
航空輸送拠点	山口宇部空港	山口県
臨時ヘリポート	山口宇部空港	山口県
	恩田運動公園陸上競技場	宇部市
	小野スポーツ広場	宇部市
	楠中学校	宇部市
	宇部市楠体育広場	宇部市

	旧吉部小学校グラウンド	宇部市
	真締川ダム南側広場	宇部市
	アクトビレッジおの多目的広場	宇部市
	請川公園	宇部市
	厚東川二俣瀬桜つつみ公園	山口県
	山口大学医学部附属病院	山口大学

※山口宇部空港と宇部港芝中西岸壁は、県の輸送拠点にも指定されている。

第4項 発災時における緊急輸送施設の確保

- 1 大規模災害時には、県は緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、市は輸送拠点を開設し、緊急輸送施設の確保を図る。
- 2 県災害対策本部内に、災害救助部を中心とした「緊急支援物資対策チーム」を設置し、支援物資に係る対応を一元的に処理する。
- 3 支援物資等の円滑な調達・供給を図るため、同チーム及び広域輸送拠点に民間物流専門家等の派遣を要請するとともに、広域輸送拠点施設の運営に必要な人員を配置するために職員等を確保する。
- 4 広域輸送拠点施設の運営等については、山口県支援物資物流マニュアルによるものとする。

第5項 広域活動（進出）拠点の整備

県は、被災地における他県等からの応援部隊の活動拠点を確保する間などに、その集合拠点として活用する広域活動（進出）拠点を整備する。

第2節 緊急道路啓開

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、各道路管理者において、対象道路の障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行うこととする。

第1項 緊急啓開道路の選定基準

被災状況を確認して、山口県緊急輸送道路ネットワーク計画の対象路線から選定する。ただし、対象道路の損傷が大きく応急復旧が困難である場合には代替路線を詮索する。

第2項 啓開道路の選定

- 1 啓開道路の選定
県及び市は、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開

道路を選定する。

2 災害対策基本法に基づく車両の移動命令等

【各道路管理者】

各道路管理者は、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、当該区間内にある者に対して当該区間を周知し、以下の措置をとることができる。

- （１）当該車両その他の物件の所有者等に対し、当該車両等の道路外への移動その他必要な措置をとることの命令。
- （２）所有者等が（１）の命令によっても当該措置をとらないとき又は現場にいないとき等には、道路管理者等自らによる当該措置の実施。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- （３）上記の措置をとるため必要な限度において、他人の土地の一部利用又は竹木その他の障害物の処分。
- （４）（２）又は（３）の措置をとったときは、通常生ずべき損失の補償。

3 国土交通省、県知事からの指示

国土交通省（中国地方整備局）は、道路管理者である県又は市町又は港湾管理者に対し、県（土木建築部）は、道路管理者である市に対し、広域的な見地から、必要に応じて上記２の措置をとることについて指示をすることができる。

第３項 緊急啓開作業体制

1 緊急啓開路線の分担

啓開作業は、各道路管理者等が行う。

なお、道路啓開にあたっては、被災地方公共団体、その他の道路管理者等及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

2 啓開作業

市（道路整備課）は、区域内の道路被害及び道路上の障害物等の状況を速やかに調査し、県に報告するとともに、所管する道路については啓開作業を実施する。

- （１）市は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の被害を速やかに調査するとともに、他機関からの情報収集に努め県に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。
- （２）道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。
- （３）特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- （４）被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに、受け入れ体制の確保に努める。
- （５）道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会、高速道路株式会社等の支援を要請する。

第4項 道路啓開に必要な資機材の確保

各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業界、高速道路株式会社等を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

第3節 輸送車両等の確保

第1項 輸送手段の確保措置

- 1 輸送手段の確保については、それぞれ応急対策を実施する課が行うこととするが、災害が激甚でこれらの課において輸送力の確保ができないときは、防災危機管理課が調整を行い、県へ要請する。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び必要台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量
- (6) その他参考となる事項

2 輸送方法

(1) 車両による輸送

ア 公用車、市営バス

イ 日本通運株式会社 宇部支店 TEL 2 1 - 5 1 3 5

ウ 防長交通株式会社 小郡営業所 TEL 0 8 3 - 9 7 3 - 0 0 2 2

エ サンデン交通株式会社 小野田営業所 TEL 8 3 - 2 4 0 9

オ 中国ジェイアールバス株式会社 山口支店 TEL 0 8 3 - 9 2 2 - 2 5 1 9

カ 山口県トラック協会 TEL 0 8 3 - 9 2 2 - 0 9 7 8

キ 船木鉄道㈱ TEL 6 7 - 0 3 2 1

(2) 列車による輸送（西日本旅客鉄道株式会社）

災害時における市からの物資輸送の協力要請は、本社営業部又は中国統括本部で対応し、輸送力の確保及び運賃減免等を行う。

(3) 船艇による輸送

ア 海上保安署所属船艇への支援要請

イ 運輸局に対する海上輸送措置の斡旋又は調整の要請

ウ 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請

[資料] 3 - 7 - 2 宇部海上保安署所属船艇

(4) 他の輸送手段が確保できない場合、自衛隊派遣要請の要求をする。

ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請

イ 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請

- ウ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請
[資料] 3-7-3 船舶運送事業者数及び運送力
[資料] 3-7-4 港湾事業者及び従業者数

第4節 災害救助法による輸送基準

第1項 輸送の範囲

- 1 被災者を避難させるための輸送（交通局）
市長（各課）、警察官等避難指示者の指示に基づき、避難等を行う場合の輸送
- 2 医療及び助産のための輸送（地域医療対策室）
 - （1）重傷患者で救護班が処置できない場合等の病院又は産院への輸送
 - （2）救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送
 - （3）救護班の人員輸送
- 3 被災者の救出のための輸送（交通局、消防局）
救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送
- 4 飲料水供給のための輸送（水道局）
飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送
- 5 救済用物資の輸送（地域福祉課）
被災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊き出し用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送
- 6 遺体捜索のための輸送（地域医療対策室、環境政策課）
 - （1）遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送
 - （2）遺体を移動させるための輸送及びこれに伴う人員の輸送
- 7 輸送の特例
応急救助のため輸送として上記1～6以外の措置を必要とする場合は、市（地域福祉課）は知事（厚政課）に依頼し、知事は内閣総理大臣に対して特別基準の申請を行う。

第2項 輸送の期間

- 1 救助法による各救助の実施期間とする。
- 2 各救助の期間が延長されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。

第3項 輸送の費用

- 1 輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上のための費用は、当市における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。
- 2 輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上に伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が車両等の所有者と協議して定めるものとする。
- 4 官公署及び公共的団体の所有する車両、船舶を借上げる場合は、原則として使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。
- 5 各救助を実施する各担当課は、次の帳簿類を整備し、防災危機管理課に提出しなければならない。防災危機管理課は内容確認の上、地域福祉課に提出し、地域福祉課は県（厚政課）に提出し、保存するものとする。
 - （1）救助実施記録日計票（様式5－2）
 - （2）燃料及び消耗品受払簿
 - （3）輸送記録簿（様式22）
 - （4）輸送関係支払関係書類

第5節 交通規制

第1項 道路交通規制

- 1 交通規制の内容
 - （1）規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次交通規制、第二次交通規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

ア 第一次交通規制

災害発生直後における交通混乱を最小限に止めるため

（ア）被災地域方向へ向かう車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。

（イ）避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。

（ウ）救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

イ 第二次交通規制

（ア）緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。

（イ）一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。

（ウ）被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2) 規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災対法 第76条第1項
	同上	県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第4条第1項
警察署長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1箇月未満のものについて実施するとき	同上	道路交通法 第5条第1項
警察官	同上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として必要があると認めたとき	同上	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法 第46条第1項

2 交通情報の収集伝達

警察本部（交通管制センター）は、道路管理者等と連携して交通情報を収集するとともに、各種広報媒体を活用して、地域住民及び広く道路利用者に対して情報伝達を実施する。

(1) 交通情報の収集

管制施設（カメラ等）、航空機、車両、警察官等により、次の事項を調査する。

- ア 幹線道路の被害状況
- イ 交通規制の実施状況
- ウ 鉄道、駅等の被害状況
- エ 交通の流れの状況
- オ その他

(2) 交通情報の伝達

収集した情報は、次の広報媒体を活用して、広報を実施する。

- ア 管制施設（交通情報板、路側通信等）
- イ ラジオ、テレビ等の放送施設
- ウ 日本道路交通情報センター
- エ その他

3 交通規制の実施要領

(1) 第一次交通規制

ア 被災地域への流入交通の抑止

(ア) 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。

(イ) 迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。

イ 避難車両の流出誘導の実施

(ア) 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。

(イ) 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

(2) 第二次交通規制

ア 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

(ア) 緊急交通路の指定に併せて、通行障害となっている物件を除去する。

(イ) 迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。

(ウ) 規制地点については、検問を実施し、一般車両と緊急車両を区分けし、一般車両については他の路線に迂回誘導する。

イ その他の交通規制の実施

(ア) 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入り交通路を確保する。

(イ) 被災地域内の生活道路の確保を図る。

(3) 警察官等の規制実施体制及び規制資機材の活用

ア 警察官等の規制実施体制及び隣接県、近接県等を含めた広域的な交通規制の必要がある場合、県公安委員会は、これらの県の公安委員会に対して交通規制及び広報について要請する等、相互の連携を取りながら実施する。これらについては別に定める。

イ 交通規制に当たっては、道路交通法第4条第5項に基づく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識、災対法第76条第1項の規定に基づく、同法施行規則第5条第1項に定める標識及びロープ、防護柵等の装備資機材を有効に活用して実施する。

ウ 道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか信号機の早期機能回復を講ずる。

4 交通規制用資機材及び道路交通機能確保用資機材の整備

交通規制措置に必要な所要の資機材及び電力停止に対応した信号機装置の整備を計画的に行う。

5 被災現場措置

(1) 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において次の措置を行うことができる。

区分	項目	内容	根拠条文 (災対法)
警察官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命ずることができる。	第76条の3 第1項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられたものが措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	第76条の3 第2項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるためやむをえない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	
自衛官・消防吏員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	第76条の3 第3項、第4項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	ア 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、別記様式により行うものとする。 イ 措置に係る通知をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して別記様式により行うものとする。 (ア) 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときはその理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。 (イ) 破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積もりを貼付の上、通知の際送付するものとする。	第76条の3 第6項

(2) 車両運転者の義務

項目	内容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法 第76条の2 第1項、第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法 第76条の2 第1項、第2項
移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法 第76条の2 第4項

(3) 公安委員会の規制内容等の周知措置

ア 公安委員会は、災対法に基づく規制を行った場合（又は行う場合）、住民等に対して規制内容等の周知措置を行うものとする。

イ 県（交通安全対策班）は、通行者の安全確保を図るため、警察、道路管理者との調整及び住民への災害時交通安全について、周知措置を行うものとする。

[資料] 3-7-5 措置命令・措置通知書

6 道路管理者に対する要請

公安委員会は、災対法に基づく規制を行うため必要があると認めるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び必要な措置をとることを要請することができる（第2節第2項2参照）。

第2項 海上交通規制

1 情報の収集及び情報連絡

海上保安部署は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行うものとし、特に地震災害等にあつては、次に掲げる事項に関し情報収集活動を行うものとする。この場合、航空機による陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において行うものとする。

(1) 海上及び沿岸部における被害状況

- ア 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- イ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ウ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- エ 石油コンビナートの被害状況
- オ 流出油等の状況
- カ 水路、航路標識の異常の有無
- キ 港湾等における避難者の状況

(2) 陸上における被害状況

2 規制措置

(1) 在港船舶に対する措置

ア 海上保安署長、港長は在港船舶の安全を確保するため、港則法に基づき在港する船舶に対して移動（避難）を命ずる。

イ 港長は、港則法に基づき、危険を防止するため必要と認められる場合、特定港内において修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船を命ずる。

(2) 航行規則

ア 海上保安署は、被災地域の港湾に入出港する船舶に対し、港則法に従い、必要な交通管制を行い航行規制を実施する。

イ 状況に応じて、所属巡視艇により航行の制限、禁止、避難指示等所要の措置を講ずるとともに港内の船舶が輻輳する航路等において交通整理を行う。

第3項 航空交通規制等

広島空港事務所又は北九州空港事務所は、災害が発生した場合、航空機の安全を図る観点から以下の対策を講じる。

1 飛行規制措置

(1) 一定空域での飛行の注意喚起

(2) 救援機等の飛行経路の周知等による飛行空域の一般航空機との分離のための協力要請

(3) 救援機以外の航空機の一定空域での一定期間の飛行自粛の協力要請

(4) 関係機関から場外離着場について協議があった場合の必要な指導

2 その他の応急措置

(1) 情報の収集、伝達及び報告並びに関係行政機関、航空会社その他の機関との連絡調整を行う。

(2) 空港長及びその他の関係機関に対して、航空機とその輸送能力の報告を求め、常にその状況を把握する。

(3) 施設の点検、整備等必要な保安措置及び航空機による二次災害防止措置、その他の応急救護活動等の措置を行う。

(4) 航空会社と常に連絡調整を図り、人命救助及び緊急輸送等の協力を求める。

第4項 緊急通行車両の確認

1 確認実施機関

(1) 県が保有し、応急対策活動に使用する車両及び応急対策活動に必要として調達した車両については知事が確認を行う。

(2) 県が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会が行う。

2 確認対象車両

(1) 第1段階

ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資

- イ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ 災害応急対策用車両

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- オ 応急復旧対策用車両

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 緊急車両通行証明書等の交付

緊急車両通行証明書の発行は公安委員会（警察本部及び警察署）又は県（物品管理班）において行い、緊急輸送車両の標章及び証明書を交付する。

4 確認制度

市及び指定地方行政機関、指定公共機関等は、保有する車両について、事前届出済証の交付を受けた車両については、事前届出済証を車両に携行しておく。

災害が発生し、災害対策基本法第76条に基づき交通規制が行われたときは、警察署へ届出を行い、緊急車両通行証明書の標章及び証明書の交付を受ける。

第6節 臨時ヘリポート設定計画

第1項 臨時ヘリポートの設定

1 臨時ヘリポートの設定

- (1) 市は、災害時の対応に備え、山口宇部空港、恩田運動公園陸上競技場、小野スポーツ広場、楠中学校、宇部市楠体育広場、旧吉部小学校、真締川ダム南側広場、アクトビレッジおの多目的広場、厚東川二俣瀬桜づつみ公園、山口大学医学部附属病院を臨時ヘリポートとする。
- (2) 県は、大規模災害時の物資輸送等に対応するため、市町が確保した予定地のうちから、広域市町圏内に1カ所の広域臨時ヘリポートを選定する。

2 臨時ヘリポートの選定

災害派遣時における臨時ヘリポートの予定地については、市長（防災危機管理課）が県

(防災危機管理課) 経由により陸上自衛隊第17普通科連隊(第13飛行隊)と協議し、現地調査の上、定める。

3 ヘリポートの選定条件

具体的事項	備考
1 着陸帯は、平坦な場所で転圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂又は枯れ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、設置面が土の場合は散水等をしておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高压線等がないこと。	
4 ヘリコプターの進入及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・着陸地点中心から半径50m以内は平坦で障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径100m以内は高さ12m以上の障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径150m以内は高さ20m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流(風)の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

第2項 臨時ヘリポート設置作業

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者はヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

(1) ヘリポートの標識

[資料] 3-7-7 ヘリポートの標識

(2) 標示方法

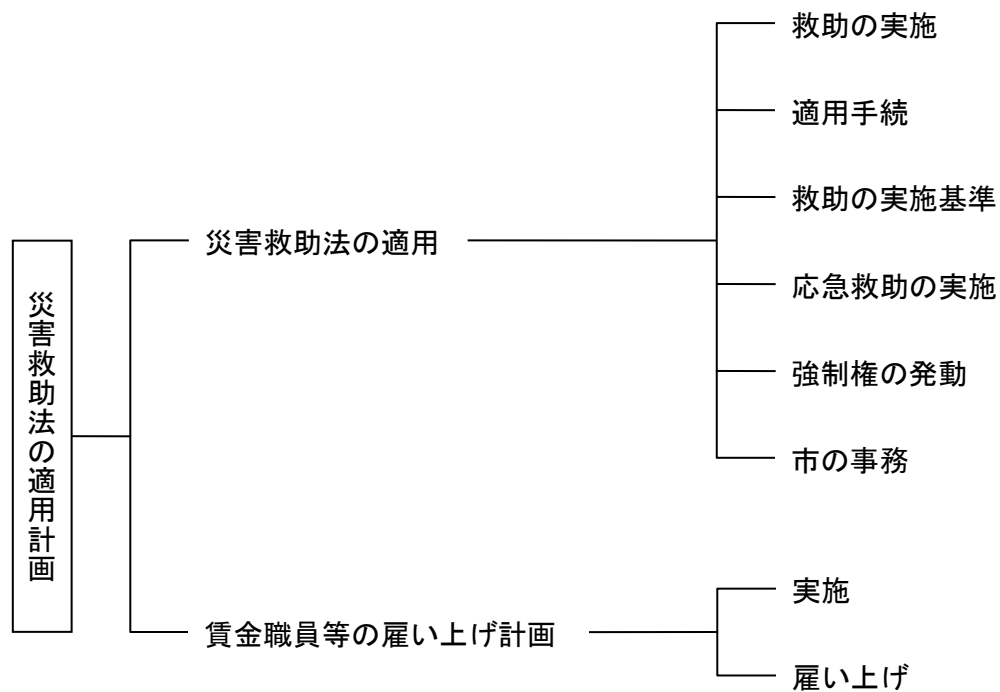
標示場所の区分	具体的事項
地面の堅い所	石灰(その他白い粉末)等で、規定どおり標識図を標示する。 ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので吹き飛ばされやすいものは使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を標示する。 原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。

	このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積の雪を取り除き、周囲を踏み固める。
風向認識の標示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別しやすい色）の吹き流しを掲揚する。ポール等（3 m以上）の位置は、ヘリポートの地点に建てる。 この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第3項 臨時ヘリポートの整備

市及び県は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、ヘリポートの確保整備に努めるものとする。

第8章 災害救助法の適用計画



第 1 節 災害救助法の適用

第 1 項 救助の実施

1 実施機関

- (1) 知事は国の機関として救助の実施にあたる。
- (2) 市長は知事からあらかじめ委任を受けた応急対策について実施する。

救助実施内容	実施機関
1 避難所の設置	地域福祉課
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 敷地の選定 (3) 入居予定者の選考	県 住宅政策課 〃
3 炊き出しその他による食品の給与	地域福祉課
4 飲料水の供給	水道局
5 被服、寝具、その他の生活必需品の給与 又は貸与	地域福祉課
6 医療及び助産	県、地域医療対策室
7 被災者の救出	消防局、警察、海上保安署
8 被災した住宅の応急修理	住宅政策課、営繕課
9 生業に必要な資金の貸与	県、地域福祉課
10 学用品の給与	県、学校教育課
11 埋葬	環境政策課
12 遺体の搜索	消防局、警察、海上保安署
13 遺体の処理	環境政策課、警察、海上保安署
14 障害物（土石、竹木等）の除去	県、土木河川課

- (3) 実施区分については、各種の救助を迅速に実施するため、通常市が処理すべき業務の範囲の基準を救助法第 30 条に基づき委任することとして、「市町村長に対する事務の委任に関する規則」によりあらかじめ定めたものである。

(4) 委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長（地域福祉課）は、その職権を行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事（厚政課）に報告するものとする。

2 適用基準

- (1) 市内の人口に応じて次に定める数以上の世帯の住家が滅失していること。
人口 100,000 人以上 300,000 人未満の場合は、住家が滅失した世帯の数が 100 以上。
ただし、半壊・半焼は 1/2、また床上浸水は 1/3 に換算する。
- (2) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が 1,500 世帯以上であって、市内の被害住家のうち、滅失した世帯の数が上記の基準の 1/2 以上に達した場合。
- (3) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が 7,000 世帯以上であって、市内の被害世帯数が多数の場合。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合。

特別な事情とは、災害にかかった者食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。

- ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。
- イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合。
- ウ 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合。(4号適用)

この適用については、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には、次のような場合であること。

- ア 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- イ 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
また、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合とは具体的には、次のような場合であること。
 - (ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - (イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
 - (ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

- (1) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
- (2) 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化
- (3) 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

※(3)～(5)の被害程度の「多数」については、適用基準に関わらず、被害の態様、四囲の状況に応じて、市の救護活動が困難であるかどうかの被害程度によって判断するものとする。

※適用基準の算定方法(単位：世帯)

$$\text{適用基準} = (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流出等}) + \{(\text{半壊} \cdot \text{半焼等}) \times 1/2\} + \{(\text{床上浸水} \cdot \text{土砂の堆積等}) \times 1/3\}$$

例えば、全壊等0、半壊等0、床上浸水等300の場合は基準に達する。

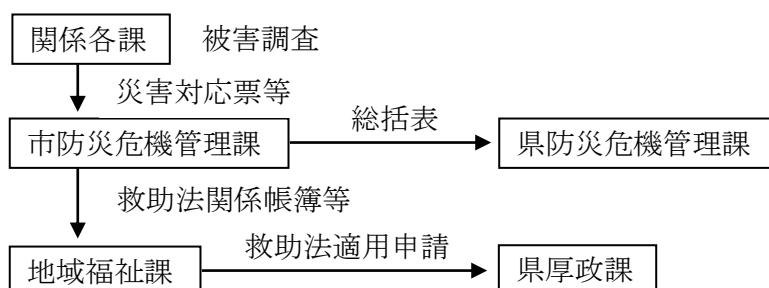
第2項 適用手続

1 適用手続に係る処理事項

(1) 報告

- ア 被害が発生した場合、防災危機管理課は地域福祉課に報告するものとする。
- イ 市長(地域福祉課)は、市内の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事(厚政課)に報告する。

- ウ 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告をするものとする。
- エ 報告内容は、被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害とする。
- オ 報告系統は、関係各課→防災危機管理課→地域福祉課→県厚政課とする。



(2) 適用の公告

救助法を適用したときは、知事は速やかに公告する。

2 適用時における市長の措置

市長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは単独で救助に着手することができるものとする。

この場合、市長（地域福祉課）は、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告し、その後の処理について知事の指揮を受けるものとする。

第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施にあたって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取り扱いについては、厚生労働省社会・援護局監修の「災害救助の実務」によるものとする。

第4項 応急救助の実施

救助の種類	第3部該当章	県担当部局	市担当部局等
救助の総括	第8章	健康福祉部	地域福祉課
被害状況等の調査	第2・8章	健康福祉部	関係各課
被害状況等の報告	第2・8章	健康福祉部	地域福祉課
避難所の設置	第5章	健康福祉部	地域福祉課
応急仮設住宅の供与 被災した住宅の応急修理	第11章	健康福祉部 土木建築部	地域福祉課 住宅政策課、営繕課
炊き出しその他による食品の給与	第9章	健康福祉部 農林水産部	地域福祉課
飲料水の供給	第9章	環境生活部	水道局
被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与	第9章	健康福祉部 産業労働部	地域福祉課
学用品の給与	第16章	教育庁	学校教育課

医療及び助産		第 4 章	健康福祉部	地域医療対策室
被災者の救出		第 4 章	健康福祉部 警察本部	消防局
遺体の捜索		第 1 0 章	健康福祉部 警察本部	消防局
遺体の処理・埋葬		第 1 0 章	健康福祉部 環境生活部 警察本部	環境政策課
障害物の除去		第 1 0 章	健康福祉部	土木河川課
業務協力	輸送協力	第 7 章	会計管理局	防災危機管理課
	労務協力	第 8 章	産業労働部	産業政策課

第 5 項 強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助事務を遂行するにあたり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

1 従事命令及び協力命令

(1) 従事命令

一定の職種の者（医療、土木建築工事又は輸送関係者）を救助に関する業務に従事させることができる。（救助法第 2 4 条）

(2) 協力命令

被災者、その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させることができる。（救助法第 2 5 条）

2 管理、使用、保管命令及び収用・損失補償

(1) 管理、使用、保管命令及び収用

ア 知事は次に掲げる場合において、施設を管理し、土地、家屋もしくは物資を使用し、特定業者に保管命令を発し、又は救助に必要な物資を収用することができる。（救助法第 2 6 条第 1 項）

（ア）救助を行うため特に必要があると認めるとき。

（イ）救助法第 3 1 条の規定による内閣総理大臣の応援命令を実施するため必要があると認めるとき。

イ 管理

病院、診療所、助産所、旅館、飲食店等を管理する権限。

ウ 使用

土地、家屋等を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり、土地、家屋物資を物的に利用する権限。

エ 保管

災害時の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限。

オ 収用

災害の時に、必要物資を多量に買いだめ、売惜しみしているような場合、その物資を収用する権限。

カ 公用令書の交付

物資の保管命令、物資の収用、施設の管理又は土地、家屋もしくは物資を使用する場合には、当該物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対して、公用令書を交付して行うものとする。

(2) 損失補償

知事は、管理、使用、保管命令及び収用の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。(救助法第26条第2項)

第6項 市の事務

1 救助事務の処理上必要な帳簿の整備、記録、保存

市（地域福祉課）は、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存しなければならない。関係各課は、台帳、帳簿及び関係書類の作成に協力するものとする。

救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、厚生省社会・援護局監修の「災害救助の実務」による。

救助の種類	様式	整備保存帳簿	作成課	提出先	整備保存課
避難所の設置	5-2 ・ 7 ・ ・	救助実施記録日計票 避難所用物資受払簿 避難所設置及び収容状況 避難所設置に要した支払証拠書類 避難所設置に要した物品受払証拠書類	管理主管課 又は避難拠点要員	防災危機管理課	地域福祉課
応急仮設住宅の供与	5-2 8 ・ ・ ・	救助実施記録日計票 応急仮設住宅台帳 応急仮設住宅用敷地貸借契約書 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書等 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類	住宅政策課	防災危機管理課	地域福祉課
炊出しその他による食品の給与	5-2 ・ ・	救出実施記録日計票 炊出しその他による食品給与物品受払簿 炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類	地域福祉課 避難拠点要員	防災危機管理課	地域福祉課

救助の種類	様式	整備保存帳簿	作成課	提出先	整備保存課
	・	炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類			
飲料水の供給	5-2 6 10 ・	救助実施記録日計票 給水用機械器具燃料及び浄水器薬品資材受払簿 飲料水の供給簿 飲料水供給のための支払証拠書類	水道局	防災 危機 管理 課	地域福祉課
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	5-2 ・ ・ 11 ・ ・	救助実施記録日計票 物資受払簿 物資の配分計画表 物資の給与状況 物資購入関係支払証拠書類 備蓄物資払出証拠書類	地域福祉課	防災 危機 管理 課	地域福祉課
学用品の給 与	5-2 ・ 18 ・ ・	救助実施記録日計票 学用品の配分計画表 学用品の給与状況 学用品購入関係支払証拠書類 備蓄物資払出証拠書類	教育委員会	防災 危機 管理 課	地域福祉課
医療	5-2 ・ 12 13 ・ ・	救助実施記録日計票 医療品衛生材料受払簿 救護班活動状況 病院、診療医療実施状況 診療報酬に関する証拠書類 医療品衛生材料等購入関係支払証拠書類	地域医療対 策室	防災 危機 管理 課	地域福祉課
助産	5-2 ・ 14 ・	救助実施記録日計票 衛生材料等受払簿 助産台帳 助産関係支払証拠書類	地域医療対 策室	防災 危機 管理 課	地域福祉課
災害にかか った者の救 出	5-2 ・ 15 ・	救助実施記録日計票 被災者救出用機械器具燃料受払簿 被災者救出状況記録簿 被災者救出用関係支払証拠書類	消防局	防災 危機 管理 課	地域福祉課
遺体の搜索	5-2 ・	救助実施記録日計票 搜索用機械器具燃料受払簿	消防局	防災 危機 管理 課	地域福祉課

救助の種類	様式	整備保存帳簿	作成課	提出先	整備保存課
	・	遺体の捜索状況記録簿		管 理 課	
遺体の処理	5-2 20 ・	救助実施記録日計票 遺体処理台帳 遺体処理支払関係証拠書類	環境政策課	防 災 危 機 管 理 課	地域福祉課
埋葬	5-2 19 ・	救助実施記録日計票 埋葬台帳 埋葬費支払証拠書類	環境政策課	防 災 危 機 管 理 課	地域福祉課
障害物の除去	5-2 21 ・	救助実施記録日計票 障害物除去の状況 障害物除去支払関係書類	土木河川課	防 災 危 機 管 理 課	地域福祉課
輸送	5-2 ・ 22 ・	救助実施記録日計票 燃料及び消耗品受払簿 輸送記録簿 輸送関係支払関係書類	関係各課	防 災 危 機 管 理 課	地域福祉課

[資料] 3-8-1 救助法関係様式

2 罹災者台帳の作成

市（地域福祉課）は、関係課による被害調査により、各世帯別の被害を確認したときは、「罹災者台帳」を速やかに作成するものとする。資産税課、市民税課、収納課は、協力応援を行うものとする。

3 罹災証明書

市長は、災害が発生した場合、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書面「罹災証明書」を交付するものとする。

災害の混乱時又は被災現場の確認をしていない場合においては「罹災届出証明書」を発行し、後日必要に応じ「罹災証明書」と取り替えることができるものとする。

市長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、災害による被害調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

[資料] 3-8-2 被害家屋損害割合判定表

[資料] 3-8-3 り災証明書

[資料] 3-8-4 り災届出証明書

4 被災者台帳

(1) 被災者台帳の作成

市長は、災害が発生した場合、被災者の援護総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする「被災者台帳」を作成するものとする。

被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができるものとする。

(2) 台帳情報の利用及び提供

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下、「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができるものとする。

- ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第2節 賃金職員等の雇い上げ計画

第1項 実施

第3部第6章「応援要請計画」による応援をもってしても、また、第3部第15章「ボランティア活動支援計画」による活動をもってしても、災害応急対策を実施できない場合について定めるものとする。

第2項 雇い上げ

1 方法

公共職業安定所を通じて行う。

2 公共職業安定所管内別紹介可能見込者数

宇部管内50名

3 給与の支給

賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、賃金職員等を使用した地域における通常の実費を支給する。

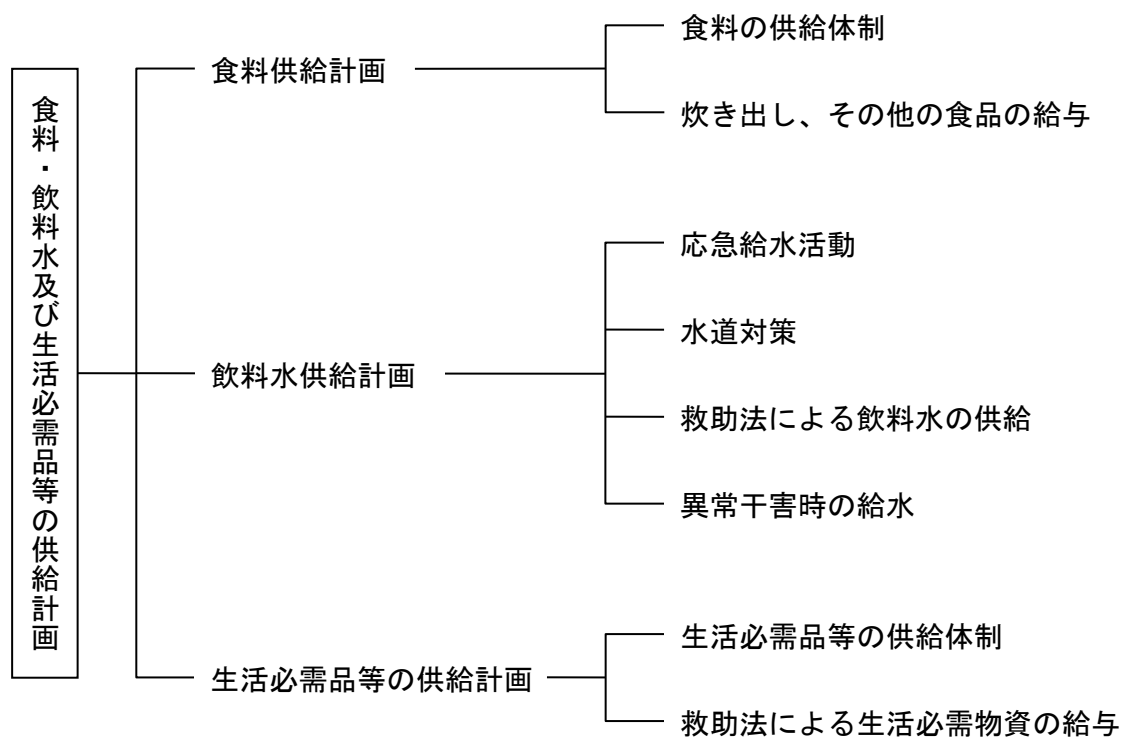
4 救助法による雇い上げ

(1) 賃金職員等雇い上げの範囲

対象種別	内容
罹災者の避難	災害のため、現に被害を受け又は受ける恐れのあるものを安全地帯に避難させるため、市長（防災危機管理課）等が雇い上げる賃金職員等
医療及び助産における移送	(1) 救護班によることができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための賃金職員等 (2) 救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等 (3) 傷病が治癒せず重傷ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための賃金職員等
罹災者の救出	(1) 罹災者救出行為そのものに必要な賃金職員等 (2) 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し又は後始末をするための賃金職員等
飲料水の供給	(1) 飲料水そのものを供給するために必要な賃金職員等 (2) 飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する賃金職員等 (3) 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する賃金職員等
救済用物資（義援物資を含む）の整理、輸送及び配分	(1) 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる賃金職員等 (2) 救済用物資の被災者への配分にかかる賃金職員等
遺体の搜索	(1) 遺体の搜索行為自体に必要な賃金職員等 (2) 遺体の搜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための賃金職員等
遺体の処理 （埋葬は除く）	(1) 遺体の洗浄、消毒等の処理をするための賃金職員等 (2) 遺体を安置所等まで輸送するための賃金職員等
特例（特別基準）	上記の他、次の場合は内閣総理大臣の承認を得て賃金職員等の雇い上げをすることができる。 (1) 埋葬のための賃金職員等 (2) 炊き出しのための賃金職員等 (3) 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための賃金職員等

- (2) 雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難いときは、内閣総理大臣の承認を得て期間延長ができる。
- (3) 賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画



第1節 食料供給計画

第1項 食料の供給体制

応急用食料の供給は、市（地域福祉課）が実施するものとする。県は、被災市町の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。

1 主食の供給

（1）応急用米穀の供給

災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省政策統括官が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを市に引き渡し、市長が供給の実施にあたるものとする。

（ア）救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市は県に災害救助用米穀の供給を要請する。

（イ）県は被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する。

（ウ）農林水産省は、受託事業体に対し、県又は県の指示する者（原則として被災市長とする。）に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

（エ）県又は県の指示する者は、受託事業体より応急用米穀の引渡しを受け、直接又は市を通じその供給を行う。

（オ）市は、交通・通信の途絶のため上記の手続きをとることができない場合で緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省に直接その引渡しを要請することができる。

2 副食等の供給

県は、次の食料について被災市から要請を受けたときは、あらかじめ締結した協定等に基づき、関係団体、民間企業等に対して、必要量の出荷要請等を行い、市への供給措置を講じる。

パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉、鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品等

<第3部第6章「応援要請計画」参照>

3 食料の輸送

（1）輸送方法

調達した食料については、実施機関である市が、直接引き取ることを原則とし、県は、被災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、市が指定する集積地までの輸送を行う。この場合、食料等の輸送に県有車両等の配車が必要となったときは、物品管理班に配車要求を行うものとする。

（2）自衛隊等への輸送要請

知事は、県有車両等での輸送が困難となった場合、又は車両等による輸送が困難な地域への緊急輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部・署に対し、緊急輸送の要請を行うものとする。

第2項 炊き出し、その他の食品の給与

1 実施機関

- (1) 炊き出し等による食品の給与は、市長（地域福祉課）が行う。
- (2) 救助法が適用された場合、救助法による炊き出し等の食品の給与は、市長（地域福祉課）が行う。
- (3) 知事は、市長から炊き出しの実施について応援要請を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは、日赤奉仕団に応援要請を行う。

2 食品の給与措置

(1) 対象者

- ア 避難所に収容された者。
- イ 住家の被害が全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であつて、炊事のできない者。
なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、被災地において炊き出しの対象とすることができる。

(2) 給与の方法

- ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で行う。
適当な場所がない場合は、飲食店又は旅館等を使用することも認められる。
- イ 食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。
- ウ 食品の給与は、産業給食（弁当等）によっても良い。
- エ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

(3) 給与のための費用

- 救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費（1人1日当たり1,020円以内）は県が負担する。
ただし、市において定められた基準以外のことを行った場合は、その基準以外の費用については、全て市が負担することになる。

(4) 給与の期間

- 災害発生の日から7日以内。
ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

(5) 整備保存帳簿

- 地域福祉課又は炊出し実施者は、次の帳簿類を整備し、防災危機管理課に提出しなければならない。防災危機管理課は内容確認の上地域福祉課に提出するものとする。
- ア 救出実施記録日計票（様式5-2）
- イ 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- ウ 炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- エ 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

第2節 飲料水供給計画

第1項 応急給水活動

1 実施機関

- (1) 被災者に対する応急給水は、水道局が実施する。
- (2) 県は、被災市の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供するとともに他市町、隣接県に対し、応援要請を行う。
また、自衛隊に対し、応急給水活動の実施を要請する。

2 実施場所

水道局があらかじめ定めた場所を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

3 給水の方法

(1) 災害時における供給水量の基準

- ア 飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

給水条件	給水基準量	備考
救助法による飲料水の供給	1人1日当り 3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	1人1日当り 14リットル	飲料水、雑用水 (洗面、食器洗い)
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	1人1日当り 21リットル	上記用途＋洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	1人1日当り 35リットル	上記用途＋入浴用

(2) 給水の確保

- ア 被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- イ 通常使用していない井戸水、また、飲料水が汚染した場合にあっては、非常用浄水装置により浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。
- ウ 防疫その他衛生上、浄水（消毒）の必要がある時は、浄水剤（消毒剤）を投入して給水し、又は使用者に浄水剤（消毒剤）を交付して、飲料水を確保するものとする。

4 給水体制

(1) 水道局

- ア 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、水道局保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。
- イ 後方医療機関となる病院、透析医療機関、医療救護所及び重症心身障害者施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

5 給水の応援要求

市において飲料水の確保及び供給ができないときは、水道局は次により応援の要求を健康福祉センター（保健所）に行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、直接隣接市町に行うことができるものとする。また、応援要求を行った場合、水道局は速やかに防災危機管理課に報告するものとする。

(1) 応援要求に必要な事項

- ア 供給水量（何人分又は1日何リットル）
- イ 供給の方法（自動車搬送、その他の方法）
- ウ 供給地及び現地への道路状況
- エ 供給を必要とする期間
- オ その他参考となる事項

(2) 県の給水支援

- ア 市長から応援要求を受けた健康福祉センターは、管内の市町に応援要請を行うとともに、県災対本部（生活衛生班）に報告するものとする。
- イ 県災対本部（生活衛生班）は、健康福祉センター管内の市町の応援では対応できないと認めるときは、直ちに他市町及び隣接県に対して応援要請を行う。

(3) 自衛隊の給水支援

自衛隊の給水支援を必要とするときは、生活衛生班は、直ちに県災対本部本部室班（防災危機管理課）に対し連絡するとともに、受け入れ体制を健康福祉センターに指示する。

6 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

(1) 給水施設等の整備

ア 水道局長は、水道施設・設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じて施設の補強を計画的に実施するものとする。

また、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。

イ 病院、透析医療機関、避難所、多数の入園（所）を要する施設の管理者は、災害時の断水へ対処できるよう所要の措置を講ずるものとする。

(2) 給水拠点の整備

市は、災害時の円滑な給水活動を確保するため、避難所あるいはその周辺地域に給水設備、貯水槽等を計画的に整備するものとする。

(3) 資機材の整備

水道局は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

[資料] 3-9-1 応急給水用機器材

[資料] 3-9-2 浄水剤（消毒剤）主要取扱業者

第2項 水道対策

1 水道水の緊急応援（水道法第40条）

知事は、災害発生の場合において、緊急に水道用水を補給する必要があると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命じることができる。

2 市における対策

(1) 災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生した場合における水道応急対策は、水道局が行う。

(2) 水道施設被害報告

水道局長は、「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」を健康福祉センターを通じて

県生活衛生課に報告するものとする。また、速やかに防災危機管理課に報告するものとする。

水道局長は、「水道事故報告書」を健康福祉センターを通じて県生活衛生課に報告するものとする。

第3項 救助法による飲料水の供給

1 飲料水供給の措置

(1) 対象者

災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者。

(2) 飲料水供給の方法

ア 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。

イ 飲料水の供給という中には、非常用浄水装置等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。

(3) 給水量の基準

1人1日最大概ね3リットル（飲料水としてのみ）

(4) 飲料水供給のための費用

県が負担する。ただし、知事が定める基準以外のことを市が行った場合は、その基準以外分についての費用は、全て市の負担になる。

ア 非常用浄水装置その他給水に必要な機器

イ 浄水用の薬品及び資材費

ウ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。

(5) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、災害が大規模でこの基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長することができる。

(6) 整備保存帳簿

水道局は次の帳簿類を整備し、防災危機管理課へ提出しなければならない。防災危機管理課は内容確認の上地域福祉課に提出し、地域福祉課は県厚政課に提出し、保存するものとする。

ア 救助実施記録日計表

イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

ウ 飲料水の供給簿

エ 飲料水供給のための支払証拠書類

第4項 異常干害時の給水

1 実施機関

市（水道局）

2 給水確保

(1) 第1項によるもののほかについては次による。

(2) 他市町等との間における飲料水売買契約による。

(3) 水源開発（井戸）

第3節 生活必需品等の供給計画

第1項 生活必需品等の供給体制

1 生活必需品等の給与

(1) 給与基準

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他生活上必要な最小限の家財を喪失し、資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者。

(2) 被災者への物資の給与又は貸与

ア 被災者に対する物資の給与又は貸与の措置は、地域福祉課が行う。

イ 市において給与又は貸与の実施が困難な場合は、市長（地域福祉課）は知事（防災危機管理課）に応援要請を行う。

ウ 市（地域福祉課）は、被災者に生活必需品等を給与又は貸与する場合、その配分方法等について、県（防災危機管理課）と協議し、あらかじめ定めておく。

2 調達体制

個人からの支援物資については、持ち込まれる物資の規格等を統一し、搬入・搬出作業の効率化を図るため、受入品目・梱包・規格・表示等に関する指針を作成し、十分な周知を行うものとする。

3 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

集積する物資には、調達分、他県・他市町、その他一般等からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要があるため、具体的に、第3部第7章緊急輸送計画に定める。

第2項 救助法による生活必需物資の給与

1 対象者

(1) 災害により住家に被害（全焼、全壊、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受けた者であること。

(2) 災害により被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。

(3) 災害により被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

2 給与又は貸与の方法

(1) 物資の購入計画

県は、市（地域福祉課）からの「世帯構成員別被害状況報告」に基づき、購入計画を立てる。

この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において緊急に物資の手配をする必要があるときは、その被災市の平均世帯構成員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとるものとする。

(2) 物資の確保及び購入計画

市内において調達可能な物資については、地域福祉課の指示により、契約監理課が確保するものとする。

市内で調達不可能の場合は、地域福祉課は県防災危機管理課に応援要請をするものとする。この場合、地域福祉課は速やかに防災危機管理課にその旨を報告するものとする。

3 物資の送達及び配分の措置

(1) 救助物資の送達

原則として県災対本部（総務部本部室班・物品管理班）が実施するが、被災市が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市が輸送を担当することもありうるものとする。

(2) 割当て及び配分

地域福祉課は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に則した割り当てを行うものとする。

被災者に対する物資の直接支給の配分は、地域福祉課が実施する。

現物支給で行い、下表金額の範囲内とする。

（単位：円） 夏季（４～９月） 冬季（１０～３月）

区分		１人 世帯	２人 世帯	３人 世帯	４人 世帯	５人 世帯	６人以上１人増す 毎に加算する額
全壊 全焼 流出	夏	17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7,400
	冬	29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400
	冬	9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400

4 被服、寝具その他の生活必需品の品目

品目	内容
寝具	タオルケット・毛布・布団
外衣	洋服・作業衣・子供服
肌着	シャツ・パンツ等の下着類
身回品	タオル・手拭い・靴下・サンダル・傘等の類
炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食器	茶碗・皿・箸等の類
日用品	石鹸・ちり紙・歯ブラシ・歯磨き粉・ござ等の類
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

原則として以上の８品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。

また、調達については要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

5 物資給与の期間

災害発生の日から１０日間以内に対象世帯に対する物資の給与を完了するものとする。
ただし、この期間内で給与を打ち切ることが困難な場合には、内閣総理大臣の許可を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

6 整備保存帳簿

地域福祉課は、次の帳簿類を整備し、防災危機管理課に提出しなければならない。防災危機管理課は内容確認の上、地域福祉課に提出し、地域福祉課は県厚政課に提出し、保存するものとする。

ア 救助実施記録日計票（様式５－２）

イ 物資受払簿

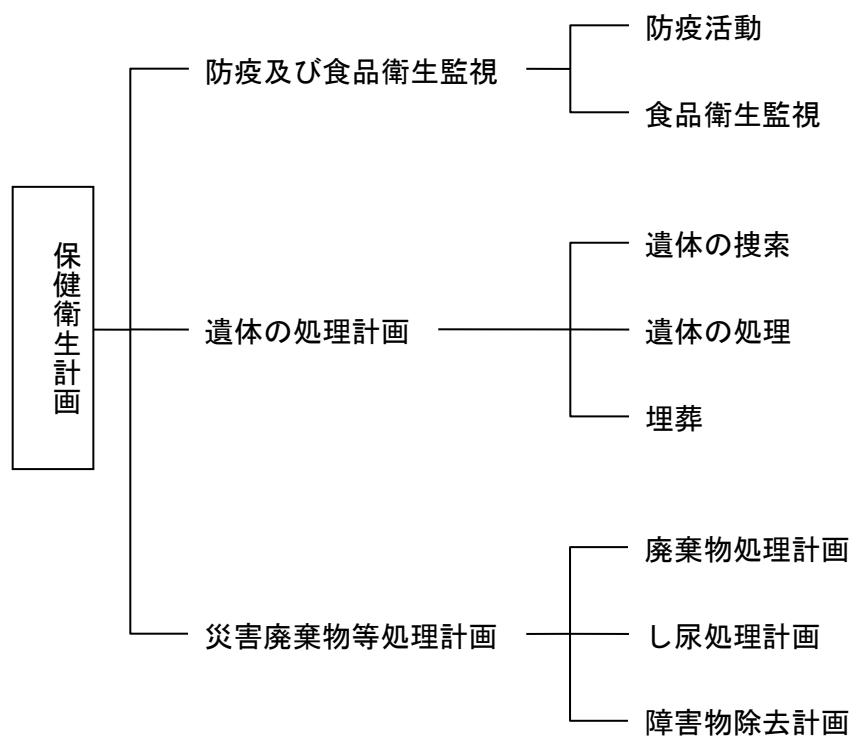
ウ 物資の配分計画表

エ 物資の給与状況（様式１１）

オ 物資購入関係支払証拠書類

カ 備蓄物資払出証拠書類

第 10 章 保健衛生計画



第 1 節 防疫及び食品衛生監視

第 1 項 防疫活動

1 市の防疫措置

(1) 防疫組織

災害地における防疫は、市（健康増進課）が行い、災害の規模により必要な人員を防災危機管理課が各部に指示して編成する。

防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とする。

※検病調査班は、「宇部市災害時保健活動マニュアル」に基づき、健康増進課長の指示により、市の保健福祉専門職で編成し、状況によって医師等を編入するなど弾力的な班編成とする。

検病調査班	保健師又は看護師 2 名程度
防疫班	職員 2 名

(2) 防疫活動

検病調査班	ア 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・滞水地域 … 週 1 回以上 ・避難所等 … 状況に応じた回数 イ 健康診断を実施する。 ウ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。
防疫班	ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 イ 避難所等の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ウ 井戸の消毒を実施する。 エ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 オ ねずみ族昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 カ 被災地域の清掃を実施する。 キ 感染症発生予防の広報。

2 県の防疫措置

(1) 防疫組織

災害救助部健康管理・防疫班及び健康福祉センターに防疫活動を統括する医師 1 名を置くとともに、防疫班及び検病調査班を設置する。

防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な班編成とする。

検病調査班	保健師又は看護師 2 名
防疫班	衛生技術者 1 名・事務職員 1 名・作業員 1 名

(2) 措置事項

ア 市町指導

健康福祉センター所長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症予防法」という。）第 27～29 条により、災害の状況に応じて職員を現地に派遣し、市町が実施する防疫活動等の必要な措置を指導する。

イ 応援の措置

- (ア) 災害救助部長は、市町から防疫班及び検病調査班の応援要請があった場合、又は防疫措置の必要を認めた場合は、直轄防疫班及び検病調査班を派遣する。
- (イ) 健康福祉センター所長は、市町から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市町による応援措置について、調整指示を行う。
- (ウ) 健康管理・防疫班は、健康福祉センター所長から防疫措置についての応援要請にかかる連絡を受けた場合は、直ちに次の措置をとる。
- ・区域外の健康福祉センター等で編成する県直轄防疫班及び検病調査班の派遣
 - ・区域外の市町に対する応援の指示又は応援の調整
- (エ) 被災地を管轄する健康福祉センター所長の指揮のもとに、それぞれ次の業務実施基準に従い、迅速かつ的確に行うものとする。

検病調査班	ア 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・滞水地域 … 週 1 回以上 ・避難所等 … 状況に応じた回数 イ 検病検査の状況等により、被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 ウ 一類及び二類感染症患者に対し、入院の勧告をする。 エ 健康診断を実施する。 オ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施又は指示する。 カ 就業制限を実施する。
防疫班	ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 イ 避難所等の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ウ 井戸の消毒を実施する。 エ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 オ ねずみ族昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 カ 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を市町に対して行う。 キ 被災地域の清掃を実施する。 ク 感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う）

ウ 市町に対する指示及び命令

- (ア) 感染症予防法に基づく指示
- ・感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示
 - ・物件に係る措置に関する指示
 - ・ねずみ族昆虫等の駆除に関する指示
 - ・生活用水供給の指示（第 3 1 条第 2 項）
- (イ) 予防接種法に基づく実施又は指示
- ・臨時予防接種に関する命令（予防接種法第 6 条）

エ 代執行

市町における被害が甚大であるため、又は市町の機能が著しく阻害されているため、知事の指示、命令により市町長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、知事は、感染症予防法により代執行を行うものとする。

オ 健康診断の実施

検病調査の結果、必要に応じて健康診断を実施する。(感染症予防法)

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管するものとする。

3 防疫薬剤の使用基準等

(1) 防疫薬剤の使用基準

種別			単位	使用薬剤	使用量
一 般 防 疫	井戸等飲料水施設の消毒		1 個当り	ク ロール 石 灰	水量の 1 / 5 0 0
				次亜塩素酸 ナトリウム	水量の 1 / 1 5 0 0
	浸水家屋 便所等の 消毒	床上浸水家屋	1 戸当り	クレゾール	2 0 0 グラム以内
		床下浸水家屋	1 戸当り	クレゾール	5 0 グラム以内
		全浸水家屋	1 戸当り	生石灰	6 キログラム以内
鼠 族 昆 虫 駆 除	全浸水家屋		1 戸当り	ダイアジン	4 リットル
				殺蛆剤	1 . 8 リットル

(2) 代替薬剤と使用目的

- ・クレゾール水（家屋、便所、手指の消毒）
- ・塩化ベンザルコニウム（家屋、便所、手指の消毒）
- ・生石灰（便所、溝の消毒）
- ・5 %ダイアジノン乳剤（はえ、蚊、のみ、ごきぶりの駆除）
- ・オルソジクロールベンゾール剤（含有量50 %以上）（はえの幼虫の駆除）

(3) 所要薬剤の状況把握

健康福祉センターは、災害発生時の防疫活動に備えて、管内業者の薬剤在庫量を把握し、所要の資料を整備しておくものとする。

第2項 食品衛生監視

災害時には、停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、県は必要に応じて食品衛生監視班による監視活動を行い、食品の安全確保を図る。

1 食品衛生監視班の編成

1 班あたりの構成は、2 名とし、状況に応じて増員する。

2 食品衛生監視班の活動内容

食品衛生監視班は、健康福祉センター所長の指揮のもとに、次の活動を行う。

(1) 救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査

(2) ライフラインに被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査

- (3) 継続的に食料供給が必要な施設（特に老人ホーム、病院等）の食品衛生指導
- (4) その他必要と判断される食品衛生指導

第2節 遺体の処理計画

第1項 遺体の搜索

1 実施機関

市及び消防局が、警察、海上保安署、日赤奉仕団等の協力を得ながら、搜索に必要な機械器具等を借り上げて実施するものとする。

2 搜索の対象

対象となる者は、行方不明の者で四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。なお、災害発生後、3日を経過した者は一応死亡したものと推定する。

3 遺体の搜索期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、期間内の搜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長の申請を行うものとする。

4 救助法対象経費

(1) 借上費

船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費で、直接搜索作業に使用したものに限る。

(2) 修繕費

搜索のために使用した機械器具の修繕費。

(3) 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、搜索作業を行う場合の照明用灯油代等。

第2項 遺体の処理

1 遺体処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所に集めて埋葬等の処置をするまで保存する。

(3) 検案

ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。

イ 検案は救護班又は医師により行う。

2 遺体処理の方法

(1) 実施機関

市（地域医療対策室、市民課、環境政策課）

- ア 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）は救護班又は医師により行う。
 - イ 遺体の収容及び一時保存
被害現場付近の適当な場所に遺体収容所を開設し、収容する。この場合、適当な建物がない場合は天幕、幕張り等の設備をする。
 - ウ 警察、海上保安署による検視及び救護班による検案を終えた遺体を、遺体収容所に輸送する。
 - エ 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。また、埋火葬許可証を発行する。
- （２）遺体処理期間
- 災害発生の日から１０日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打ち切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し、期間の延長を申請する。
- （３）遺体の処理に関する費用の範囲
- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用（遺体１体当たり２，８００円以内）
 - イ 遺体の一時保存のための費用（遺体１体当たり５，０００円以内）
 - ウ 検案に要する費用
ただし、通常の場合は救護班により実施するので費用は支出しない。
- （４）救助法適用地域以外の遺体の処理
- 救助法適用地が社会的混乱のため遺体の引き取りができない場合に限り、次により取り扱う。
- ア 遺体の身元が判明している場合
 - （ア）県内の他の市町に漂着した場合
当該地の市長（地域医療対策室）は知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。
 - （イ）他の県内の市町村に漂着した場合
漂着地の市町村において処理されるものとし、その費用については、救助法３５条の規定により求償を受ける。
 - イ 遺体の身元が判明していない場合
 - （ア）身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は上記アと同様に取り扱うものとする。
 - （イ）身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村長が、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理するものとする。

第３項 埋葬

- １ 実施機関
市（環境政策課）
- ２ 埋葬の要件等
 - （１）埋葬の要件
 - ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡した者であれば直接災害により死亡した者に限らない。災害発生以前に死亡した者であってまだ葬祭が終わっていないものも含まれる。）
 - イ 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

- (ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。
- (イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
- (ウ) 経済機構の一時的混乱のため、棺、骨壺等が入手できないとき。
- (エ) 埋葬すべき遺族がいらないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

(2) 埋葬の方法

埋葬は市長（環境政策課）が現物給付することを原則とし、棺、骨壺等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。

埋葬は原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

ア 市は遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。

イ 市は遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上引き渡す。

(3) 身元不明遺体の取扱い

ア 身元不明の遺体については、警察官と連絡し調査にあたりとともに、埋葬は土葬とする。

イ 身元不明遺体の取扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年令、容貌、身体的特徴等を記録する。

ウ 事故等による遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後、埋葬する。

エ 遺留品は、所定の場所に保管し、身元の判明に努める。

(4) 埋葬の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打ち切ることができないときは、知事は内閣総理大臣に対し期間の延長を申請する。

(5) 救助法対象経費

ア 大人1体当たり149,000円以内（満12才以上）

小人1体当たり119,200円以内

イ 棺、骨壺及び火葬又は土葬の価格は、その地方の通常の際の市価による実費とし、埋葬の際の人夫賃及び輸送費についても限度額に含まれる。

ウ 埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。

(6) 必要施設の確保

市（環境政策課）は、災害時に近隣の市町に協力依頼ができるよう火葬場の把握に努める。

(7) 体制の確保

市（環境政策課）は、平常作業及び臨時雇い上げ等により埋葬体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保しておく。

[資料] 3-10-2 近隣火葬場

第3節 災害廃棄物等処理計画

第1項 廃棄物処理計画

1 実施機関

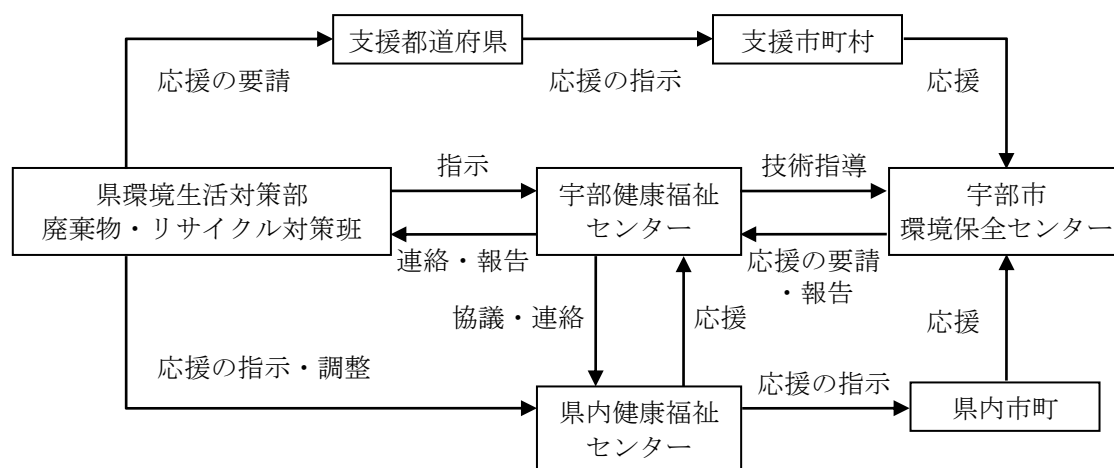
市（廃棄物対策課・環境保全センター施設課）

2 処理体制の整備

市（廃棄物対策課）は、臨時雇い上げ等による応援体制を確立し、必要に応じ、県（健康福祉センター）を通じて近隣市町等から人員及び資機材の応援を得て実施する。

このため、市はあらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

なお、被害が甚大で、市が自ら処理することが困難であり地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託を行った場合は、県が災害廃棄物の処理を実施することができる。



3 災害廃棄物等の処理対策

(1) 収集運搬体制

市は、一般家庭から排出される生ゴミ、破損家財ゴミ等、生活上速やかに処理を必要とするゴミについては、収集可能となった時点からできるかぎり早急に収集する。

(2) 仮置場の選定・確保、仮設焼却場の設置

市は、焼却施設が被災することも考慮に入れ、廃棄物の集積場所及び処理施設の確保を図る。

その際、必要な広さを有し、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、仮置場とするなどの対策を講じる。

また、災害時には、粗大ゴミ、不燃ゴミをはじめ、多様な廃棄物が大量に排出されることから、災害廃棄物の迅速かつ適切な分類・処理・処分に必要な仮置場の確保や仮設焼却場の設置等の方策を講じる。

(3) 環境対策

市は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音・振動、土壌、臭

気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

(4) 倒壊家屋等の解体・撤去

鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物については、(1) 及び (2) の対策終了後、速やかに処理をする。

また、解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、市又は工事請負事業者が行うこととし、県はこれらの廃棄物の処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

(5) 有害性・危険性廃棄物

市は、有害性・危険性がある廃棄物を業者引取ルート of 整備等の対策を通じて適正に処理する。

(6) 土砂及び津波堆積物の処理

市は、水害に伴う土砂や津波堆積物の取扱いについて、悪臭等により人体や生活環境への影響が懸念されるヘドロを優先して処理を進める。

(7) 思い出の品等の取扱い

市は、写真や位牌、賞状等の所有者によって価値のある思い出の品等については、市で保管・管理・返却を行うとともに、貴重品・有価物については警察に届け出る。

(8) その他

ア 死亡獣畜処理

(ア) 牛、馬、豚、山羊、綿羊の死体処理は、事業者が死亡獣畜取扱場で処分する。

(イ) 死亡獣畜取扱場で処分することが困難な場合は、県（健康福祉センター）の指示により処分するものとする。

イ 放射線物質の処理

放射線物質の処理については、消防局が、県が別途定める処理要領等により処分するものとする。

[資料] 3-10-3 宇部市災害廃棄物処理計画

第2項 し尿処理計画

1 実施機関

市（環境政策課、廃棄物対策課）

2 仮設トイレの要請

市（環境政策課）は、災害により仮設トイレが必要となった場合、県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課（083-933-2983）に要請をする。

また、必要に応じて、障害者用トイレの確保についても要請する。

3 仮設トイレの設置

市環境政策課は、地域福祉課、公園緑地課等関係課と調整の上、避難所又は断水地域の公園等に設置する。

設置の数量については、おおむね次によるものとする。

項 目	計算式、パラメータ等
仮設トイレ必要基数	仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安
仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
断水による仮設 トイレ必要人数	$[\text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口})] \times \text{断水率} \times 1 / 2$
仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量／し尿の一人1日平均排出量／収集頻度
仮設トイレ容量	400Lとする。
し尿の一人1日 平均排出量	し尿収集量／し尿収集人口
収集頻度	3日／1回

4 収集体制

大規模災害発生時には、市の収集機能が停止することも想定されることから、市（廃棄物対策課）は、民間業者及び県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課並びに近隣市町に応援を求め、速やかに収集・運搬体制を整えるものとする。

5 収集対策

避難所、仮設トイレのし尿収集は、衛生環境確保の上から優先的に行うものとする。

[資料] 3－10－4 清掃施設・器材等

第3項 障害物除去計画

1 住居関係障害物の除去

(1) 実施機関

救助法による障害物の除去は地域福祉課が土木河川課に依頼し、土木河川課がこれを実施する。

(2) 障害物除去の対象者

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産のない高齢者、障害者

(3) 障害物除去の戸数

- ア 救助法適用市の区域において、半壊、床上浸水戸数の15パーセント以内とする。
- イ 上記の基準（15％）を超えて実施する必要があると認められるときは、知事は適用市町間の戸数の融通を行うことができるものとする。
- ウ 上記の適用市町間の融通によっても基準を超えている場合は、市（土木河川課）が行うものとする。

(4) 障害物除去の方法

ア 対象世帯の調査・選定

防災関係課、資産税課、市民税課、収納課は、半壊及び床上浸水した全世帯を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況、市民税課税状況、被害状況を調査し、防災危機管理課へ報告する。

防災危機管理課は、取りまとめた罹災台帳を地域福祉課へ提出する。地域福祉課は、

罹災者台帳を基に「障害物除去対象者名簿」を作成し、土木河川課に依頼する。

イ 除去作業の実施

土木河川課は、賃金職員等、技術者を動員し、機械器具等を借り上げて実施する。

ウ 救助法対象経費

1世帯当たり141,100円以内とする。

(5) 障害物除去の実施期間

ア 災害発生の日から10日以内とする。

イ 上記の期間に実施することができないときは、知事は内閣総理大臣に対し特別基準の申請を行うものとする。

(6) 救助法の適用がない場合の処理（災対法第62条）

市（土木河川課）が、生活保護法の被保護者並びに要保護者、特定の資産のない高齢者、障害者を対象として、地域福祉課の依頼を受けて実施する。

2 その他の障害物の除去

(1) 道路関係障害物の除去

市（道路整備課）は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築事務所に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。

(2) 河川・港湾関係障害物除去

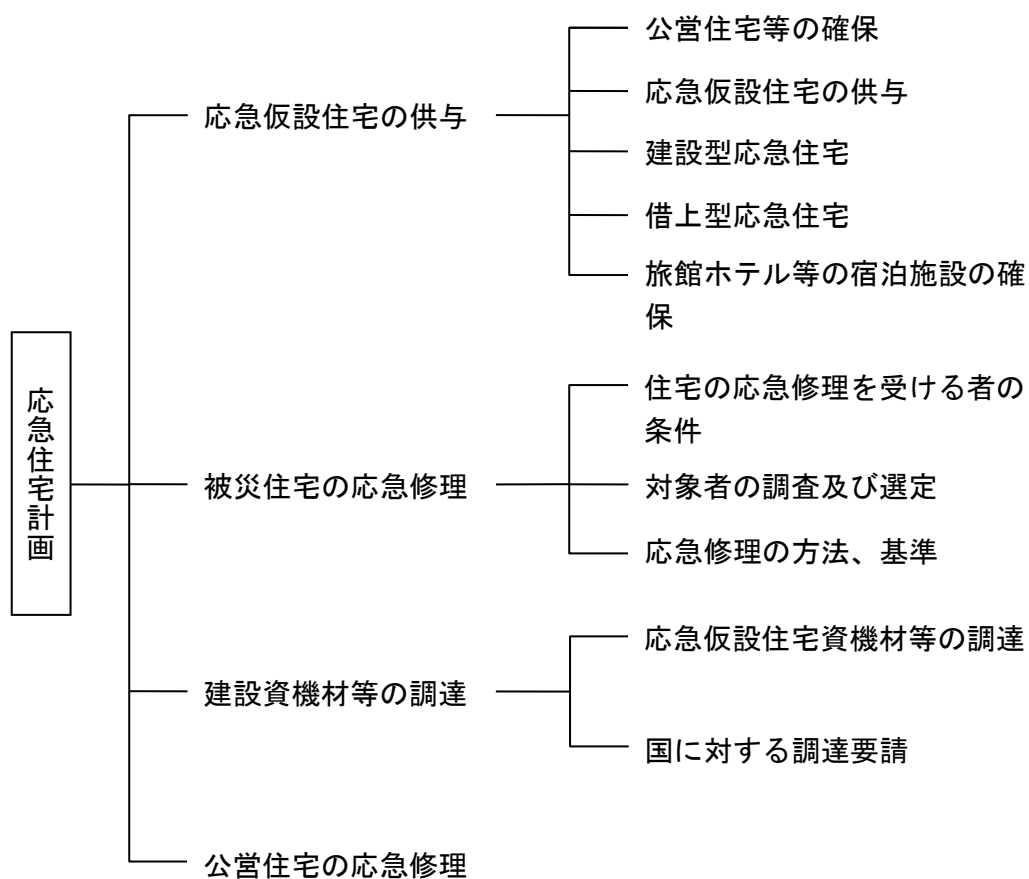
所管する施設に関わる障害物を除去する。

一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。

(3) 汚物

一般的には廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第 1 1 章 応急住宅計画



第1節 応急仮設住宅の供与

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に收容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に收容するものであるから、その期間は短期間に限定される。

このため、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、救助法の規定に基づき応急仮設住宅を供与するものとする。

【県（厚政課・住宅課）・市】

第1項 公営住宅等の確保

1 公的住宅の確保

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、県及び市町は、積極的に県営住宅、市営住宅の確保に努める。

2 入居資格等

(1) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。

なお、この場合において、高齢者、障害者等に配慮するものとする。

(2) 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。

(3) 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令、山口県営住宅条例及び宇部市営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。

ア 入居期間は、原則として1年以内とする。

イ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。

ウ 災害による暫定入居として公募除外対象とする。

エ 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。

(4) 被災者か否かは、原則として市町が発行する当該地震に係る罹災証明書等により行う。

(5) 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

3 他の事業主体への要請

(1) 公営住宅の確保にあたっては、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。

(2) 独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保、提供を要請する。

(3) 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

第2項 応急仮設住宅の供与

1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被

災者に対して知事（委任を受けた市町長）は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「借上型応急住宅」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。

2 応急仮設住宅に収容する被災者の条件

（１）住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等

（２）自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産がない失業者

ウ 特定の資産がない未亡人、母子世帯

エ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障害者

オ 特定の資産がない小企業者

カ 上記に準ずる経済的弱者等

（３）災害時に、現実に救助法適用市町に居住していること。（被災地における住民登録の有無は問わない。）

3 対象者及び入居予定者の選定

（１）対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市町長が行う。

（２）入居資格については、２「応急住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者世帯に配慮すること。

（３）市町長は、民生委員の意見を聴くなど被災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。

（４）入居者の決定は、市町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。

4 応急仮設住宅の管理等

（１）建設型応急住宅

ア 県（厚政課）が市町に委託し、市町長が公営住宅に準じて維持管理する。

イ 供与できる期間は、建築工事が完成した日から２ヵ年以内とする。

（２）借上型応急住宅

ア 県（厚政課）が民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。

イ 供与期間は原則２年以内で県が定める期間とする。

ウ 県（厚政課）は、入居契約等転貸借に関する事務を市町に委任する。

第３項 建設型応急住宅

1 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市町長に委任して実施する。

2 建設場所の選定

（１）建設場所は、あらかじめ市町が選定した建設候補地から建設地を決定する。

- (2) (1) の候補地で不足する場合には、市町が公有地等を優先して建設敷地を決定する。
なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市町との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。
- (3) 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場（一次集積所、二次集積所）と調整を図るものとする。
- (4) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能であることから、国の協力を得て確保する。（国有財産法第22条）

3 建設方法

- (1) 県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。
- (2) 県が建築業者に請負わせて建設する。
- (3) 県は、市町において建設することが適当と認めたときは、市町に対し設計図書等を示すものとする。
- (4) 建設に関して、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会の協力を求めるに当たっては、両協会との協定書に基づいて行うものとする。
- (5) 建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

4 建設基準

- (1) 延べ床面積
1戸当たりの床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。
- (2) 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。
入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。
- (3) 同一敷地内又は隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
- (4) 高齢者、障害者、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

5 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。（救助総務班と住宅班が協議して定める。）

6 建設期間

- (1) 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (2) 災害の状況により、20日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（着工の延長）の協議を行う。

第4項 借上型応急住宅

被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

民間賃貸住宅の確保に関して、（一社）山口県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会山口県本部、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会及び（公財）日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。

第5項 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設整備が整っており、食事等についても確保されることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障害者等要配慮者の一時収容先として確保に努める。

第2節 被災住宅の応急修理

第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件

1 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

(1) 災害発生によって住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

(2) 全壊又は全焼等の被害を受けた者で、修理すれば居住することが可能であって、引き続き居住する意思がある者。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害発生によって、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。

第2項 対象者の調査及び選定

1 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

市（資産税課）が、現場における目視による確認や被災者の持参する写真等に基づき調査し、県が選定する。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

市（資産税課）が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市（地域福祉課）が発行する罹災証明書に基づき県が選定する。

3 上記1、2は、場合によっては、県から被災市への事務委任により実施する。

第3項 応急修理の方法、基準

1 応急修理の方法等

(1) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理の実施は、市（営繕課）から建設業者への請負又は、市から被災者に対してブルーシート、ロープ、土のう袋等の資材を給与し、被災者自らの施工により行う。

なお、被災者自らが行う場合は、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者、NPO法人、ボランティア、消防団等の協力を得ることが望ましい。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の実施は、市（営繕課）が、建築業者に請負わせる。

(3) 以下の他の者が行う応急修理は排除しない。

ア 家主が貸家を修繕する場合

イ 親類縁者の相互扶助による場合

ウ 会社が自社所有の住家（寮、社宅、飯場等）を修繕する場合

2 修理の範囲

（１）住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

住家の屋根、外壁、建具（玄関、窓、サッシ等）について、日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある部分に限るものとする。

（２）日常生活に必要な最小限度の部分の修理

日常生活に必要欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等）に限るものとする。

3 修理の期間

（１）住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

災害発生の日から１０日以内に完成させるものとする。

（２）日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害発生の日から３ヵ月（災害対策基本法第２４条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第２４条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第２８条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、６月以内）以内に完成させるものとする。

（３）修理の期間の延長

上記（１）、（２）の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事（厚政課）は、内閣総理大臣に特別基準の申請を行う。

第３節 建設資機材等の調達

第１項 応急仮設住宅資機材等の調達

1 応急仮設住宅の資機材は、関係団体（（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会）の協力を得て調達する。

2 用材の確保については、県災対本部農林水産対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（（一社）山口県木材協会）又は生産工場を通じて確保する。

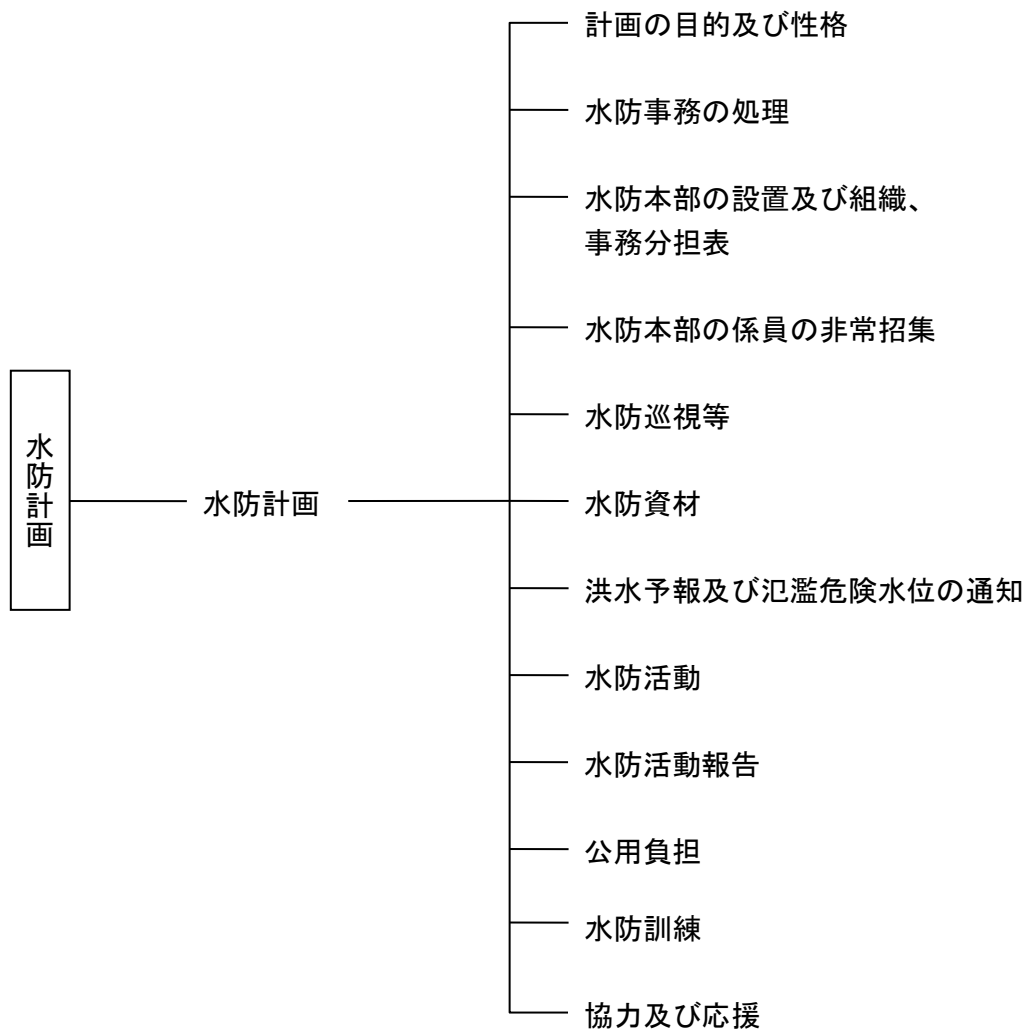
第２項 国に対する調達要請

第１、２項によってもなお資機材が不足する場合は、国に対して資機材の調達を要請するものとする。

第４節 公営住宅の応急修理

被災した公営住宅については、各管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。

第 1 2 章 水防計画



第 1 節 水防計画

第 1 項 計画の目的及び性格

1 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、山口県知事から指定された指定水防管理団体たる宇部市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、宇部市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

2 改正及び修正

この計画は、毎年検討を加え、諸情勢の変化に伴って修正の必要が生じたときは、宇部市防災会議に諮って改正する。

また、策定又は変更を行った水防計画について、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。（法第 32 条）

指定水防管理団体の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。水防管理者（市長）は、河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。（法第 33 条第 4 項）

ただし、軽微な事項の改正については、宇部市防災会議に諮ることを省略することができる。

第 2 項 水防事務の処理

洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、法第 16 条による水防警報の通知等を受けたときから、洪水による危険が除去される間、この計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

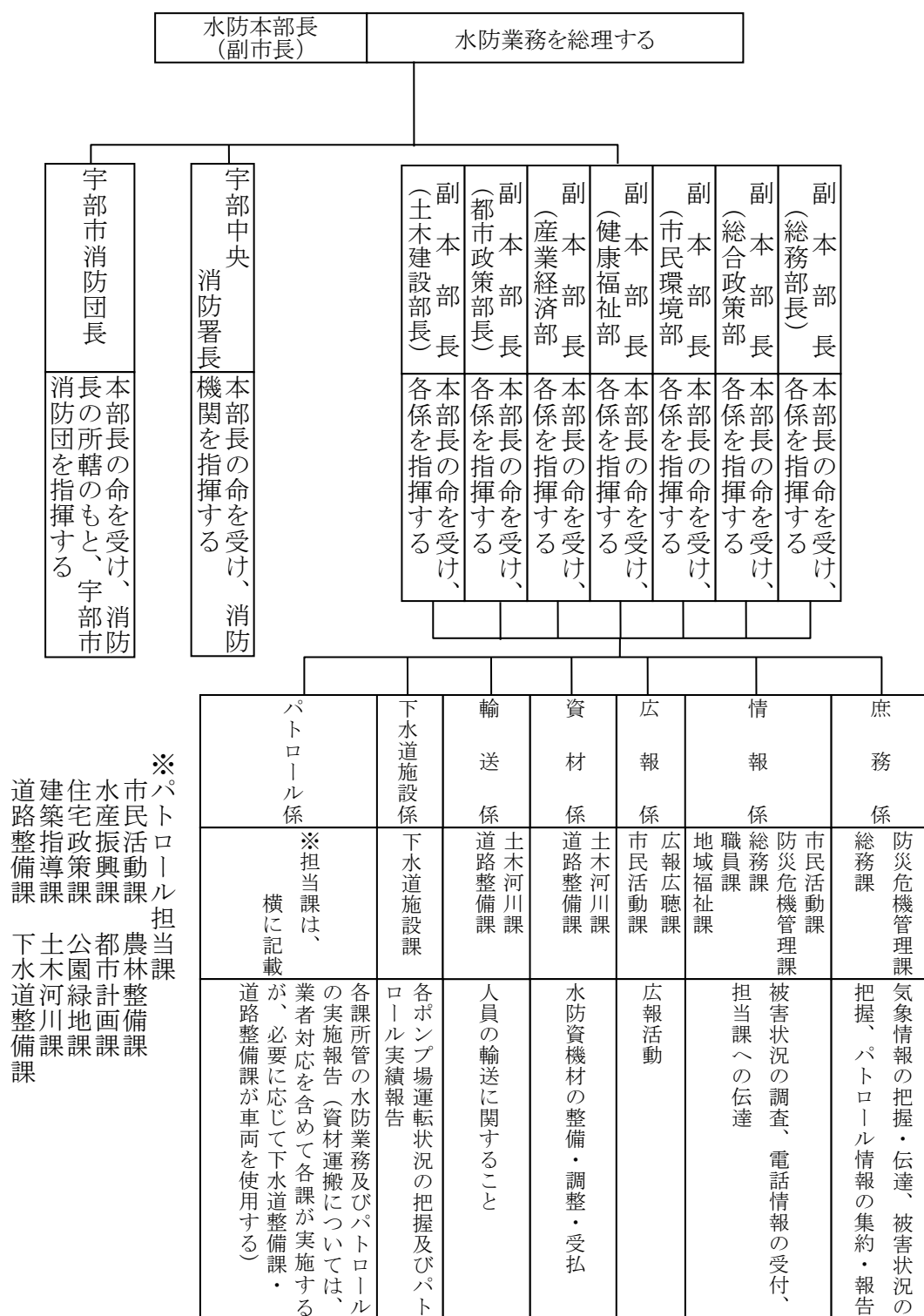
第 3 項 水防本部の設置及び組織、事務分担表

1 水防本部の設置

（1）水防管理者（市長）は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときからその危険が除去するまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

（2）水防本部の事務局は防災危機管理課に置き、水防本部の組織及び所掌事務は、次のとおりとする。

水防本部の組織及び事務分掌



第4項 水防本部の係員の非常招集

水防関係職員は、大雨、高潮、津波、洪水注意報及び警報が発令されたときは、直ちに所定の配備につくことができるよう常に気象状況の変化に注意するとともに、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに水防本部に集合し、水防本部長の指示を受けるものとする。

第5項 水防巡視等

1 水防巡視

水防本部長は水防警報等の通知を受けたときは、直ちに水防関係課及び消防機関の長に対し、その通報を通知し、水防活動に従事する者の安全を確保した上で、必要人員をもって河川等の巡視を行うよう指示するものとする。

[資料] 2－5－1 観測施設等

2 水防標識（法第18条）

水防のため出動する優先通行車両の標識は、次のとおりとする。

[資料] 3－12－1 水防標識

3 身分証票

水防計画を作成するため、必要な土地に立ち入る場合に携帯呈示する身分証票は、次のとおりとする。

[資料] 3－12－2 身分証票

第6項 水防資材

1 水防倉庫並びに備蓄器具、資材

各水防倉庫の備蓄器具及び資材は、次のとおりである。

[資料] 2－6－6 水防倉庫と資機材

2 水防備蓄器具、資材の補充

水防資材を使用し、又は器具を破損したときは早急に補充し、又は修理し緊急水防時に支障のないように留意するものとする。

3 民間水防資材の確認

緊急時における水防作業が、円滑に実施できるようあらかじめその区域内において水防資材を保有する商社、店舗等の所在、保有状況等を調査把握に留意するものとする。

4 水防資材使用報告

水防資材を使用したときは、水防資材使用報告書を資材使用后3日以内に土木河川課長に報告しなければならない。

第7項 洪水予報及び氾濫危険水位の通知

1 洪水予報（法第11条）

知事が気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川及び実施区域は次のとおりである。

水系名	河川名	区 間		基準地点
		上流端	下流端	
厚東川	厚東川	厚東川ダム	河口	持世寺水位観測所

洪水予報指定河川については、次の洪水予報を発する。

種 類	内 容	発令時期
氾濫 注意情報	洪水により災害が起こると予想されるとき、注意を促すために発表する。	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、または避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。
氾濫 警戒情報	洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがあるとき、嚴重な警戒を要し、避難を検討する必要があると警告するために発表する。	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫 危険情報	洪水により国民経済上重大な損害を生じる危険があるとき、早急に避難を完了する必要があると警告するために発表する。	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。
氾濫 発生情報	氾濫の発生を周知するために発表する。	洪水予報区間で氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき。

2 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位：法第13条第2項）

知事が氾濫危険水位を定め、水位情報を通知する河川（水位周知河川）は次のとおりである。

水系名	河川名	水位観測所
厚東川	中川	中川水位局
有帆川	有帆川	有帆新橋水位局
		沖田水位局
		土井水位局
真締川	真締川	土田橋水位局

3 警戒避難体制の整備（法第15条）

水防法に基づき、県知事により指定を受けた洪水予報河川又は水位周知河川における洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域については、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、ハザードマップ等により住民への周知を図る。

(1) 洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達方法

[資料] 3-12-9 洪水予報及び氾濫危険水位の連絡・情報提供系統及び伝達方法

(2) 緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

[資料] 2-7-1 緊急避難場所及び避難所一覧

(3) 浸水想定区域内の地下街等又は利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる高齢者、障害者、乳幼児等が主に利用する施設の名称、住所並びに洪水予報の連絡・情報提供系統及び伝達方法は次の図のとおりとする。

[資料] 3-12-11 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び洪水予報・氾濫危険水位の伝達方法

[資料] 3-12-12 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設

[資料] 3-12-13 宇部市洪水ハザードマップ

[資料] 3-12-16 高潮ハザードマップ

第8項 水防活動

1 水防警報（法第16条）

知事が発する水防警報は、次のとおりである。

河川については、次の水防警報を発する。

種類	内 容	発令時期
待機	水防要員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。	気象、河川状況等からみて必要と認められるとき。特別な事情のない限り、発令しない。
準備	1 水防資器材の点検、整備 2 逆流防止水門、ため池等の水門の開閉準備 3 河川、その他危険区域の監視 4 水防要員の配備計画等のための水防準備を通知するもの	河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇し氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあり、出動の必要が予測されるとき。
出動	1 水防要員の警戒配置 2 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき。 2 危険箇所等を発見し、災害が起こることが予想されるとき
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により、危険箇所について必要事項を指摘するもの	1 河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき。 2 災害の起こるおそれがあるとき。

解除	水防活動の終了を通知するもの	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められたとき。 2 危険箇所等において災害が起こる可能性がなくなったとき。
----	----------------	---

海岸については、次の水防警報を発する。

種類	内 容	発令時期
準備	1 陸閘の操作 2 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置 4 住民への警戒呼びかけ	気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 高潮警報の発表に伴い配備した直後、台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により配備した直後、又は高潮発生が予想される 1 2 時間程度前に発令する。
出動	1 水防要員の警戒配置 2 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置 4 住民の避難誘導 5 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの	高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される 4 時間程度前までに発令する。
解除	水防活動の終了を通知するもの	気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。

2 重要水防区域

この計画で定める重要水防区域は、次のとおりである。

〔資料〕 2－4－2 水防警報区域と重要水防箇所

〔資料〕 2－7－1 緊急避難場所及び避難所一覧

3 水防に関する連絡系統

勤務時間内、時間外における水防に関係のある気象予警報については、第 3 部第 2 章「災害情報の収集・伝達計画」に定める。

また、情報の連絡系統については、第 3 部第 1 章「応急活動計画」に定める。

4 水防関係課及び消防機関の活動

洪水等に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、法第 16 条の規定による水防警報等を受けたときから、洪水等による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

なお、水防活動は原則として複数人で行うものとし、洪水、津波又は高潮いずれにおい

ても、水防関係課又は消防機関自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等により、水防関係課又は消防機関自身の安全を確保しなければならない。

津波浸水想定区域内にある消防機関は、気象庁が発表する津波警戒等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先するものとする。

また、消防団の各分団水防受持区域については次のとおりである。

[資料] 3-12-3 消防団の水防受持区域及び定員

5 河川等の巡視

- (1) 水防関係課及び消防機関は、洪水予報の通知を受けたときは、随時受持区域の河川等を巡視し、水位の状況等を水防本部長に報告するものとする。
- (2) 水防関係課及び消防機関は、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、常時受持区域の河川等を巡視し、洪水等のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防本部長に報告するとともに、必要人員を招集し水防作業にあたらせ、その旨を水防本部長に報告するものとする。
- (3) 水防関係課及び消防機関は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地区内住民の出動を求める必要があるときは、その旨を水防本部長に報告するものとする。
- (4) 水防関係課及び消防機関は、洪水等の危険が切迫し、直ちに地区内住民の避難、立退きを必要と認めるときは、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防本部長に報告するものとする。
- (5) 各分団長は、地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて対応するものとする。

[資料] 3-12-4 ダム

6 輸送

水防上必要がある場合は、市有車両を使用し、水防活動にあたるものとする。

第9項 水防活動報告

水防活動（警戒のみに終わった場合を除く。）を行った場合は、水防活動実施報告書を当該水防活動の終了後3日以内に水防本部長に提出し、水防本部長は、水防活動を取りまとめて、山口県水防計画に定める水防活動状況報告書を5日以内に宇部土木建築事務所を経由して、知事（河川課）に報告するものとする。

[資料] 3-12-5 水防活動実施報告書

[資料] 3-12-6 水防活動状況報告書

第10項 公用負担

1 公用負担権限証明書

法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、公用負担権限証明書を携行し、必要のある場合はこれを呈示するものとする。

[資料] 3-12-7 公用負担権限証明書

2 公用負担命令票

法第28条の規定により公用を命ずる権限を行使する際は、原則として公用負担命令票を目的物の所有者、管理者又はこれらに準すべき者に手渡してこれをなすものとする。

[資料] 3-12-8 公用負担命令票

第11項 水防訓練

法第32条の2の規定により、毎年1回以上水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るとともに、水防組織の整備点検を行うものとする。

なお、この水防訓練は、第2部第3章「防災訓練の実施」の実施に定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えないものとする。

第12項 協力及び応援

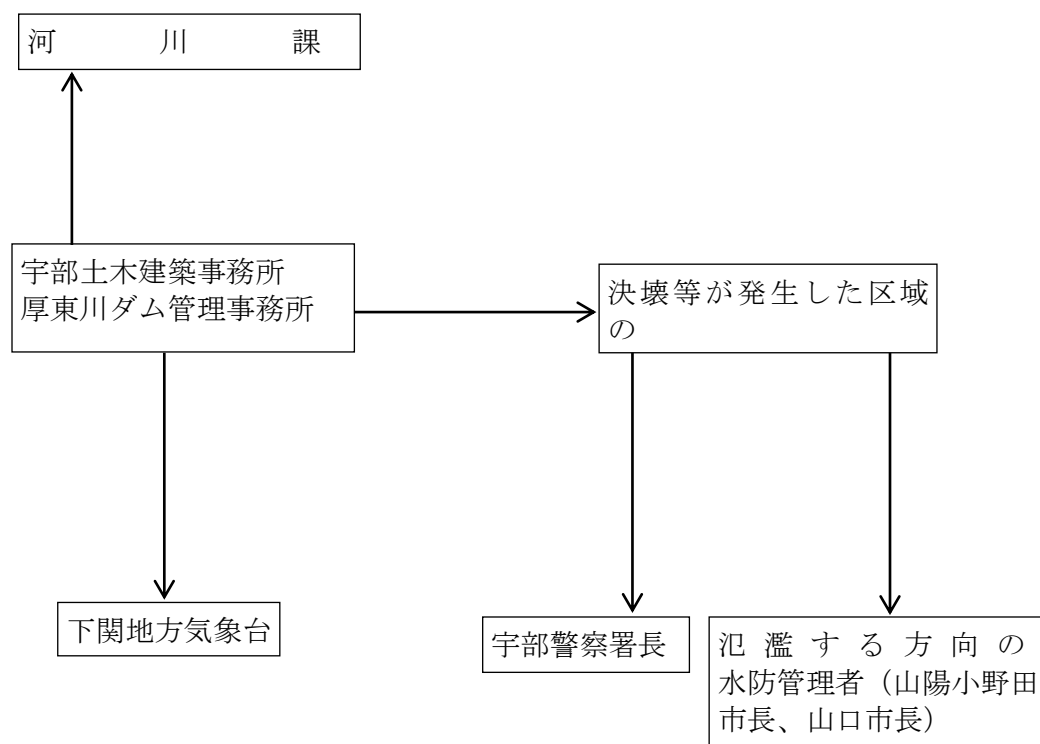
1 河川管理者の協力

河川管理者山口県知事及び宇部市長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供

(2) 関係者に対する決壊・漏水等の通報（洪水予報による伝達に代えることができる。）

<連絡系統図>



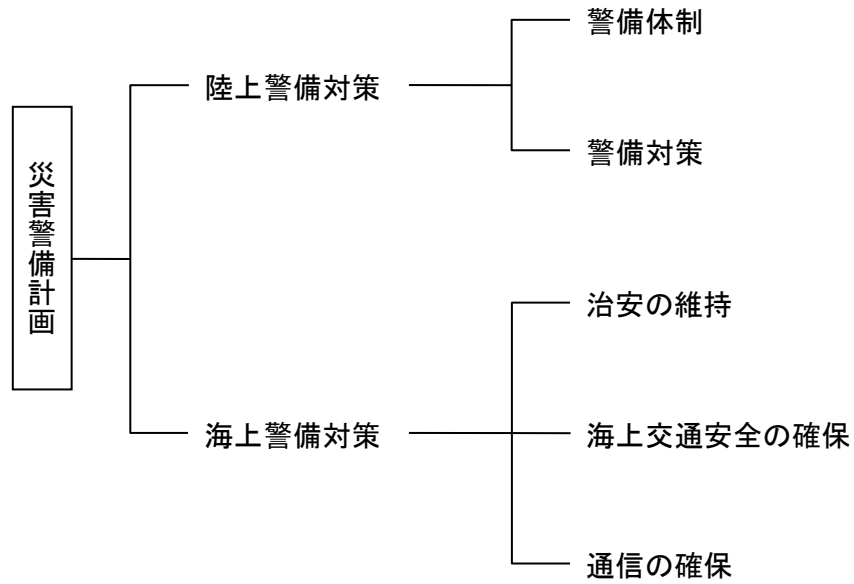
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

2 下水道管理者の協力

下水道管理者（宇部市長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対する下水道に関する情報の提供
- (2) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (3) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第 1 3 章 災害警備計画



第1節 陸上警備対策（警察）

第1項 警備体制

1 職員の招集・参集

職員は、県内に災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集するものとする。

2 警備体制の種別

（1）第1次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して被害の発生が予想される時。

（2）第2次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して相当の被害の発生が予想される時。

（3）第3次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等により、大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時。

3 警備本部の設置

県内に災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、山口県警察災害警備計画等に定めるところにより、県警察本部及び関係警察署に所要の災害警備本部を設置する。

県に災害対策本部が設置された場合には、災害警備本部は、県本部の公安部としての活動を実施する。

4 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備計画の定めるところによる。

第2項 警備対策

大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

1 情報の収集等

（1）被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集にあたる。

（2）災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互の災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

2 救出救助活動等

(1) 機動隊等の出動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。

また、被害の状況により他都道府県警察の広域緊急援助隊の応援を要請する。

(2) 警察署等における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配慮する。

(3) 行方不明者の搜索等

行方不明者の搜索等及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

3 避難誘導等

避難誘導に際しては、市等関係機関と連携し、被災地域、災害危険区域等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。

また、障害者等の要配慮者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配慮する。

4 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確保

災害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認められる場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

(2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

(3) 緊急交通路等機能の確保

ア 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の3に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。

5 遺体搜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、市が行う遺体の搜索に協力する。また、医師等との連携に配慮し、迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

6 二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険区域等の調査を実施し、把握した情報について市災害

対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。

7 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。

また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事件等の取締まり等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

8 災害情報等の伝達

(1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等、被災者等のニーズに応じた情報を部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

(2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、相談窓口の設置等を行う。

また、避難所等の被災者の不安を和らげるため、警察官の立寄り等の活動を推進する。

9 通信の確保

災害により被害が発生し又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

第2節 海上警備対策（海上保安署）

第1項 治安の維持

海上保安署は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

[資料] 3-1 3-1 海上保安部・署の管轄区域

第2項 海上交通安全の確保

海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

1 災害による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じる等、規制を行うものとする。

2 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

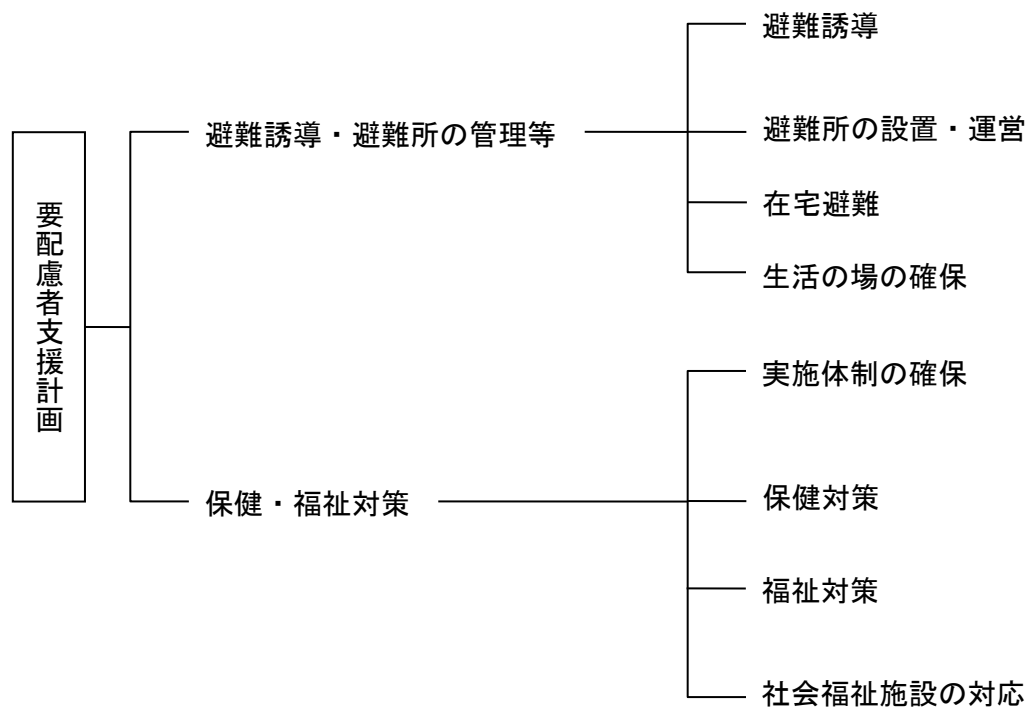
- 3 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危機が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。
- 4 海難船舶又は漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- 5 水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 6 航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努めるものとする。
- 7 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

第3項 通信の確保

海上保安署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な通信を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 情報通信施設の保守を行い、またその施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。
- 2 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。
- 3 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
- 4 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配備を行う。
- 5 映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。
- 6 関係機関等との通信の確保は、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。

第 1 4 章 要配慮者支援計画



第1節 避難誘導・避難所の管理等

第1項 避難誘導

1 避難の指示の伝達

避難の指示を行う市長（防災危機管理課）及び消防局は、情報の伝わりにくい高齢者（高齢福祉課、介護保険課）、障害者（障害福祉課）、外国人（観光交流課）、妊産婦や乳幼児のいる世帯（こども支援課）等への伝達や夜間における伝達には特に配慮し、地域の避難支援者等の協力を得るなどして伝達するものとする。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

また、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客にも配慮するものとする。

2 避難誘導の方法

避難指示が出された場合、市は、警察署、消防局、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を緊急避難場所に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等優先して避難誘導する。

3 移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては、車両等による移送に配慮する。

4 避難行動要支援者名簿等の活用

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第2項 避難所の設置・運営

1 避難所の管理

- (1) 避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿の作成にあたり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等の把握に努める。また、民生・児童委員など福祉関係者等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

市（障害福祉課、高齢福祉課、介護保険課）は、平常時に把握している避難行動要支援者名簿、在宅福祉サービス利用者、一人暮らし・寝たきり高齢者、障害者等の名簿を活用するなどして安否確認を行う。

- (2) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護職員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。

介護支援専門員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。

- (3) 避難所において高齢者、障害者等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮するものとする。

- (4) 自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者等への情報が徹底されるよう努める。とりわけ一人暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。
- (5) 避難所においては、感染症対策マニュアルにより、感染症対策を行う。
- (6) 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、哺乳瓶、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアの協力を得ながら高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。
- (7) 県は、市町等からの応援要請を受けた場合、関係福祉団体と調整し、必要な福祉人材の派遣を行う。

2 被災者の他地区等への移送

要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

第3項 在宅避難

- (1) 避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とするものとする。
- (2) そのため、避難所は、在宅避難者を含めた被災者に対する情報発信の場所となるとともに、被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の機能を有する地域の支援拠点として位置付けるものとする。

第4項 生活の場の確保

高齢者、障害者等にとって厳しい避難生活となるハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急仮設住宅の確保に努める。

1 応急仮設住宅の建設・供与

- (1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。
- (2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦世帯等に配慮する。

2 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、県及び市はその確保に努める。

3 宿泊施設の確保

宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

第2節 保健・福祉対策

第1項 実施体制の確保

1 市の体制

市（健康福祉部）は、災害救助事務等に平行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、不足する場合は市（職員課）を通じて県又は他の市町等に応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

2 県の体制

県は、市町からの要請に応じ福祉関係職員を派遣するとともに、相談援助業務等に支障が生じるおそれがある場合は、国又は他の都道府県、さらには各種施設・協議会関係団体の職員派遣等の協力要請を行う。

第2項 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、市（健康増進課）は、「宇部市災害時保健活動マニュアル」に基づき、保健師・栄養士等による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

1 巡回健康相談・栄養指導

保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康相談・栄養指導を行う。

2 メンタルヘルスケア

県精神保健福祉センター、健康福祉センター等によるメンタルヘルスケアを行う。

3 在宅保健サービス

訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスを早期に実施する。

第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、（障害福祉課、高齢福祉課、介護保険課）は県等の応援職員、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者に対し遅くとも1週間以内をめどに組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

1 要配慮者の把握等

市（障害福祉課、高齢福祉課、介護保険課、健康増進課、こども支援課）は、発災後直ち

に職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障害者、さらには家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、市社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を通して行う見守り活動等との連携を図る。

2 福祉サービスの提供

(1) 市(障害福祉課、高齢福祉課、介護保険課)は介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。

(2) 県は市と連携して、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受け入れの可能性を探るとともに、保育所での一時預かり、児童養護施設や里親等への一時保護委託等を行う。

また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。

(3) 市は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービス等、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

3 情報の提供

県及び市は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、掲示板、パソコン等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付テレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

視覚障害者、聴覚障害者については、聴覚障害者用FAX等により緊急通報をする。また、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

4 生活資金等の貸付

県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付(小口資金貸付制度)の実施について国に要請するとともに、貸付主体である県社会福祉協議会と連携した周知など適切かつ速やかな対応を行う。

また、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

第4項 社会福祉施設の対応

1 入所者等の安全確保

(1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。

(2) 発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、供电、給食等の施設設備の安全を確認する。

(3) 県及び市は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

2 要配慮者の受入れ

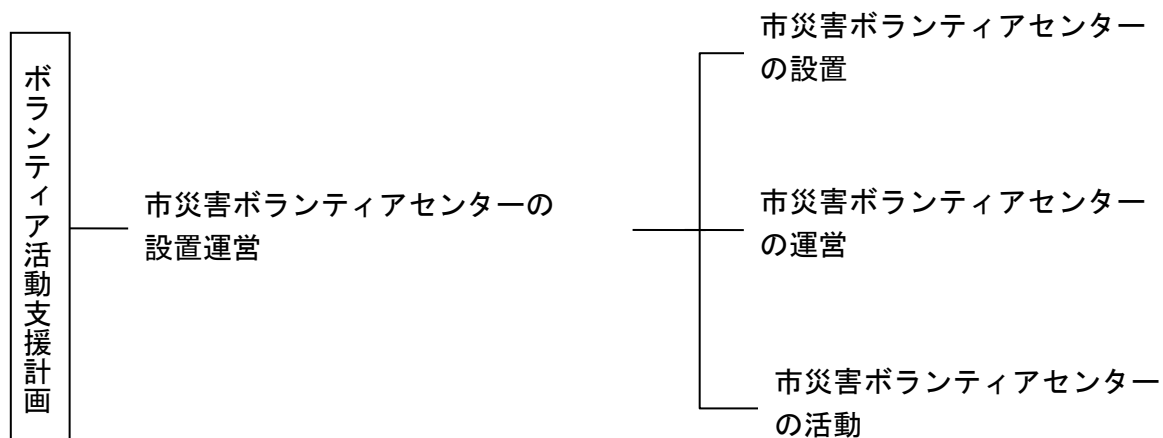
- (1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペース等を活用して、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行うものとする。

なお、不足する生活必需品等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は県・市に対し支援を要請する。

県及び市は、これら社会福祉施設の対応を支援する。

- (2) 被災地以外の地域の施設は、県又は市の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受け入れに協力するものとする。

第 15 章 ボランティア活動支援計画



第1節 市災害ボランティアセンターの設置運営

第1項 市災害ボランティアセンターの設置

- 1 市（地域福祉課）は、被害の程度が災害救助法の適用に達すると判断した場合や自主防災会の共助の能力を超えるおそれがあると判断した場合は、市社会福祉協議会に対して、市災害ボランティアセンターの設置を助言する。
- 2 市社会福祉協議会は、地域住民からの情報等から住民共助の能力を超える（ボランティアの力を必要とする）と判断した場合に、市災害ボランティアセンターの設置を判断する。
- 3 市社会福祉協議会は、被災地域等を十分考慮して、市の災害対策・受援状況等を確認・相談し、速やかに市及び施設管理者の了解を得て、市災害ボランティアセンターの設置準備を進める。
- 4 市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターの開設を決定した場合は、市並びに県社会福祉協議会に報告するとともに広報を行う。その場合、各種支援団体、企業経済団体及び個人ボランティア等からの支援の問合せ窓口を設置するとともに、被災者への周知を行う。
- 5 感染症が懸念される状況下では、感染症の情報提供体制、感染が発生した場合の行政、保健所、医療機関等の支援体制を、県、市の協力により確保する。また、必要に応じて保健師、医師会、感染症に詳しい専門家等から助言を得ながら、衛生管理を徹底する。

第2項 市災害ボランティアセンターの運営

- 1 市災害ボランティアセンターの運営は、市社会福祉協議会が中心となり、本来の地域福祉推進、福祉サービス提供者としての強みを生かし、「被災者中心」「地元主体」「協働」を三原則として、県内外の社会福祉協議会、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）、ボランティア団体、地域住民等の協力を得て行う。
- 2 市災害ボランティアセンターの役割は、被災世帯調査及び被災者ニーズの把握、ボランティアの募集、ボランティア活動の支援（受付、オリエンテーション、活動調整（マッチング）、資機材の調達、安全衛生管理）、情報発信、災害対策本部や関係機関との連絡調整、ボランティア活動保険や高速道路無料化等の事務などがある。
- 3 市災害ボランティアセンターを運営するにあたっては、市社会福祉協議会は、市（地域福祉課）、県社会福祉協議会、県共同募金会、日本赤十字社山口県支部及び特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）との連携に努める。
- 4 被災規模が大きい場合には、市災害ボランティアセンターの主な活動以外に、NPO等の多様な主体による様々な支援活動も行われることがある。これらのNPO等の活動が円滑になるように、支援者間の情報共有と支援環境の整備（コーディネート）等を行う「市

被災者支援団体連絡会議」を、県社会福祉協議会や特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）との協力を得て、原則として市災害ボランティアセンターに併設する。その場合、市（市民活動課）は、原則として会議に出席し、連絡調整を行う。

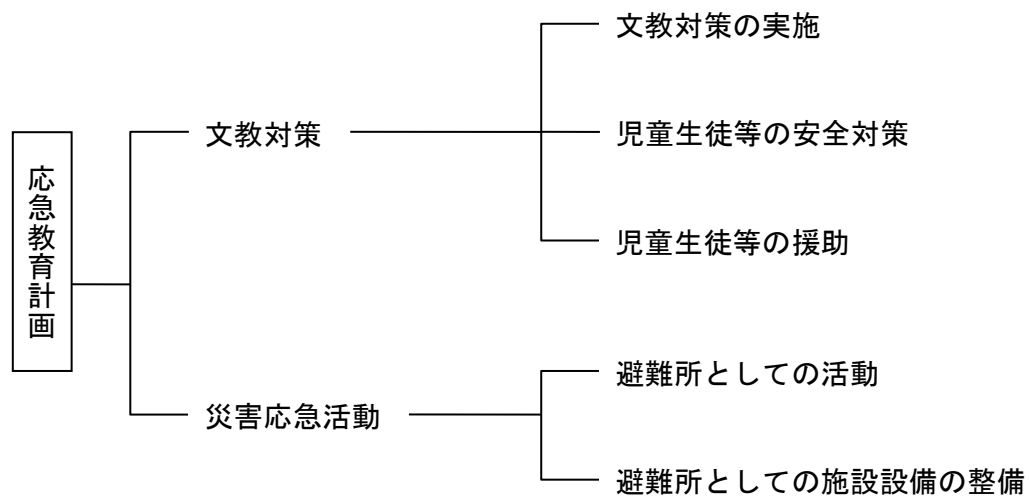
- 5 市災害ボランティアセンターの開設運営資金は、原則として、社会福祉法第118条に基づく共同募金会による災害等準備金の助成で行う。ただし、災害等準備金対象外のボランティア活動経費（NPO等共有会議活動経費を含む）については、原則として市（地域福祉課）が協力する。

第3項 市災害ボランティアセンターの活動

- 1 一般ボランティアによる主な活動としては、被災家屋内外の片づけ、救援物資の仕分け・配布、炊き出し等の避難所運営、避難者や在宅被災者に対する生活関連情報等の情報提供、仮設住宅への引越支援、復興期における地域おこしの手伝いなどがある。
- 2 支援活動を行う多様な主体には、特定非営利活動法人（NPO法人）、難民支援などを行うNGO（国際協力分野で活躍する非政府組織）、ボランティア団体、市民活動団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人、協同組合、企業・労働団体・経済団体などがある。
また、看護師、通訳、弁護士、行政書士などの士業や、士業以外でも重機の操縦や手話通訳など専門的な知識や技術能力を生かした活動がある。
- 3 市被災者支援団体連絡会議の主な活動としては、多様な支援活動を行うボランティアの自主性を尊重しつつ、各支援団体の活動方針、活動状況及び活動を通しての気づきや課題等を共有し、各支援団体間における活動の重複や過不足等の気づきを促し、連携・協働を促進します。

[資料] 3-15-1 主なボランティア団体の連絡先

第 1 6 章 応急教育計画

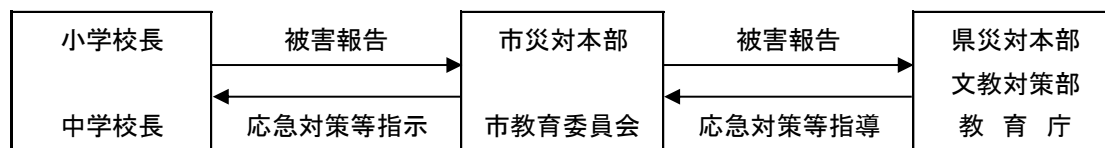


第 1 節 文教対策

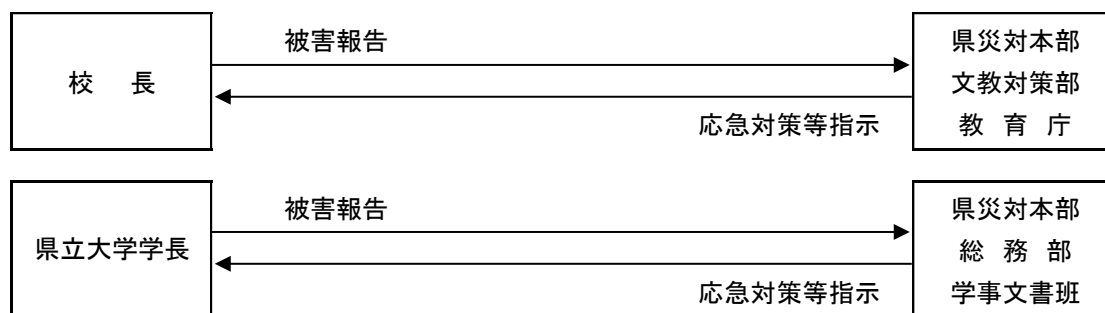
第 1 項 文教対策の実施

1 文教対策実施系統図

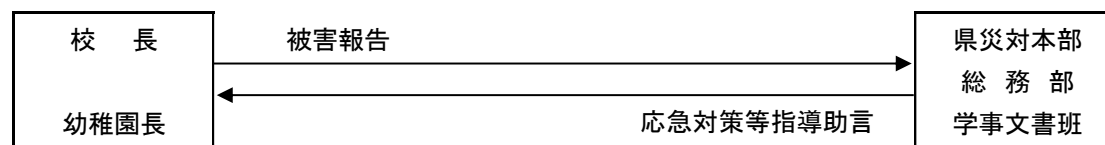
(1) 市立学校関係



(2) 県立学校関係



(3) 私立学校関係



2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種別

- ・災害速報
- ・公立学校人的被害に関する報告
- ・公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等）
- ・要保護準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告
- ・県立学校生徒等被害調査報告
- ・総合支援学校児童生徒被害調査報告
- ・私立学校人的被害に関する報告
- ・私立学校物的被害に関する報告
- ・学校給食関係被災状況調査報告
- ・教職員住宅被害報告

(2) 学校施設の被害判定基準

「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」による。

ア 全壊（全焼、流出）

建物が滅失するか又は建物の垂直材の全部若しくは一部が水平状態となり、かつ屋根の全部又は一部が地上に落ちた状態程度以上の被害

イ 半壊（半焼、半流出）

全壊には至らないが建物が傾斜し、柱、梁、小屋組等が破損し、又は仕口、継手がは
ずれたもので、傾斜直し、歪み直し又は補強を行った程度では復旧できない状態の被
害

ウ 大中破

建物構造部分（土台、柱、梁、胴差等の軸組、小屋組、床組、壁体）が破損し、かつ
傾斜直し又は補強、補修すれば復旧できる状態の被害

第2項 児童生徒等の安全対策

県（教育庁各課・学事文書課）及び市教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体
の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を
実施してきたが、さらに次の視点に立った取り組みを推進していく。

取り組みの主な視点

- ア 様々な災害を想定した学校安全計画の充実
- イ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ウ 安全に関する職員研修の充実
- エ 通学路の安全点検
- オ 家庭・地域社会との連携強化
- カ ボランティア活動の推進
- キ 自他の生命を尊重する態度の育成
- ク 安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

（1）事前対策

ア 学校における災害応急対策計画の策定指導

県及び市教育委員会は、学長、校長又は園長（以下「校長」という）に、学校の立地
条件、児童生徒等の特性を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策
計画の策定及びその計画について、児童生徒等、教職員、保護者に周知するよう指導
する。

県教委及び市教委は、上記について校長に指導する。

- （ア）防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- （イ）参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- （ウ）情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- （エ）休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
- （オ）連絡体制（県・市教育委員会、警察署、消防局、消防団及び保護者等への連絡体
制）
- （カ）避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校
時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- （キ）実験・実習中の対策
- （ク）火元の遮断と初期消火活動
- （ケ）救護活動（児童生徒等、避難者）

- (コ) 避難所の開設・運営（市との連絡体制・初動対応）
- (サ) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- (シ) 総合支援学校及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿生への食料・飲料水の確保等）

イ 防災訓練の実施

校長は、児童生徒等が災害時に迅速的確な対応がとれるよう、県、市及び防災関係機関が実施する防災訓練等への参加又は自ら防災訓練を実施するものとする。

ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

[資料] 3－16－1 学校施設の点検事項

エ 気象情報の収集

学校は、県・市教育委員会及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童、生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。

なお、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童、生徒の登校前、遅くとも午前6時頃までに決定し、連絡することとする。

(2) 災害時の対応

ア 県（教育庁各課・学事文書課）及び市教育委員会は、所管する学校において作成した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導及び支援に努める。

また、学校教育施設の確保を図るため、下記（4）に記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施し又は指導、助言を行う。

イ 校長の措置

校長は、災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、各校において策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(ア) 学校の管理する危険物安全措施

学校が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

- ・飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- ・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- ・被災地域における伝染病予防上の措置

(ウ) 校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、県（学事文書課）又は市教育委員会に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により、把握の都度報告する。

また、被害状況については写真等で記録すること。

[資料] 3－16－2 学校被害状況報告

- (エ) 校長は、状況に応じ県（教育庁各課・学事文書課）又は市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な処置をとる。
- (オ) 校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。
- (カ) 校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し速やかに応急教育計画を作成し、県又は、市教育委員会に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を児童生徒等及び保護者に連絡する。
- (キ) 校長は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは市（地域福祉課）に応援を求める。

ウ 県教育委員会及び市教育委員会の措置

- (ア) 各学校等の応急教育計画の作成にあたり、県教委及び市教委は、所管する学校を指導助言及び支援する。
- (イ) 災害が大規模または広域にわたるため、下記（４）イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」による授業再開に必要な施設の確保について市町教委での対応が困難な場合は、必要に応じて県教委及び市町教委による対策チーム（リーダー：義務教育課）を設置し、異校種間の調整や市町域を越える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。
- (ウ) 県教委及び市教委は、ふれあいセンター等の学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）について、あらかじめ把握しておくこと。

（３）災害復旧時の対応

ア 県及び市教育委員会は、授業再開に必要な対策について所管する学校を指導及び支援する。

- (ア) 学習場所の確保等
- (イ) 教員の確保
- (ウ) 教科書等の供給

イ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。

この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図るものとする。

ウ 市教育委員会は、災害の規模等により必要があると認められるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市に対して行うことができるものとする。

エ 県（教育庁各課、学事文書課）及び市教育委員会は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の都道府県及び市教育委員会に依頼するものとする。

カ 校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、県（教育庁各課、学事文書課）及び市教育委員会と連絡し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努める等、教育再開に向けての体制を整備する。

キ 校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。

ク 校長は、避難所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、市教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保の斡旋依頼を行う。

ケ 校長は、災害復旧の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について保護者及び関係者に連絡する。

コ 校長は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。

(4) 被災後の教育施設等の確保

ア 学校施設の応急復旧

(ア) 災害直後における施設の安全点検と危険箇所の表示

(イ) 応急復旧計画の樹立等の措置

(ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置

(エ) 被害状況の詳細な記録（写真等）

(オ) 現地指導員の派遣

イ 学校施設の被害に応じた施設確保の基準

(ア) 応急的な修理で利用できる場合、当該施設の応急復旧により使用する。

(イ) 学校施設の一部が使用できない場合、特別教室、屋内体育館等を利用する。

(ウ) 校舎の大部分が使用できない程度の場合、ふれあいセンター等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。

(エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校、被災を免れたふれあいセンター等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮設校舎の建設を要請する。

第3項 児童生徒等の援助

1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又は棄損した場合における教科書の供給等について」(昭和52年4月8日付け文初管第211号)によるものとする。

2 救助法適用時の学用品の給与

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（総合支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）

(2) 給与実施者

知事から委任を受けた市長が教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法第2条」に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

エ 私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる。

(4) 学用品給与の時期

ア 教科書・教材

災害発生の日から1ヶ月以内

イ 文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

3 学校給食の確保

市教育委員会は、災害時における学校給食物資の確保及び給食の実施を図るため、県（教育庁学校安全・体育課）の指導により次の措置を行う。

(1) 災害時における給食物資の確保

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と応急対策

学校または共同調理場の設置者は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、県教委または市教委へ報告する。県教委及び市教委は、施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

イ 保管倉庫の安全措置と水濡れ等の防止

学校または共同調理場の設置者は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ 物資の調達措置

学校または共同調理場の設置者及び管理者は、平時から学校給食施設に保存してある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講じる。

(2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

学校または共同調理場においては、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校または共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ 調理従事者の確保及び健康診断

県教委及び市教委は調理員及び調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理業者を確保する。また、調理従業者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校または共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被災者への炊き出しの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

ア 災害が大規模または広域にわたり、単一の学校または市町で対応できない場合は、県教委及び市町教委による対策チーム（リーダー：学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

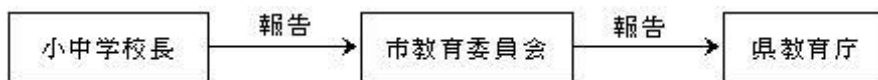
イ 県教委及び市教委は、各学校及び共同調理場の調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

4 児童生徒等に対する就学援助

(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助措置が講じられる。

ア 援助を必要とする児童、生徒数の把握



イ 援助措置の内容

児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費等

(2) 被災総合支援学校児童生徒等就学奨励

総合支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握



※寄宿舍入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による

イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費等

(イ) 援助額

全部又は一部

(ウ) 交付手続

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

5 授業料及び聴講料の減免及び学資貸与

(1) 県立学校授業料及び聴講料の減免等（山口県使用料手数料条例等）

ア 生徒等の被災状況の調査報告

県立大学→県（学事文書課）

イ 減免措置

県（学事文書課）は、減免を決定し、関係学校に通知する。

(2) 私立高等学校生徒に対する授業料減免補助

子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金により、私立高等学校を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

(3) 奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ山口県ひとづくり財団（旧山口県奨学会）及び日本学生支援機構（旧日本育英会）による奨学金の貸与措置が講じられる。

第2節 災害応急活動

第1項 避難所としての活動

学校が避難所となる場合、避難所の開設・運営は市（地域福祉課又は避難拠点要員）が行うものとする。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

第2項 避難所としての施設設備の整備

1 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備に努める。

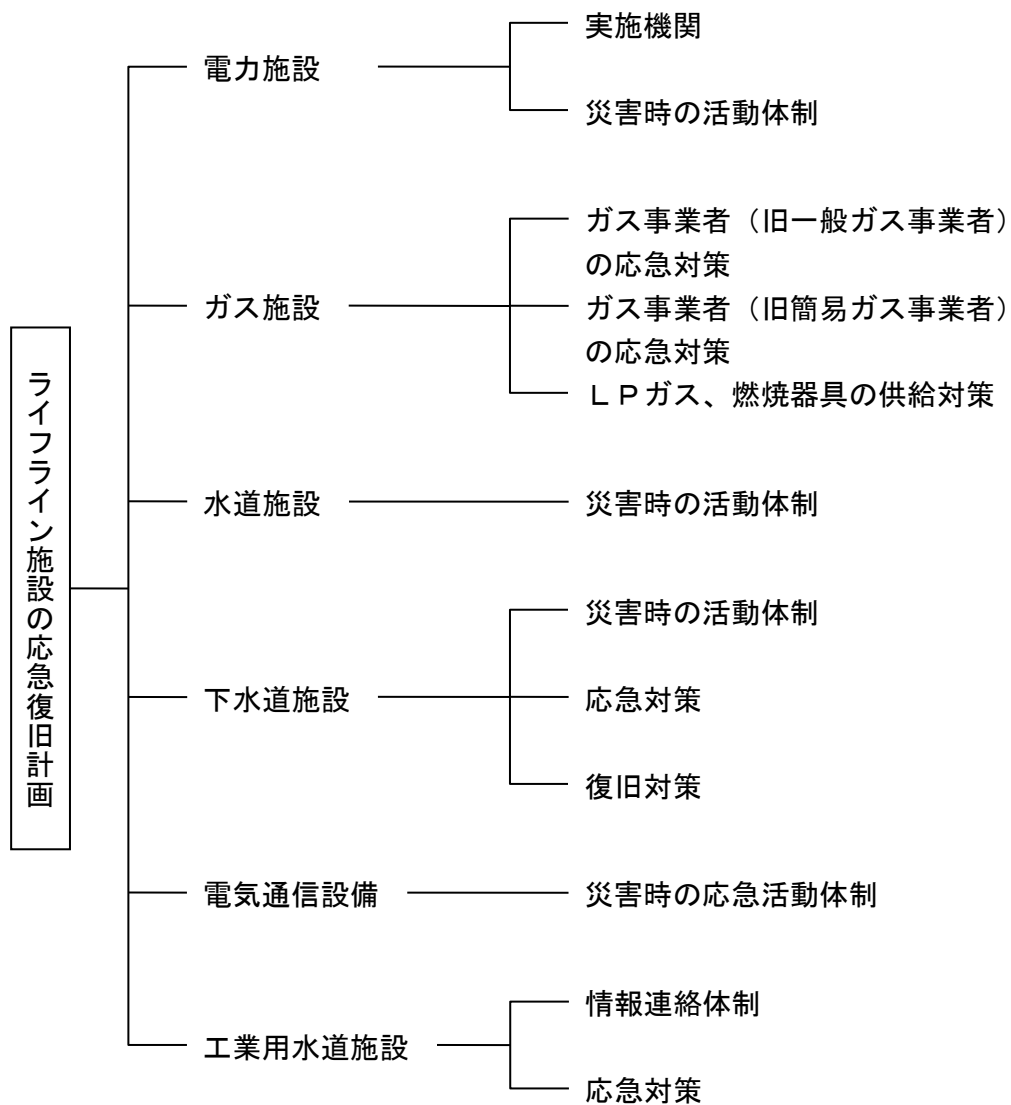
2 必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ、防災機能の整備に努める。

3 必要な資機材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、災対本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資機材等の備蓄に努める。

第 17 章 ライフライン施設の応急復旧計画



第 1 節 電力施設

第 1 項 実施機関

- 1 中国電力ネットワーク株式会社宇部ネットワークセンター

第 2 項 災害時の活動体制

1 災害対策の基本方針

所管する電気施設に係る災害への対応およびその復旧に関する事項については、非常災害対策規程により実施する。

電力施設に係る災害への対応およびその復旧のため、各職位は、この規程に基づき対策の万全を期するものとするが、緊急やむを得ないときは、臨機の措置をとり、非常災害の防護・復旧に努めなければならない。

2 防災体制

- (1) 非常災害が発生し、または発生することが予測される場合は、その状況に応じて防災体制を発令する。
- (2) 防災体制は、警戒体制・非常体制および特別非常体制に区分する。

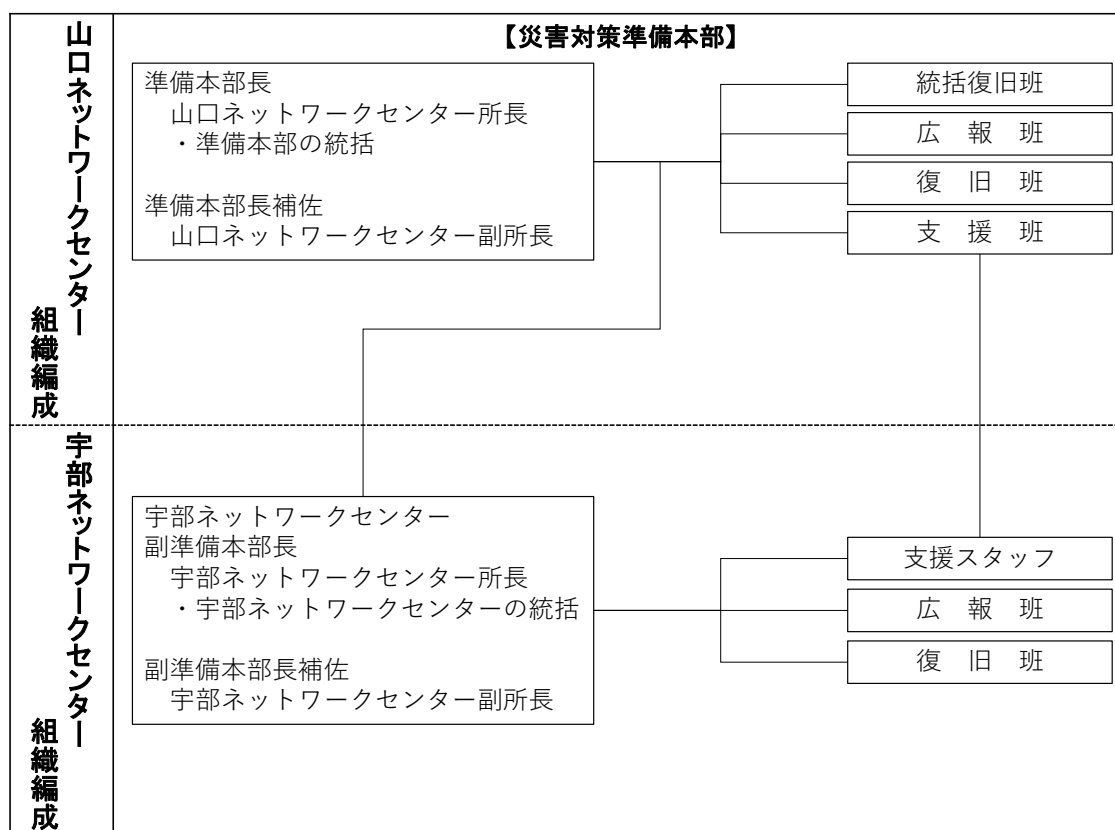
a 防災体制の発令の考え方

区 分	発令基準
警戒体制	・台風等が接近し、担当区域に大規模な被害が予測される場合 ・担当区域内に被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
非常体制	・担当区域内に大規模な被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
特別非常体制	・担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど、社会的影響が非常に大きい場合

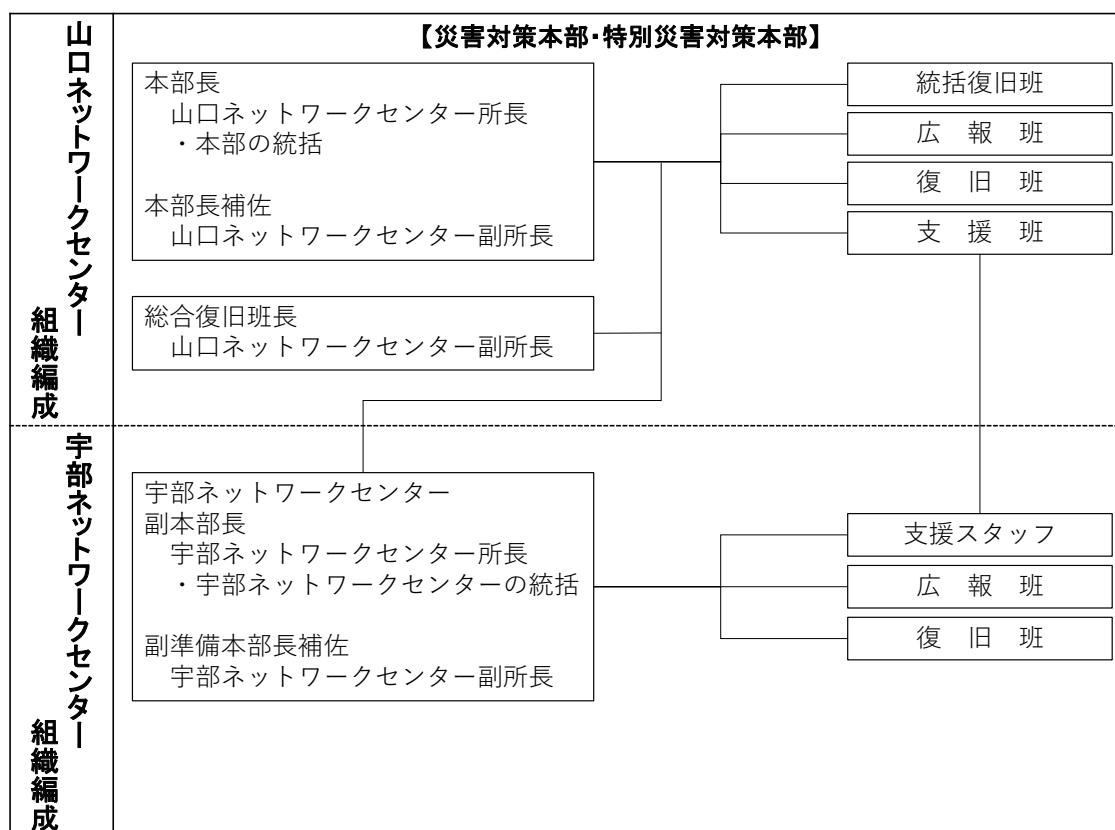
3 各体制の組織編成等

- (1) 各体制の組織編成等は原則として、「事業所（支社を除く）における各体制の組織編成および本部長・副本部長の役割」によるものとする。

ア 警戒体制



イ 非常体制・特別非常体制



- (2) 各班の編成については、各班のマニュアルに定めるところによる。
- (3) 防災体制が発令された場合、各班長は前(2)項により指名された班員を招集し、防災体制の組織を編成する。
- 4 防災体制時の増員
防災体制が発令され、災害の規模、その他の状況により本部・副本部要員の増員を必要とするときは、本部長・副本部長は、各班長の要請に基づき、所要人員の動員を指示する。
- 5 復旧目標の設定
総括復旧班長は、被害状況を把握し被害規模・動員能力を勘案のうえ、復旧目標を策定する。
- 6 復旧対応
復旧作業は、復旧班長の指揮の下に行う。対応については、気象状況、避難指示等の状況を勘案するなど、二次災害の防止に配慮しつつ、「復旧班運営マニュアル」を標準として処理する。
- 7 応援の要請
本部長等は必要により近隣事業所の本部長等に各班員の応援を依頼することができる。この場合の応援依頼ならびに応援者の受入れについては各班のマニュアル等に定めるところによる。
- 8 官公庁・自治体・外部機関への応援要請、要員派遣
本部長は、必要により官公庁、自治体、外部機関へ応援要請、要員派遣を行う。
- 9 官公庁・自治体・外部機関への情報提供
広報班は、広報班マニュアルに定めるところにより官公庁、自治体、外部機関へ停電状況等の情報提供を行う。

第2節 ガス施設

第1項 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策

- 1 実施機関
山口合同ガス株式会社（宇部支店）
- 2 災害時の活動体制
非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、ガス事業者はあらかじめ定めている計画に基づき、必要な活動体制を確立するものとする。

(1) 山口合同ガス株式会社（宇部支店）

ア 災害対策本部組織

[資料] 3-17-3 山口合同ガス株式会社（宇部支店）の災害発生時応急体制

イ 緊急出動（動員）体制

災害時における出動体制は、山口合同ガス株式会社（宇部支店）緊急出動組織による。

3 応急対策

(1) 災害時における初動措置

ア 県、市、防災関係機関及び事業所等から被害情報等の情報収集

イ 供給設備等の点検

ウ 供給設備における送出入量の調整又は停止

エ 被害状況に応じたガス導管網のブロックごとの遮断及び減圧措置

オ その他状況に応じた措置

(2) 応急措置

ア 本社・各地区対策本部の指示に基づき各事業所は有機的に連携を図り、施設の応急復旧措置に当たる。

イ 設備の点検を行い、機能及び安全性を確認する。

ウ 工場の製造設備が被災の場合は、ガスホルダーにより供給する。

エ 供給設備及び導管が被災し、被災状況が緊急対応能力を超えるおそれがある場合は、該当地区の供給を停止する。

オ ガス貯蔵設備が被災した場合は直ちに付近住民の避難措置が必要かどうかの判断を行い、市、県、消防、警察等に連絡を取るとともに、必要に応じて避難誘導を行う。

(3) 復旧対策

ガス設備の被災に係る保安、応急工事の施工等応急対策の実施の基準は、ガス事業法関係法令の保安基準に基づいて実施するものとする。

ア ガス設備の復旧活動

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害の発生防止を第一として、復旧作業を進める。

(ア) 供給設備における復旧作業

(イ) 中圧導管の復旧作業

(ウ) 低圧導管と需要家設備の復旧作業

イ 供給再開時における事故発生防止措置

ガスを停止した場合特に問題となるのは、ガス供給再開時における取り扱いである。操作手順を誤ると思わぬ二次災害に結びつくため、特に慎重な対応のもと実施する。

(ア) 供給設備

ガス事業関係法令の保安基準等に基づく作業手順により、二次災害を防止するため各設備の点検を実施し、必要に応じて補修を行い、各設備の安全性を確認の上、供給を開始する。

(イ) 需要家設備

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態

を確認した後使用を再開する。

(4) 供給を停止した場合の需要家への周知措置

ア ラジオ、テレビ、広報車等を通じ、以下の内容について周知する。

(ア) ガスの供給を停止したこと。

(イ) ガス栓、器具栓、メーターガス栓を閉めておくこと。

(ウ) ガス事業者が安全を確認するまでガスを使わないこと。

イ 市等関係機関へガスの供給を停止したことを伝えとともに、広報活動への協力を要請する。

ウ 供給継続地区へのガス安全使用についての注意喚起の実施。

(5) 資機材の調達・応援体制

ア 資機材の調達

復旧用資機材の確保については、在庫、予備品等を把握し、不足する資機材は、次のいずれかより確保する。

(ア) 取引先、メーカー等からの調達

(イ) 各事業所間の流用

(ウ) 他ガス事業者からの融通

イ 応援体制

「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき、地震発生時、救援要請時に、迅速かつ的確に中国部会を通じて日本ガス協会に連絡を行う。

4 中国四国産業保安監督部

ガス事業者（旧一般ガス事業者）に対し、災害時における応急措置、応急対策について必要な指導、助言を行う。

5 ガス事業者は、経済産業省の「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」に基づき災害の発生の防止に関し、相互に連携・協力を努めるものとする。

第2項 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策

1 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）（山口合同ガス株式会社（宇部支店））

(1) ガス事業者（旧一般ガス事業者）に準じた応急対策をとり、被害の拡大防止及びガス供給の再開に努めるものとする。

(2) (社)日本コミュニティガス協会中国支部の「簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。

2 中国四国産業保安監督部

ガス事業者（旧簡易ガス事業者）に対し災害時における応急措置、応急対策について必要な指導・助言を行う。

第3項 LPガス、燃焼器具の供給対策

1 調達・供給確保

- (1) 市において、L P ガス等の確保が必要となった場合は、県災対本部（防災危機管理課）にあつせんを要請する。
- (2) 県災対本部は、L P ガス、ガス器具等の供給について、（一社）山口県L P ガス協会に要請する。
- (3) （一社）山口県L P ガス協会は県災対本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を県災対本部に連絡する。
- (4) 県災対本部は、要請市町に連絡するとともに、物資の引渡し場所について要請市町と調整の上決定する。
- (5) 連絡を受けた当該市町は、当該事業者連絡し、必要なL P ガス等を調達するものとする。また、引渡しに当たっては県災対本部又は要請市町は物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。

第3節 水道施設

第1項 災害時の活動体制

1 動員体制の確立

(1) 要員の確保

- ア 災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ各事業所別に職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。
- イ 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、所属事業所又は最寄りの事業所に参集し、応急対策に従事する。
- ウ 水道局職員で不足する場合の人員の確保は、庁内各部、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部（生活衛生班）へ応援を求める。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

- ア 被災施設の応急処置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定給水装置工事業者等へ協力要請を行う。
この場合、市内業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部（生活衛生班）に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。
- イ 隣接、近接の市町に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断されるときは、県災対本部（生活衛生班）に対して、他県等への要請を依頼する。

(3) 情報連絡活動

- ア 応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に、収集・伝達することが必要になる。このことから情報収集の手段、連絡手段（防災無線等）、受持地区等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。
- イ 大規模災害による被害が発生した場合は通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、市災対本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指名するなどしておく。

2 応急対策

(1) 災害復旧用資機材の整備

- 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに整理をしておく。

(2) 施設の点検

- ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
- イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。
- ウ 次の管路等については優先して点検を行う。
 - (ア) 主要送水管路
 - (イ) 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路
 - (ウ) 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路
 - (エ) 河川、鉄道等の横断箇所

(3) 応急措置

被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。

ア 取水、導水、浄水施設の給水所

取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

イ 送水・配水管

- (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。

この場合、道路管理者、警察に直ちに通報連絡を行い、速やかに救助活動等への支障とならないように努める。

- (イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるために、速やかに配水調整を行う。

3 復旧対策

(1) 取水・導水の施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。

(3) 管路の復旧計画

- ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切り替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等考慮して、復旧効果が最も上がる管路から順次行う。

- イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。

ウ 送水・配水管路における復旧の優先順位

(ア) 第一次指定路線

送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路

(イ) 第二次指定路線

重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

エ 給水装置の復旧活動

(ア) 送水管の復旧及び通水と平行して実施する。

(イ) 需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。

(4) 広報活動

ア 災害時における住民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。

イ 広報活動は、広報車、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。

第4節 下水道施設

第1項 災害時の活動体制

1 要員の確保

(1) 災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、担当業務、担当者を明らかにしておく。

この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておくものとする。

(2) 職員が不足する場合は、部内で調整する。

2 関係機関及び関係業者への協力要請

(1) 被災施設の応急処置及び復旧は通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業者と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ要請するものとする。

(2) 大規模災害発生の場合、市内業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部（都市施設対策班）に応援あつせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

第2項 応急対策

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材（発電機、バール等）等について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

(1) 処理施設、ポンプ場等を点検し、被害状況を把握する。

(2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の把握に努める。

3 応急措置

(1) 処理場、ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。

(2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講ずる。

(3) 工事施行中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じて現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

4 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策を行う。

この場合、下水道整備課は環境政策課に対し、避難所に仮設トイレの設置を要請する。

第3項 復旧対策

1 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

復旧順序については処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水枡、取付管の復旧を行う。

3 広報活動

被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施するものとする。

第5節 電気通信設備

第1項 災害時の応急活動体制

1 災害対策本部の設置

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは、西日本電信電話（株）職制（以下、「職制」という）の規定に関わらず、山口支店に災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部には、「情報統括班」、「設備サービス班」、「お客様対応班」及び「総務厚生班」を設け、本部長の指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

2 災害情報連絡体制の確立

(1) 災害情報の収集伝達概要

ア 災害状況等の報告経路

山口支店災害対策組織は、各支店の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかにNTT西日本災害対策組織に連絡する。

イ 災害対策情報の伝達

山口支店は、事業所からの速報を一元的に収集し、的確な災害対策を実施するため、必要な事項を指示又は通知するとともに、災害指定の要否についても検討する。

ウ 災害対策情報の広報及び報告

(ア) 県（災対本部又は防災危機管理課）への報告は、情報連絡班（本部を設置していない場合は安全・災害対策担当）が行う。

(イ) 報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、総務厚生班（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。

(ウ) 県へ伝達を要する場合

- ・重大な被害（通信不通区間を生じたとき）が発生した場合
- ・気象警報発表中における一般電話のり障状況

エ 災害予報

災害の発生又は発生が予想される場合で、電気通信設備に被害を与えると予想される場合には電気通信施設の被害の有無にかかわらず「災害予報」を行うものとする。

オ 災害速報

(ア) 災害速報と災害概況

災害が発生した場合、まず第 1 報として災害発生速報（日時、場所及び判明模様）を報告し、一般社会的被害状況並びに救助法の発動状況等については、判明次第災害概況を取りまとめ報告する。

(イ) 報告様式

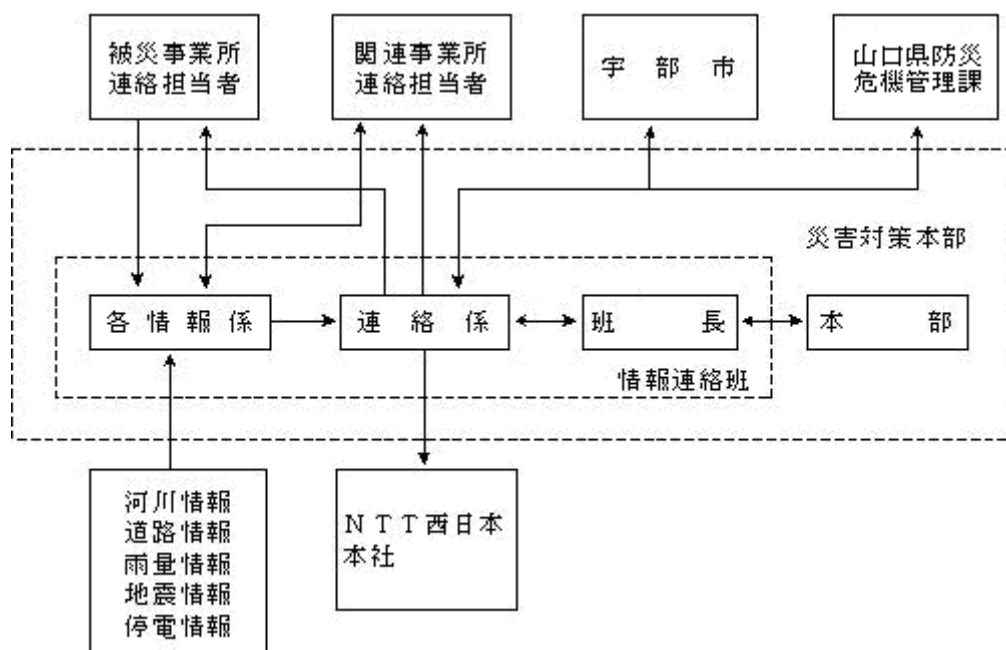
[資料] 3-17-4 電気通信設備被害速報

(ウ) 報告の期間

災害が発生した時点から、応急復旧を完了し、再発のおそれがほぼなくなるまで行うものとする。

(エ) 速報の経路

災害速報経路図



カ 災害対策組織設置報告

災害対策組織を設置した場合は、その日時並びに情報連絡責任者正副各 1 名及び担当者名を関係事業所に報告又は連絡するものとする。

キ 社内外への災害情報の周知

(ア) 社内

- ・支店内は、店内放送により災害情報を周知する。
- ・事業所に対しては、適時管内の被害状況を周知する。

(イ) 社外

- ・総務厚生班から災害情報を提供する。

3 応急対策

(1) 災害対策機器の配備

ア 非常用可搬型収容装置類

災害により、N T Tの交換機等が被災したとききに運搬し、電話やインターネットサービスを提供します。

イ 無線装置

通信途絶のおそれがある地域へ衛星無線（ポータブル衛星）及び可搬無線機を配備している。

ウ 移動電源車

災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、移動電源車を主要支店に配備している。

エ 応急復旧ケーブル

応急復旧用として各種のケーブルを各事業所に配備している。

(2) 災害時臨時電話・電報受付場所設置

ア 臨時電話・電報受付所の開設

救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む）は、当該地域を受け持つ支店の窓口、救助活動拠点、避難所、救護所等に臨時電話、電報受付所を開設する。

イ 特別災害用公衆電話の設置

災害時は、硬貨を使用せず通話が可能な特別災害用公衆電話を必要に応じ設置する。

(3) 電気通信設備の点検

風水害による災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次の設備機材の点検等を行う。

ア 電気通信設備の巡回、点検並びに防護

イ 災害対策用機器及び車両の点検、整備

ウ 応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び確認、輸送手段の確認と手配

(4) 応急措置

災害により通信施設が被災又は異常輻輳により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

ア 臨時回線の作成

イ 中継順路の変更

ウ 規制等疎通確保

エ 災害応急用無線電話機等の運用

オ 特設公衆電話の設置

カ その他必要な措置

4 復旧対策

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。
- (4) 災害復旧工事の計画
 - ア 応急復旧工事
 - イ 現状復旧工事
 - ウ 本復旧工事
- (5) 復旧の順位等
被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。

第6節 工業用水道施設

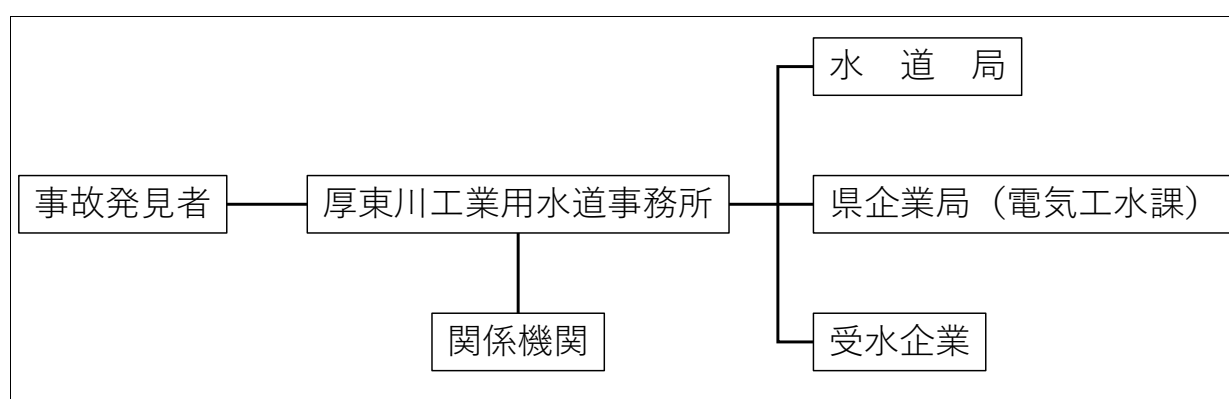
工業用水道は、企業活動にとって必要不可欠なものであり、災害等により工業用水道施設に被害が発生した場合は、産業経済活動に与える影響も大きいことから、県（企業局）では、災害発生時における応急・復旧対策について必要な事項を定めている。

第1項 実施機関

県（企業局）厚東川工業用水道事務所

第2項 情報連絡体制

災害発生直後は、被災状況の把握が急務である。このため、管理事務所の監視装置によるデータの収集を行うとともに、施設の巡視を行う。また、本局、出先及び各ユーザーを含めた連絡体制を密にしながら関係機関及び住民等から管路等の破損、漏水等の情報収集に努める。



第3項 応急対策

1 発生直後の保安

工業用水道施設は配水管、貯水槽等の施設を有していることから、当施設の損傷等による二次災害の発生を防止するため、当該地域における総合的な対応マニュアルに基づき応急措置を講じ、被害を最小限に止める。

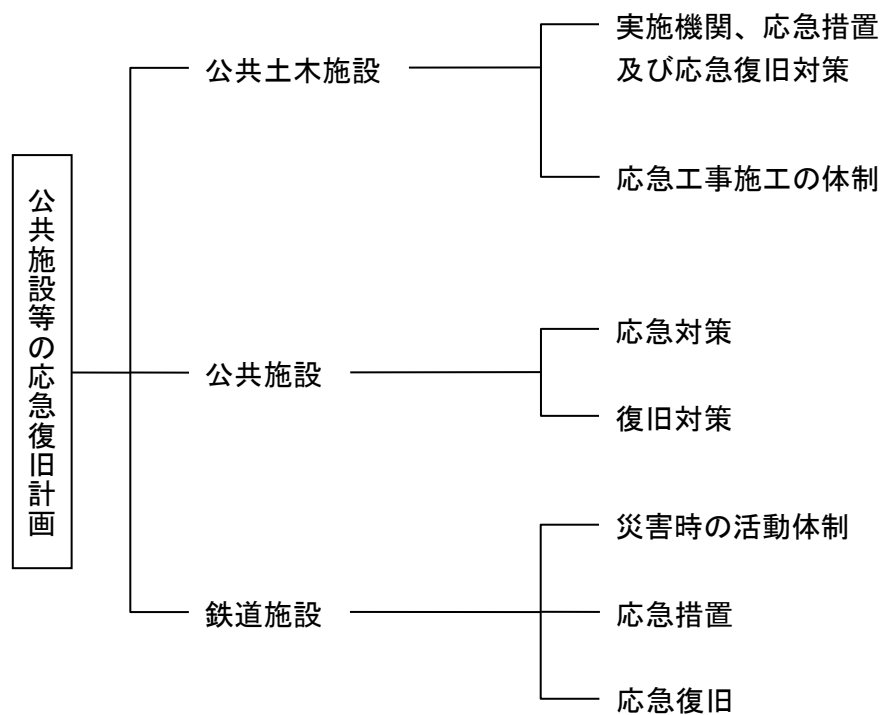
2 復旧対策

施設台帳、管路台帳等の関係図書類及び資機材（管種管径に応じた継輪、携帯用発電機、排水ポンプ等）を整備し、迅速な対応がとれるようにしておくとともに、あらかじめ緊急事故対応業者を選定しておき、早急に対応させる。

3 広域支援

災害により被災自治体だけでは対応が困難な場合は、「中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書」に基づき、相互支援体制を確立するものとする。

第 18 章 公共施設等の応急復旧計画



第1節 公共土木施設

第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

1 道路・橋梁（道路整備課）

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは、迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

＜第3部第7章「緊急輸送計画」参照＞

（1）災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送道路を優先して実施するものとし、各機関のとるべき対応については、次のとおりとする。

ア 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。

イ まず、緊急輸送道路の確保に全力をあげ、必要な措置を講ずる。

ウ 次に、二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。

（2）応急復旧対策

ア 応急復旧作業は、緊急輸送道路の道路啓開を最優先に行う。

イ その後、一般道路のうち応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、隆起、決壊等）の応急復旧工事を実施する。

ウ 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。

エ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せて発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じるものとする。

2 河川、ダム、ため池及び内水排除施設（施設の管理担当課）

（1）管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

（2）被害箇所については、直ちに防災危機管理課及び県に報告するとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

（3）排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。

（4）下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。

3 港湾・漁港施設（土木河川課・水産振興課）

港湾・漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模災害が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

暴風、高潮により、港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

(1) 応急措置・応急復旧対策

ア 港湾施設

県は、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、海上保安署等に連絡する。

イ 漁港施設

水産振興課は、漁業協同組合等の協力を得て、被害状況の把握と施設の点検を実施する。

ウ 海上輸送基地として指定された宇部港芝中西岸壁については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。

エ 港湾・漁港に係る応急工事

(ア) 後背地に対する防護

高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施行する。

(イ) 航路、泊地の防護

土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋塞し、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

(ウ) 係留施設

岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

[資料] 3-18-1 港湾

4 海岸保全施設（土木河川課・水産振興課）

海岸施設が、暴風、高潮等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御し、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実施する。

(1) 気象情報（暴風、高潮）等により災害発生のおそれが事前に予想されるときは、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。

(2) 管理する施設が暴風、高潮等の被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。

5 空港施設

災害により、滑走路、エプロンその他空港施設が被災した場合は、輸送機能の確保の観点から、被災施設の応急復旧に努める。

(1) 空港施設の被害状況の点検調査を実施し、被害の有無を直ちに関係者及び県（港湾課・交通政策課）に連絡する。

(2) 空港閉鎖について利用客への周知措置を行う。

(3) 施設に被害を受けた場合は、空港業務を部分的でも再開するため、必要な応急復旧に努める。

特に、緊急輸送物資の臨時航空基地としての機能の維持及び確保に必要な措置を講じる。

6 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設（農林整備課・土木河川課）

（１）応急復旧対策

土木河川課は、被害状況を速やかに調査し、二次災害の危険性のある箇所については、斜面判定士による調査点検を実施し、二次災害から住民を守るための必要な措置を講ずるとともに、応急復旧対策を実施する。

ア 砂防施設

（ア）えん堤、床止、護岸、堤防、山腹工事又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

（イ）流路工もしくは床止の埋塞又は埋没で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれのあるもの。

イ 地すべり防止施設

施設の全壊もしくは決壊、埋塞又は埋没で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれのあるもの。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊で、これを放置すれば付近住民の安全確保に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの。

エ 流路工に係る応急工事

（ア）流路工が決壊したとき、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は鉄柵等をもって出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。

（イ）仮設工事では、著しく手戻り工事となるか又は効果がないと認められる場合は、応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。

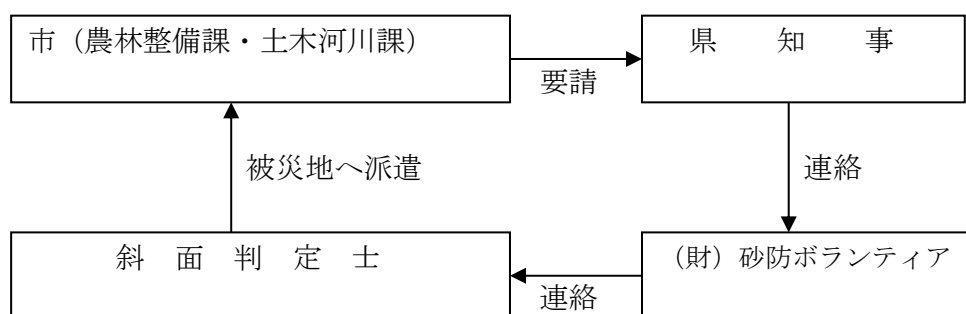
オ 砂防えん堤に係る応急工事

砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の応急工事を施工する。

（２）斜面判定士

大規模災害が発生した後、斜面の危険度を一定の技術水準で判定し、二次災害を防止するため、市（農林整備課・土木河川課）は、斜面判定士による土砂災害警戒区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の危険度を判定する。

また、市は必要に応じ、県を通じて斜面判定士の要請を行う。



7 治山・林道施設（農林整備課）

（１）治山施設

えん堤、谷止、床固、防潮堤、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。

(2) 林道施設

ア 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。

イ 応急復旧は、林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき実施する。

(ア) 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。

(イ) 復旧資材、農産物(生鮮食料の搬出)及び林産物の搬出に著しい影響がある場合。

(ウ) 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合。

第2項 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保

(1) 技術者の現況把握及び動員

市防災関係課は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別、人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講ずるものとする。

(2) 建設業者の現況把握及び動員

市防災関係課は、地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時には、緊急動員できるよう適切な措置を講じるものとする。

(3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、応急措置等実施機関は、大型建設機械及び土嚢用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じるものとする。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておくものとする。

2 関係機関に対する応援要請

大規模災害が発生した場合において、市単独で対応できない場合には、防災危機管理課を通じて県に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

また、自衛隊の派遣を要請する場合も、防災危機管理課を通じて県に要請するものとする。

3 建設機械等の緊急使用計画

(1) 現況把握

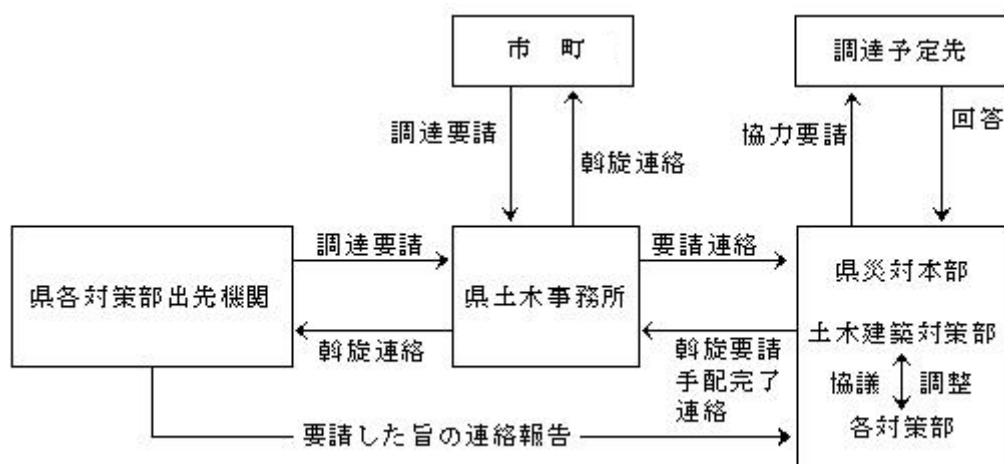
公共土木施設復旧に係る建設機械の現況把握については、県(土木建築部)が地域別に主要建設業者等の現況を調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成しておくものとする。

この台帳は、年1回以上検討を加え、現況整理を行うものとする。

(2) 緊急使用のための調達

災害又は広域に及ぶ災害のため、各対策部では建設機械等の調達が不可能であるとき、もしくは建設機械が不足するときは、県(土木建築対策部)が、県域全般の調達計画の樹立及び調整、運用等の措置を担当する。

ア 処理系統図



イ 調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (ア) 使用場所及び使用期間
- (イ) 使用目的（作業内容）
- (ウ) 機械の種類及び必要台数
- (エ) その他必要な事項

第2節 公共施設

第1項 応急対策

1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は、次のとおりである。

- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 災害時の応急措置

(1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

(2) 被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

(3) 応急対策の実施

ア 被災当日及びその後における施設の運営

イ 施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置

ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置

(4) 報告・応援要請

管理者は、被災状況について各施設所管課に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

第2項 復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課と協議の上、施設設備の応急復旧を実施する。

第3節 鉄道施設

第1項 災害時の活動体制

1 災害、運転事故対策本部の設置

(1) 西日本旅客鉄道株式会社

ア 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、中国統括本部に事故対策本部を、また、被災現場に現地対策本部を設置する。

イ 現地対策本部を開設するにいたらない程度の事故が発生したときは、管理駅長等が対応する。

ウ 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、現地対策本部長が到着するまでの間、暫定現地対策本部長として任務を遂行し、現地対策本部長が到着したときはその任務を引き継ぐものとする。

エ 事故対策本部及び現地対策本部の業務は、概ね次のとおりとする。

(ア) 事故対策本部

- ・ 運転事故、防災及び災害の情報に関すること。
- ・ 併発事故、災害の未然防止に関すること。
- ・ 被害の拡大防止に関すること。
- ・ 運転事故、災害の復旧に関すること。
- ・ 応急輸送に関すること。

(イ) 現地対策本部

- ・ 運転事故並びに災害の復旧及び負傷者等の救護に関すること。
- ・ 運転事故及び災害の情報に関すること。
- ・ 被害の拡大防止に関すること。
- ・ 応急輸送に関すること。

(2) 日本貨物鉄道株式会社

災害が発生した場合、西日本旅客鉄道(株)の事故対策本部及び現地対策本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道(株)と同様の事故対策本部及び現地対策本部を設置して、同様の業務を行う。

2 警戒体制（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）

(1) 中国統括本部又は支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに必要な指示を行う。

特に台風、洪水等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。

- (2) 広島支社長等は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。
- (3) 天候不良時の警戒については、関係地方気象台からの鉄道気象電報等及びその地区の気象状況等により線路等の警戒を行うとともに、関係地方気象台との連絡及びラジオその他による気象情報に注意し、気象の推移、台風の進路等の予測に努める。
- (4) 強風、豪雨発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止又は運転速度の制限を行う。

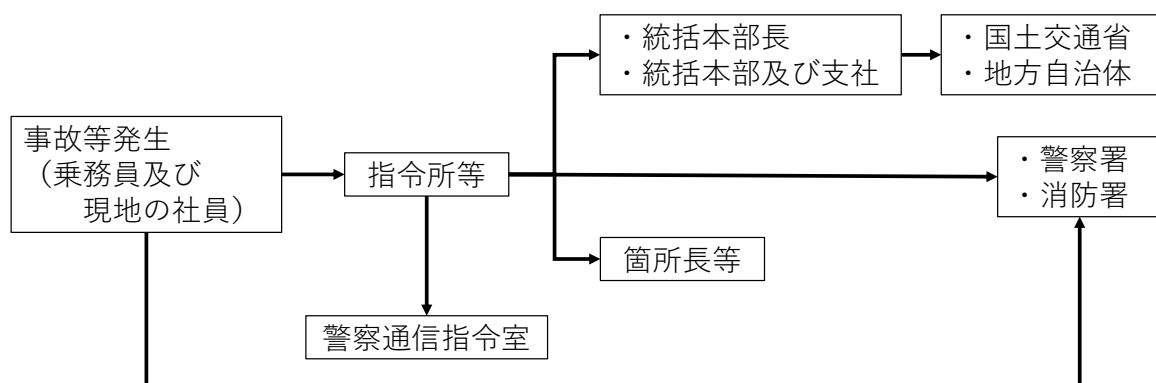
3 通信連絡体制

(1) 西日本旅客鉄道株式会社

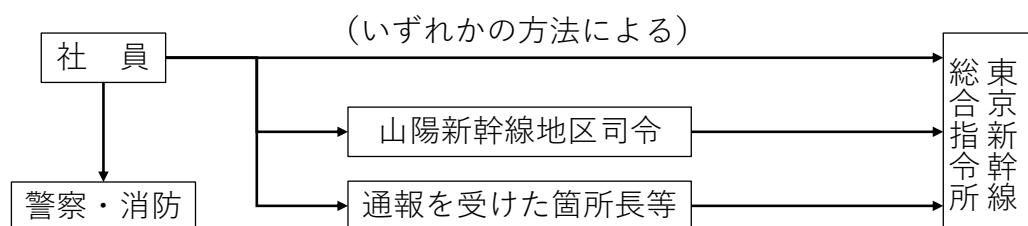
ア 災害情報及び応急連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。

イ 通報経路は、次のとおり。

(ア) 在来線における事故発生時の速報体制



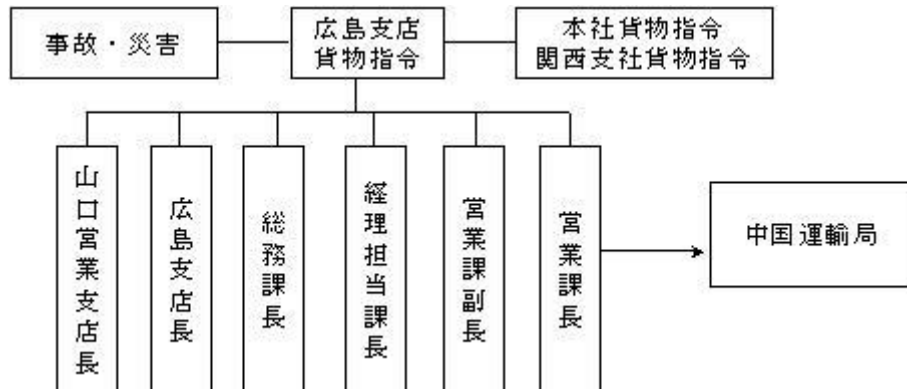
(イ) 新幹線異常時の連絡体制



※社員から事故等の連絡を受けた箇所長等は、警察・消防への連絡の有無を確認すること。

(2) 日本貨物鉄道株式会社

ア 事故・災害発生時の部内連絡体制



第2項 応急措置

災害が発生したとき、又は発生が予想される場合は、人命の救護を第一とし、併発事故等被害の拡大防止に努めるとともに、関係箇所への連絡等の適切な処置をとるものとする。

また、事故の状況を判断して部外機関の応援を必要と認めたときはその出動を要請する。

第3項 応急復旧

1 西日本旅客鉄道株式会社

(1) 災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「事故対策本部」及び「現地対策本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。

(2) 事故対策本部長並びに現地対策本部長は、必要により次の部外機関の協力を要請する。なお、駅長はあらかじめこれら部外機関と災害時の対応について打ち合わせておくものとする。

ア 関係行政機関（市町及び県・国の機関）

イ 警察署

ウ 消防局

エ 地方交通機関

オ NTT

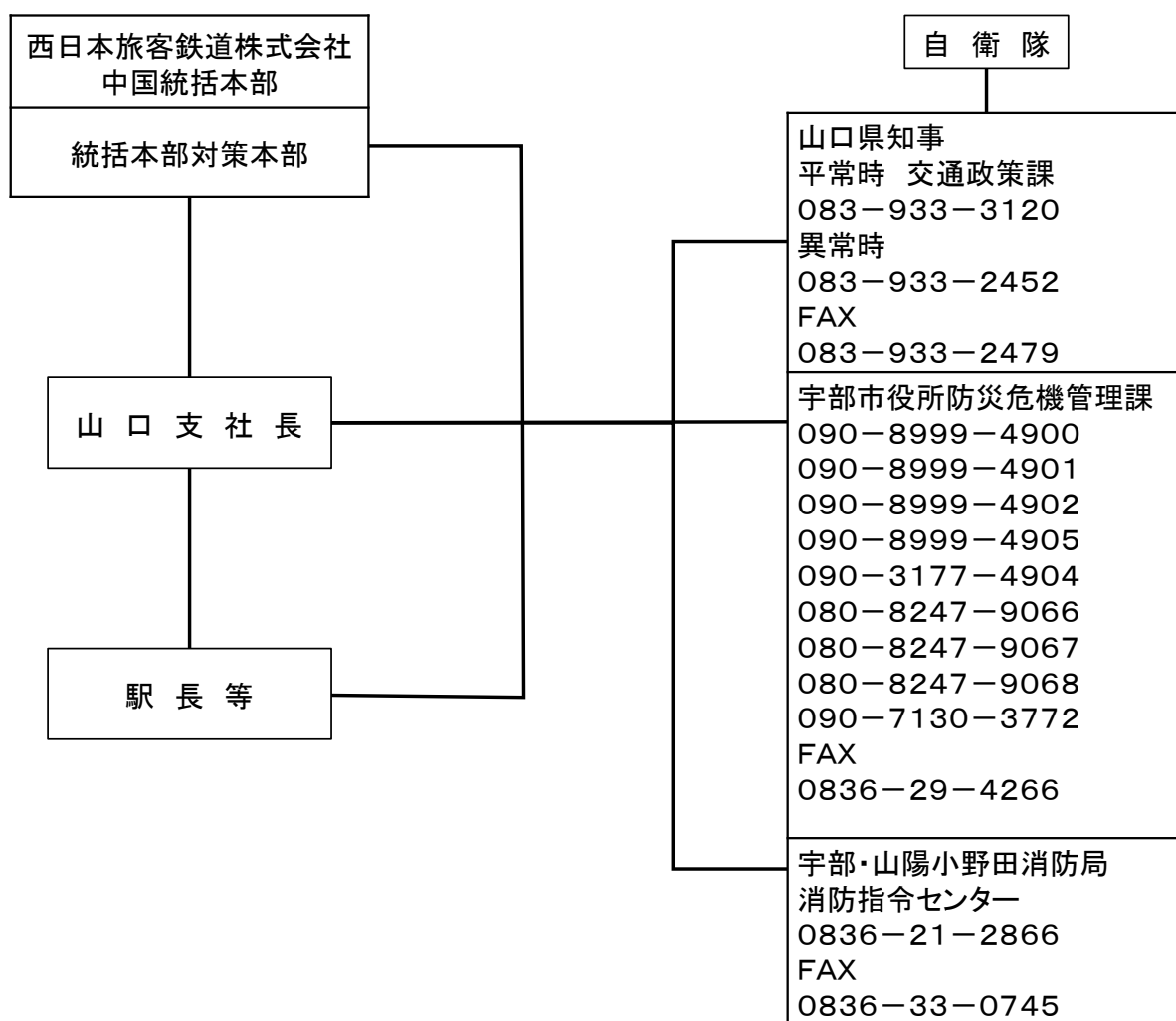
カ 自衛隊

キ クレーン車所有者

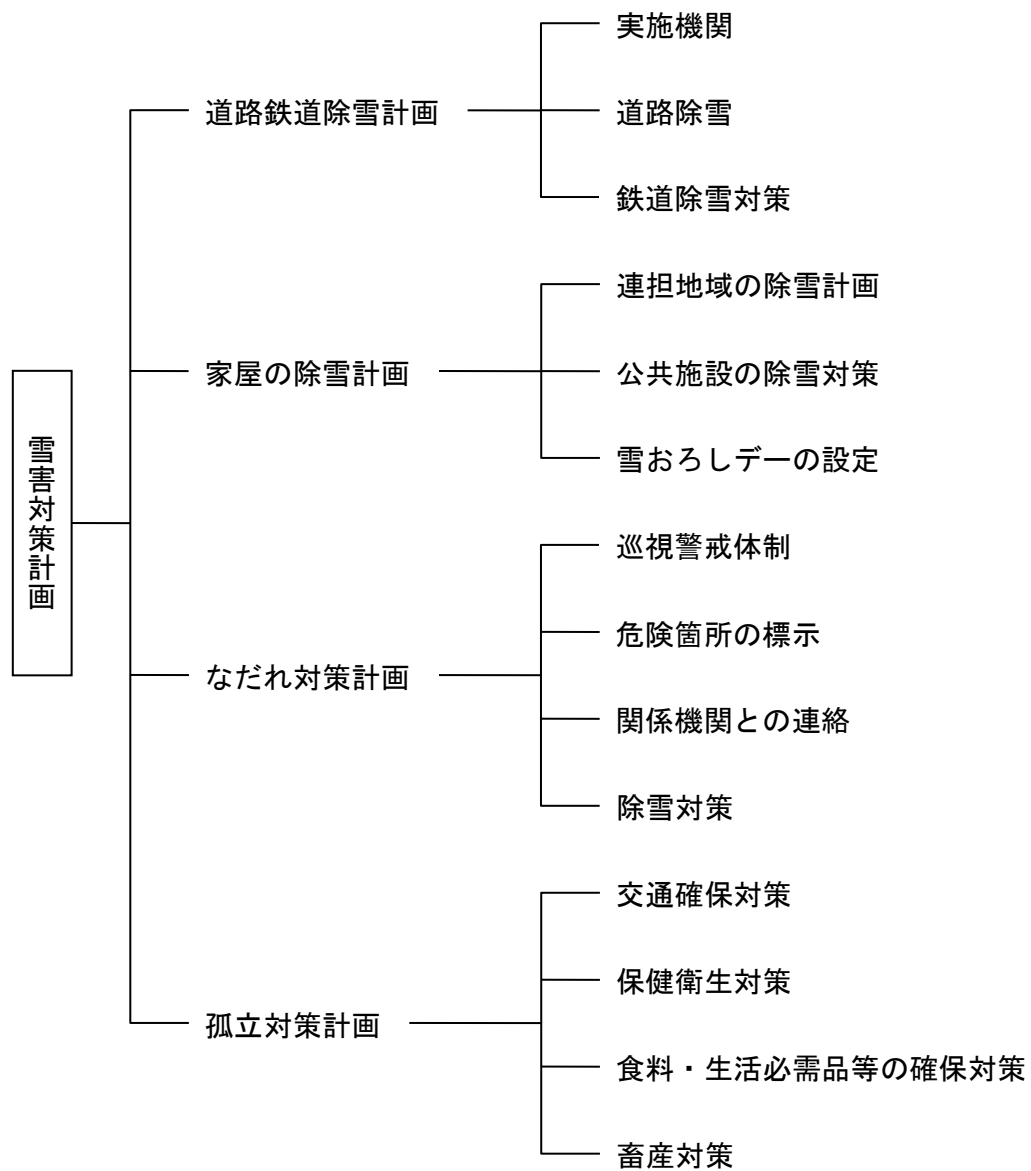
ク アマチュア無線士

(3) 事故対策本部及び現地対策本部が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。ただし、自衛隊の派遣要請については、事故対策本部長が県知事（防災危機管理課）に要請する。

(4) 部外機関との連絡系統図



第 19 章 雪害対策計画



第1節 道路鉄道除雪計画

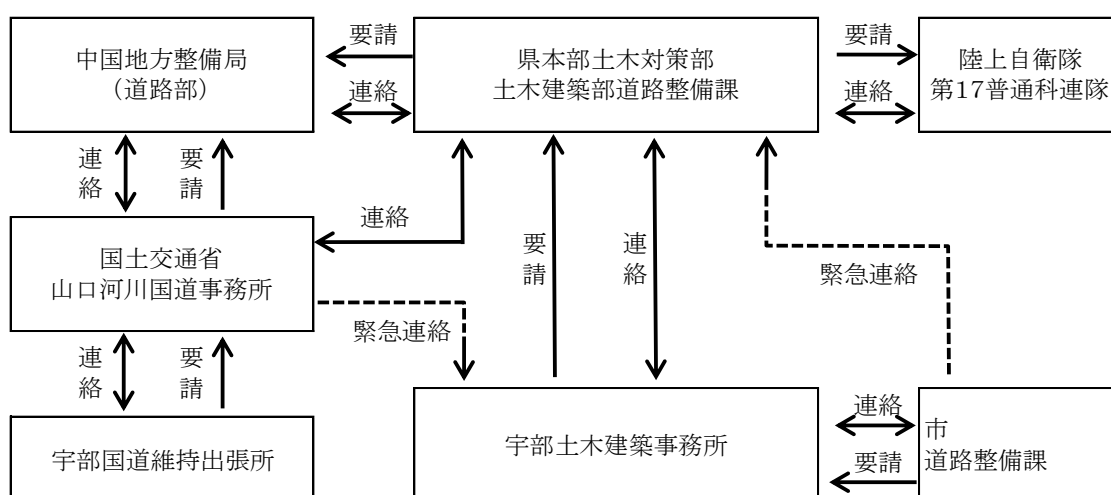
第1項 実施機関

積雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施するものとする。

- 1 県道及び県管理国道の除雪
山口県土木建築部道路整備課（土木建築事務所を含む。）
- 2 国道の除雪
直轄道路については、中国地方整備局（国土交通省山口河川国道事務所）
- 3 市道の除雪
市（道路整備課）
- 4 西日本高速道路株式会社の管理する道路の除雪
西日本高速道路株式会社
- 5 鉄道除雪
西日本旅客鉄道株式会社山口支社、
日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

第2項 道路除雪

1 対策系統



2 県が行う除雪

県は県管理道路のうち、除雪可能区間について機械除雪を実施し、冬期道路交通の確保を図るものとする。

(1) 除雪区分

区分	除雪路線の区分	除雪目標	緊急確保区分
第1種	日交通量おおむね 1,000台以上の区間	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。	異常降雪時においては5日以内に2車線確保を図る。
第2種	日交通量おおむね 500～1,000台の区間	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。	異常降雪時には、約10日以内に2車線又は1車線確保を図る。
第3種	日交通量おおむね 500台未満の区間で次に該当するもの 1)国道その他重要な路線 2)代替道路のない路線又はバス路線で民生安定上特に重要な路線	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。 状況によっては一時交通不能となってもやむを得ない。	

(2) 除雪路線の指定

県は、毎年対策実施時期に、関係土木建築事務所管内毎に除雪路線及び除雪機械の配備を決定し、除雪実施体制を確立するものとする。

(3) 除雪機械及びオペレーターの配備計画等の整備

ア 土木建築事務所は、管内の市及び建設業者等の所有する除雪用機械数、オペレーターの動員可能数を把握し、配置及び輸送方法を検討して、これらとの協力体制を確立しておくものとする。

イ 県道路整備課は、県内全般の除雪用機械の配置状況を把握し、毎年所要の資料を整備して、各土木建築事務所間の運用調整を図るものとする。

(ア) 除雪用機械確保計画

機械名 … ブルドーザ、グレーダー、ジープ、プラウ付トラック、ローダー、ダンプトラック等

動員体制 … 平常時及び緊急時

動員方法 … 現有、借上、応援

(イ) オペレーター配置計画

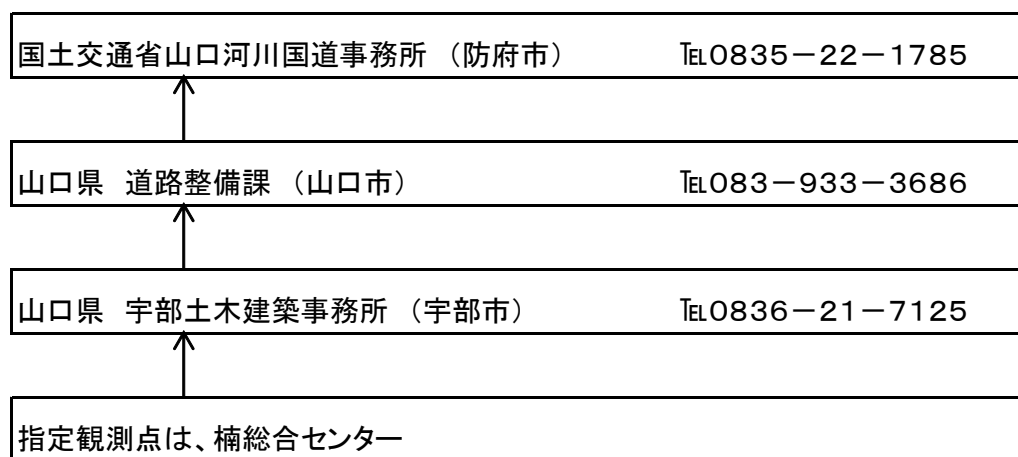
各土木建築事務所管内毎の平常時及び緊急時における除雪機械に対するオペレーターの現員、雇上、応援に関する計画を整備する。

3 災害時における道路交通確保のための緊急措置

国土交通省及び県は、積雪時における道路除雪活動を円滑迅速に実施するため、緊急確保路線、除雪用機械・除雪要員の動員及び連絡系統その他必要な事項を定めるものとする。

(1) 情報連絡

ア 情報連絡系統



イ 情報連絡の内容

- （ア）指定観測点における降雪量、積雪量等の積雪気象状況
- （イ）道路交通確保状況
- （ウ）除雪機械及びオペレーターの動員数

ウ 連絡の実施時期等

（ア）実施区分

a 平常時の観測及び情報連絡

平常時の降積雪量は、道路整備課が指定した観測地点において12月1日から3月31日までの間、観測所からの午前8時現在の状況を毎日午前9時までに観測所からの報告を土木建築事務所を通じて道路整備課に連絡すること。

b 注意積雪深の観測及び情報連絡

観測地点における積雪深が警戒積深の1/2に達したときは、注意積雪深として直ちに報告するものとする。

ただし、夜間における積雪は、午前6時に道路整備課に連絡系統図により連絡すること。

c 交通確保準備体制

（a）（b）の状況に達したとき、道路整備課は土木建築事務所に連絡し、土木建築事務所は交通確保準備体制に入り、9時、12時、17時のそれぞれの時間までに、降雪、積雪及び交通確保状況を連絡すること。

（b）土木建築事務所長は、必要に応じ、交通規制を実施し、降積雪及び凍結の状況により作業を開始し、その作業状況の情報連絡を行うこと。

（イ）緊急時

さらに事態が逼迫してきた場合は、状況変化（なだれ等による交通不能）の都度即刻報告するものとする。

（2）雪量観測点及び警戒積雪深

ア 雪量観測点

宇部土木建築事務所管内はないが、他の地域の警戒積雪深は40～50cmである。

イ 警戒積雪深

警戒体制に入る基準のとして、雪量観測点における毎年の積雪の深さの最大値の累年平均（最近5箇年以上の間における平均をいう。）をその観測点の警戒積雪深とする。

警戒積雪深は、毎年県道路整備課において所要の資料を作成するものとする。

(3) 警戒体制及び緊急体制への移行

県下到大雪警報が発表されたときは、第1警戒体制の配備につき、気象情報の収集及び体制の拡大を検討する。

また、県は県内各観測点のうち、観測点の総数の1/2以上がほぼ警戒積雪深に達するときを目安として、除雪状況その他を勘案し、関係土木建築事務所と道路整備課が協議して、必要な警戒体制の配備につくものとする。

(4) 除雪機械及びオペレーターの配置

緊急確保路線に対して、配備を予定すべき除雪機械（現有、借上、応援）及びこれに対応するオペレーターの配置計画は、毎年道路整備課が関係機関と連絡協議して定めるものとする。

(5) 応援派遣等に関する事務的処理

ア 国道における県管理部分の中国地方整備局委託

除雪動員計画において、あらかじめ中国地方整備局に委託することができる。

イ 中国地方整備局所有の除雪機械の借用（建設機械貸付規則―国土交通省）

災対法に基づき県本部を設置した県または市が、中国地方整備局長に対し応援の要請を求めた場合は、中国地方整備局は当該地方公共団体に対し、除雪機械を貸し付けることができる。その際の機械貸付料は無償である。

その他の場合（災対法に基づかない場合等）は有償である。

なお、貸付料以外の費用（オペレーター等）は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」（平成20年8月20日）による。

ウ 県相互間の応援の事務処理

応援措置可能な県相互間において、あらかじめ経費の単価、支払方法等を協議するものとする。

4 国土交通省山口河川国道事務所が行う除雪

国土交通省（山口河川国道事務所）は、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」に基づき、毎年具体的な計画を整備するものとする。

計画事項の概要はおおむね次のとおりである。

(1) 情報、措置等の連絡体制

国土交通省が定める連絡系統図による。

(2) 警戒体制における措置

ア 情報連絡の強化（パトロールの実施を含む。）

イ 除雪機械及びオペレーターの借り上げ、応援に関する事前手配。

ウ 除雪作業、凍結防止作業の強化

(3) 緊急の体制における措置

ア 情報連絡の強化

イ 除雪機械及びオペレーター、その他必要な機械等の確保

5 標示板の設置

国土交通省及び県は、別に定めるところにより、路面凍結及び積雪等に関する標示板を設置するものとする。

6 市の除雪対策（道路整備課）

県宇部土木建築事務所と密接な連携のもとに実施するものとし、除雪作業の一貫性を図るよう努めるものとする。

7 「県民除雪」の協力体制の確立

県、市が行う道路除雪に関連して、地域住民による排雪作業の協力体制の確立を推進する。

第3項 鉄道除雪対策

西日本旅客鉄道株式会社は、除雪対策を樹立し、積雪時には除雪対策を実施する。

1 除雪計画の樹立

降積雪がはなはだしい場合は、早期にラッセル車を運転する。この場合、必要により一部の営業列車を運転休止することもあり得るものとする。

- (1) 積雪状況の把握及び段階的想定
- (2) ラッセル車運転計画の樹立
- (3) 一部営業列車の運転規制及び列車の迂回運転計画の樹立

第2節 家屋の除雪計画

第1項 連担地域の除雪計画

県土木建築事務所及び市は、屋根の雪おろし時期、雪の排除方法又は雪捨て場の指定について相互に協議し、適切な排雪計画を樹立、実施に努めるものとする。

第2項 公共施設の除雪対策（一般的基準）

公共施設の管理者は、次の基準に基づいて除雪に努めるものとする。

- 1 多雪地帯では、屋根上50cm以上積雪の場合に除雪開始
- 2 両方屋根面の均等除雪の実施
- 3 排雪場所、処分方法の計画的実施
- 4 長期降雪が予想されるときに残雪の除雪

第3項 雪おろしデーの設定

屋根上の雪おろし及びこれに伴う排雪、並びに基幹線以外の道路除雪等の作業は、地域住民が一致協力して計画的に実施することが効果的であり、かつ関係機関の対策実施上必要あ

る場合に、市（防災危機管理課）は、多降雪時において、「雪おろしデー」又は「市民除雪デー」を設定して、自主的な防災活動を促進するものとする。

なお、「雪おろしデー」等の設定にあたっては、宇部土木建築事務所等関係機関と事前に十分な連絡をとるものとする。

1 除雪

雪の捨て場の指定についてあらかじめ決定し、屋根の雪おろし、私道・小路の除雪等の共同作業を計画的に実施する。

2 雪の運搬処理

家屋連担地域の路線、特に幹線道路においては、屋根の雪おろしと同時に、道路上の雪を適切な場所に運搬処理することが交通確保対策上に緊要であるので、雪の運搬方法、雪の捨て場の指定についてあらかじめ決定しておくものとする。

第3節 なだれ対策計画

第1項 巡視警戒体制

市は、消防機関、警察機関、土木機関等の関係機関と協力のもとに、査察を行い、危険箇所の早期発見に努めるものとする。

第2項 危険箇所の標示

市は関係機関との連絡のもとに、「なわ張り」、「赤旗」等により標示し、住民、通行者に周知徹底を図るものとする。

第3項 関係機関との連絡

市は、なだれによる被害防止対策について、防災会議関係機関と緊密な係を保ち、情報の交換、対策の調整に努めるものとする。

第4項 除雪対策

なだれの発生により、住民の生活、交通確保の上に重大な支障を生じた場合は、早急な除雪対策を講じるものとする。

第4節 孤立対策計画

第1項 交通確保対策

国土交通省、県（道路整備課、土木建築事務所）、市（道路整備課）は、必要に応じて所管路線の巡視警戒並びに除雪を実施し、交通確保のための対策を実施するとともに、警察及び運輸関係機関との連絡調整を図るものとする。

第2項 保健衛生対策

第3部第10章「保健衛生計画」によるほかは県（医療政策課、生活衛生課、廃棄物・リサイクル対策課）及び市（環境政策課、廃棄物対策課）は、次による対策を行う。

1 救急患者の緊急輸送対策

- (1) そり、スノーボードによる輸送対策及び要員の確保
- (2) ヘリコプターによる空中輸送対策
- (3) ヘリポートの設定及び標識

2 環境衛生対策

(1) 水道施設の保全等飲料水の確保

- ア 水源施設、浄水施設、配水池の換気孔の除雪
- イ 消毒薬品特に塩素の確保備蓄
- ウ 滅菌器及び予備滅菌器の整備並びに保温設備の整備
- エ 送水設備の補助機関の整備及び試験的送電の整備
- オ 積雪地における泥吐管、空気弁、制水弁、消火栓、計量装置等の位置の標示並びに消火栓の除雪確認、凍結防止のための措置
- カ 排水系統の調査と危険箇所の確認並びに給水措置等露出配管の凍結破損防止装置
- キ 断水時の給水措置は、第3部第9章食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画に定めるとおりとする。
- ク 雪どけ時においては、井戸の汚染防止のための事前除雪、汚水の排水を行う。

(2) し尿、ごみの処理

ア し尿の汲取処分

- (ア) 大雪注意報が発表された場合は、各家庭の便槽を汲取しておくこと。
- (イ) 積雪時に汲取り運搬車の運行不能の場合を想定し、雪どけ時に飲料水、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定し、あらかじめ標識を設けておくこと。
なお、処理場への投棄に際しては、同時に消毒剤の散布を行うこと。

イ ごみの収集処分

ごみは、各家庭で焼却処分を行い、残物は環境衛生上支障なく、雪どけ後運搬便利な場所を指定し堆積しておくこと。

(3) 遺体埋火葬

- ア 火葬場への交通途絶の場合は、応急のそりによる輸送を図る。
- イ 輸送不能の場合は、臨時野焼場を設置し処理する。この場合は、所轄警察署に連絡すること。

(4) 家畜の死体処理

死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）は、死亡獣畜取扱場に運搬し、処理する。ただし、運搬不能の場合は、所轄健康福祉センターの許可を得て、解体、埋却もしくは焼却する。

3 食品衛生対策

(1) 食品

- ア 食品不足に備え、びん詰、かん詰、インスタント食品を備蓄すること。
- イ 食中毒防止のため、食品備蓄方法の指導を行うこと。
- ウ 洗浄用水の不足が予想されるので、使い捨て容器や衛生手袋を確保する。

(2) 搾乳業者の指導

生乳用容器の不足が予想されるので、保存容器の確保及び臨時容器、既存容器の保清について十分指導する。

第3項 食料・生活必需品等の確保対策

山口地域センター・県（農業振興課、厚政課）及び市（卸売市場、地域福祉課）は、次の対策を行う。

1 飯米の確保

積雪中必要な飯米の貯蔵確保

2 乳児用ミルク等の確保

人工栄養乳児用粉ミルク、砂糖の確保

3 生鮮食料品、生活必需品の調達確保

(1) 生鮮食料品の確保

ア 野菜の防寒貯蔵

イ 鶏卵、魚、肉類の貯蔵確保

(2) 保存食品の確保

ア 自家用漬物、乾燥野菜、その他食品の加工、貯蔵

イ 缶詰、塩干魚、煮干、豆類、海草類、調味料の確保

(3) 燃料の確保

第4項 畜産対策

県（畜産振興課）及び市（農業振興課）は、次の対策を行う。

1 飼養管理

(1) 飲水対策

(2) 衛生対策

2 家畜飼料の確保

(1) 粗飼料の調達確保

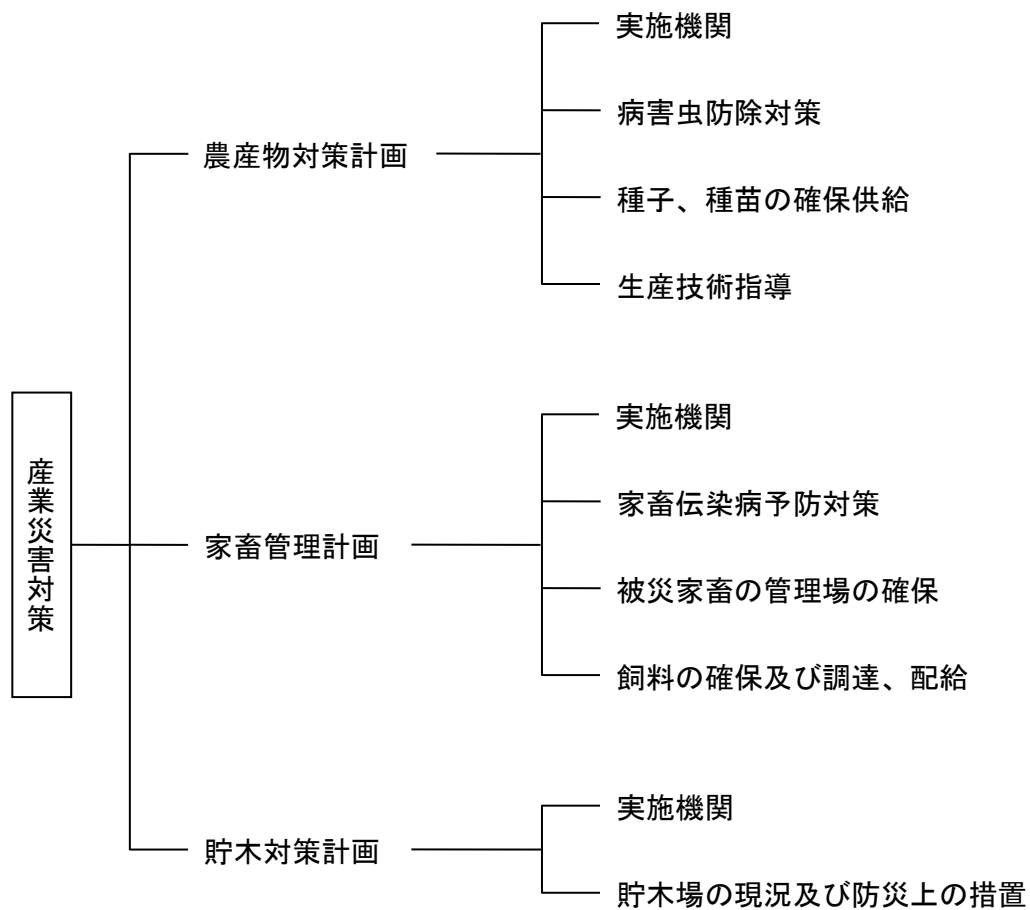
(2) 濃厚飼料の調達確保

3 畜産物の品質低下の防止

(1) 二等乳の防止

(2) 生乳・鶏卵の凍結及び腐敗防止

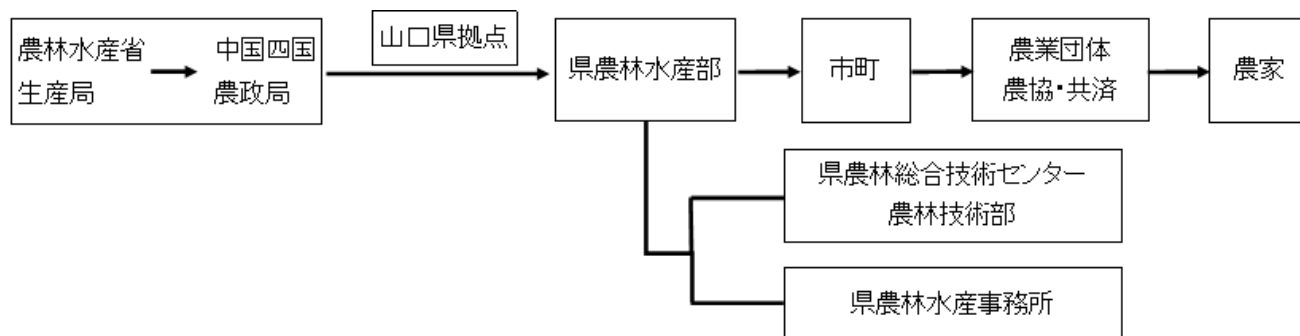
第20章 産業災害対策



第1節 農産物対策計画

第1項 実施機関

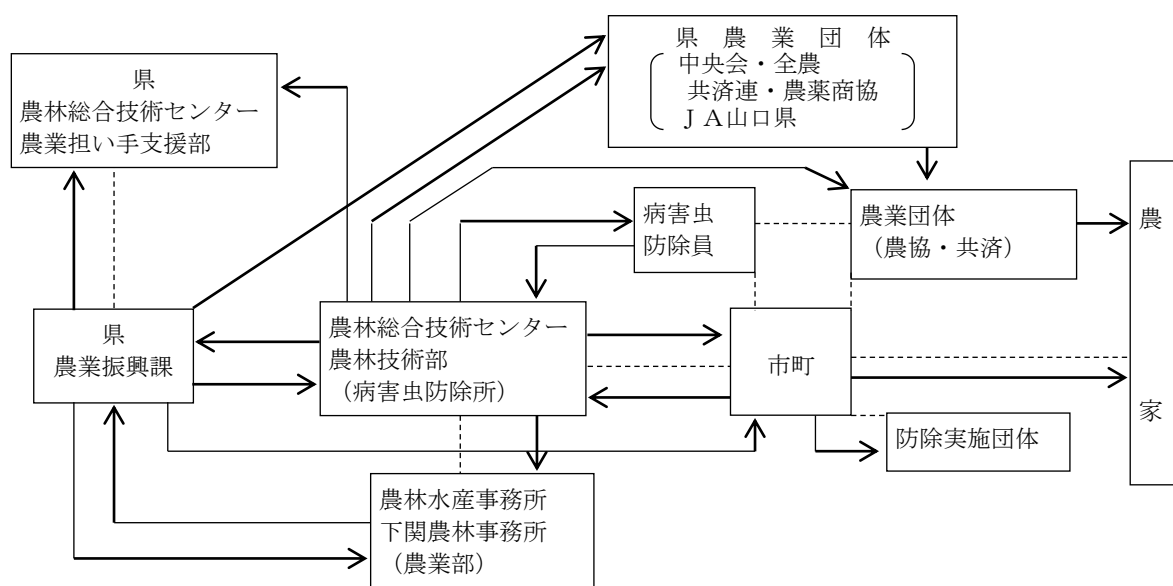
農産物対策全般の実施系統は、次のとおりである。



第2項 病虫害防除対策（植物防疫法）

1 病虫害発生予察

予察実施体系は次のとおり



2 防除体制

(1) 病虫害防除計画の作成

市農業振興課は、県農林水産部と協議のうえ防除計画を作成するものとする。

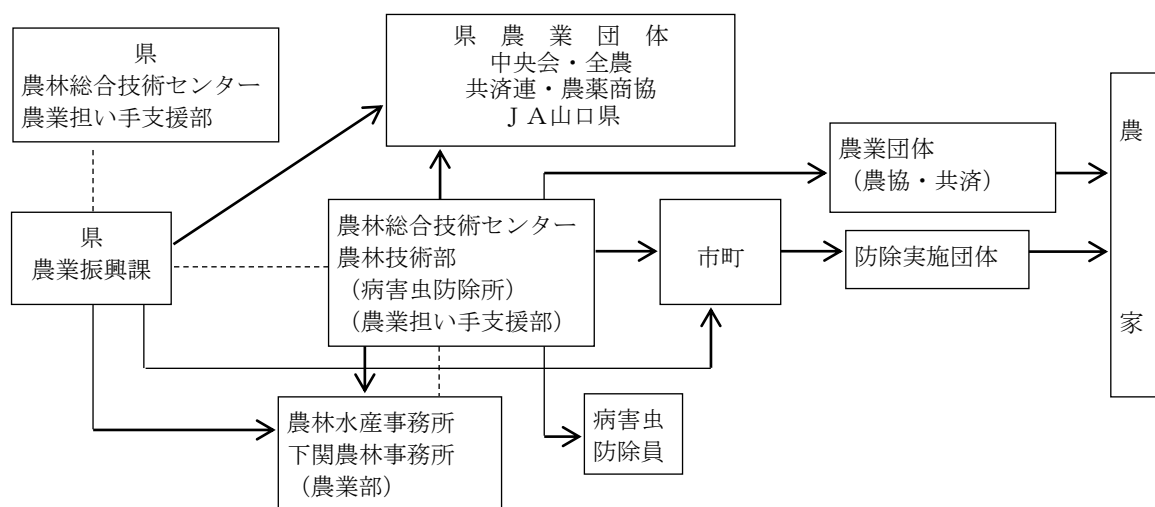
(2) 防除体制

市農業振興課は、必要に応じ地区ごとに病虫害防除班を設置し、次の措置を講ずるものとする。

ア 防除技術指導を行うこと。

イ 常に正確な発生状況を把握し、迅速的確な連絡を行う。

(3) 病虫害防除対策実施体系図



(4) 農薬等の確保措置

農薬等防除資材の需給調整について山口県植物防疫農作業安全協会の協力を求めるものとする。

第3項 種子、種苗の確保供給（主要農作物種子法）

1 確保の措置

(1) 水稻関係

災害応急用水稲粳の確保措置

(2) 野菜関係

市内の野菜指定産地及び野菜認定産地における確保措置

(3) 飼料作物関係

災害応急用種子の確保措置

2 供給の方法

(1) 種粳については、市（農業振興課）は県に供給申請を行い、山口県米麦改良協会からのあっせんを受ける。

(2) 野菜飼料関係については、市（農業振興課）は県に要請し、全国農業協同組合連合会山口事務所・山口県農業協同組合から供給を受ける。

第4項 生産技術指導

農林水産事務所は、特に被害度の高い風水害対策について広報機関等を利用して普及に努めるとともに直接農家の指導にあたる。その他干害、冷害、凍霜雪害等については被害の様相に応じて適切な指導を行う。

(1) 水稻関係の対策

台風襲来時の灌漑、台風後の排水、泥土の洗除、二次的に発生する病虫害対策

（２）果樹、野菜その他の作物関係の対策

防風垣、柵の修理、補強、排水、中耕その他のよる生育促進、二次的に発生する病害虫対策

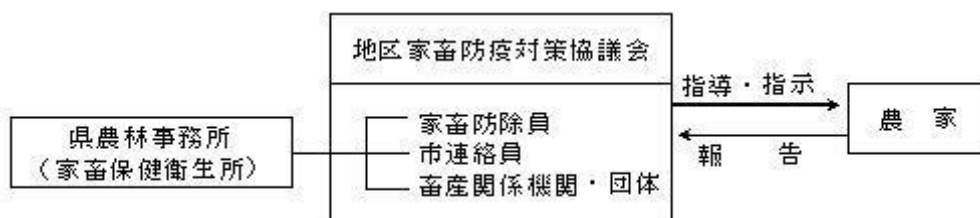
第２節 家畜管理計画

第１項 実施機関

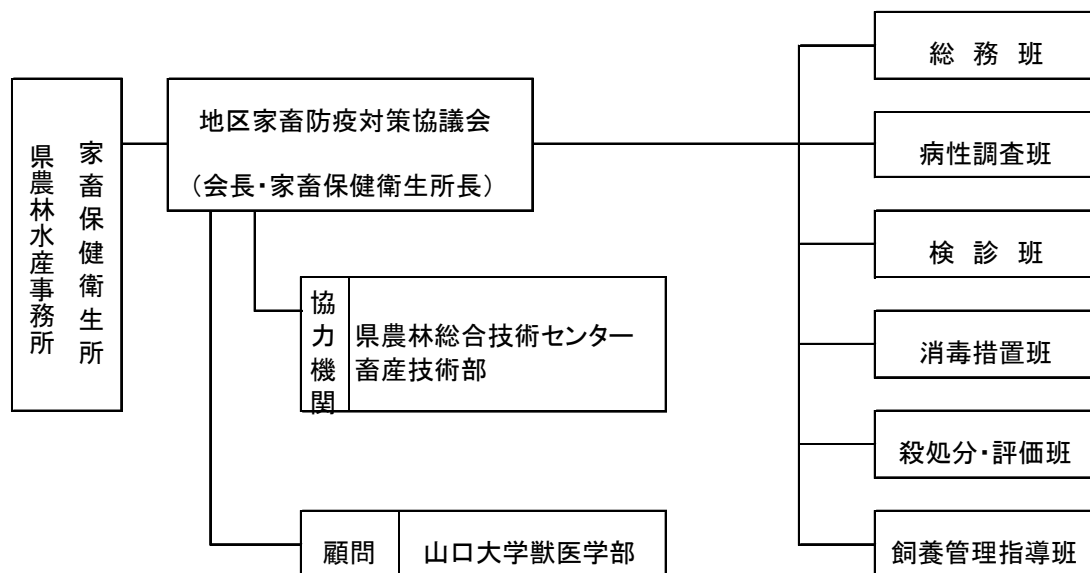
１ 実施機関及び関係機関

- （１）被災地における家畜伝染病予防対策は、県農林水産事務所（家畜保健衛生所）を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。
- （２）その他の家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策は、市（農業振興課）が実施する。

２ 連絡体系



３ 活動組織



第２項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法）

１ 組織

- （１）県農林水産事務所家畜保健衛生所
- （２）地区家畜防疫対策協議会の構成

県農林水産事務所（家畜保健衛生所）、健康福祉センター（環境保健所）、県畜産振興協会、市（農業振興課）、全国農業共済組合連合会山口県本部、県獣医師会、農業協同組合、農業共済組合、酪農関係団体、養豚関係団体、養鶏関係団体

2 活動内容

地区家畜防疫対策協議会が編成する防疫組織は、次の業務を行う。

- （１）家畜伝染病に関する啓発指導
- （２）情報収集及び連絡、報告
- （３）防疫用資材の調達、あっせん、配分
- （４）疑似患畜及び患畜の病生鑑定並びに疫学的調査
- （５）発生源及び感染経路の探求調査
- （６）防疫地図の作成
- （７）家畜伝染病予防法（法第６条第１項、第３０条、第３１条）による検査、注射の実施及び協力
- （８）疑似患畜の検診、治療
- （９）発生畜舎、予防指定地域に対する消毒指導
- （１０）死亡獣畜等の埋没、焼却等
- （１１）疑似患畜及び患畜又は死亡獣畜等の輸送措置及び指導
- （１２）死亡獣畜処理場との連絡

第３項 被災家畜の管理場の確保

家畜飼養頭数の多い地域で、特に水害多発地域においては、被災家畜の管理対策を準備しておくものとする。

1 管理場の設置基準

- （１）おおむね３．３平方メートル当たり、大家畜１、大中豚３頭、小豚１０頭、緬山羊３頭、鶏１５羽を収容基準とし、排水良好な地点（場所、施設）とする。
- （２）大家畜、緬山羊は繁養を原則とし、その他の家畜は追込式とする。

2 確保のための措置

市（農業振興課）は、水系及び発生する災害の程度を考慮して、場所、施設の選定及び資材の所在、輸送等について関係機関、団体及び周辺関係者と協議しておくものとする。

3 管理者の確保基準

大家畜１０頭、中家畜２０頭、小家畜１００羽につき管理者１名の割合で、市内の関係地区ごとにあらかじめ予定しておくものとする。

第４項 飼料の確保及び調達、配給

1 自給飼料関係

畜産、農業関係団体の協力を得て、粗飼料の確保及び輸送対策を講じる。調達及び配給は、市を通じて行う。

2 濃厚飼料関係

(1) 緊急飼料備蓄対策

県は、山口県農業協同組合に対して濃厚飼料の確保を依頼する。対象となる飼料は、主として「ふすま」「各種配合飼料」である。

(2) 大災害対策

県は、政府に対し、政府売渡し飼料用麦について買受団体（需要者団体）への売渡し量の増加又は特別払下げを行うよう要請する。

(3) 小災害対策

主として市内流通の飼料をもって賄うものとする。

第3節 貯木対策計画

第1項 実施機関

1 実施責任

(1) 公共管理者が管理する施設及び水面に対しては、公共管理者の指示に基づいて利用関係者が実施する。

(2) 民間貯木場は、所有者自体の責任において、所有者自身又は荷役業者により実施する。

(3) 内陸部の河川流域等における貯木場は木材所有者が実施する。

2 指導体制

(1) 県

ア 港湾関係

土木建築部港湾課 — 関係港湾管理事務所・関係土木建築事務所

イ 貯木工場関係

農林水産部森林企画課 — 関係農林水産事務所（森林部） — 関係市町

(2) 第七管区海上保安部（港湾関係）

海上保安署

(3) 県警察（事前措置）

第2項 貯木場の現況及び防災上の措置

1 港湾関係貯木場

(1) 所在

所在	管理者	貯木方法
宇部港	山口県	陸上

(2) 指導基準

ア 水面貯木場

(ア) 木材の流出を防ぐため原則として陸上げし、水面貯木の減少をはかる。

(イ) いかだに組みワイヤーロープ等で岸壁に固縛し流出防止をはかる。

(ウ) いかだ作業技術者及び曳船を待機させ事故防止をはかる。

(エ) 現場の監視を厳重に行う。

イ 陸上貯木場（野積場一時使用を含む。）

（ア）台風時においては、気象情報に基づき、波浪のおよばない位置まで木材を移動させることを原則とし、止むを得ない場合は、ワイヤーロープ等で結束し散乱を防止する。

（イ）現場の監視を厳重に行う。

（３）流木応急対策（海上保安署）

海上保安署は港湾において貯木が流出した場合は、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

２ 貯木工場

（１）所在

宇部市 …… なし

（２）指導基準

ア 災害季節には、気象情報の収集及び現場への周知に努める。

イ 貯木場所は、流出、崩壊、埋没等の危険のない場所を選ぶ。

ウ 災害季節中は、常に現場の検分を行い、危険の有無を確認する。

エ 貯木工場ごとに責任者を定めておき気象予警報に従い警戒配置につく。

オ 現場の最高水位を調査把握しておき、災害発生のおそれがあるときは、安全な場所に移動させる等の措置を講じる。

カ はえ積は、必ず両端とも機組とし矢をさす。

キ はえ積の高さは、洪水、高潮時において、はえ足を洗う水位の３倍以上とする。

ク ２つ以上のはえ積の場合は、各はえを連れいし、安定させるため必ずつなぎ材及び長材を巻き込む。

ケ 危険が予想される場合は必ずワイヤーをかけ、けい縛又は袋網羽を張る。

３ 流木のおそれがある貯木場

（１）現況把握

警察署又は海上保安署は、管内において流木のおそれがある貯木場の現況（所在場所、管理者、貯木量、予想される原因、水系名等）を把握し、災害時における応急措置に万全を期する。

（２）応急措置（災対法第５９条）

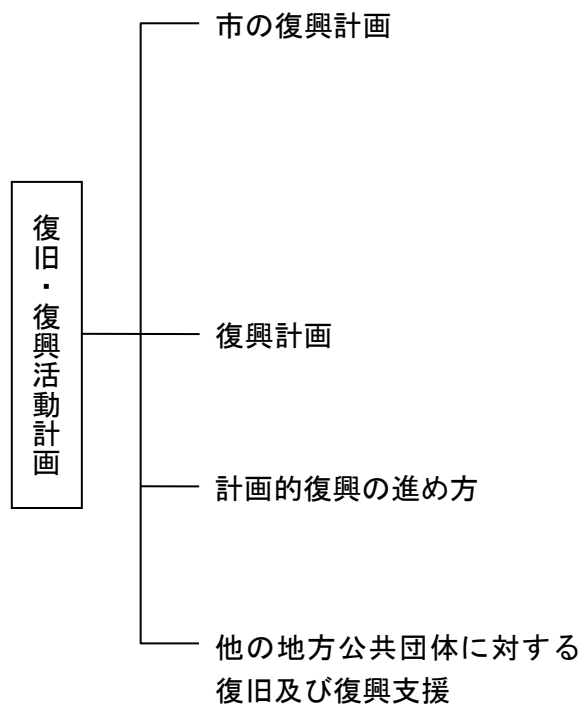
流木のおそれがある場合は、警察署長又は海上保安署長は市長と連絡をとり、関係者に対して事前措置を講じる。

第4部

復旧・復興計画

第4部 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画



第1節 市の復興計画

市は、災害により市内に甚大な被害が発生したときは、防災関係機関その他関係団体と連携し、速やかに市民生活の再建及び安定並びに被災した地域の復興に取り組まなければならない。

市は、災害応急対策を概ね終了し、災害復旧・復興対策を遂行するため必要があるときは、宇部市災害復旧本部又は復興本部を設置することができる。その組織には、災害対策本部に準じるものとし、その廃止については、本格的な復旧・復興対策のめどがたつたと認められるときとする。

第2節 復興計画

市は、災害により市内に甚大な被害が発生したときは、計画的に復興を進めるため、災害対策本部を中心とする復興体制を確立するとともに、復興計画を策定するものとする。

市は、前項の復興計画を策定するにあたっては、市民、事業者等、学識経験者及び防災関係機関の意見を聴くとともに、その意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興の場・組織に女性の参画を促進するものとする。

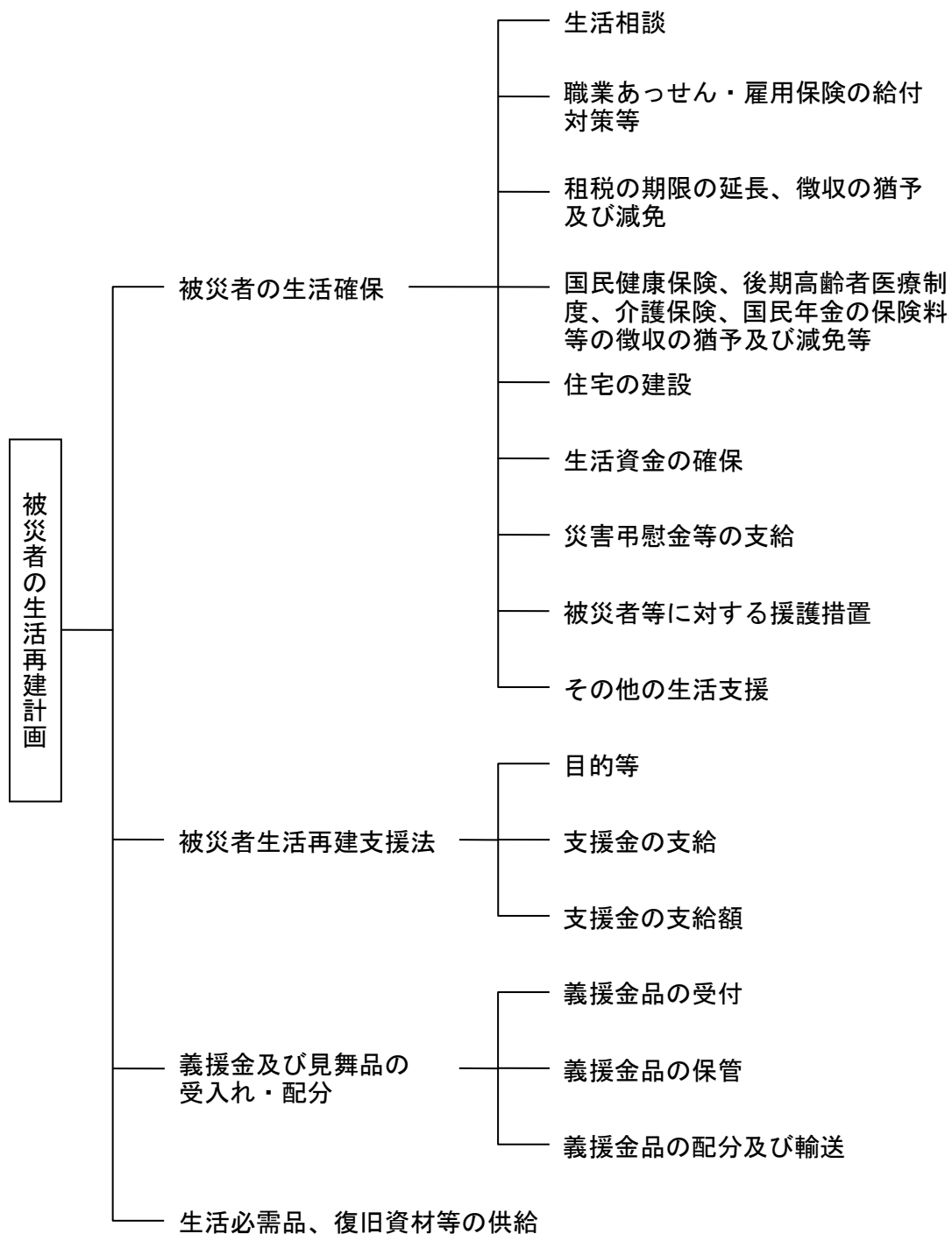
第3節 計画的復興の進め方

市は、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

第4節 他の地方公共団体に対する復旧及び復興支援

市は、大規模な災害による被害が他の地方公共団体において発生したときは、産官学民の連携による支援体制により、当該他の地方公共団体の復旧及び復興に関する支援活動に取り組むことができるものとする。

第2章 被災者の生活再建計画



第 1 節 被災者の生活確保

第 1 項 生活相談

災害発生後には被災者、一般県民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から様々な問い合わせ要望が数多く寄せられる。それらに的確・迅速に応えるためには総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、市及び県等は、次の措置を講じるものとする。

機関名	措置事項
市	- 市は、被災者のための相談所を庁舎、市民センター、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 特に、本庁舎では、総合相談窓口を設置し、各対策部から職員の派遣を得て対応する。 - 電話通訳サービス等を活用し、外国人市民に対する相談体制の確立に努める。 - 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるものとする。 県、関係防災機関と連絡を密にし、相談内容の対応への充実に努める。
県	- 災害が発生した場合、応急対策実施と同時進行の形で、総合企画部を中心に、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。 - 被害相談室の設置 被害復旧対策本部設置時に相談、苦情等のたらい回しの防止及び各部が実施している応急対策等に係る情報を県民へ効果的に提供するとともに、情報提供・相談業務の一元化を図るため、総合企画部内に被害相談室を設置することができる。 - 発災初期の混乱が終息したとき、被災現地では地方県民相談室を窓口として、避難所等を巡回し又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係対策部に速やかに連絡する。 この場合の臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討して、知事が決定する。 (1) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣し対応する。 (2) 市町、防災関係機関と連携を密にし、相談体制の確立を図る。 - 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人県民に対する相談体制を確立する。
警察	警察本部及び警察署、駐在所若しくは現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関 指定地方行政機関	支店、営業所若しくは現地等の必要な場所に臨時相談所あるいは案内所等を設置し、所管業務の相談にあたる。

第2項 職業あっせん・雇用保険の給付対策等

災害により失職した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所及び県（産業労働対策部）は、職業相談、求人開拓、職業のあっせん等を行うとともに、雇用保険の失業等給付及びこれに必要な措置を講ずる。

1 職業あっせん計画（県労働政策課、労働局）

- （1）災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町の被災状況等を勘案の上、公共職業安定所を通じ、速やかにそのあっせんを図るものとする。

また、他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、雇用の安定を図るものとする。

- （2）早期再就職を促進するため、被災地を管轄する公共職業安定所を通じ、次の措置を講じる。

ア 職業相談

公共職業安定所職員を前項に記述する相談所若しくは現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

イ 求人開拓

被災者の希望する求職条件に基づき、公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、他県に対しても求人開拓を依頼する。

ウ 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧工事に従事することを希望した者に対しては、当該事業を紹介し、県の他の地域又は他県等を希望する者に対しては、それぞれ希望に応じた職業紹介をするように努める。

エ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用

他の職種等への転換希望者等に対しては、職業訓練の受講、転換給付金等活用して被災者の雇用の確保に努める。

- （3）災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握するとともに、上記の措置を行い、離職者の早期再就職を図るものとする。

2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

公共職業安定所の措置

- （1）証明書による失業の認定

被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行うものとする。

- （2）激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。

3 被災事業主に関する措置

(1) 労働保険料の徴収の猶予等

災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講ずるものとする。

(2) 制度の周知徹底

制度の周知に当たっては、労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

第3項 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免

各機関の租税の期限の延長・徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予
県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び山口県税賦課徴収条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講ずる。 また、市においても適切な対応がなされるよう指導するものとする。
市	市は、賦課する税目に関して、地方税法及び市条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

※地方税の減免基準については、総務省から各都道府県知事あて「災害被災者に対する地方税の減免措置等について」がなされ、この通達の中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

第4項 国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、国民年金の保険料等の徴収の猶予及び減免等

1 市（保険年金課、介護保険課）

市は、被災した納付義務者に対して、国民健康保険法、その他諸法令及び市条例等に基づき、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、国民年金の保険料等の徴収の猶予及び減免等について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

2 県（医務保険課）、後期高齢者医療広域連合、国（日本年金機構）

県、後期高齢者医療広域連合及び国は、市に対し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び国民年金の保険料等の徴収の猶予及び減免等の取扱いについて、適切な対応を行うよう指導する。

第5項 住宅の建設（営繕課、建築指導課、住宅政策課、地域福祉課、こども政策課、社会福祉協議会）

災害により居住していた住宅を喪失した者については、住居の確保が必要になる。

このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅の建設補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては、公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

1 応急仮設住宅の建設

＜第3部第11章「応急住宅計画」参照＞

2 災害公営住宅の建設

- （1）市は、自己の資力では住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。
- （2）県は、被害が甚大で、市において建設が困難な場合に、公営住宅法に基づき、災害公営住宅の建設を行うものとする。

3 既設公営住宅等の修理

市及び県は、災害により被災した既設の公営住宅、既設の改良住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

4 住宅資金の確保

（1）独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資

独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害関連融資として、「災害復興住宅融資」、「災害予防関連融資」がある。

ア 災害復興住宅融資

暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。

イ 災害予防関連融資

（ア）地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法第24条第1項の規定による関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。

（イ）宅地防災工事資金融資

宅地造成及び特定盛土等規制法第22条第2項、第23条第1項、第2項、第41条第2項、第42条第1項、第2項、第46条第2項、第47条第1

項、第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項、第10条第1項、第2項又は建築基準法第10条第1項、第3項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、のり面保護等の防災工事を行うときに貸付けられる。

（2）宇部市災害復旧援護資金（地域福祉課）

自然災害によって被害を受けた市民に対し、金融機関を通じて災害復旧援護資金を融

資する制度がある。

[資料] 4-1-1 市災害復旧援護資金融資要綱

(3) その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障害者世帯及び母子・父子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、住宅資金貸付けを受けることができる。

ア 生活福祉資金の住宅資金

低所得者世帯又は障害者世帯が、住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要とする経費については、生活福祉資金の住宅資金の貸付けを受けることができる。

災害により特に必要な場合は、貸付け限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。

イ 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金住宅資金の貸付けに際して限度額、据置期間の延長、支払い猶予等の優遇措置が講じられる。

第6項 生活資金の確保

災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするにあたり必要となる資金については、各種融資制度が設けられている。市及び県はこれらの資金の融資が円滑に行われるよう被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行うものとする。

1 生活福祉資金の貸付け

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対して災害等被災によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった時や、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために臨時に必要な経費、住宅の補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費として、貸し付けられるものとして福祉資金がある。貸付業務は、県社会福祉協議会が、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行う。

(1) 資金の種類

資金の種類は、福祉資金と緊急小口資金がある。

(2) 貸付限度額、期間等

貸付限度額、期間、利率等については資料編による。

[資料] 4-1-2 県生活福祉資金貸付条件

(3) 相談先

宇部市社会福祉協議会 生活支援課

2 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。

(1) 母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

ア 資金の種類

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金がある。

イ 貸付限度額、貸付期間等

貸付限度額、期間、利率等については、資料編による。

[資料] 4-1-3 県母子父子寡婦福祉資金貸付

ウ 申込先

宇部市福祉事務所（市役所内こども政策課）

(2) 父子福祉資金

配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であったもの）または40歳以上の配偶者のない女子であって母子家庭の母及び寡婦以外の者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様。

3 県・市町中小企業勤労者小口資金

県内に居住し、市税を完納しており、中小企業の同一事務所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。

(1) 貸付限度額 災害資金 100万円以内

(2) 償還期間 10年以内（うち、1年以内の据置が可能）

(3) 利率 年1.59%（保証料別途）

(4) 申込先 中国労働金庫

4 県・市町離職者緊急対策資金

県内に居住し、市税を完納しており、離職時の事業所に1年以上勤続していた者で、離職を余儀なくされ、離職後1年以内の者。借入申込時に、現に離職しており、ハローワークで求職活動を行っている者に対して貸付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付を行う。

(1) 貸付限度額 災害資金 100万円以内

(2) 償還期間 10年以内（うち、1年以内の据置が可能）

(3) 利率 年1.0%（保証料別途）

(4) 申込先 中国労働金庫

5 山口県被災者生活再建支援金支給事業（県制度）

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度（国制度）の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と同額（中規模半壊世帯を除く）の支援を行う（負担割合 県1／2、市町1／2）。

6 災害援護資金の貸付け

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立直しに必要な資金を貸付けるもので、市が貸付けを行う。

○貸付対象

救助法が適用された自然災害により世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得が次の額未満の世帯に限る。

1人	2人	3人	4人	5人以上
220万円	430万円	620万円	730万円	730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額

※ただし住居が滅失した場合は1, 270万円に緩和

○根拠法令等

（1）災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

（2）実施主体

市（地域福祉課）

（3）経費負担

国2／3

県1／3

（4）対象となる災害

山口県において救助法による救助が行われた災害

○貸付金額

貸付区分及び貸付限度額

（1）世帯主の1か月以上の負傷

150万円以内

（2）家財等の損害

ア 家財の1／3以上の損害

150万円以内

イ 住居の半壊

170万円以内

ウ 住居の全壊

250万円以内

エ 住宅全体の滅失もしくは流出又はこれと同等と認められる特別の事情が認められる場合

350万円以内

（3）上記（1）と（2）が重複した場合

ア (1) と (2) のアの重複

250万円以内

イ (1) と (2) のイの重複

270万円以内

ウ (1) と (2) のウの重複

350万円以内

(4) 次のいずれかの事由に該当する場合であって被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

ア (1) 該当せず、(2) のイの場合

250万円以内

イ (1) 該当せず、(2) のウの場合

350万円以内

ウ (1) 該当し、(3) のイの場合

350万円以内

○貸付条件

(1) 貸付申請時期

被害を受けた後3か月以内

(2) 据置期間

3年(特別の事情がある場合5年)

(3) 償還期間

10年(うち据置期間3年)

(特例：据置期間5年償還期間5年)

(4) 償還方法

年賦、半年賦又は月賦

(5) 貸付利率

年3%以内。ただし、保証人を立てた場合は無利子。

第7項 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を市において支給する。

◆災害弔慰金◆

○対象となる災害

- 1 市の区域内において、住居滅失世帯数が5以上である場合
- 2 山口県内において、住居滅失世帯数が5以上の市町が3以上ある場合
- 3 山口県内において、救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害
- 4 救助法による救助が行われた市町をその区域に含む都道府県が2以上ある場合

○根拠法令等

- 1 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)
- 2 実施主体

市（地域福祉課）

3 経費負担

国 2 / 4

県 1 / 4

市 1 / 4

○支給対象者

死亡者の配偶者

〃 子

〃 父母

〃 孫

〃 祖父母

〃 死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていたものに限る）

○支給限度額

1 死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合

500万円以内

2 それ以外の場合

250万円以内

○支給制限・方法等

1 支給の制限

（1）死亡が本人の故意又は重大な過失による場合（市長の判断による。）

（2）次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合

ア 警察表彰規則

イ 消防表彰規定

ウ 賞じゅつ金に関する訓令

（3）その他市長が支給を不適當と認める場合

2 支給の方法等

市が被害の状況、遺族の状況等、必要な調査を行い支給する

◆災害障害見舞金◆

○対象となる災害

1 市の区域内において、住居滅失世帯数が5以上である場合

2 山口県内において、住居滅失世帯数が5以上の市町が3以上ある場合

3 山口県内において、救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害

4 救助法による救助が行われた市町をその区域に含む都道府県が2以上ある場合

○根拠法令等

1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

2 実施主体

市（地域福祉課）

3 経費負担

国 2 / 4

県 1 / 4

市 1 / 4

○支給対象者

対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき次に掲げる程度の障害を有する場合支給する。

ア 両眼が失明した者

イ 咀嚼及び言語の機能を廃した者

ウ 神経系等の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者

エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者

オ 両上肢をひじ関節以上で失った者

カ 両上肢の用を全廃した者

キ 両下肢をひざ関節以上で失った者

ク 両下肢の用を全廃した者

ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

○支給限度額

1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合

250万円以内

2 それ以外の場合

125万円以内

○支給制限・方法等

1 支給の制限

（1）障害が本人の故意又は重大な過失による場合（市長の判断による。）

（2）次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合

ア 警察表彰規則

イ 消防表彰規定

ウ 賞じゅつ金に関する訓令

（3）その他市長が支給を不適当と認める場合

2 支給の方法等

市が被害の状況、遺族の状況等、必要な調査を行い支給する。

第8項 被災者等に対する援護措置

- 1 市（地域福祉課）は、罹災（火災を含む）した者に対して「宇部市災害弔慰金の支給等に関する条例及び同条例施行規則」に基づき見舞金を支給する。

対象となる事項	金額
住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき30,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき20,000円
床上浸水	1世帯につき10,000円
死亡	死亡者1人につき50,000円

*床上浸水については、山口県内のいずれかの市町において災害救助法に基づく救助が行われた場合又は当該災害の発生により宇部市が山口県地域防災計画に基づく義援金品の配分を受けた場合に限る。

- 2 県（厚政課）は、被災した者に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき見舞金を支給する。

対象となる事項	金額
住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき100,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき100,000円
死亡	死亡者1人につき100,000円
重傷者	重傷者1人につき50,000円

- 3 災害の定義、対象事項、支給制限等については、資料編による。

[資料] 4-1-4 県災害見舞金支給要綱

[資料] 4-1-5 市災害弔慰金の支給等に関する条例

[資料] 4-1-6 市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第9項 その他の生活支援

1 物価安定対策

災害等発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱等が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響がでることが考えられる。

このため、消費者保護の観点から、次の対策を講ずる。

(1) 相談体制

ア 既設の「物価ダイヤル」の機能を充実し、被災者総合相談窓口及び消費生活センターにおいて市民からの苦情、相談に対応する。

イ 売惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為においては、是正指導を行う。

(2) 物価の安定と物資の安定供給

物価の安定を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

ア 県職員による調査・監視

生活関連物資及び応急復旧資材、緊急生活物資等について、関係対策部の応援を受けて、店頭価格、需給動向を調査する。

イ 民間調査員による調査・監視

(ア) 市、県及び国があらかじめ委嘱している「価格調査員」、「くらしの相談員」、「物価調査モニター」、「物価モニター」の協力を得て、価格及び需要動向の調査をする。

(イ) 住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、家賃状況の動向把握について、山口県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅取扱業者に対する高騰抑制の要請・指導等を実施する。

(3) 国への要請

物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じ、国に対し「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」及び「国民生活安定緊急措置法」の発動並びに公共料金の値上げの凍結等必要な措置について実施するよう要請する。

2 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策（宇部郵便局）

災害時において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便業務関係

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2) 為替貯金業務関係

ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し

イ 郵便貯金及び国債等の非常貸付け

ウ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

エ 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配分

オ 国債等の非常買取り

(3) 簡易保険業務関係

ア 保険料払込猶予期間の延伸

イ 保険料前納払込みの取り消しによる保険還付金の即時払

ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払

エ 解約還付金の非常即時払

オ 保険貸付金の非常即時払

3 放送受信料の免除（日本放送協会山口放送局）

災害救助法による救助が行われた区域内で半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、2か月間放送受信料を免除。そのほか非常災害があった場合、総務大臣が承認した放

送受信契約の範囲及び期間につき、放送受信料を免除。

4 電話料金等の免除（西日本電信電話株式会社）

災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

第2節 被災者生活再建支援法

第1項 目的等

1 目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から搬出した基金を活用して、被災者生活再建支援金（以下、「支援金」という。）を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2 対象となる自然災害

対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害。火災・事故等人為的な原因により生じる被害は含まれないが地震に伴う大規模な火災等自然現象に起因するものについては対象となりうるものである。

また、対象となる自然災害の程度については、次のとおりとする。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

これに準ずる自然災害として、次のものがある。

- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害
(3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害
(4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
(5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

3 対象となる被災世帯

被災世帯とは政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって(1)から(5)までに掲げるものをいう。

- (1) 当該自然災害により居住する住宅が全壊した世帯
(2) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊により危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
(3) 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわ

たり継続することが見込まれる世帯

- (4) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯

((2) 及び (3) に掲げる世帯を除く。第2項において「大規模半壊世帯」という。)

- (5) 半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが、相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

4 住宅の被害認定

住宅の被害認定は、統一基準（「災害の被害認定基準の統一について〔昭和43年6月14日内閣総理大臣官房審議室長通知〕」）により市（資産税課、市民税課、収納課等）が行い、市（地域福祉課）が報告し、県は責任をもって取りまとめるものとする。被害認定にあたっては、その重要性に鑑み、迅速かつ適正に行うよう努めなければならない。

なお、全壊には全焼、全流失が、半壊には半焼が含まれるものとする。

第2項 支援金の支給

1 支給要件等

- (1) 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。
- (2) 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（(5)において「単数世帯」を除く。以下第2項において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては50万円）に第1項の3に該当する被害世帯が(1)から(3)までの一に掲げる世帯であるとき、それぞれアからウまでに定める額を加えた額とするものとする。
- ア その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
- イ その居住する住宅を補修する世帯 100万円
- ウ その居住する住宅（公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃貸する世帯 50万円
- (3) (2)にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により2のアからウまでのうち2つ以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金は100万円（大規模半壊世帯にあつては50万円）に(2)のアからウまでに定める額のうち高いものを加えた額とするものとする。
- (4) (2) 及び (3)にかかわらず第1項の3に該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、300万円を超えない範囲内で政令で定める額とするものとする。
- (5) 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、(2) から (4) までによる額の3/4とすること。

(6) 支援金支給の申請（施行令第4条）

ア申請窓口 市町村

イ申請時の受付書面

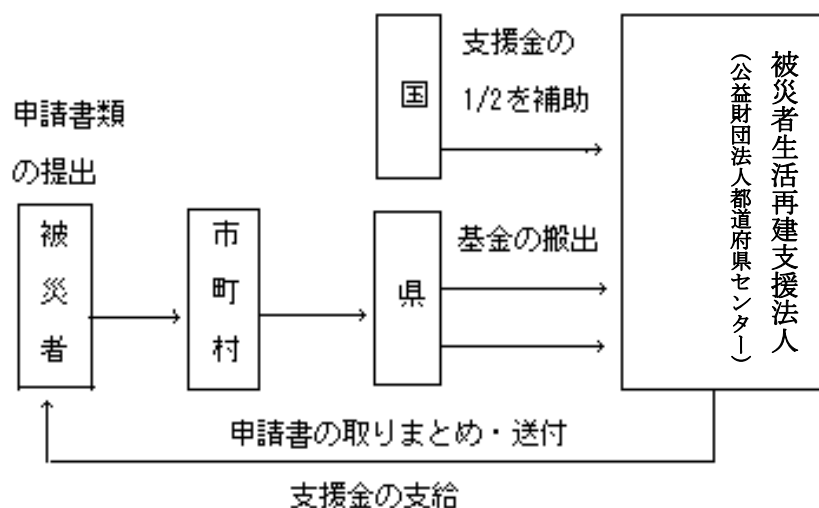
(ア) 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等

(イ) 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等） 等
ウ申請機関

(ア) 基礎支援金：災害発生日から１３月以内

(イ) 加算支援金：災害発生日から３７月以内

(7) 支援金支給の仕組み



第3項 支援金の支給額

支給額は以下の２つの支援金の合計額となる

(※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額)

1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (3 (1) に該当)	解体 (3 (2) に該当)	長期避難 (3 (3) に該当)	大規模半壊 (3 (4) に該当)
支給額	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円

※「中規模半壊世帯」は支給なし

2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	２００万円	１００万円	５０万円

※「中規模半壊世帯」は上記の１／２の額

※一般住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００（又は１００）万円（「中規模半壊世帯」は１／２の額）

第3節 義援金及び見舞品の受入れ・配分

第1項 義援金品の受付（出納室、地域福祉課）

- 1 義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想され、各機関は、発生後概ね12時間以内に受付窓口を開設するものとする。
- 2 小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要とするものに限定する。
- 3 義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図るものとする。
- 4 受付にかかる各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	措置内容
市	(1) 義援金品の受付窓口を開設する。 (2) 市が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。 (3) 義援品の保管場所、集積場所を指定し、管理責任者を配置する。
県	(1) 義援金品の受付のため、災害救助部は受付窓口を県庁内に開設する。 (2) 義援金受付のために普通預金口座を開設する。 (3) 県が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。 (4) 義援品の受入れについては、あらかじめ指定している緊急輸送拠点のうちから適当な箇所を選び、管理責任者を配置する。 なお、義援金品の受付は、短期間のうちに正確かつ迅速に行う必要があることから、他の部からの応援を得て実施する。 また、市町からの応援要請についても対応できる体制を確立する。
日赤山口県支部	県民及び他の都道府県から日赤に寄託された義援金について、日赤山口県支部及び市において受け付ける。 ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

第2項 義援金品の保管

被災地に寄せられた義援金品は、被災者に配布するまでの間、善良なる管理のもとに保管する。

機関名	措置内容
市	1 義援金 義援金については、被災者に配分するまでの間、市長名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。 2 義援品 義援品は、市が直接受領したもの及び県が受入れ、配送されるものも併せて、あらかじめ定めている保管場所に保管する。

	ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。
県	1 義援金 災害救助部が受け付けた義援金については、被災地区の市町に配分するまでの間、会計管理者名義の普通預金口座を設け、預金保管する。 2 義援品 他県及び外国等からの義援品については、あらかじめ定めている緊急輸送拠点（広域輸送基地）のうちから最も被災地に近い箇所を保管場所として、市町に配分するまでの間一時保管する。 ただし、災害の状況によっては、県出先機関の庁舎等に一時保管することもある。
日赤山口 県支部	1 義援金 日赤山口県支部が受け付けた義援金については、口座を開設し保管する。 2 義援品 義援品を分配するまでの一時保管場所として、日赤山口県支部の倉庫をあてるが、状況によっては、市及び県に集積可能な場所の確保を要請する。

第3項 義援金品の配分及び輸送

義援金品の配分については、配分委員会等により公平かつ適正に配分する。

機関名	措置内容
市	市長は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を設置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配布するものとする。 1 義援金 (1) 市に直接寄託された義援金及び県、日赤山口県支部等から送金を受けた義援金について、罹災証明書をもとに被災者に直接又は指定の口座に送金するものとする。 (2) 罹災証明書の発行が迅速に行われるよう、必要な体制の確立及び手続の簡素化等の措置を講ずる。 2 義援品 (1) 義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮の上、配布する。 (2) 配布に当たっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て被災者に配布する。
県	1 災害が複数の市町にわたる場合において、県が受け付けた義援金品の被災市町への配布決定は、配分委員会等において行う。 2 義援品は、必要車両を借り上げ、市町が指定する場所まで輸送し、市町に引き渡すものとする。
日赤山口 県支部	1 日赤山口県支部に寄託された義援金の市町への配分については、配分委員会において行う。 ただし、災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。

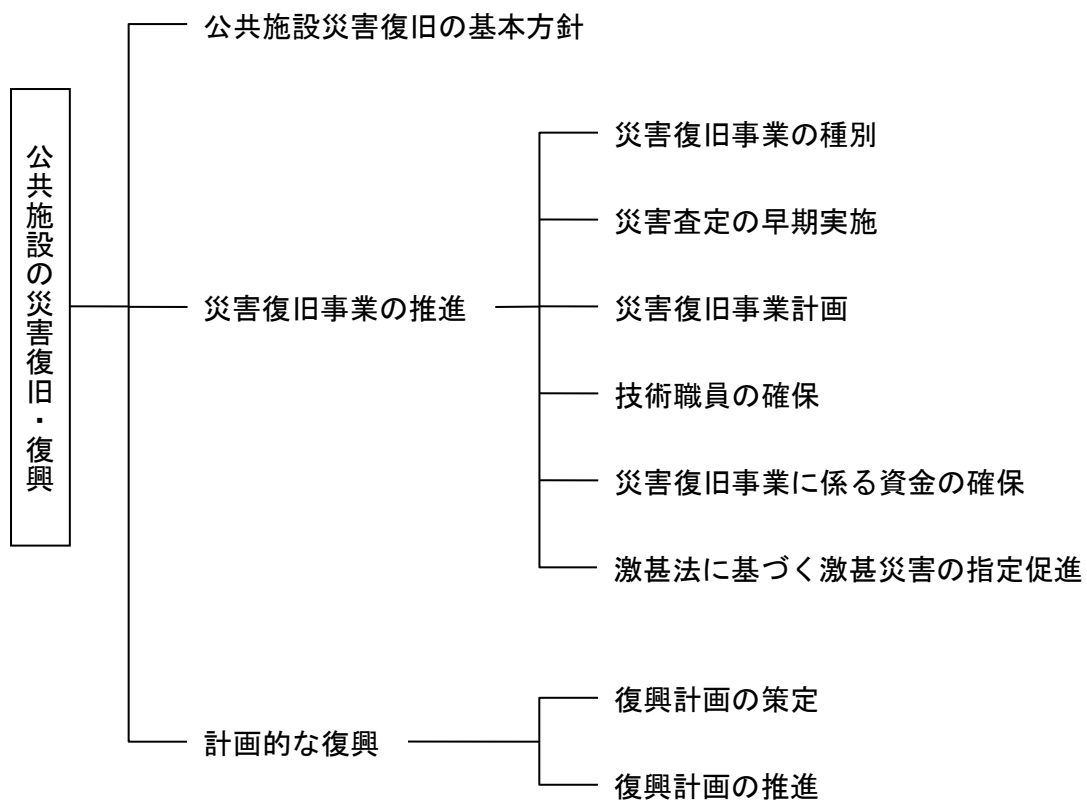
	2 義援金は、上記の決定に基づき、被災市町へ送金する。
--	-----------------------------

第4節 生活必需品、復旧資材等の供給

県（県民生活課・産業労働部・農林水産部・土木建築部）は、次の措置を講じる。

- 1 生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。
- 2 特定物資の指定等
状況により特定物資の指定を行い、適正価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告又は公表を行う。
- 3 関係機関等への協力要請
生活必需品、復旧資材等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他県、事業者及び関係団体等に対して、必要に応じ次の協力要請を行う。
 - (1) 情報提供
 - (2) 調査
 - (3) 集中出荷
 - (4) その他の協力

第3章 公共施設の災害復旧・復興



第1節 公共施設災害復旧の基本方針

災害により被災を被った公共施設の復旧は、第3部による応急対策を講じた後実施することになる。被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止を考慮に入れ、必要な改良復旧、災害に対する安全性の確保、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するように努めるものとする。

第2節 災害復旧事業の推進

市及び県は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。

第1項 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧は、概ね次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業
 - (2) 海岸公共土木施設災害復旧事業
 - (3) 砂防設備公共土木施設災害復旧事業
 - (4) 林地荒廃防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (5) 地すべり防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (7) 道路公共土木施設災害復旧事業
 - (8) 港湾公共土木施設災害復旧事業
 - (9) 漁港公共土木施設災害復旧事業
 - (10) 水道施設災害復旧事業
 - (11) 下水道公共土木施設災害復旧事業
 - (12) 公園公共土木施設災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 社会福祉施設災害復旧事業
- 5 公立学校災害復旧事業
- 6 公営住宅災害復旧事業
- 7 公立医療施設災害復旧事業
- 8 その他の災害復旧事業

第2項 災害査定の早期実施

市並びに県は、災害発生後できるかぎり速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努めるものとする。

なお、査定に当たっては、事前打ち合わせ制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

第3項 災害復旧事業計画

- 1 災害復旧に当たっては、原状回復を基本としつつも再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- 2 復旧事業の計画に際しては、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図る。なお、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
- 3 災害復旧に当たっては、事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに、環境汚染の未然防止等住民の健康管理についても配慮する。

第4項 技術職員の確保

被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、関係機関に応援派遣を求めて、技術職員の確保を図るものとする。

- 1 市災害復旧事業
市において、技術職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町又は県職員の派遣を求めて対処するものとする。
この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。
- 2 県営災害復旧事業
被災地所管出先機関の職員に不足を生ずるときは、被災地域外県出先機関又は本庁から所要数の職員を派遣し対応するものとし、それでもなおかつ不足するときは国のあっせんによる他県からの派遣職員をもって充足するよう措置するものとする。

第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

市及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の同意等、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

- 1 国庫負担又は補助
法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のとおり。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 売春防止法
- (16) 老人福祉法
- (17) 水道法
- (18) 下水道法
- (19) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱
- (20) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
- (21) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (22) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知）

2 地方債

災害復旧事業等の対象となる地方債としては、次のとおり。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 一般単独災害復旧事業債
- (4) 地方公営企業災害復旧事業債
- (5) 災害復旧事業債
- (6) 小災害復旧事業債
- (7) 歳入欠かん債等

3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、市及び県は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。

1 激甚災害に関する調査

- （１）市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。
- （２）県は、市からの被害報告検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、激甚法に定める必要な調査を行い、必要資料の調製等を行う。

2 激甚災害に対する特別な財政措置

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関等災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 - （ア）地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業
 - （イ）都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業

（２）農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例
（天災融資法が発動された場合適用）

（３）中小企業に関する特別の助成等

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

（４）その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例

- カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 計画的な復興

大規模な災害により地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから市及び県は、連携を図り、復興計画を作成するとともに、推進体制の整備をし、計画的な復興を進める。

第1項 復興計画の策定

1 計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。

2 計画策定の目標

再度災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

3 復興計画の策定

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画策定に当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を基本的な目標とする。
- (3) ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図り、進める。
- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により解消に努める。

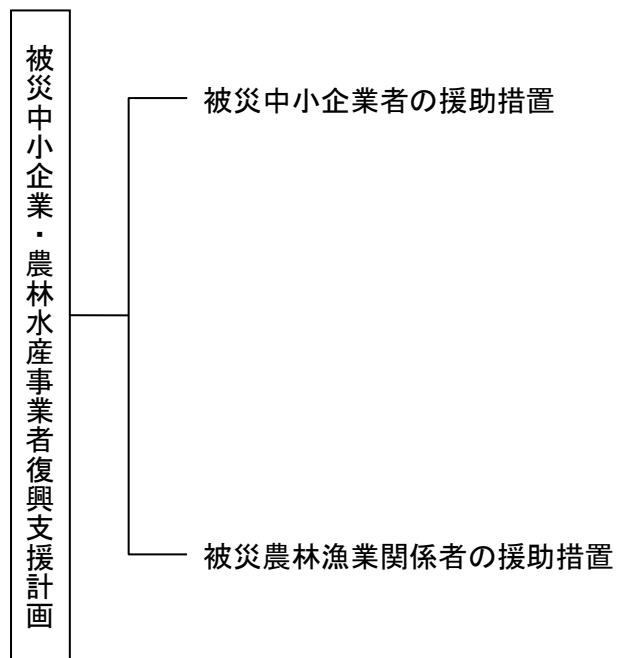
4 住民への情報提供

復興計画の策定に当たっては、住民への情報提供をし、コンセンサスづくりに努めるものとする。

第2項 復興計画の推進

事業実施に当たっては、市、県等関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図る。

第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画



第1節 被災中小企業者の援助措置

県（経営金融課）

- 1 ㈱日本政策金融公庫及び㈱商工組合中央金庫の政府系金融機関等の貸付制度による融資を促進するため、これら関係機関に対して、必要な要請を行う。
- 2 必要に応じて、県独自の融資制度を設け、被災者に対して低利、長期の融資を行う。
- 3 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増大を要望し、協力を求める。
- 4 地元銀行、その他の金融機関に対して、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- 5 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定に必要な措置を講ずる。
- 6 金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について、特別の取扱いを行うよう要請する。
- 7 中小企業関係の被害状況について迅速な調査を行い、再建のための資金需要について、速やかに把握する。
- 8 市町及び中小企業関係団体を通じて、災害時の特別措置について、中小企業者に対して周知、徹底を図る。

第2節 被災農林漁業関係者の援助措置

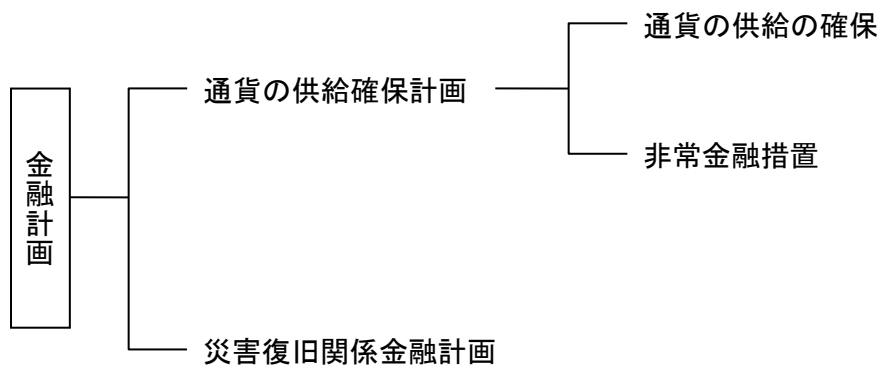
災害等により、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持、回復と経営の安定化を図るため、県は必要な資金の確保措置について迅速、適切に対処する。

県（農林水産政策課・ぶちうまやまぐち推進課・水産振興課）

- 1 農林漁業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者及び被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導、あっせん。
- 2 被害農林漁業者又は被害組合に対する、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による、経営資金等の融資措置の促進及び利子補給並びに損失補償の実施。
- 3 被害農林漁業者に対する、株式会社日本政策金融公庫法に基づく、災害復旧資金の融資のあっせん並びに既往貸付金の償還期限の延長措置等。

- 4 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請。
- 5 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく災害補償業務の迅速、適正化の要請。

第5章 金融計画



第1節 通貨の供給確保計画

日本銀行下関支店は、被災地域における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講ずるものとする。

第1項 通貨の供給の確保（日本銀行下関支店）

1 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

2 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信手段の活用を図る。

3 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関等と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あつせん、指導等を行う。

また、必要に応じて金融機関相互の申し合わせなどにより営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

第2項 非常金融措置

1 金融機関による非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関等と協議の上、金融機関相互の申し合わせなどにより、次のような非常措置をとるよう、あつせん、指導を行う。

- (1) 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

2 金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について、関係行政機関と協議の上金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

第2節 災害復旧関係金融計画

日本銀行下関支店は、被災地における金融秩序を維持し、災害復旧・復興に必要な金融の

適正を期するため、被害状況及び復旧関係の資金需要の調査、把握に努め、必要と認められる復旧資金の融通について、金融機関等の迅速適切な措置がとられるよう指導する。